

水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市



清須市

第2次 総合計画

平成28年12月



水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市



清須市

第2次 総合計画

平成28年12月



ごあいさつ



平成17年7月7日の西枇杷島町、清洲町及び新川町の3町合併により誕生した清須市は、平成21年10月の春日町との合併を経て、市制施行から11年が経過しました。この間、平成19年度から10年間の清須市の行政運営の基本的な指針として定めた「清須市第1次総合計画」に基づき、「安心」・「快適」・「創造」・「責任」の4つの基本理念のもと、「水と歴史に織りなされた 安心・快適な環境都市」の実現を目指して、新市の礎を着実に築き上げてまいりました。こうした中、来年1月には、市役所北館が供用開始となり、合併以来の懸案であった本庁方式へと移行いたします。

一方で、現在の清須市を取り巻く環境は、新市が誕生した当時とは大きく変化しており、次の新たな課題に直面しております。

1点目は人口減少・少子高齢化であります。平成27年の国勢調査において日本の総人口が初めて減少するなど、国・地方を通じて人口減少の克服が大きな政策課題となっております。清須市においても、平成32年をピークとして減少局面を迎えることが予想されており、今の段階から長期的な展望をもって、人口減少対策に取り組むことが必要です。

2点目はリニア中央新幹線の開業であります。平成39年に予定されている東京-名古屋間の開業により、名古屋都市圏は東京40分圏に位置付けられることとなります。名古屋駅に至近の清須市としては、リニアがもたらす様々なインパクトを、積極的にまちづくりへ生かしていく必要があります。

3点目は市町村合併に対する財政措置の終焉であります。普通交付税の合併算定替が平成32年度をもって完全に終了するなど、今後迎える市町村合併に対する財政措置の終焉は、清須市の行財政運営上の大きな課題です。この点を踏まえて、これまで以上に、経営的な視点をもって、計画的・効率的な行財政運営を進めていくことが必要です。

こうした課題認識のもと、これまで築き上げてきたまちづくりの成果を基盤として、未来に向かって更なる前進を図っていくため、このたび「清須市第2次総合計画」を策定いたしました。

第2次総合計画では新たな基本理念として、「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」の4つを掲げました。市民の皆様暮らしの基盤となる「安心」・「快適」の確保に引き続き全力で取り組むとともに、より清須市らしさを発揮するため、市の個性である水と歴史を生かして、市の「魅力」を一層高めていきたいと考えております。

また、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、行政としての役割を果たしていくためには、市民の皆様や、企業・団体の皆様との「連携」をこれまで以上に推し進めていく必要があると考えております。加えて、人口減少社会を迎える中であって、将来世代に過度の負担を残さず、若い世代が希望をもって暮らすことができる、未来へと「つながる」まちづくりも進めていかなければなりません。

市民の皆様お一人おひとりが、自分らしくいきいきと暮らすことができ、地域全体に活気が満ち溢れた「水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市」の実現を目指して、この第2次総合計画で掲げる政策・施策の推進に全力で取り組んでまいります。引き続き、市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年12月

清須市長 加藤 静治

総目次

序 論	
Ⅰ 総合計画策定の趣旨	3
Ⅱ 総合計画の構成・計画期間	4
Ⅲ 清須市の位置・地勢・面積、歴史・沿革	6
基本構想	
Ⅰ 清須市の基本理念	11
Ⅱ 清須市の将来像	13
Ⅲ 行政運営の方針	15
Ⅳ 7つの政策(施策の指針)	17
基本計画	
Ⅰ 清須市の現状と今後の見通し	21
(1)人口	21
(2)世帯	26
(3)地価動向	26
(4)7つの政策分野における現状	28
(5)財政状況	46
(6)リニア中央新幹線の開業による影響等(リニア・インパクト)	52
Ⅱ 土地利用方針	55
Ⅲ 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	56
Ⅳ 7つの政策の実現に向けた37の施策	58
(1)政策体系	58
(2)施策の概要	59
(3)施策ページの見方	60
(4)37の施策	62
(5)7つの政策の実現に向けた市民の声	138
Ⅴ 基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行	143
(1)三層構造の計画体系の構築	143
(2)計画体系に即した行政評価の実施	144
(3)マネジメントサイクル	144
資 料	
1. 清須市第2次総合計画の策定のながれ	146
2. 清須市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例	148
3. 清須市総合計画審議会設置条例	148
4. 清須市総合計画審議会委員名簿	150
5. 清須市総合計画審議会開催状況	151
6. 清須市第2次総合計画の策定について(諮問)	155
7. 市民参画会議の開催概要	156
8. 市民満足度調査の結果概要	158
9. 清須市第2次総合計画市民説明会の開催概要	187
10. パブリック・コメントの結果概要	192
11. 清須市第2次総合計画の策定について(答申)	198

清須市第2次総合計画

序 論

I 総合計画策定の趣旨 ————— 3

II 総合計画の構成・計画期間 ————— 4

III 清須市の位置・地勢・面積、歴史・沿革 — 6



清須市本庁舎増築・改修工事 絵画コンテスト
テーマ「あなたが思い描く清須市」 小学生の部・最優秀賞

I 総合計画策定の趣旨

2007(平成19)年3月に策定した「清須市第1次総合計画」は、2007(平成19)年度から10年間の清須市の行政運営の基本的な指針として、地方行政を取り巻く環境の変化の中、2005(平成17)年7月に西枇杷島町、清洲町及び新川町の合併により誕生し、2009(平成21)年10月の春日町との合併を経て、現在に至る清須市の発展の礎を築く上で、重要な役割を果たしてきましたが、2016(平成28)年度をもって、その計画期間の満了を迎えることとなります。

こうした中、2011(平成23)年5月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、総合計画(市町村基本構想)の法的な策定の義務付けは廃止されましたが、清須市においては、引き続き、行政運営の基本的な指針として、以下の観点から総合計画を策定します。

観点① 長期的な視点に立ち、市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定める

第1次総合計画で定める基本理念や将来像は、市町村合併時に策定した「新市建設計画」及び「新市基本計画」における新市のまちづくりの方針を尊重・継承して定めたものであり、これらは5年、10年といった短期・中期的な視点ではなく、長期的な視点に立って、その実現を目指していくべきものであると考えます。

第2次総合計画は、第1次総合計画の基本理念や将来像を継承することを基本としつつ、引き続き長期的な視点に立って、市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定める計画と位置付けます。

観点② 目標の実現に向けた政策・施策・事業を最適に展開するための、行政運営マネジメントの基軸とする

これまで、第1次総合計画に基づき、地方行政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、計画的な行政運営を推進してきたところですが、今後を見据えると、市町村合併に対する財政措置の終焉など、より一層の環境の変化が予想されます。

いかなる状況下に置かれても、長期的な視点に立って目標を実現するためには、市役所が一丸となって、あらゆる分野における政策・施策・事業を、最も効果的な形で展開していかなければなりません。そのためには、行政が有する経営資源をより効率的に配分する仕組みとして、計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)のPDCAサイクルを確立することが不可欠であり、第2次総合計画はこうした「行政運営マネジメント」の基軸として位置付けます。

II 総合計画の構成・計画期間

(1) 計画の構成

本計画は、行政運営マネジメントの基軸として、より実効性のある計画とするため、「基本構想」-「基本計画」-「実施計画」の三層構造の計画とします。なお、「実施計画」については、予算編成にあわせて毎年度作成(ローリング)します。

基本構想

基本構想は、今後の清須市のまちづくりの方向性を示すもので、市の「基本理念」と「将来像」を定めるとともに、その実現に向けた基礎となる「行政運営の方針」を定めるものです。

さらには、「将来像」の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの目標となる、「7つの政策(施策の指針)」を定めるものです。

基本計画

基本計画は、基本構想で掲げる政策に基づいて、施策・事業を展開していくにあたり、清須市の役割や組織に応じて施策を体系的に整理した上で、施策ごとに、明確な目標と、その目標の実現に向けた施策の方向性を定めるもので、清須市の行政運営マネジメントの核となる計画です。

実施計画

実施計画は、基本計画で定める施策の方向性に即して、具体的な事務事業を着実に実施していくため、毎年度の予算編成と連動させながら、その進捗を適切に管理する計画です。

(2) 計画の期間

「基本構想」において、長期的な視点に立った将来に実現するまちの姿を描いた上で、施策ごとの目標と方向性を定める「基本計画」については、計画の進捗状況や社会情勢の変化等、さらには関連する個別計画の見直し等に的確に対応するため、前期・後期に分けることとします。

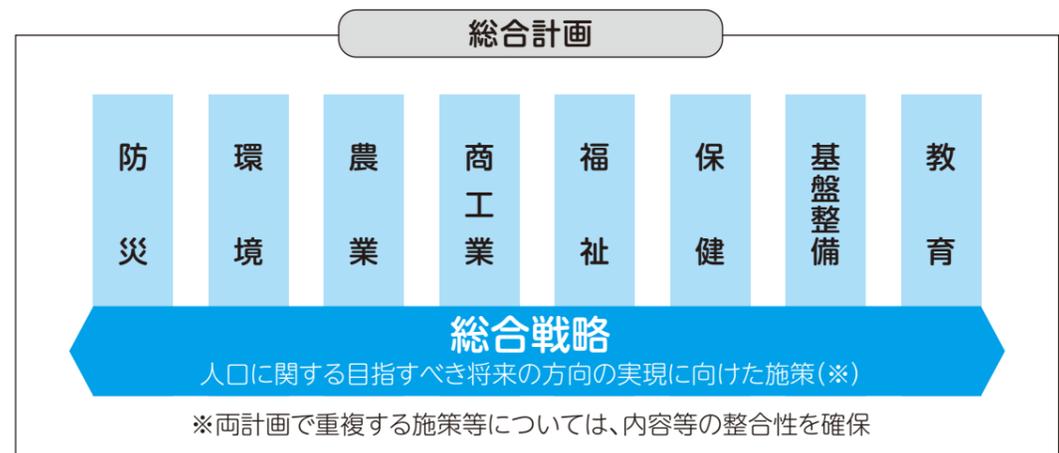
その上で、清須市のまち・ひと・しごと創生に向けた具体的な対策をまとめた「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2016(平成28)年2月策定)との一体的な推進を図るため、次のように計画期間を設定します。

基本構想	2017(平成29)年度から2024(平成36)年度まで[8年度間]
基本計画	[前期]2017(平成29)年度から2019(平成31)年度まで[3年度間] [後期]2020(平成32)年度から2024(平成36)年度まで[5年度間]

■総合計画と総合戦略の計画期間



■総合計画と総合戦略の関係(イメージ)



Ⅲ 清須市の位置・地勢・面積、歴史・沿革

(1) 位置・地勢・面積

清須市の区域は、愛知県西部、尾張平野のほぼ中央に位置し、南部は名古屋市に、北部は一宮市、稲沢市及び北名古屋市に、東部は名古屋市に、西部はあま市に隣接しています。

地形は比較的平坦で、庄内川の下流域にあり、ほとんどの地域が海拔10m未満となっています。また、庄内川のほかには新川、五条川などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれ、四季折々の風景を楽しむことができます。

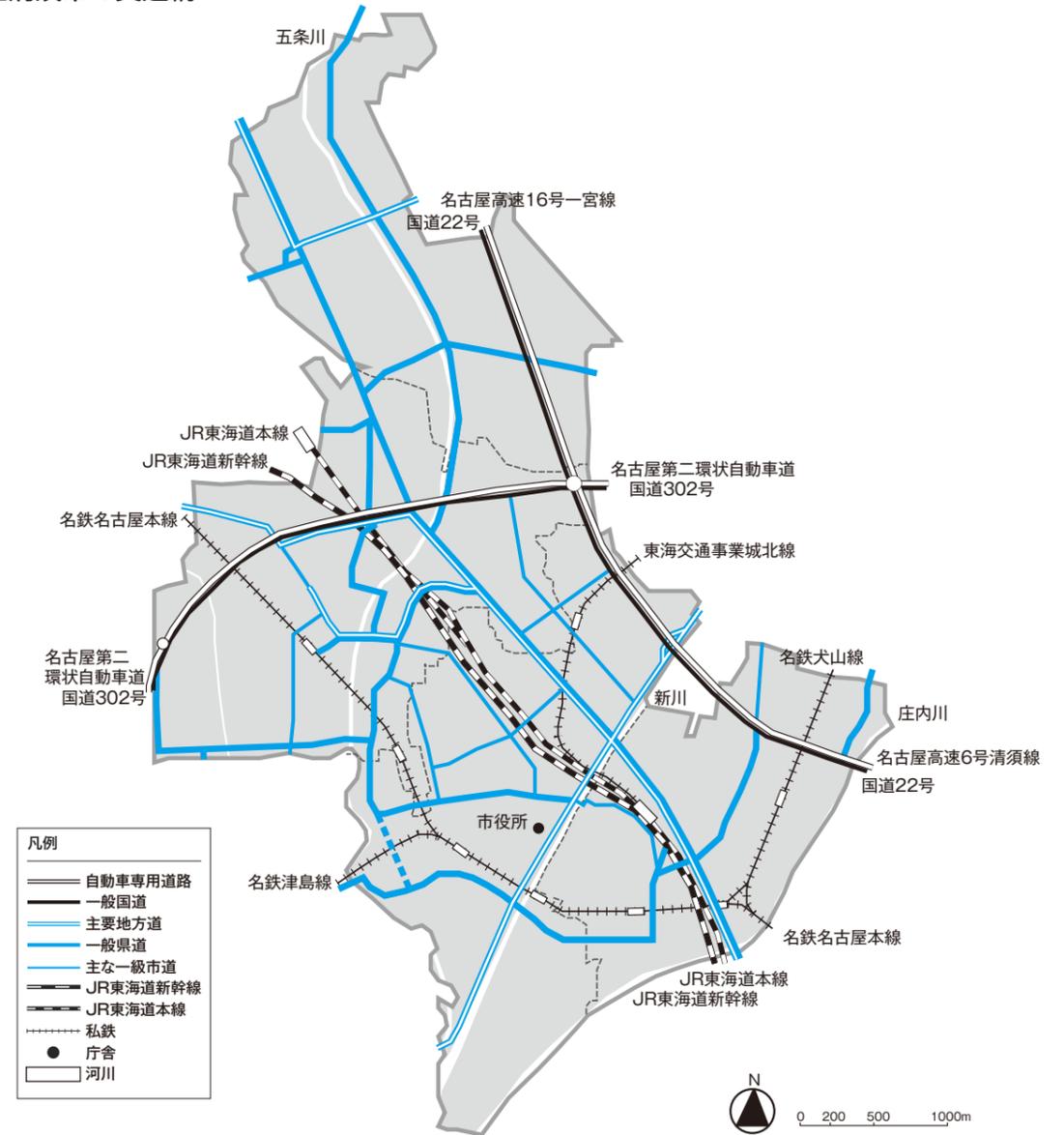
交通は広域の利便性に恵まれ、JR東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、名古屋第二環状自動車道、名古屋高速6号清須線・16号一宮線、国道22号・302号などの道路網により周辺都市との連携が図られています。

清須市の総面積は1,735haで、東西約5.5km、南北約8.0kmの広がりを持ち、愛知県の面積の0.34%に当たります。地目別では、宅地(46.5%)が最も多く、次に道路(18.9%)、農地(16.1%)、水面・河川・水路(6.2%)、その他(12.3%)となっています。

■清須市の位置



■清須市の交通網



■清須市の地目別土地利用面積

単位:ha、%

	総面積	宅地		農地		森林・原野等	道路	水面・河川・水路	その他②
		住宅地	その他①	田	畑				
清須市	1,735	452	354	132	148	—	327	108	214
構成比	100.0	26.1	20.4	7.6	8.5	—	18.9	6.2	12.3

※「その他①」は「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地など。「その他②」は総面積から「宅地」、「農地」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたもの。

資料:愛知県振興部土地水資源課「土地に関する統計年報(平成27年版)」

(2) 歴史・沿革

① 近代以前

清須市の区域の歴史ははるか遠く、尾張平野最大の遺跡である朝日遺跡に集落が開かれた弥生時代までさかのぼります。

市内には、室町時代のはじめ守護所下津城の別郭として築かれ、1555(弘治元)年に戦国武将織田信長公が那古野城から入城した清洲城など、数多くの歴史資源が残っており、慶長年間には城下町一帯が「関東の巨鎮」と称され、文化の中心地として、また尾張の要所として栄えた歴史をもっています。

また、名古屋と中山道を結ぶ最も重要な道路であった美濃路は、関ヶ原の合戦で勝利を取めた徳川家康公が通った吉例街道とされ、江戸時代には、数多くの大名たちが縁起を担いで通り、家康公の命により開設された青物市場とあわせ、宿場町として大いに栄えました。

江戸時代初期より宮重大根の栽培が始まり、尾張徳川家にも献上されており、江戸時代中期には全国に知れ渡るところとなりました。また、このころは、庄内川の氾濫により幾度となく水害にあった当地に、多くの農民や地元の役人たちの尊い汗と犠牲により、1787(天明7)年に新川が竣工されました。その他、江戸時代に製作され、200年以上の歴史を誇る山車が練り歩く尾張西枇杷島まつりは、郷土の伝統文化として現代に継承されています。

② 近代以後

近代に入ると、1880(明治13)年に春日井郡が東西の二郡に分かれて西春日井郡が誕生した後、西春日井郡の町村で合併が繰り返されてきました。

西枇杷島町は、1889(明治22)年、下小田井村、小場塚新田村の合併により誕生しています。清洲町は、1906(明治39)年、朝田村、一場村及び清洲町が合併して清洲町となった後、1943(昭和18)年までに大里村や甚目寺町の一部と合併しています。また、新川町は、1889(明治22)年、土器野新田村、上河原村、中河原村及び下河原村が合併して新川村となった後、1890(明治23)年に町制が施行され、さらに1906(明治39)年、桃栄町、寺野村及び阿原村と合併しています。春日町は、1889(明治22)年、下之郷村、落合村が合併し、春日村が誕生し、1990(平成2)年に町制が施行されました。

そして、2005(平成17)年7月7日に西枇杷島町、清洲町及び新川町が合併して清須市が誕生した後、2009(平成21)年10月1日、清須市と春日町が合併し、現在に至っています。

清須市第2次総合計画

基本構想

I 清須市の基本理念	11
II 清須市の将来像	13
III 行政運営の方針	15
IV 7つの政策(施策の指針)	17



清須市本庁舎増築・改修工事 絵画コンテスト
テーマ「あなたが思い描く清須市」 中学生の部・最優秀賞

I 清須市の基本理念

2005(平成17)年7月の西枇杷島町、清洲町及び新川町の合併に際して策定した「新市建設計画」(計画期間:2005(平成17)~2020(平成32)年度)及び2009(平成21)年10月の清須市と春日町の合併に際して策定した「新市基本計画」(計画期間:2009(平成21)~2019(平成31)年度)の中では、「安心」・「快適」・「創造」・「責任」の4つの基本理念を掲げており、第1次総合計画はこの基本理念を継承して策定しています。

第2次総合計画においては、これまでの経緯を踏まえるとともに、長期的な視点に立ってまちづくりを進めていくため、第1次総合計画の基本理念を継承することを基本とします。その上で、市民ニーズの多様化・高度化、市町村合併に対する財政措置の終焉、まち・ひと・しごと創生の推進、リニア中央新幹線の開業など、今後の清須市を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、より清須市らしさを発揮するため、まちづくりの基本理念として、「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」の4つの基本理念を定めます。

安心 災害や犯罪から生命・財産を守り、暮らしの「安心」を確保します

- 災害や犯罪、交通事故等から市民の生命・財産を守り、市民生活の「安心」を支えるまちづくりを進めます。
- 福祉サービスや保健医療体制の充実を図り、全ての市民が生涯に渡り「安心」して暮らすことができるまちづくりを進めます。
- 家庭や子どもを持ちたいと願う若い世代の希望を地域で支え、若い世代が暮らしやすく「安心」できるまちづくりを進めます。

快適 自然と共生しながら都市機能を更に高め、暮らしの「快適」を確保します

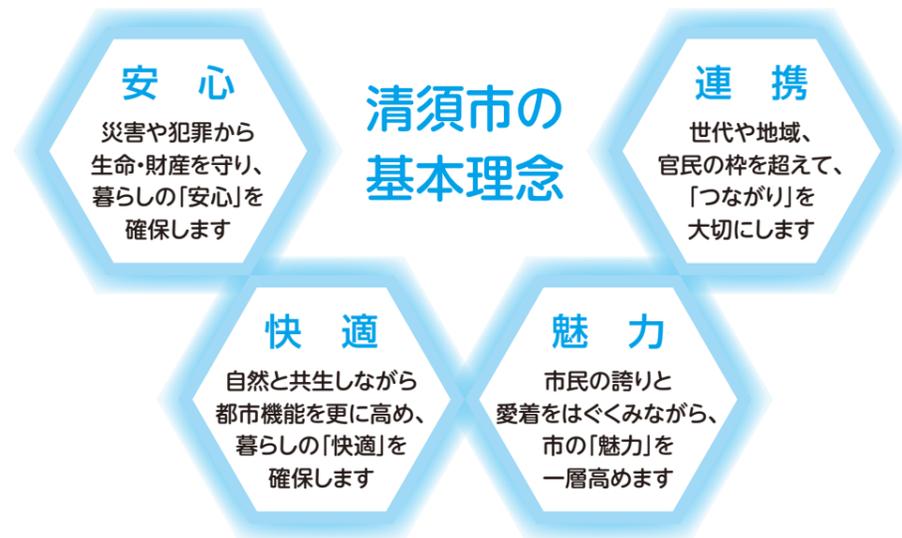
- 庄内川・新川・五条川に代表される水のある空間を大切に、自然と共生し、住みやすく、文化的環境が整った「快適」で調和のとれたまちづくりを進めます。
- リニア中央新幹線の開業も見据えて、名古屋市との近接性や広域的な交通利便性を更に生かした、便利で「快適」なまちづくりを進めます。

魅力 市民の誇りと愛着をはぐくみながら、市の「魅力」を一層高めます

- 連綿と続く地域の歴史や文化を大切に、その価値を見出し共有することで誇りと愛着をはぐくみながら、地域の「魅力」を高めるまちづくりを進めます。
- 企業や事業者が地域の特性を生かしながら、「魅力」に満ちた活動ができるまちづくりを進めます。
- 次世代を担う子どもたちをはじめとして、「魅力」ある人材を育てるまちづくりを進めます。
- 文化・スポーツ活動の充実を図り、「魅力」に溢れる市民生活が創造されるまちづくりを進めます。

連携 世代や地域、官民の枠を超えて、「つながり」を大切にします

- 世代や地域、官民の枠を超えて、幅広い層の市民・企業の交流や「連携」、協働を促進し、市の総合力を高めるまちづくりを進めます。
- 近隣市町との「連携」によって、市の個性を発揮しつつも、広域的な課題へ効果的・効率的に対応できるまちづくりを進めます。
- 将来世代に過度の負担を残さず、若い世代が希望をもって暮らすことができる未来へと「つながる」まちづくりを進めます。



II 清須市の将来像

(1) 目指す将来像

これからのまちづくりを進めるための大きな目標として、清須市が将来に実現するまちの姿を明らかにして、市民と目標を共有します。

新市建設計画及び新市基本計画並びに第1次総合計画で掲げる将来像「水と歴史に織りなされた 安心・快適な環境都市」を継承することを基本としつつ、新たな基本理念である「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」をもとに、これまで築き上げてきたまちづくりの成果を基盤として、更なる発展を遂げるため、将来に実現するまちの姿を、次のとおり定めます。

～清須市の将来像～

水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市

「水」、「歴史」といった清須市ならではの個性を今後も大切にするとともに、更に生かしていきながら、市民の「安心・快適」な暮らしが営まれることはもとより、地域全体に活気が満ち溢れ、市民も訪れる人も「元気」な都市の実現を目指します。

(2) 将来像が示すもの

「水」とは

- 庄内川・新川・五条川と豊かな水辺空間に象徴される清須市の特徴です。
- 水は、大きな恵みと豊かな個性をもたらす貴重な資源であるとともに、東海豪雨災害を経験した清須市にとっては、時に人知を超えた災害をもたらす原因ともなります。
- 過去の経験と教訓を忘れずしっかりと対応しながら、これからも水と共存していく必要があります。

「歴史」とは

- 美濃路や清洲城、朝日遺跡などの豊かな歴史的資源は、清須市のアイデンティティーの源であり、市民共通の貴重な財産です。
- 地域の歴史や伝統文化を守り育て、その魅力を生かすことを通じて、市の内外から多数の人が集まり、清須市の活性化につながるのみならず、市民の市への誇りと愛着がはぐまれることが期待されます。

「安心・快適で元気な都市」とは

- リニア中央新幹線の開業を契機として、更なる活性化が期待される名古屋大都市圏の中で、「水」と共存しながら、恵まれた立地条件を生かしていくことにより、「安心・快適」な暮らしが営まれます。
- 「安心・快適」な暮らしを基盤として、清須市の個性である「水」と「歴史」の二つの資源が織り重なることで、更に大きな恵みや「魅力」が創出され、市民の「つながり」が深まります。
- そこから生み出される地域全体の活力が、子どもからお年寄りまで、また、市民のみならず訪れる全ての人が、自分らしくいきいきと暮らし、活躍できる、「元気」な都市の実現につながります。



III 行政運営の方針

市町村合併により誕生した清須市では、市町村合併に対する財政措置などを活用して、旧町それぞれが単独の財政力・組織力では解決することの難しかった課題に対する取り組みを着実に進めてきたところです。とりわけ、市町村合併の目的の一つであった厳しい財政状況への対応として、第1次総合計画においては、①計画に基づく進捗管理と改革の推進、②組織のスリム化、③公共施設の利便性・効率性向上、④施策の見直し及び重点化、という4つの「行政運営の方針」を定めて、より合併の効果を引き出しながら、計画的な行財政運営を進めることにより、経営管理機能の強化や健全財政の維持に努めてきました。

しかしながら、普通交付税の合併算定替が2020(平成32)年度をもって完全に終了するなど、今後迎える市町村合併に対する財政措置の終焉は、清須市の行財政運営上の大きな課題となります。加えて、清須市においても避けられない課題である、高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、インフラを含む公共施設等の老朽化対策に係る経費の増加など、清須市の行財政運営を取り巻く状況は、今後一層厳しさを増すことが予想されます。

こうした状況の中で、これまでと同様の各種市民サービスの提供に加えて、目指す将来像を実現するための新たな取り組みを進めることは、難しい状況であると言わざるを得ません。

この認識に立って、第2次総合計画では、引き続き、計画的な行財政運営を進めることにより、経営管理機能の強化や健全財政の維持に努めていく必要があることは言うまでもありません。加えて、行政と市民の間で、清須市の現状に関する認識の共有を今以上に図りながら、目指す将来像の実現に向けた想いを分かち合い、相互の連携を深めることにより、より一層市民のニーズに応じていくため、行政運営の方針を以下のように定めます。

(1) 総合計画に基づく行政運営の推進

行政運営マネジメントの基軸と位置付ける総合計画に基づいて、行政運営を進めることを原則とします。

清須市の役割や組織に応じて政策と施策を体系的に整理し、施策ごとに明確な目標を定める基本計画を核として、毎年度の予算編成やその執行、行政分野ごとの個別の計画等に基づく取り組みなどを着実に進めるとともに、その検証・改善の仕組み(PDCAサイクル)を構築することにより、目指す将来像の実現に取り組みます。

(2) 持続可能な財政運営の推進

市町村合併に対する財政措置(普通交付税の合併算定替、合併特例債の発行など)の終焉等を見据えて、政策と施策の体系的な整理に基づき、事務事業の効果を検証しながら継続的に見直しを行い、真に必要な分野に経営資源を重点的に配分するとともに、新たな財源確保や、長期的な視点に立った公共施設等の維持管理・更新に係る財政負担の軽減・平準化に取り組むなど、持続可能な財政運営を進めます。

(3) 市民協働の推進

清須市では、多様化・高度化する市民ニーズへの対応と、新市の一体感の醸成を図るため、これまで様々な行政分野において、様々な形で市民との協働によるまちづくりを進めてきました。これまでの取り組みの継続に加えて、情報発信力の強化や交流の拠点づくりなどに新たに取り組み、市民協働の更なる推進を図ります。



IV 7つの政策(施策の指針)

目指す将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの目標となる、7つの政策(施策の指針)を掲げます。

7つの政策は、行政と市民の間で、目指す将来像の実現に向けた想いを分かち合うため、分野ごとに、今後、どんなまちをつくっていくかを、市民がより実感し、共有できる形で示します。

政策1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

2000(平成12)年9月の東海豪雨災害を経験するとともに、南海トラフ地震の発生により大きな被害が予想される清須市においては、防災面を中心として、暮らしの安心の確保に取り組むことが、最優先の政策課題といっても過言ではありません。

東海豪雨災害の記憶を風化させず、教訓として将来に渡って生かしていきながら、防災・減災対策を中心とした安全対策を充実させ、安心して暮らせるまちをつくります。

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

人口減少の克服や東京一極集中を是正するため、2014(平成26)年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、全国的に地方創生に向けた取り組みが進められています。清須市の人口の将来展望を示した「清須市人口ビジョン」(2016(平成28)年2月策定)においても、これまで増加基調で推移してきた人口が、2020(平成32)年をピークとして、減少局面を迎えることが予想されています。

人口減少を克服するためには、若い世代の子育ての希望を実現することが何より重要です。安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりとともに、充実した保育・教育の提供を通じて、成人に至るまで、一貫して子どもの成長がはぐくまれる、子育てのしやすいまちをつくります。

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

清須市においても高齢化は着実に進展し、2015(平成27)年には高齢化率が23.0%となるなど、超高齢社会を迎えています。およそ10年後には団塊世代が後期高齢者となり、高齢化がより一層進展する中で、高齢者が高齢者を支える時代が到来します。また、2016(平成28)年4月に施行された「障害者差別解消法」により、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

全ての市民の暮らしを地域全体で支え、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが健やかに、そして、自分らしくいきいきと暮らせるまちをつくります。

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

清須市は 2027（平成 39）年に予定されているリニア中央新幹線の開業によって、東京の1時間圏となり、名古屋大都市圏の中でも名古屋市に次ぐ高い時間短縮率が見込まれているところです。また、清須市が有する庄内川・新川・五条川がもたらす豊かな水辺空間は、市民の心に安らぎやうおいをもたらします。

名古屋大都市圏に位置する清須市の強みと、豊かな水辺空間を生かして、利便性に優れ、自然と調和して快適に暮らせるまちをつくります。

政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

清須市が守り育ててきた美濃路や清洲城、朝日遺跡などの豊かな歴史的資源は、市民共通の貴重な財産であり、その魅力を生かすことは、清須市の活性化につながるのみならず、市への誇りと愛着をはぐくむ源泉となります。また、食品や電機器具などの製造業の拠点として発展してきた清須市においては、引き続き製造業を中心とする市内の商工業に、市の経済を牽引する役割が期待されます。さらには、リニア・インパクトの活用も見据えた、企業の誘致等にも積極的に取り組んでいく必要があります。

豊かな歴史的資源を生かして、観光誘客を促進するとともに、市内産業の振興を図り、魅力に満ちた活力のあるまちをつくります。

政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

名古屋大都市圏に位置する清須市においては、その広域的な交通利便性から、就業や通学をする場を市外に持つ市民が多くいます。こうした市民が、休暇や余暇を利用して、魅力に溢れる活動を行う手助けをすることも、市としての重要な責務となります。

いつでも学びや、文化・芸術活動、スポーツに関わることができる環境づくりにより、全ての市民が生涯にわたり、豊かなところとからだをはぐくむことができるまちをつくります。

政策7 つながりを大切にするまちをつくる

市町村合併に対する財政措置の終焉や高齢化に伴う社会保障関係費の増加、さらにはまち・ひと・しごと創生への対応など、今後の清須市を取り巻く環境の変化に的確に対応するためには、市民をはじめとする多様な主体との連携を図りながら、市の総合力を高めていかなければなりません。

行政と市民間の情報共有や、市民参加・市民協働を推進し、つながりを大切にするまちをつくります。

清須市第2次総合計画

基本計画

I	清須市の現状と今後の見通し	21
	(1)人口	21
	(2)世帯	26
	(3)地価動向	26
	(4)7つの政策分野における現状	28
	(5)財政状況	46
	(6)リニア中央新幹線の開業による影響等 (リニア・インパクト)	52
II	土地利用方針	55
III	清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	56
IV	7つの政策の実現に向けた37の施策	58
	(1)政策体系	58
	(2)施策の概要	59
	(3)施策ページの見方	60
	(4)37の施策	62
	(5)7つの政策の実現に向けた市民の声	138
V	基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行	143
	(1)三層構造の計画体系の構築	143
	(2)計画体系に即した行政評価の実施	144
	(3)マネジメントサイクル	144



清須市本庁舎増築・改修工事 絵画コンテスト
テーマ「あなたが思い描く清須市」 小学生の部・佳作

I 清須市の現状と今後の見通し

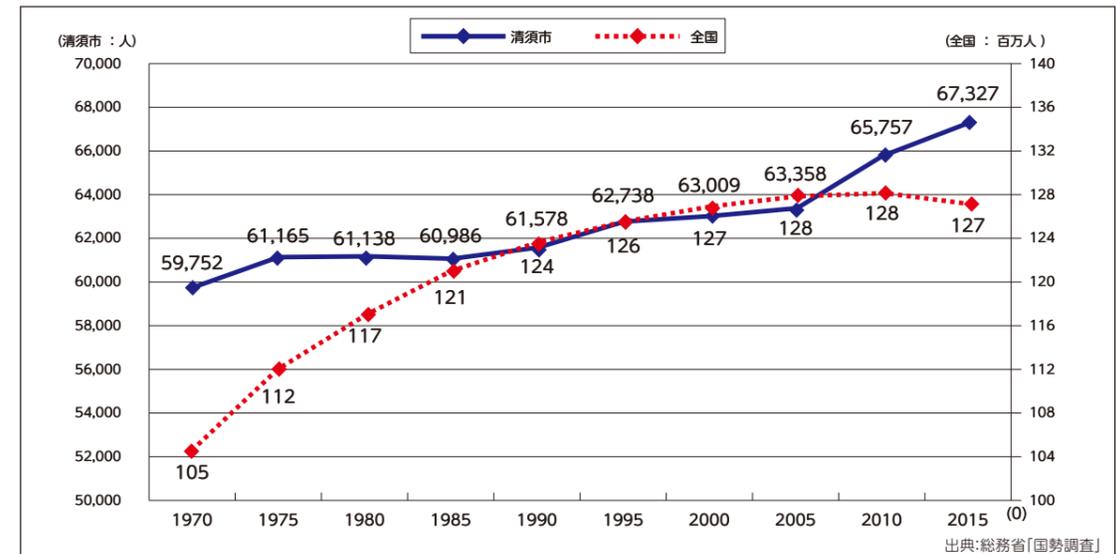
※人口等の現状分析における数値については、原則として数値の基準日が、2005(平成17)年7月6日以前の場合は、旧西枇杷島町・旧清洲町・旧新川町・旧春日町の数値を合計し、2005(平成17)年7月7日から2009(平成21)年9月30日までの場合は、旧清須市・旧春日町の数値を合計している。

(1)人口

▼現状

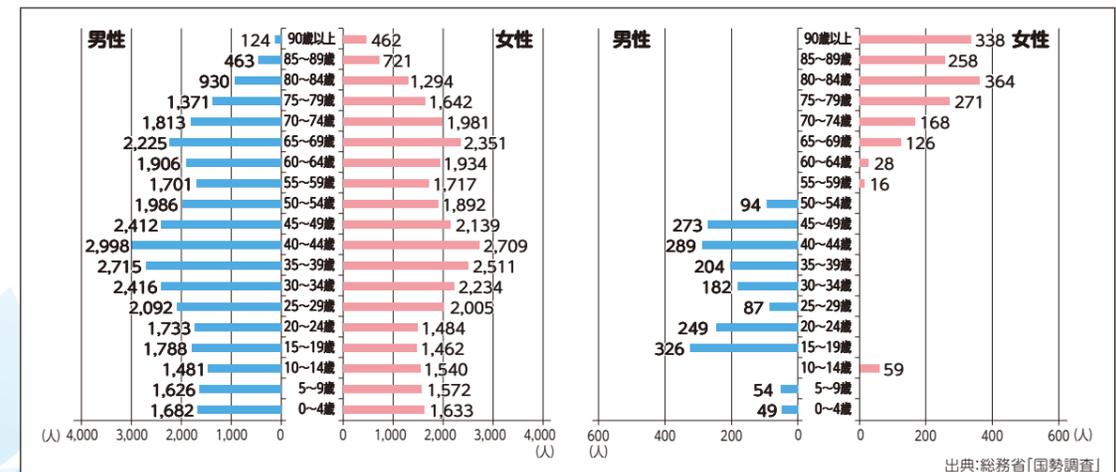
清須市の人口は、1970(昭和45)年から2015(平成27)年までの45年間に7,575人増加し、2015(平成27)年10月時点で67,327人となっています。これまではおおむね増加傾向となっており、特に2005(平成17)年から2015(平成27)年までにかけて3,969人(6.3%)増加しています。

【総人口(清須市・全国)】



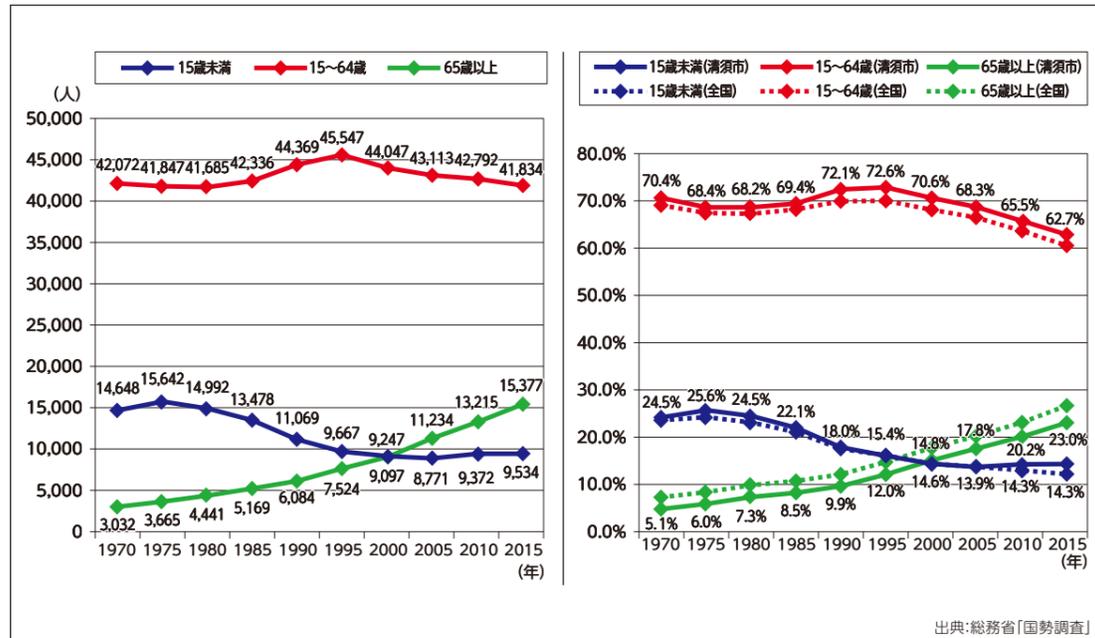
2015(平成27)年の年齢別人口(5歳階級別)をみると、40歳代と60歳代の2つのピークが見られます。男女の人数差を年齢別にみると、15~54歳にかけては、男性の人数が女性の人数を大きく上回っています。一方、55歳以上については、女性の人数が男性の人数を上回っています。

【性別・年齢5歳階級別人口と男女の人数差(2015(平成27)年)】



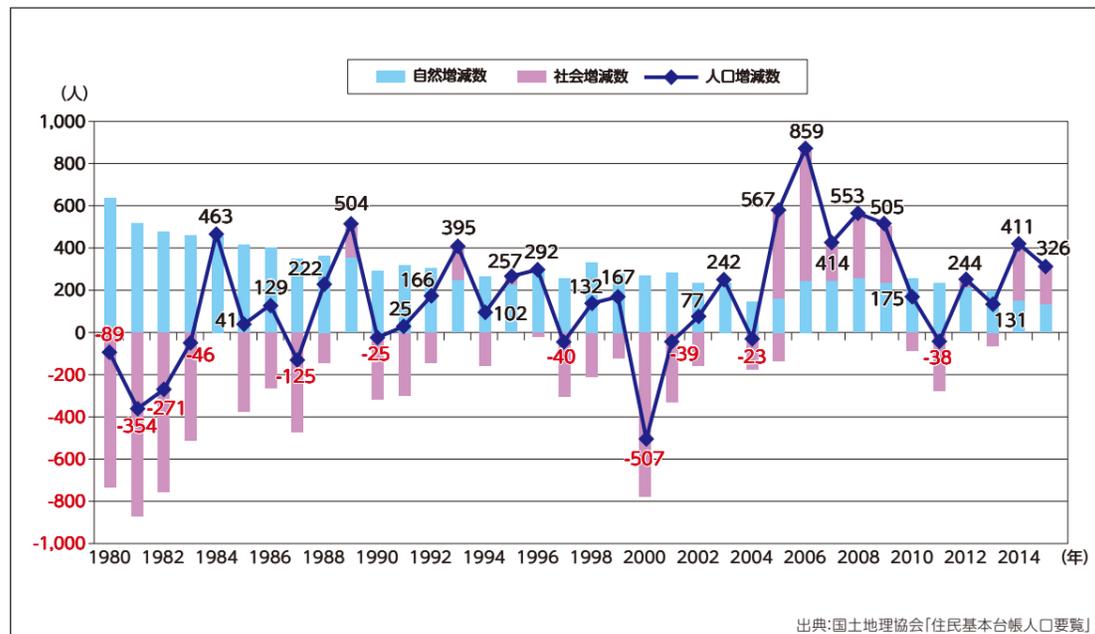
1970(昭和45)年以降の年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は、1975(昭和50)年から減少に転じ、近年はおおむね横ばいで推移しています。15～64歳の生産年齢人口は、1995(平成7)年をピークに減少に転じています。一方、65歳以上の老年人口は、増加傾向となっています。

〔年齢3区分別の人口・構成比(清須市・全国)〕

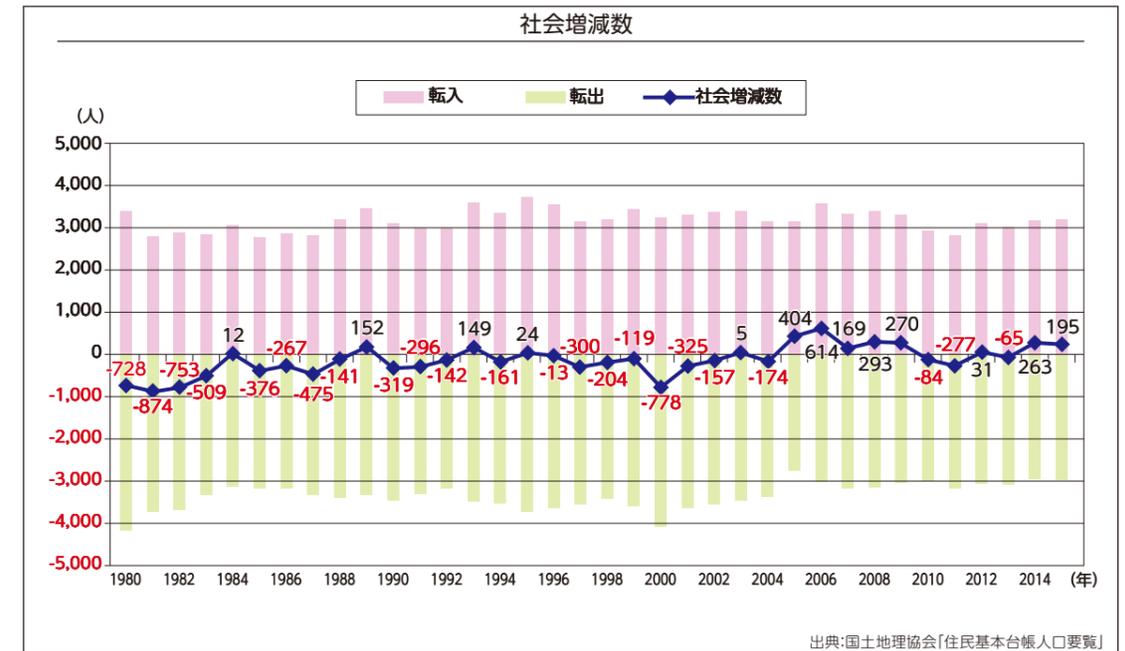
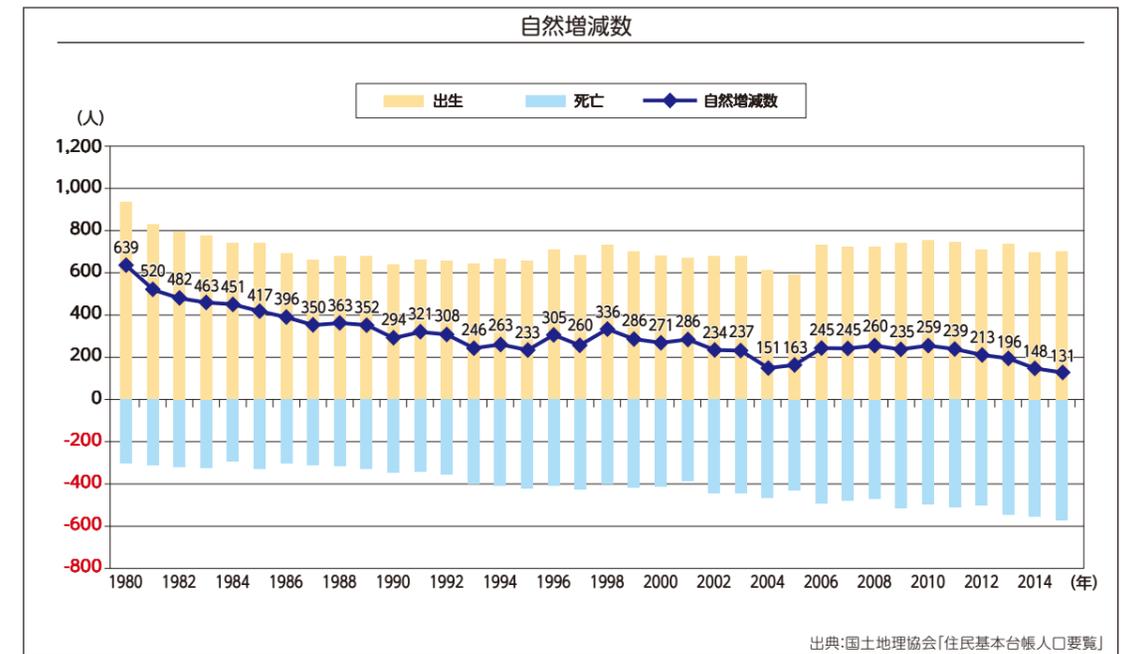


清須市の人口増減数の推移は、自然増減数は増加を維持している一方で、社会増減数は、年によって増減のばらつきが見られます。

〔人口増減数〕

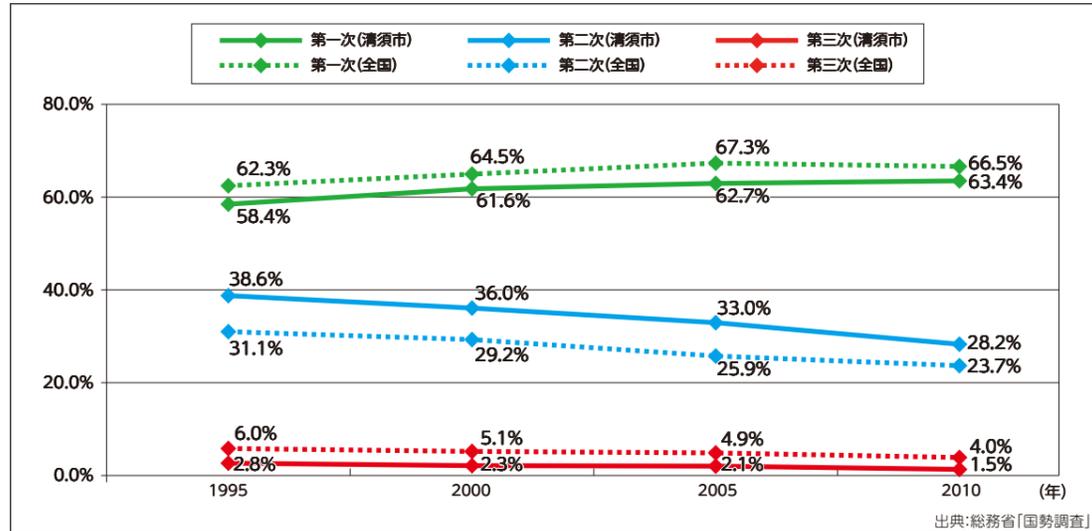


〔自然増減数・社会増減数〕



産業別就業人口割合の推移をみると、製造業を中心とする第二次産業の就業人口が減少傾向にある一方で、卸売・小売業やサービス業を中心とする第三次産業の就業人口が増加しており、2010(平成22)年には63.4%に達しています。

【産業別(分類不能を除く)就業人口割合(清須市・全国)】



▼ 今後の見通し

清須市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「清須市人口ビジョン」(2016(平成28)年2月策定)においては、2060(平成72)年までの人口を次のとおり展望しています。

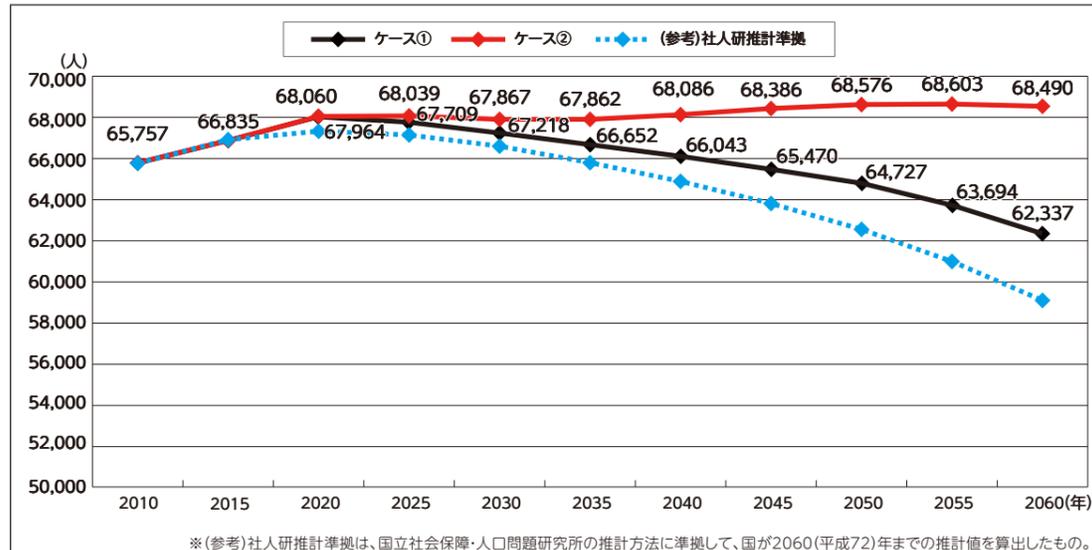
ケース① 出生率が現状程度で推移する場合

【出生率】2020年:1.63、2030年:1.60、2040年~:1.61 【純移動率】過去10年間(2005年→2015年)の平均移動率で推移
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」に準拠した国の想定値

ケース② 出生率が上昇する場合

【出生率】2020年:1.68、2030年:1.80、2040年~:2.07 【純移動率】過去10年間(2005年→2015年)の平均移動率で推移
※愛知県人口ビジョンと同値

【人口の将来展望(ケース①、ケース②の比較グラフ)】

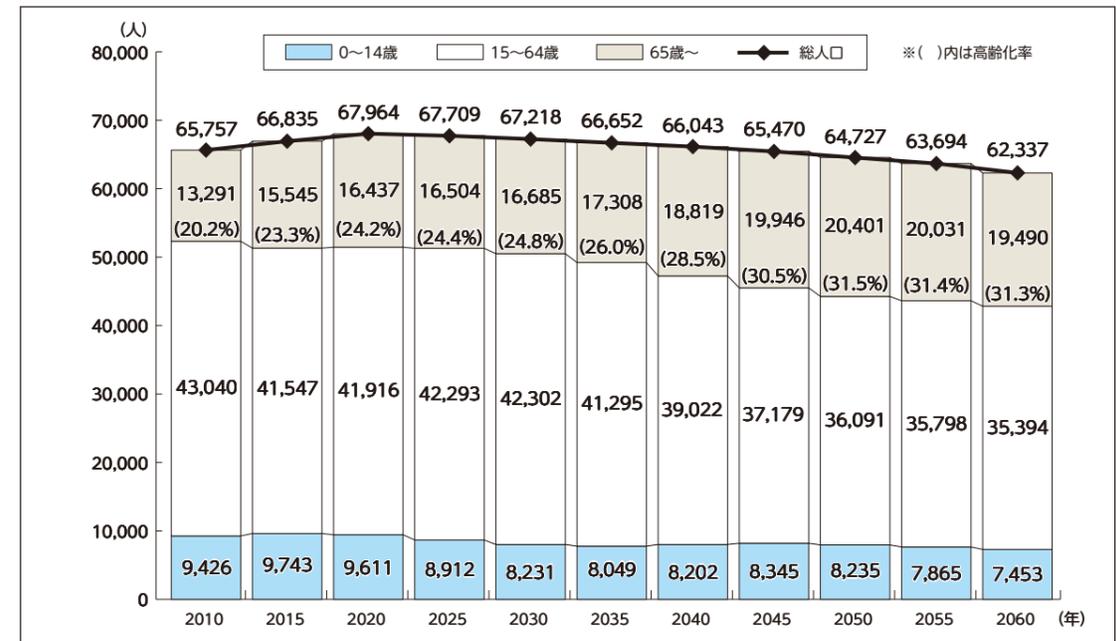


ケース①によった場合、本市の人口は2020(平成32)年をピークとして、緩やかに減少し、2060(平成72)年には62,337人になると推計されます。

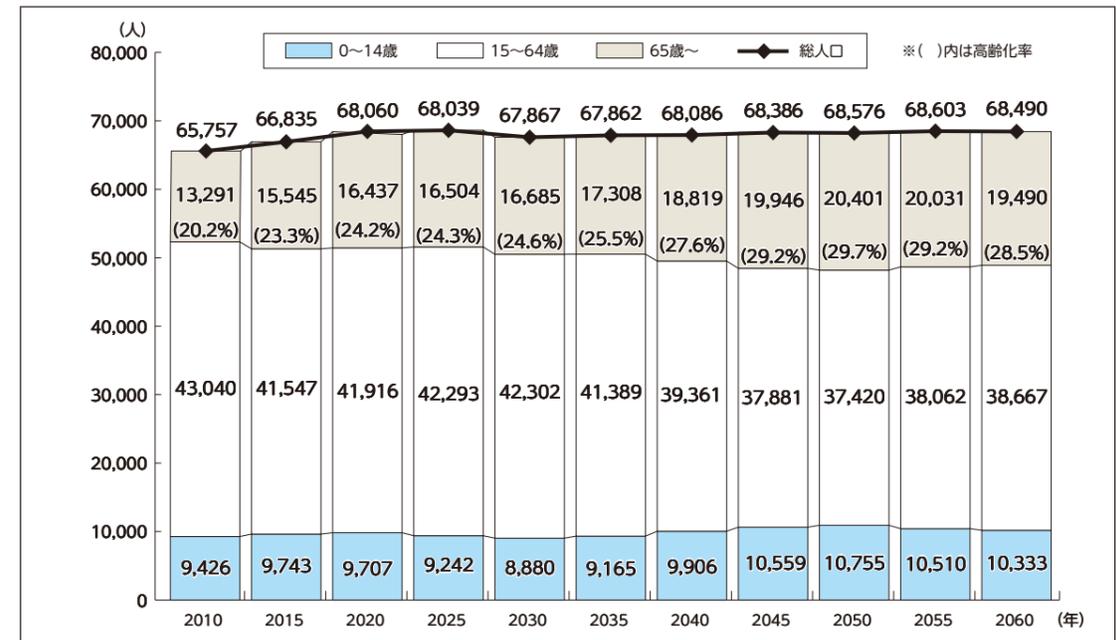
一方、ケース②によった場合、本市の人口は2020(平成32)年以降も大きな減少局面を迎えることなく、2035(平成47)年から2055(平成67)年までにかけては緩やかな増加となり、2060(平成72)年には68,490人になると推計されます。

「清須市人口ビジョン」で定める「地域資源を生かして地域の活力を高める」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「シニア世代が元気でアクティブに暮らせる地域をつくる」、「安全・安心で快適に暮らせる地域をつくる」という人口に関する目指すべき将来の方向に即して、あらゆる施策を相乗的に講ずることによって、ケース②に近づけていくことが求められます。

【年齢3区分別の見通し【ケース①】】



【年齢3区分別の見通し【ケース②】】

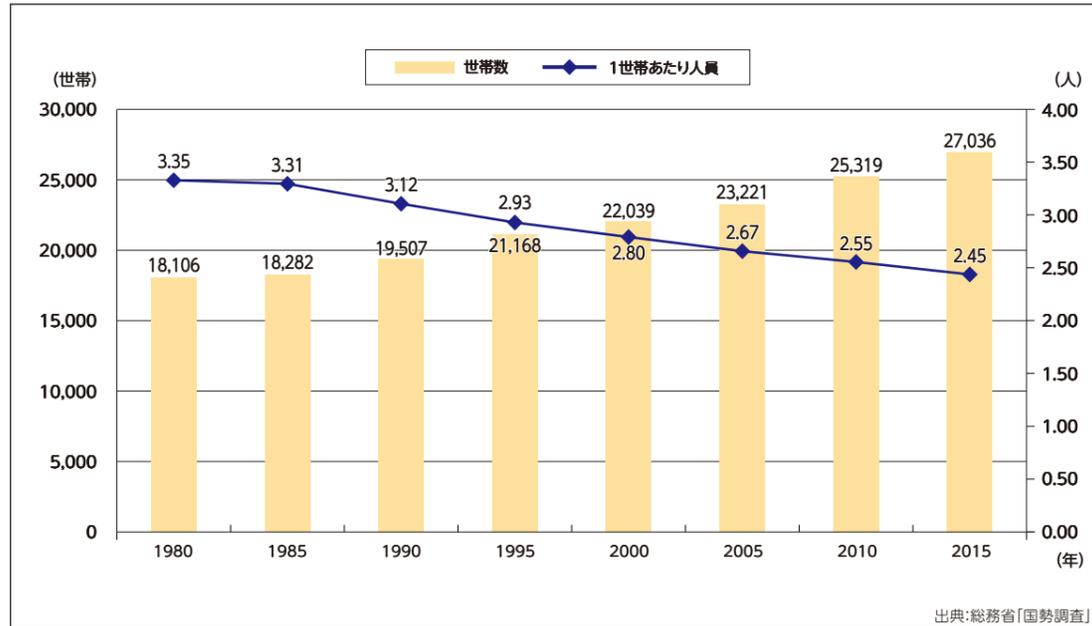


(2)世帯

▼現状

清須市の世帯数の推移をみると、これまで一貫して増加しており、2015(平成27)年には27,036世帯となっています。一方で、一世帯あたりの人員は減少しており、2015(平成27)年には2.45人となっています。

[世帯数・1世帯あたり人員(一般世帯)]



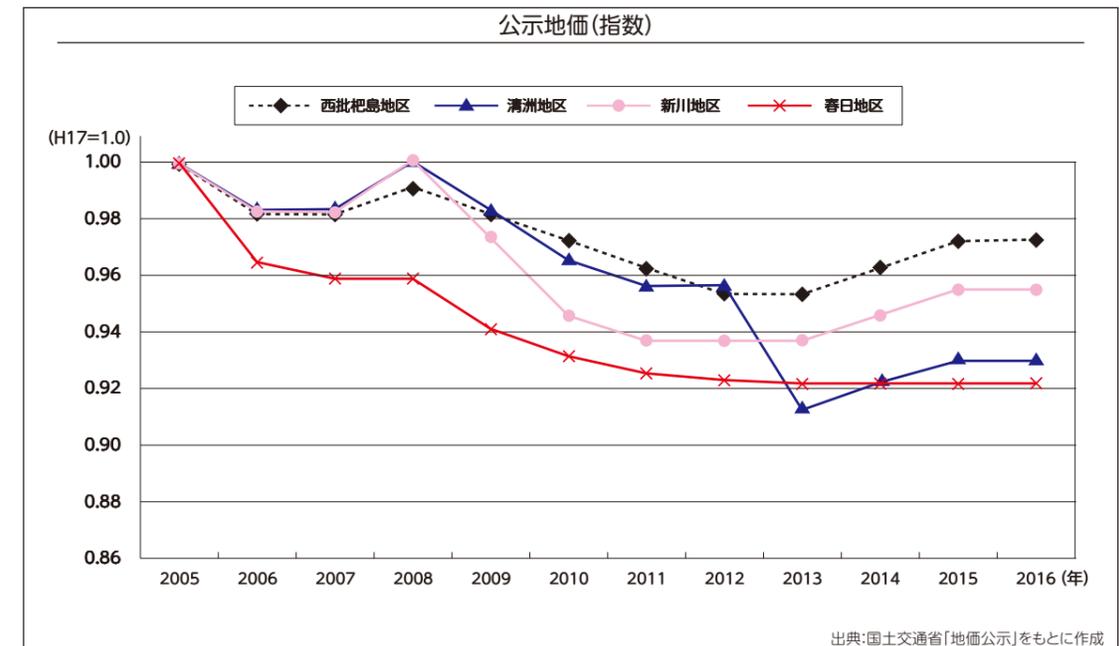
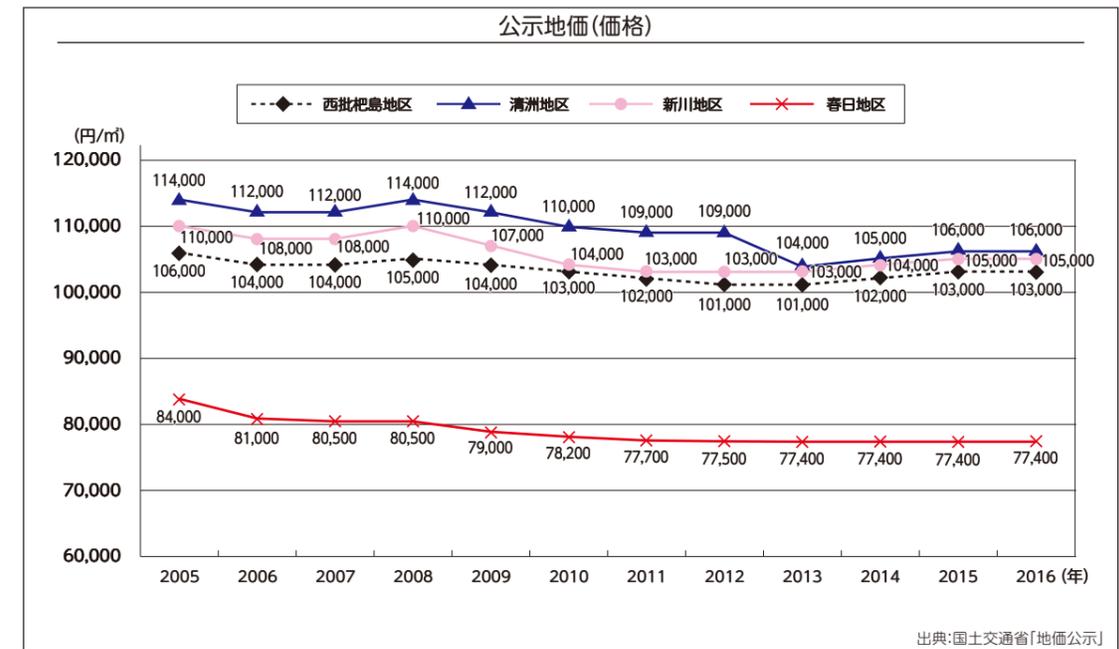
(3)地価動向

▼現状

住宅地の公示価格高位地点(設定されている地価公示標準地の中で最高価格であった地点)の価格を旧4町地区別にみると、2005(平成17)年に西枇杷島地区106,000円/㎡(南大和町)、清洲地区114,000円/㎡(新清洲二丁目)、新川地区110,000円/㎡(助七一丁目)、春日地区84,000円/㎡(大字落合字屋敷)であったのに対し、2016(平成28)年は西枇杷島地区103,000円/㎡(南大和)、清洲地区106,000円/㎡(新清洲二丁目)、新川地区105,000円/㎡(助七一丁目)、春日地区77,400円(春日屋敷)となっています。

2005(平成17)年を1とする指数で上記地点の2016(平成28)年価格を示すと、西枇杷島地区が0.97、清洲地区が0.93、新川地区が0.95、春日地区が0.92となっています。

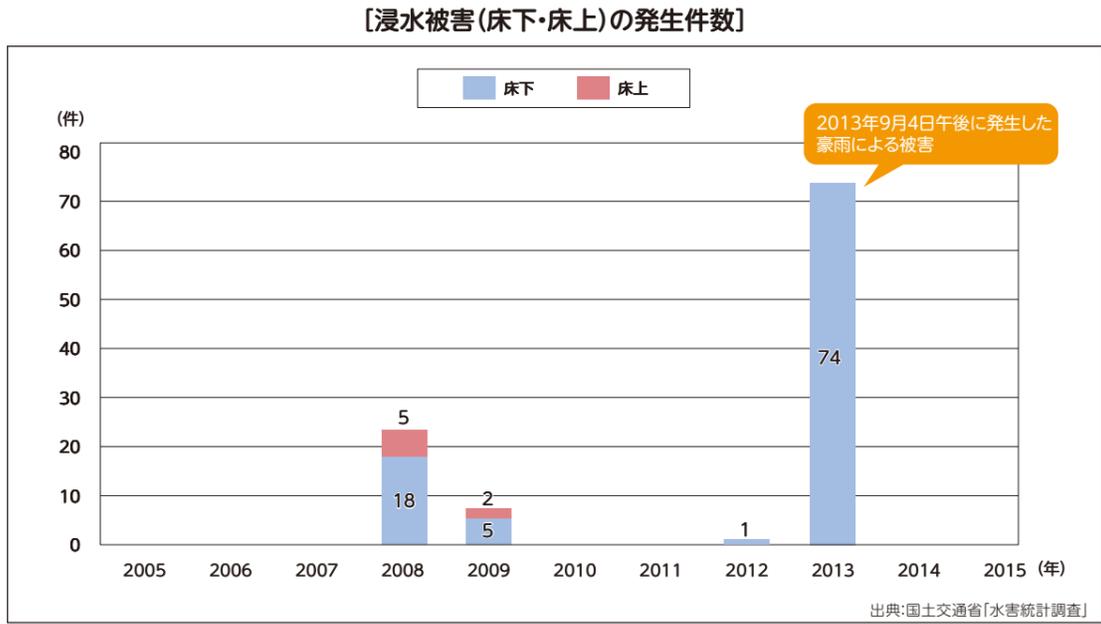
[地価動向(住宅地:旧4町地区)]



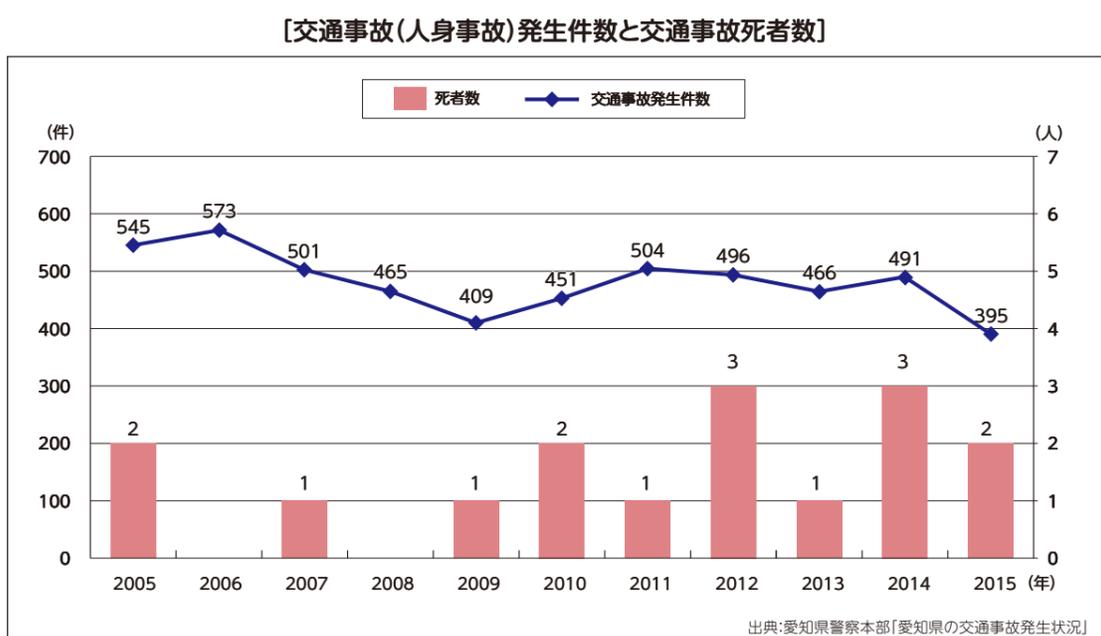
(4)7つの政策分野における現状

▼ 政策1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

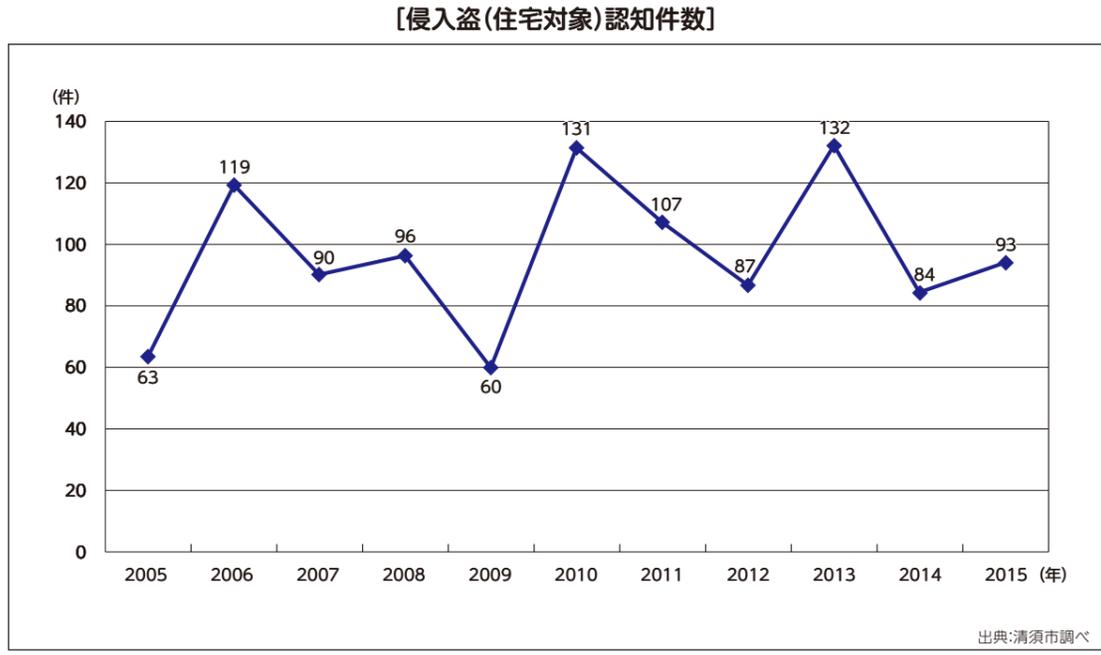
① 浸水被害
 清須市の浸水被害の発生状況は、近年では2013(平成25)年に比較的大規模な被害が発生しています。



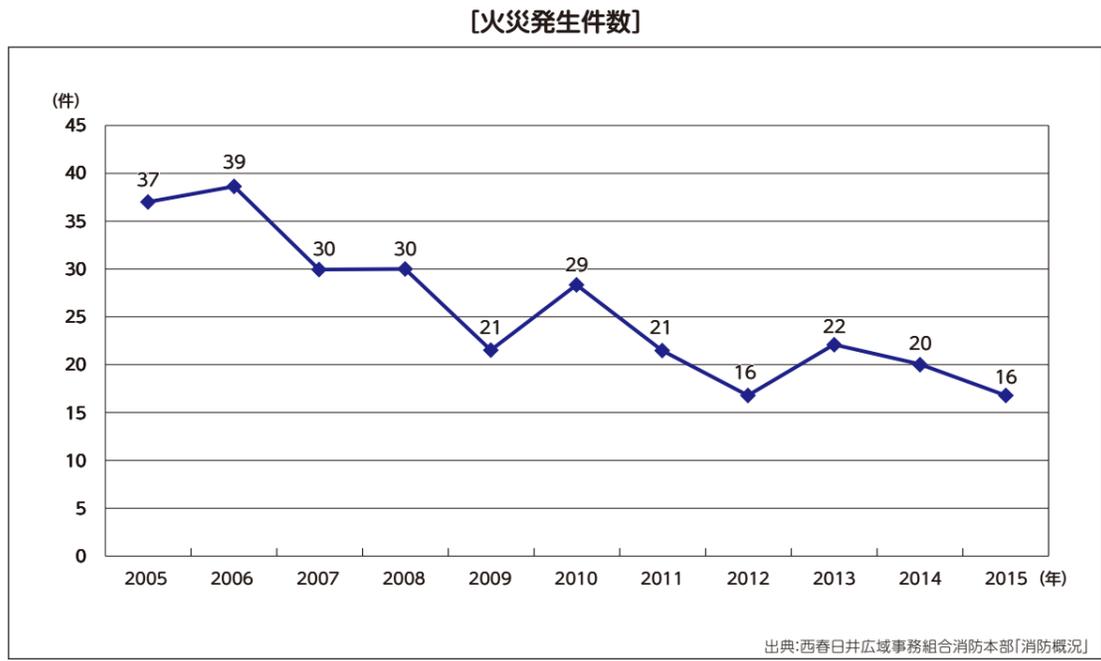
② 交通事故・侵入盗(住宅対象)
 清須市内の交通事故(人身事故)発生件数は、2005(平成17)年の545件から、年度ごとの増減はあるものの、2015(平成27)年には395件となっています。交通事故死者数は、この10年間は、年間0~3人で推移しています。



清須市内の侵入盗(住宅対象)認知件数は、2005(平成17)年の63件から、年度ごとの増減はあるものの、2015(平成27)年には93件となっています。

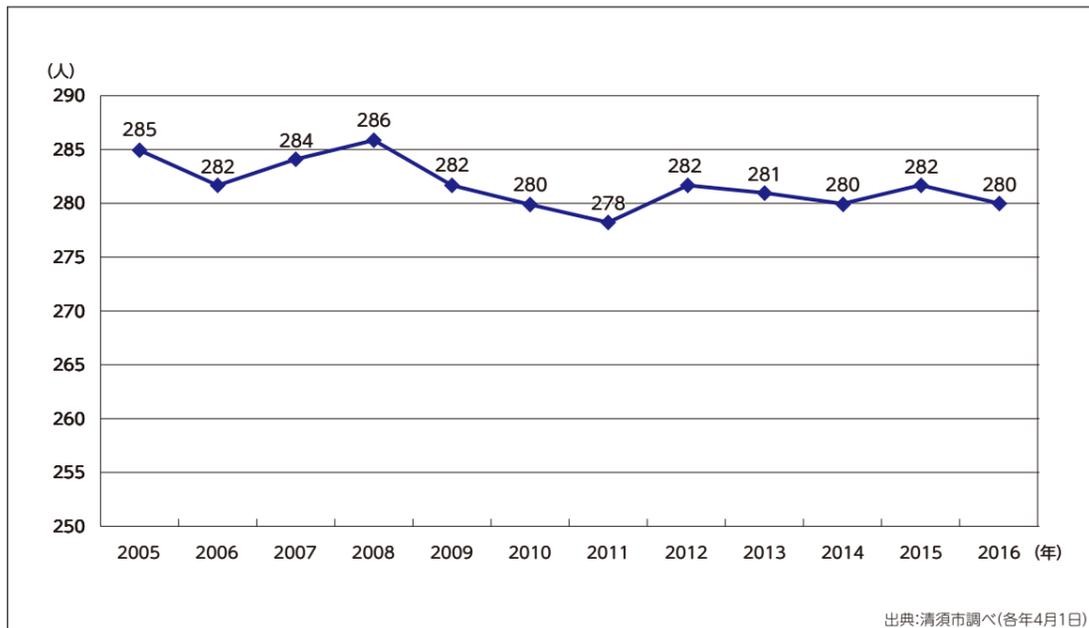


③ 火災・消防団・救急
 清須市内の火災発生件数は2005(平成17)年の37件から、年度ごとの増減はあるものの、2015(平成27)年には16件となっています。



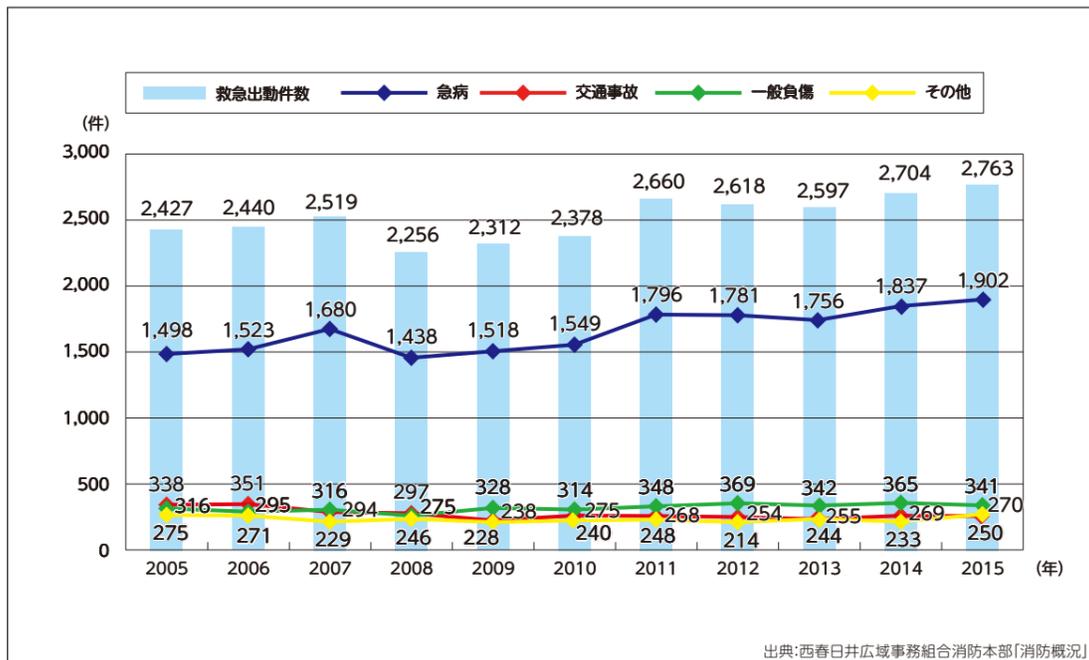
清須市の消防団員数は、280人前後で推移し、2016(平成28)年には280人となっています。

[消防団員数]



清須市内の救急出動件数は、2005(平成17)年の2,427件から、近年はほぼ横ばいで推移し、2015(平成27)年には2,763件となっています。

[救急出動件数]



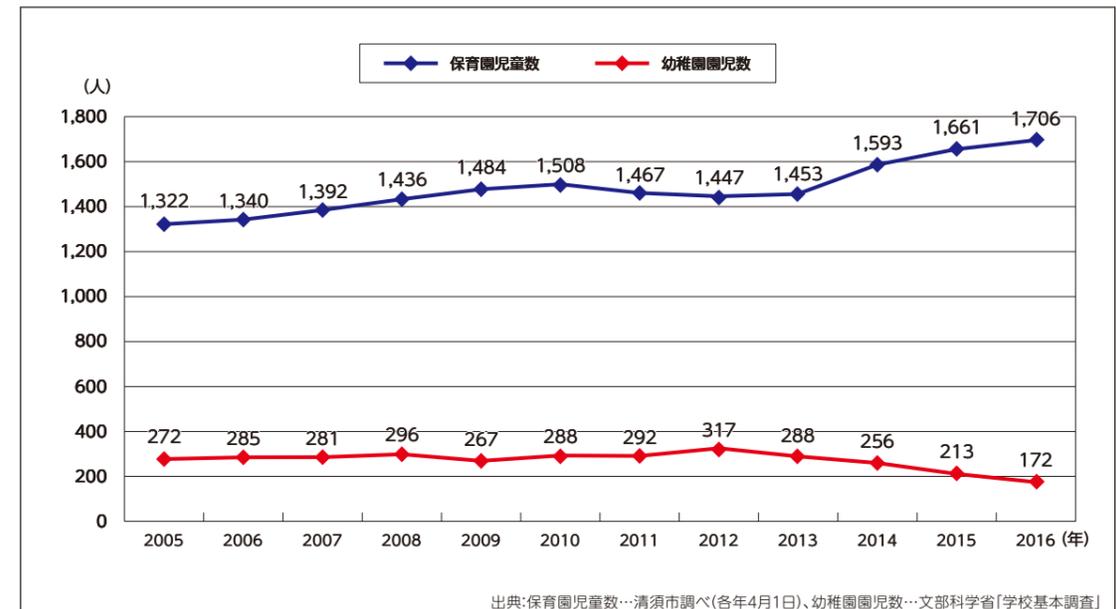
▼ 政策2 子育てのしやすいまちをつくる

① 保育園・幼稚園

清須市内には保育園(公立)が13園、幼稚園(公立)が1園、認定こども園(私立)が1園あります。市内保育園の児童数の推移をみると、増加傾向となっており、特に2013(平成25)年から2016(平成28)年までの3年間で253人増加しています。

また、市内幼稚園の園児数の推移をみると、横ばいで推移していましたが、2015(平成27)年度末の西枇杷島第2幼稚園閉園の影響から、2016(平成28)年には172人となっています。

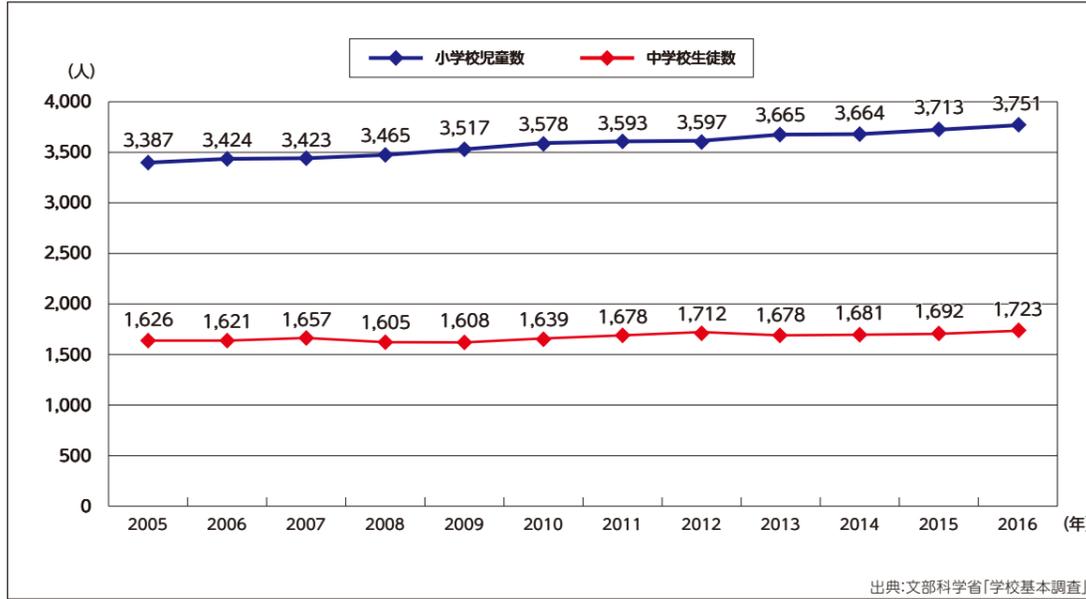
[保育園児童数と幼稚園園児数]



② 小・中学校

清須市内には小学校(公立)が8校、中学校(公立)が4校あります。
 市内小学校の児童数は、2005(平成17)年以降、緩やかに増加し、2016(平成28)年には3,751人となっています。
 市内中学校の生徒数は、近年は1,700人前後で推移し、2016(平成28)年には1,723人となっています。

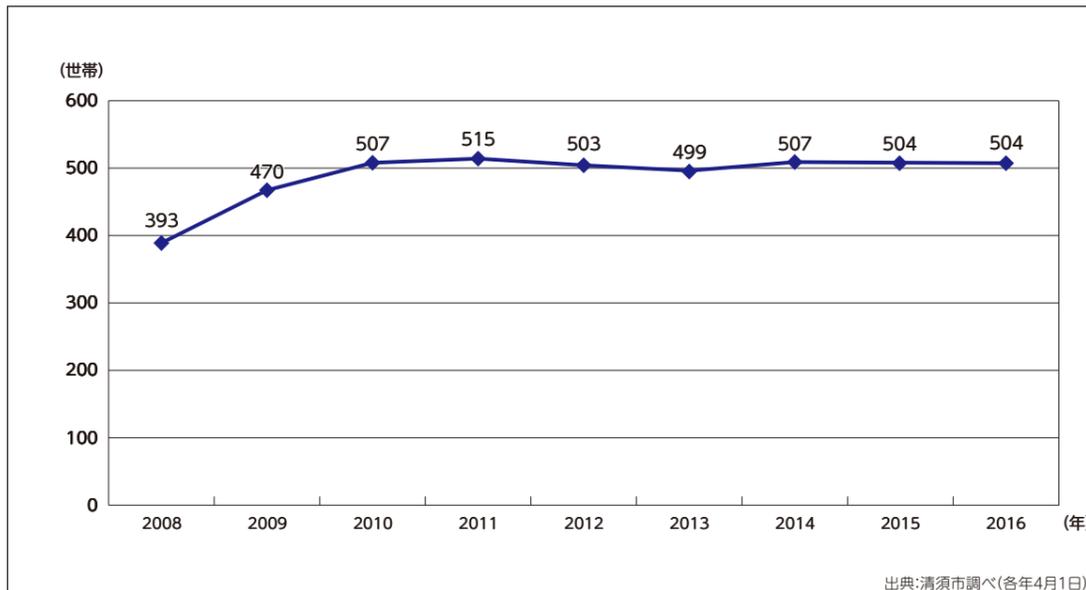
[小学校児童数と中学校生徒数]



③ ひとり親家庭

清須市のひとり親家庭の世帯数は、2008(平成20)年から2010(平成22)年までに大きく増加しましたが、それ以降、おおむね横ばいで推移しています。

[ひとり親家庭世帯数]

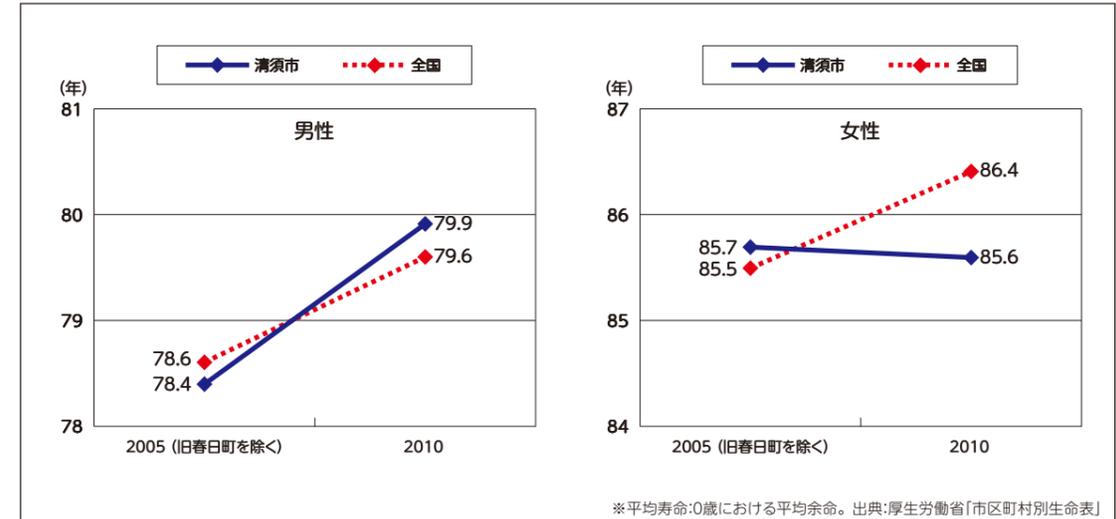


▼ 政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

① 平均寿命

清須市民の2010(平成22)年の平均寿命は、男性が79.9歳、女性が85.6歳となっています。

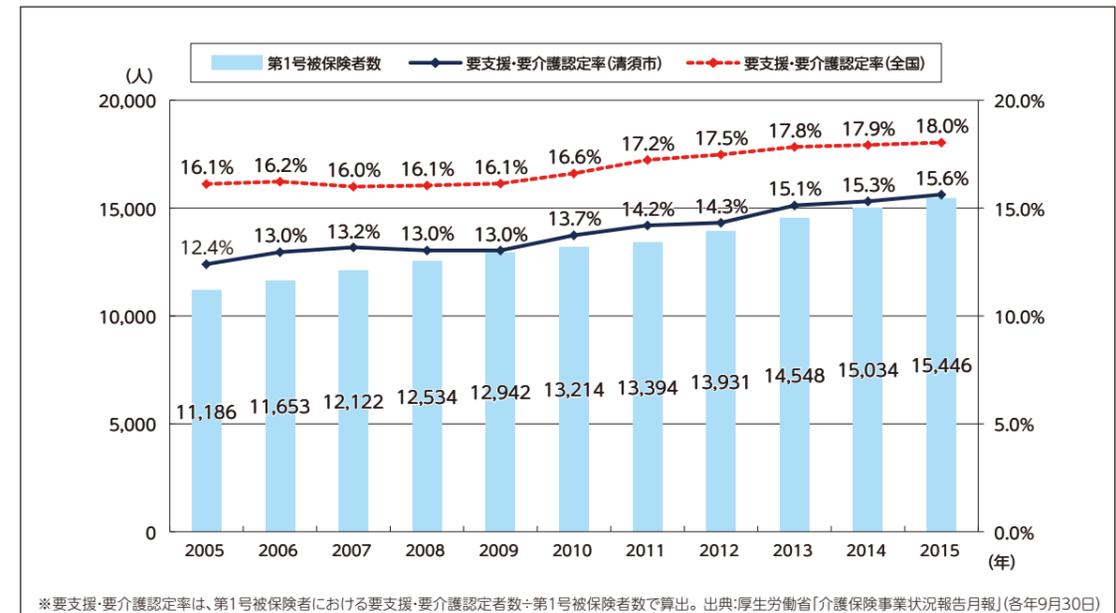
[平均寿命(清須市・全国)]



② 介護保険

清須市の介護保険の第1号被保険者(65歳以上の者)の10年間の推移をみると、2005(平成17)年から2015(平成27)年までにかけて1.4倍の増加となっています。また、第1号被保険者における要支援・要介護認定率も、2009(平成21)年以降は一貫して上昇し、2015(平成27)年は15.6%となっています。

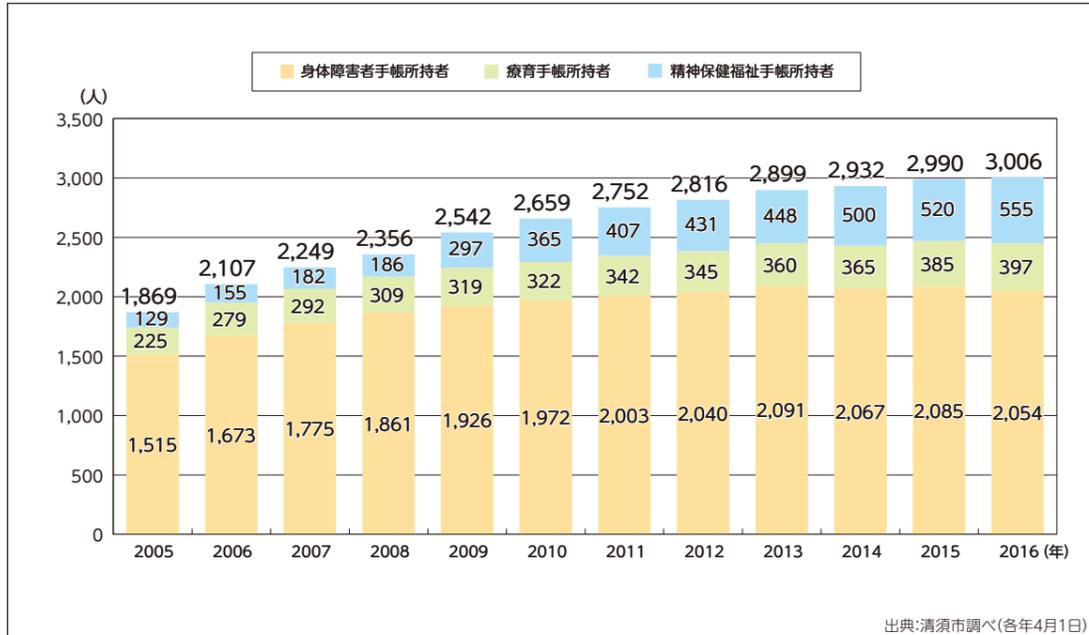
[介護保険の第1号被保険者数と要支援・要介護認定率(清須市・全国)]



③ 障害者(児)

清須市の障害種別手帳所持者数は、各種別とも増加傾向にあり、全体では2005(平成17)年から2016(平成28)年までに1.6倍の増加となっています。

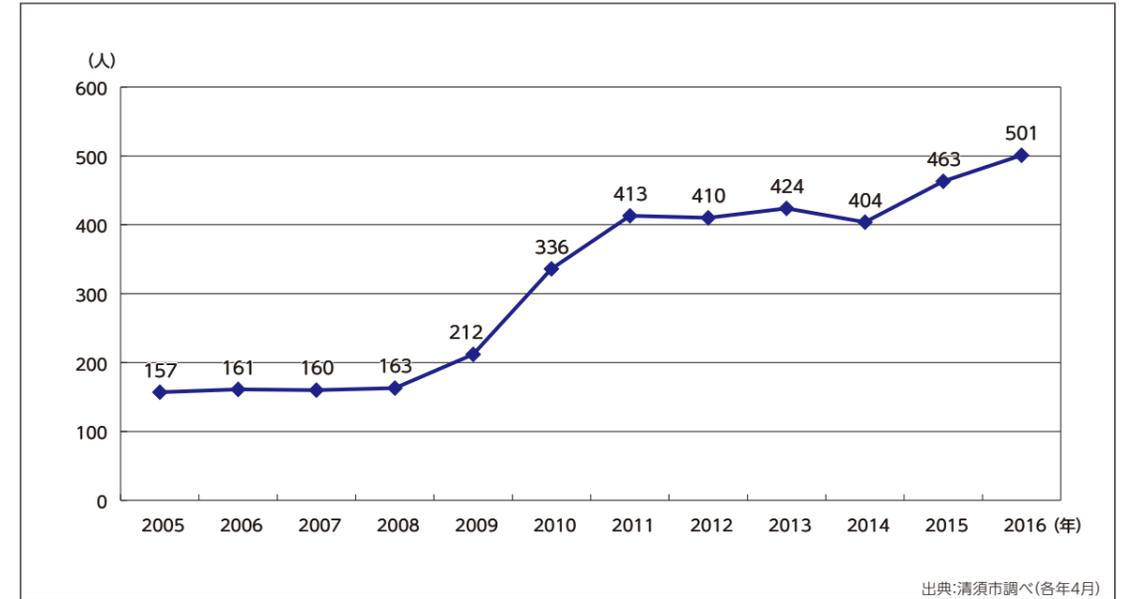
〔障害種別手帳所持者数〕



⑤ 生活保護

清須市の生活保護受給者数は、2009(平成21)年から2011(平成23)年までににかけて大幅に増加するなど、2005(平成17)年から2016(平成28)年までに1.6倍の増加となっています。

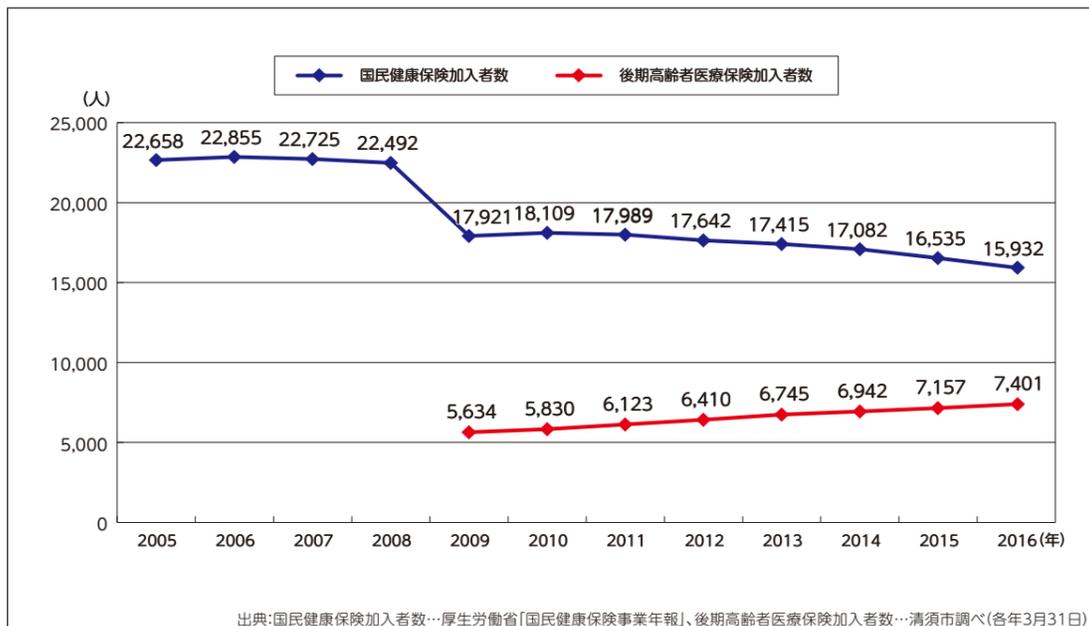
〔生活保護受給者数〕



④ 国民健康保険・後期高齢者医療保険

清須市の国民健康保険加入者数は、後期高齢者医療保険制度が開始された2008(平成20)年度以降はおおむね減少傾向にあります。一方、後期高齢者医療保険の加入者数は、制度発足以来、一貫して増加しています。

〔国民健康保険加入者数と後期高齢者医療保険加入者数〕

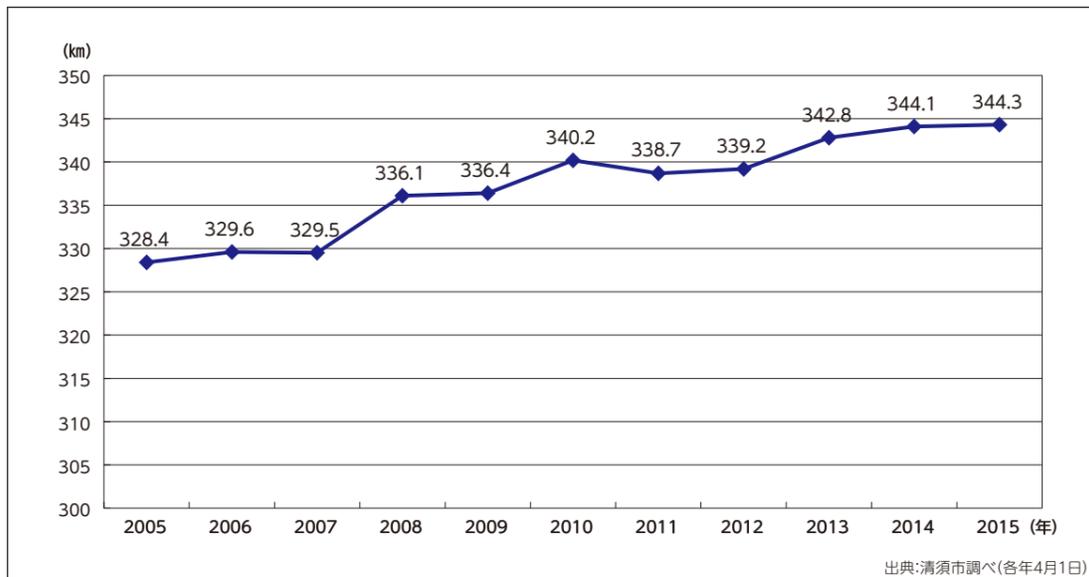


▼ 政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

① 道路

清須市の道路実延長(市道)は、2005(平成17)年から2015(平成27)年までにかけて15.9km延伸しています。

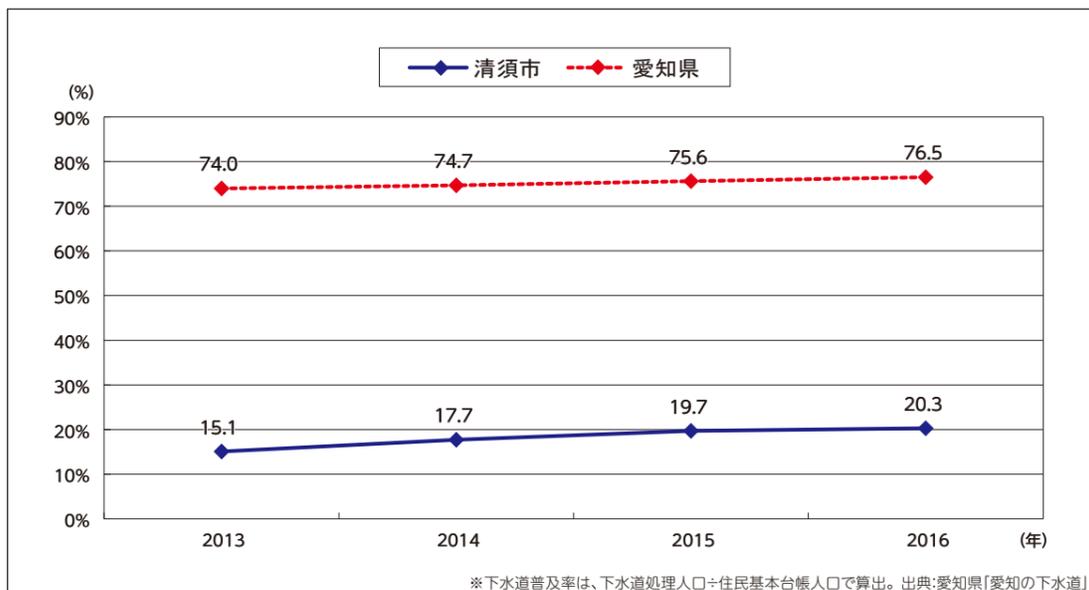
【道路実延長(市道)】



② 下水道

清須市の下水道普及率は、供用を開始した2012(平成24)年度末から5.2ポイント上昇し、2015(平成27)年度末には20.3%となっています。

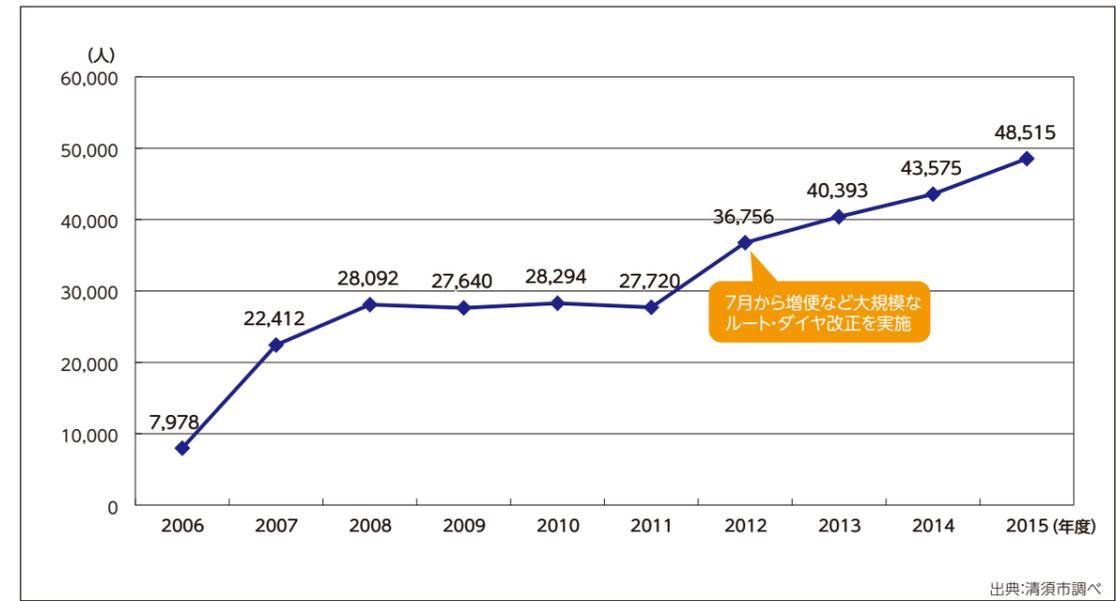
【下水道普及率(清須市・愛知県)】



③ 公共交通

2006(平成18)年10月に運行を開始したコミュニティバス「あしがるバス」の利用者数は、2012(平成24)年度からは大幅に増加するなど、通年運行となった2007(平成19)年度から2015(平成27)年度までにかけて2.2倍の増加となっています。

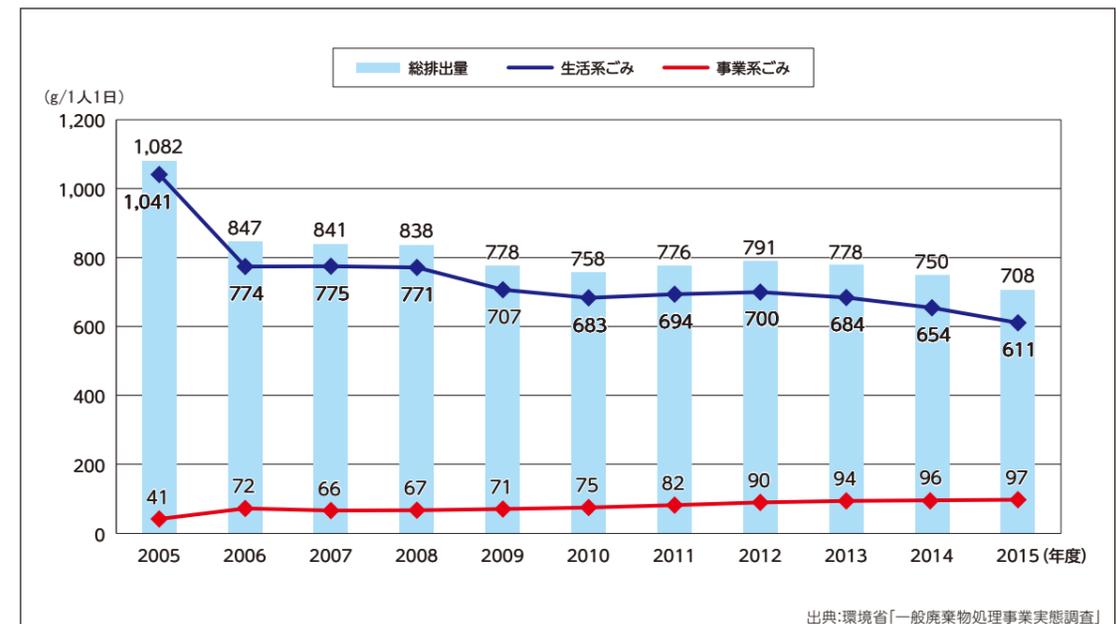
【「あしがるバス」の利用者数】



④ ごみ処理

清須市の市民1人1日あたりのごみ排出量は、2005(平成17)年度から2006(平成18)年度までにかけて大きく減少し、以降も減少傾向にあります。種別では、生活系ごみが減少傾向にある一方で、事業系のごみは、わずかに増加傾向にあります。

【1人1日あたりのごみ排出量】

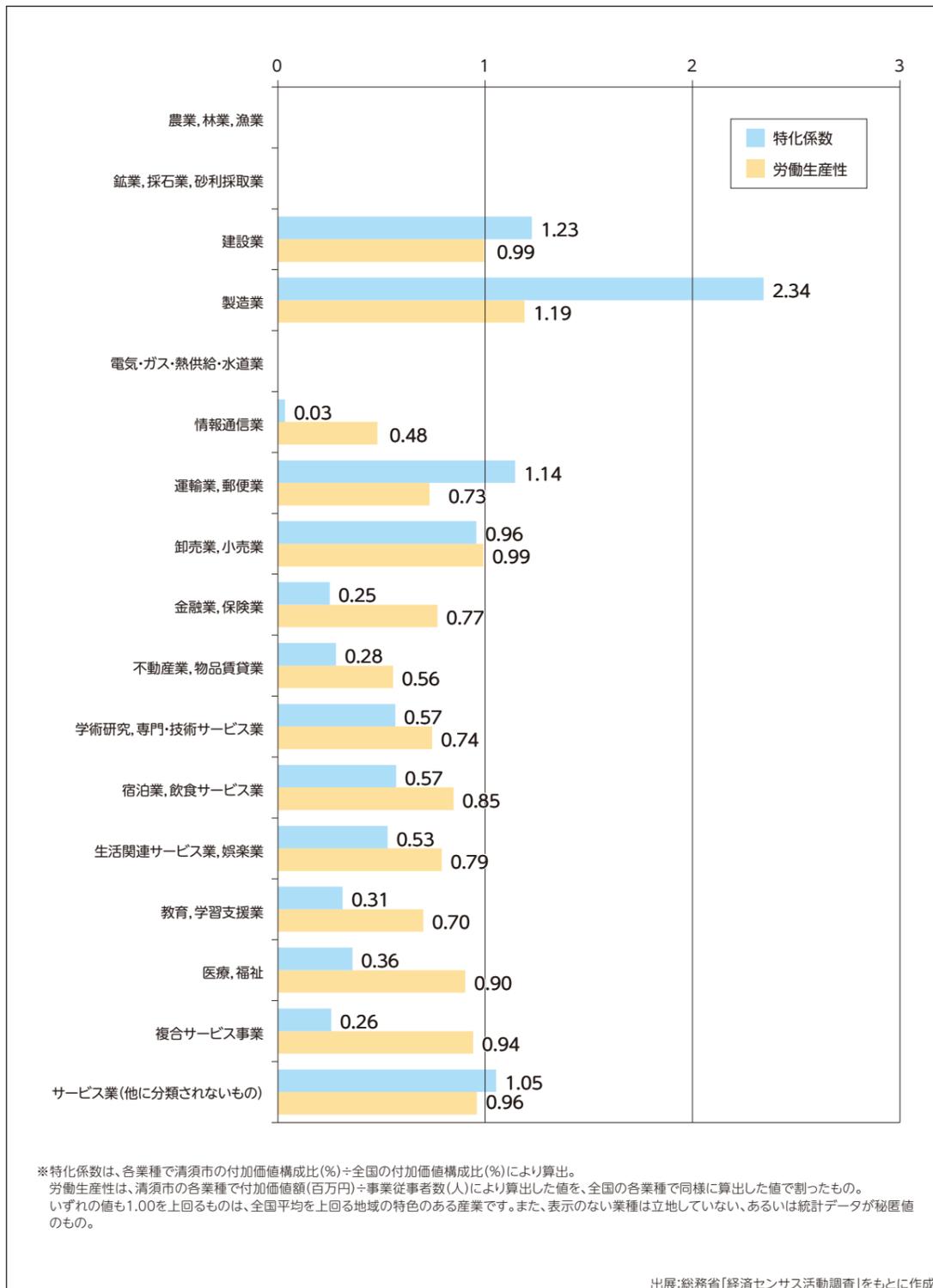


▼ 政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

① 産業特性

清須市の産業特性をみると、製造業、建設業、運輸業・郵便業等で特化係数が高くなっています。また、製造業の労働生産性は、全国水準を大きく上回っています。

【市内産業の産業別特化係数と労働生産性(2012(平成24)年)】

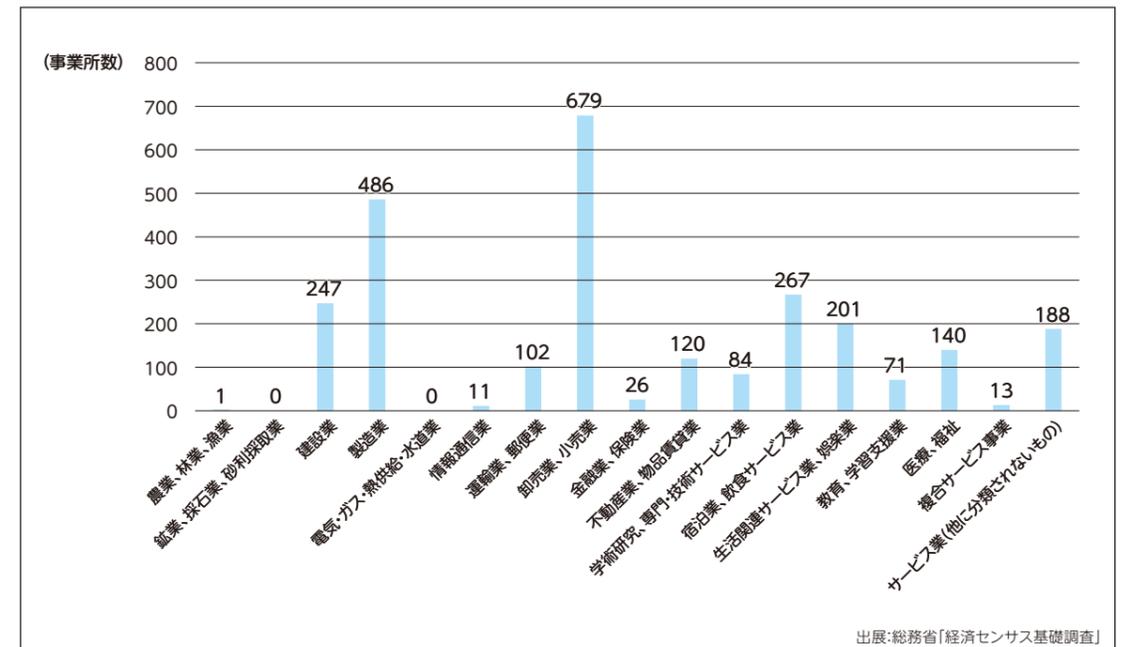


② 事業所数・従業者数

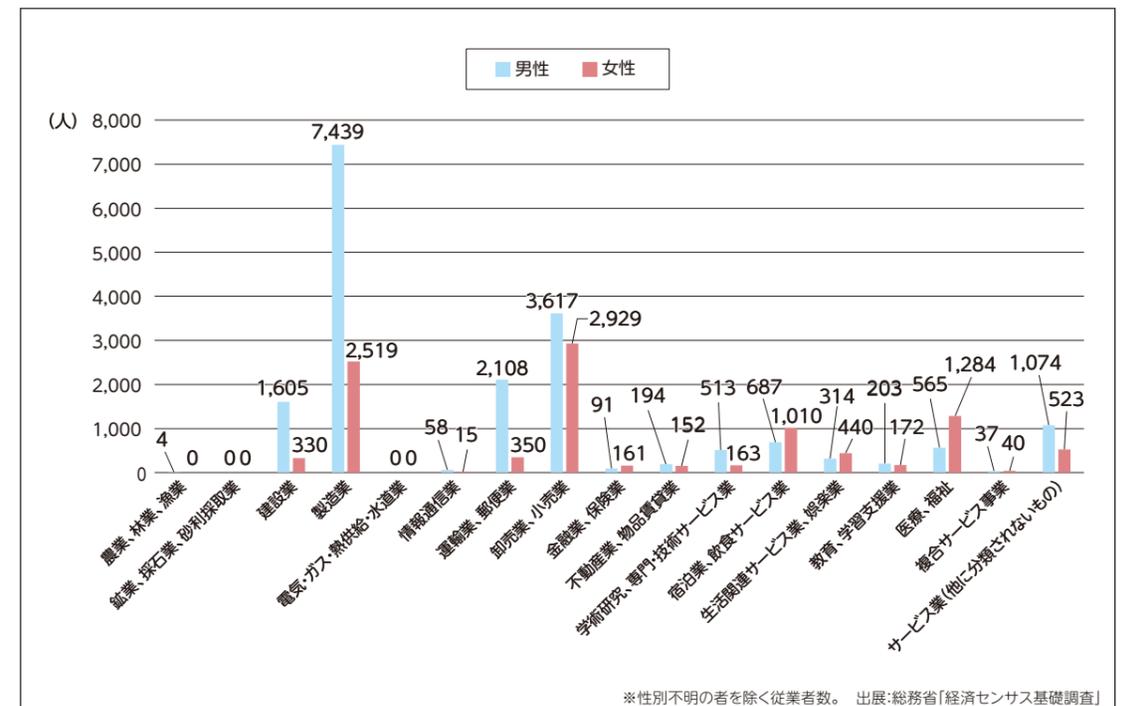
清須市内の民営事業所数は、産業別では卸売業・小売業が最も多く、次いで製造業となっています。清須市内の民営事業所の従業者数は、男性は製造業、女性は卸売業・小売業が最も多くなっています。

また、清須市内の民営事業所数とその従業者数は2012(平成24)年に減少しましたが、従業者数については2014(平成26)年に増加に転じています。

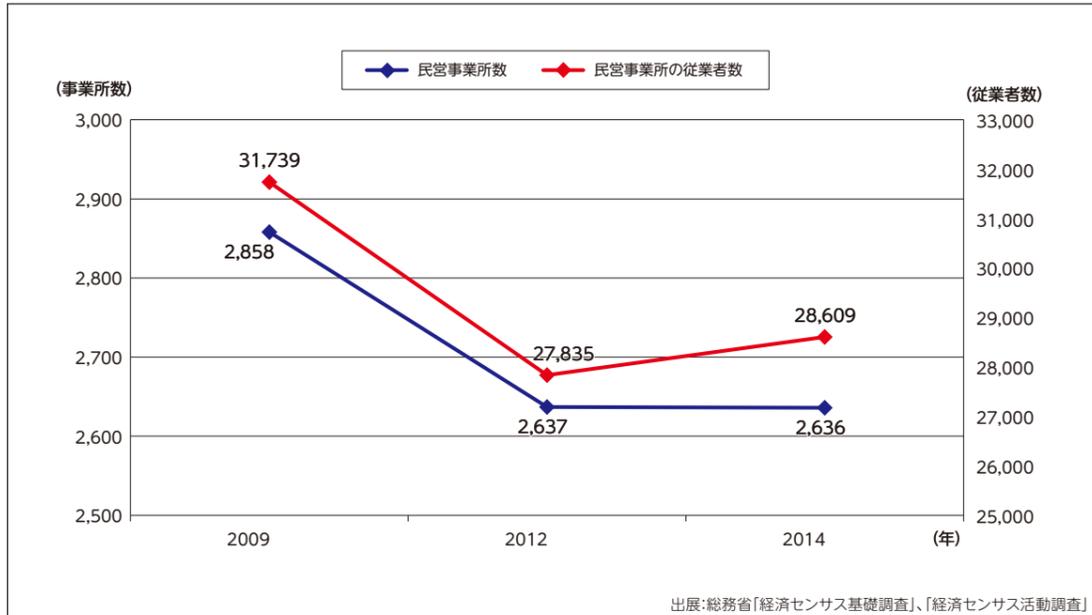
【市内の産業別民営事業所数(2014(平成26)年)】



【市内の産業別民営事業所の従業者数(2014(平成26)年)】



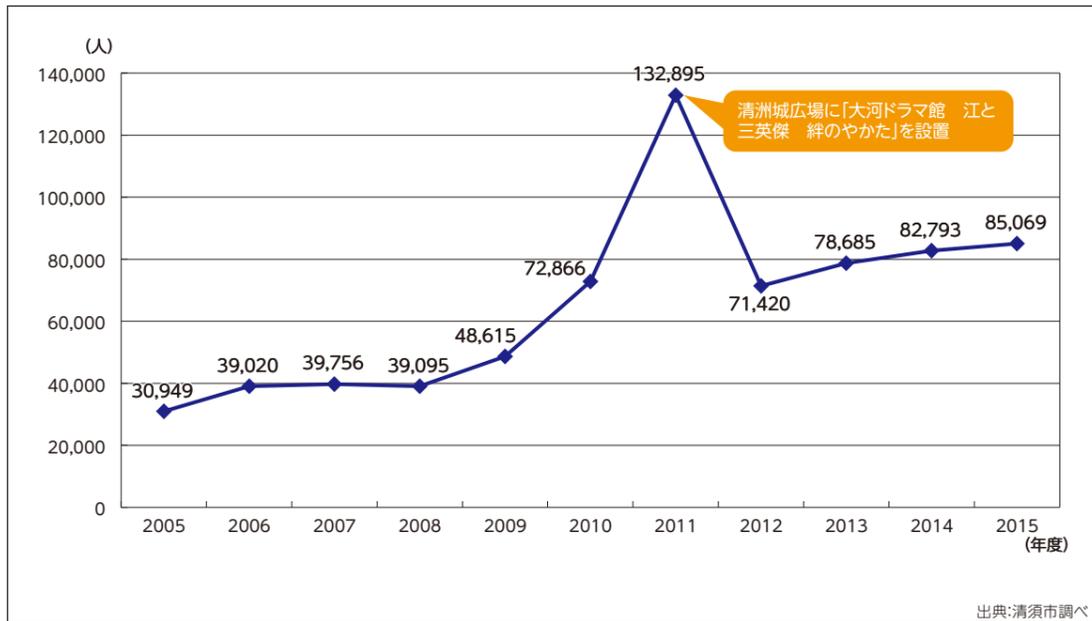
【市内の民営事業所数と民営事業所の従業者数】



③ 観光

清洲城の年間入場者数は、2011(平成23)年度に132,895人を記録し、翌年度にはいったん減少しましたが、近年は再び増加傾向にあります。

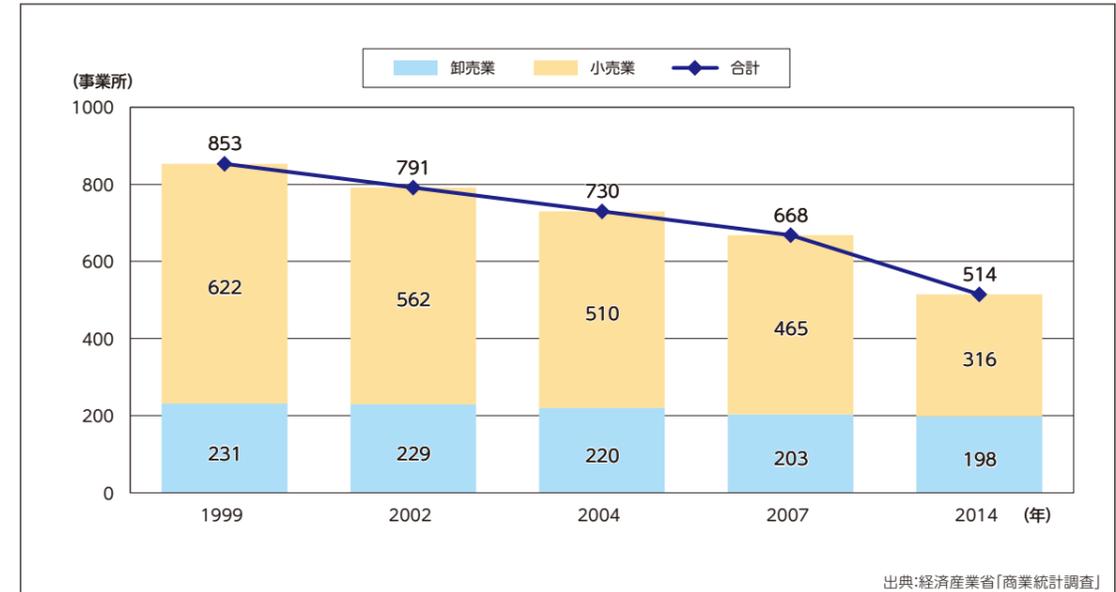
【清洲城入場者数】



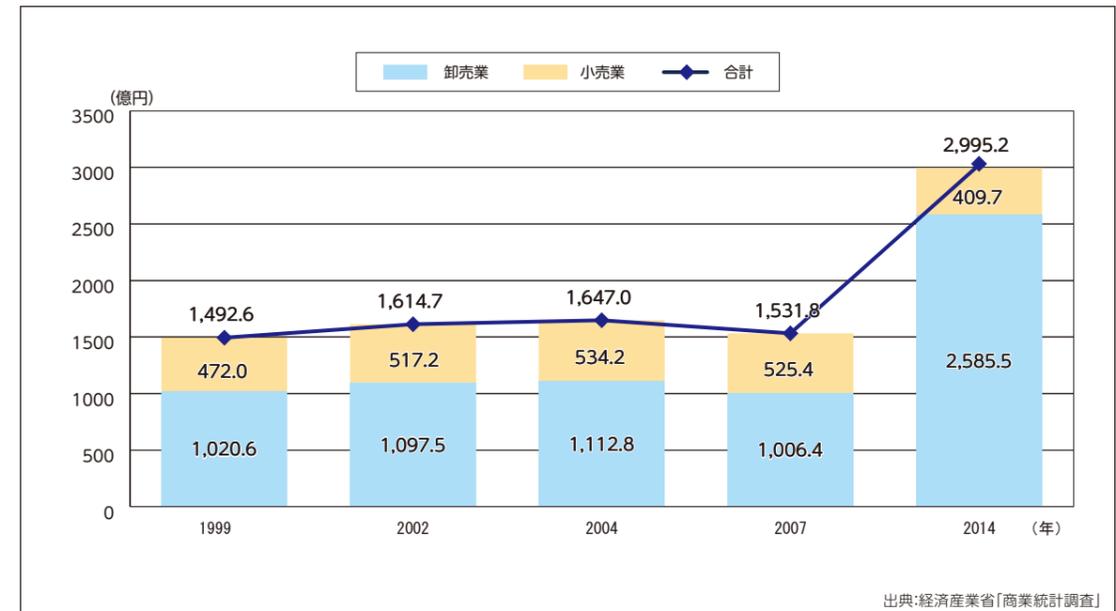
④ 商業(卸売業・小売業)

清須市内の商業(卸売業・小売業)の状況について、事業所数は減少傾向にあります。一方、年間商品販売額をみると、2007(平成19)年から2014(平成26)年までにかけて著しく増加しています。

【市内卸売業・小売業の事業所数】



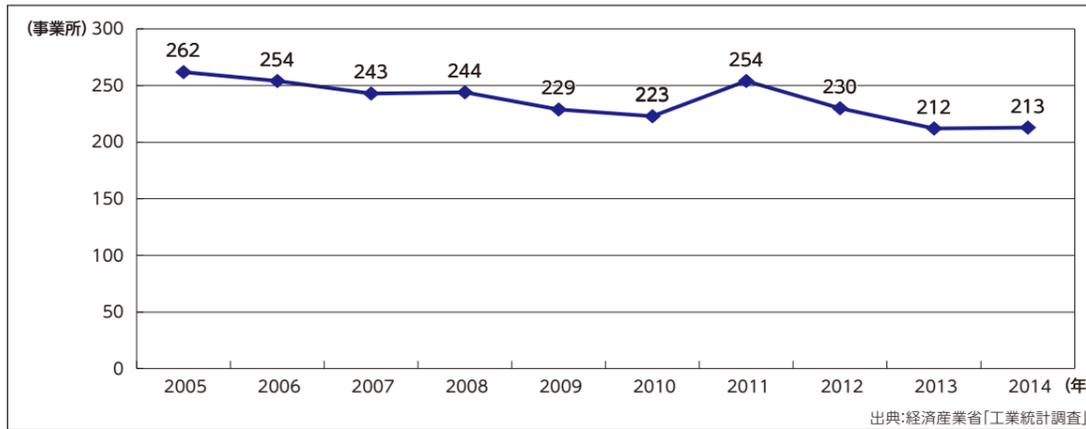
【市内卸売業・小売業の年間商品販売額】



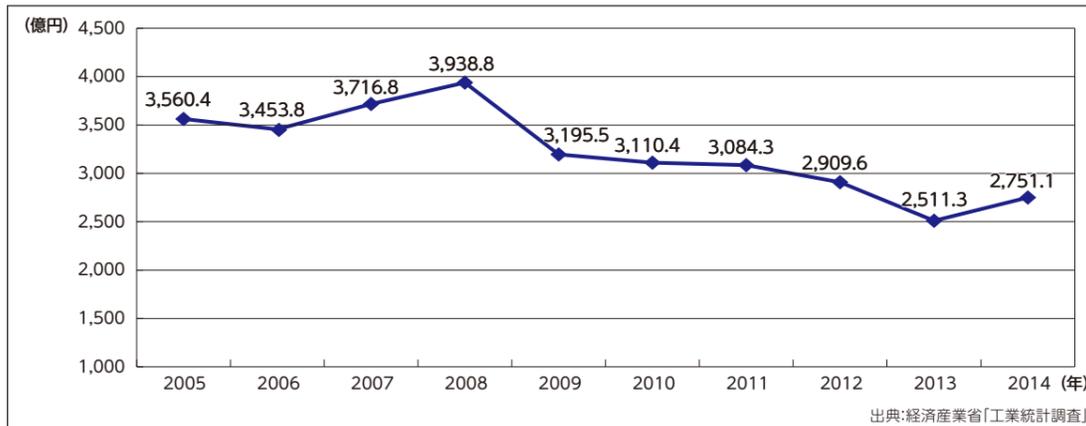
⑤ 工業

清須市内の製造業の状況について、事業所数はおおむね減少傾向にあります。年間製造品出荷額等を見ると、2006(平成18)年から2008(平成20)年までにかけては増加していましたが、2009(平成21)年以降はおおむね減少傾向となっています。

【市内製造業の事業所数】



【市内製造業の年間製造品出荷額等】



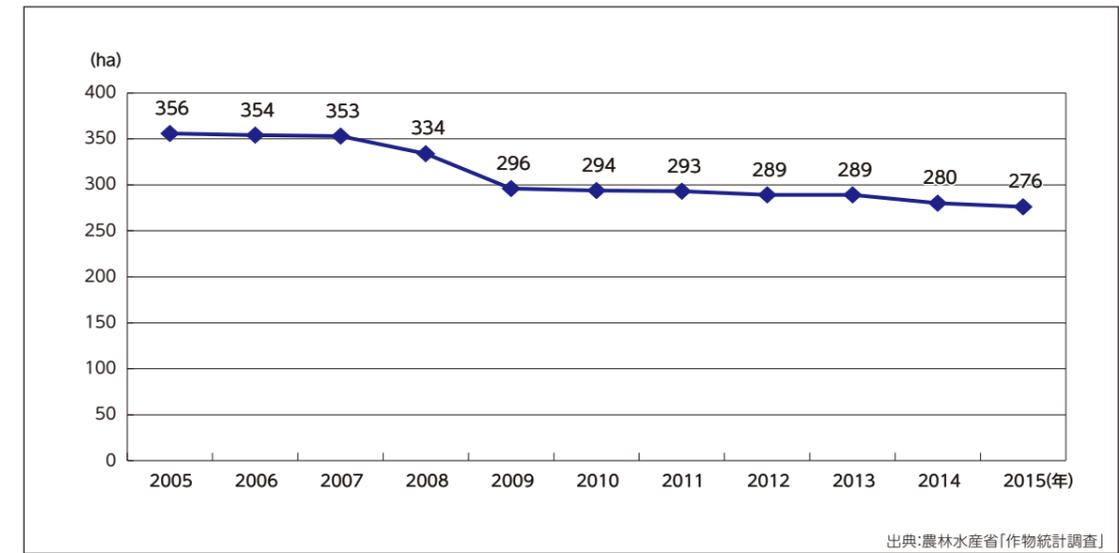
⑥ 農業

清須市の農業の状況について、総農家数、農業就業人口(販売農家)ともに減少傾向にあります。経営耕地面積は、2007(平成19)年から2009(平成21)年までにかけて減少していますが、近年は横ばいとなっています。

【総農家数と農業就業人口(販売農家)】



【経営耕地面積】

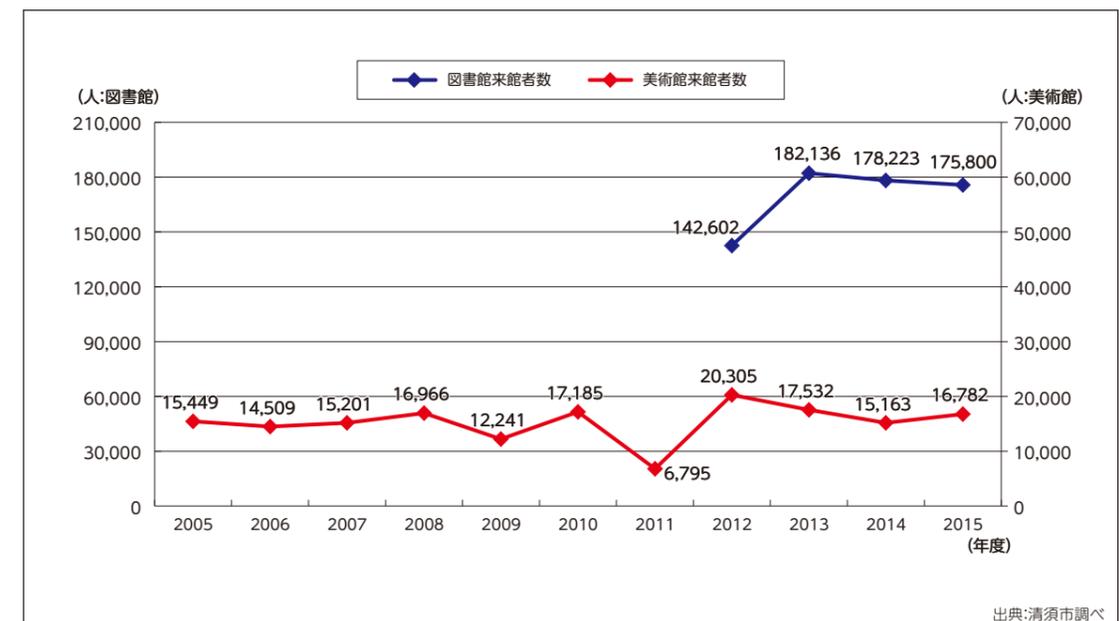


▼ 政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

① 図書館・美術館

2012(平成24)年7月に開館した図書館は、180,000人前後の来館者数となっています。はるひ美術館の来館者数は、2011(平成23)年と2012(平成24)年を除いて、おおむね15,000人~17,000人で推移しています。

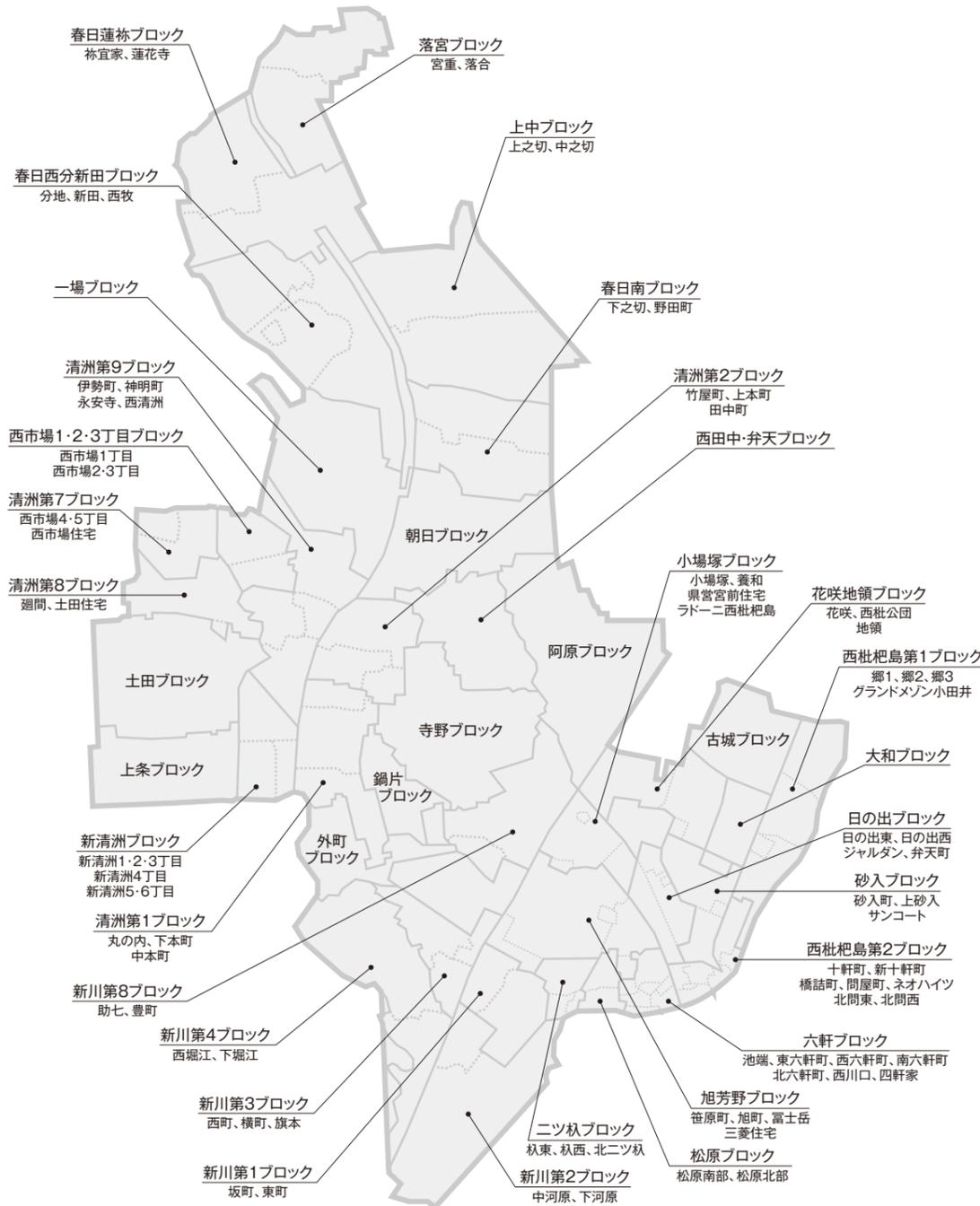
【図書館来館者数と美術館来館者数】



▼ 政策7 つながり大切にまちをつくる

① コミュニティ組織

清須市内には、38のブロックと93の自治会等があり、自治・コミュニティ活動を支援しています。



(2016(平成28)年4月1日現在)

② 公共施設等の状況

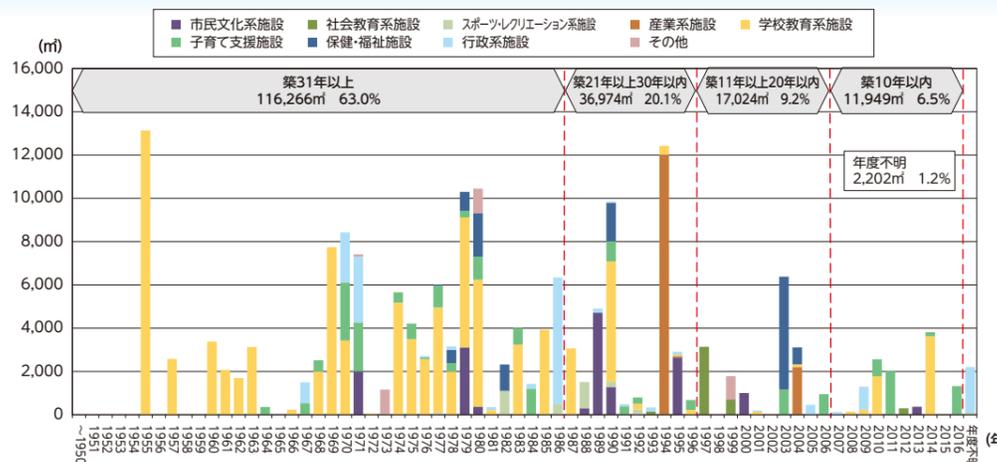
清須市が保有する公共施設(インフラ関係施設、屋外社会体育施設、防災倉庫等を除く。)は72施設*あり、施設を通じて各種サービスを提供しています。

*複合施設(1つの建物(棟)が、複数の異なる施設区分の施設で構成されている施設)については、施設区分ごとに1施設として計上。

施設区分	施設数	施設名称
市民文化系施設	集会施設	7 清洲市民センター(中央公民館)、小田井公民館、朝日公民館、春日公民館、西枇杷島会館、清洲コミュニティセンター、水の交流ステーション
	文化施設	1 新川地域文化広場(カルチャ新川)
社会教育系施設	図書館	1 市立図書館
	博物館等	2 西枇杷島問屋記念館、はるひ美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1 春日B&G体育館
	レクリエーション施設・観光施設	2 清洲城、清洲ふるさとのやかた
産業系施設	2	西枇杷島勤労福祉会館(にしびさわやかプラザ)、清洲勤労福祉会館(アルコ清洲)
学校教育系施設	学校	12 【小学校】西枇杷島、古城、清洲、清洲東、新川、星の宮、桃栄、春日 【中学校】西枇杷島、清洲、新川、春日
	その他教育施設	1 学校給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園	14 【幼稚園】西枇杷島第1 【保育園】西枇杷島、芳野、本町、一場、花水木、新清洲、朝日、須ヶ口、土器野、桃栄、星の宮、中之切、ネギヤ
	幼児・児童施設	13 【児童館】西枇杷島、小田井、清洲、清洲児童センター、新川児童センター、星の宮児童センター、桃栄、春日 【子育て支援センター】西枇杷島、清洲、新川、春日 【その他】たんぽぽ園
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	4 西枇杷島老人福祉センター、西枇杷島生きがいセンター(にしび創造センター)、新川福祉センター、春日老人福祉センター
	保健施設	4 西枇杷島保健センター、清洲保健センター、新川保健センター、春日保健センター
	その他社会福祉施設	1 清洲総合福祉センター
行政系施設	庁舎等	4 本庁舎、西枇杷島庁舎、清洲庁舎、春日支所
	その他行政系施設	3 庄内川水防センター(みずとぴあ庄内)、新川ふれあい防災センター、にしびリサイクルセンター
計	72	

(2016(平成28)年4月1日現在)

また、清須市が保有する公共建築物(延床面積50㎡以上)の総延床面積は約180,000㎡となっており、年度別の整備状況は次のとおりとなっています。



(2016(平成28)年4月1日現在)

(5) 財政状況

※決算等についての数値は、原則として普通会計の考え方に基いており、「市町村行財政のあらまし」(愛知県総務部市町村課)等を参照して作成。数値は百万円単位または小数第1位で四捨五入しており、清須市の2008(平成20)年度以前の数値は原則として旧団体の単純合算値。
普通会計とは、地方公共団体相互間の比較分析を可能とするため、統一的方法によって一般行政部門の会計を整理したものを。

▼ 現 状

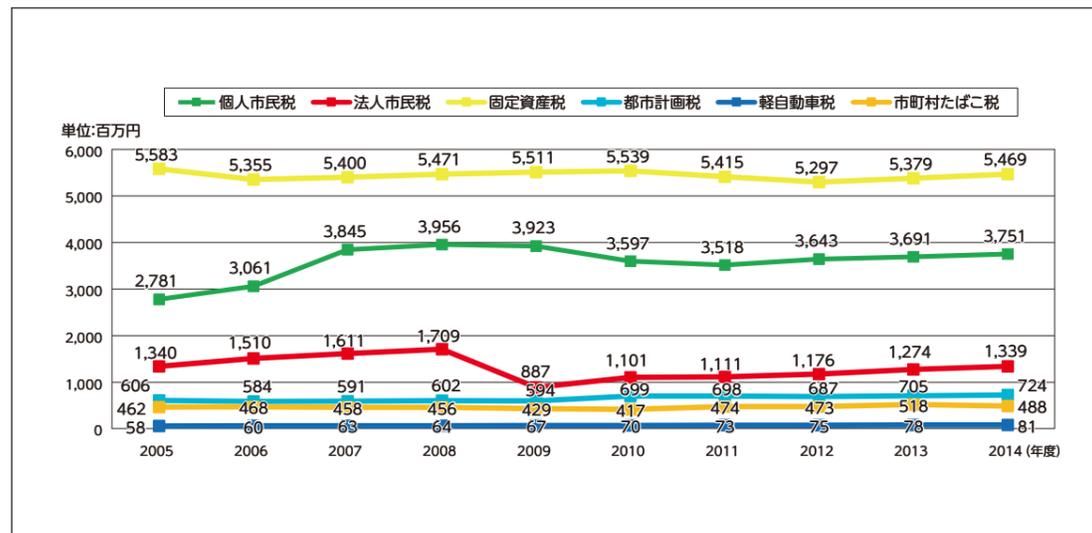
① 歳入の状況

歳入の約半分を市税が占めており、その状況は以下のとおりとなっています。
2008(平成20)年の世界的な金融危機の影響を受けて、大きく落ち込んだ個人市民税と法人市民税については、現在回復基調にあります。

[清須市の歳入総額と市税収入の推移]



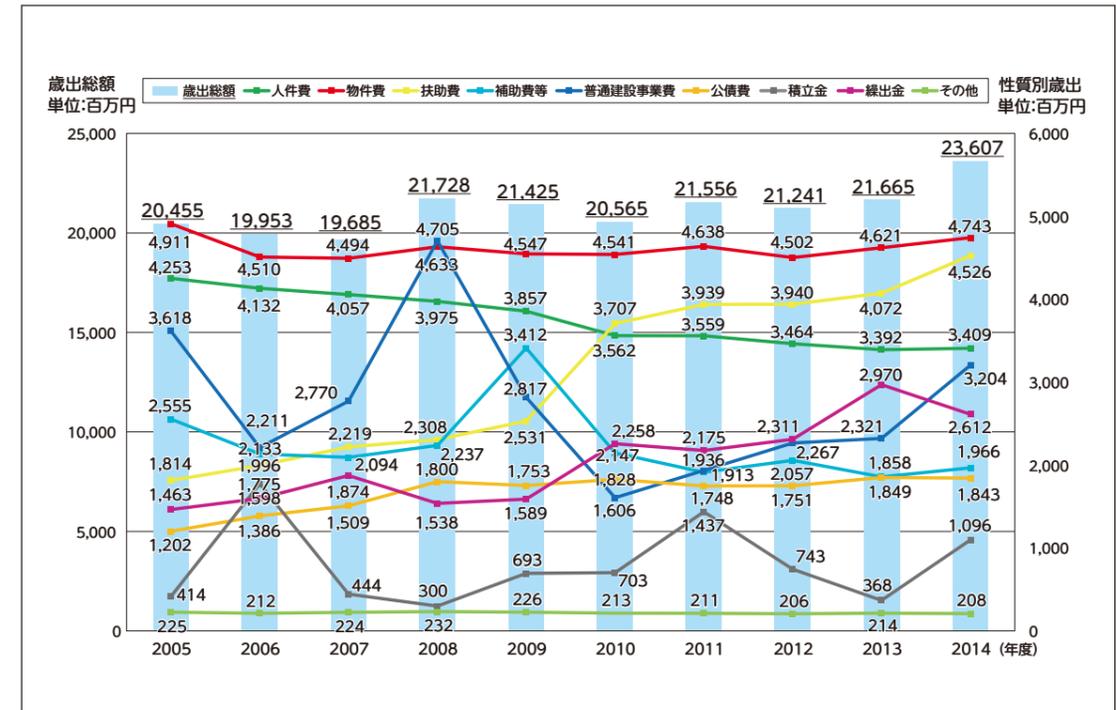
[清須市の税目別市税収入の推移]



② 歳出の状況

歳出の状況は以下のとおりとなっており、性質別歳出の推移を見ると次の特徴があげられます。

[清須市の歳出総額と性質別歳出の推移]



人件費

第1次総合計画の期間中、組織のスリム化に取り組んだことにより、2014(平成26)年度決算では、2005(平成17)年度と比較すると19.8%の減少となっています。

物件費

組織のスリム化に対応して、公共施設の統合による機能強化や民間活力の導入等により、2014(平成26)年度決算では、2005(平成17)年度と比較すると3.4%の減少となっています。

扶助費

2014(平成26)年度決算では、2005(平成17)年度と比較すると2.5倍の大幅な増加となっていますが、2010(平成22)年度からの児童(子ども)手当の拡充といった、国の制度に伴うものが主な要因となっています。加えて、障害福祉に係る扶助費や生活保護費等も増加しています。

補助費等

2009(平成21)年度 of 定額給付金による一時的な増加はあるものの、補助金のあり方検討等、施策の見直し・重点化の取り組みにより、2014(平成26)年度決算では、2005(平成17)年度と比較すると23.1%の減少となっています。

普通建設事業費

JR枇杷島駅周辺整備事業等を実施した2008(平成20)年度の47億500万円をピークとして減少に転じましたが、近年は学校給食センター整備事業といった大規模な施設整備事業や、老朽化した公共施設に係る大規模改修事業等により増加しています。

公債費

地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の償還費や、新市の一体性の確立と均衡ある発展を目指した施設整備事業に係る合併特例事業債の償還費の増加により、増加傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

積立金

年度によって多寡はありますが、2006(平成18)年度の17億7,500万円をはじめ、大規模な施設整備事業に備えた積み立てを毎年度行っています。

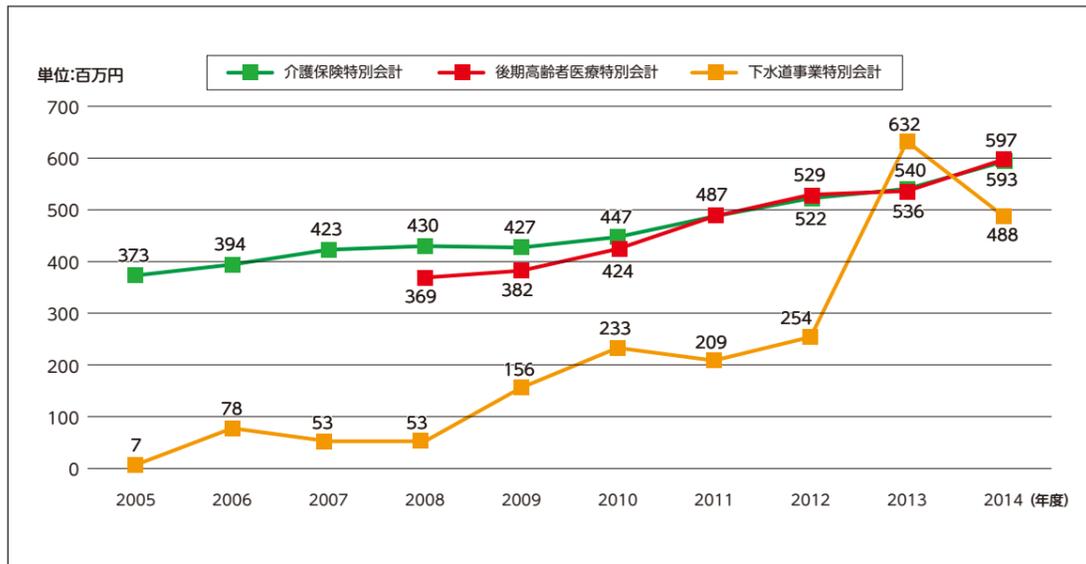
繰出金

2014(平成26)年度決算では、2005(平成17)年度と比較すると1.8倍の大幅な増加となっています。

65歳以上の老年人口の増加に伴って、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金が毎年度増加しています。

また、排水ポンプ場や雨水幹線等の整備のため、下水道事業特別会計への繰出金も増加傾向にあります。

【介護保険特別会計等への繰出金の推移】



性質別歳出の解説

- **人件費**…職員等に対して、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費です。
- **物件費**…以下の経費を除く、地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費等があげられます。
- **扶助費**…社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令に基づいて、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費と、地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費です。
- **補助費等**…物件費や普通建設事業費等に分類されるものを除いた、負担金、補助及び交付金等です。
- **普通建設事業費**…道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費です。
- **公債費**…地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金利子の合算額です。
- **積立金**…特定の目的のため、資金を積み立てるために設けられた基金等に対する経費です。
- **繰出金**…特別会計に対して支出される経費です。

③ 市債の状況

清須市の2014(平成26)年度末における市債現在高は171億2,600万円となっており、2001(平成13)年度以降、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の現在高が大幅に増加しており、市債現在高の59.8%を占めています。

近年は臨時財政対策債の発行抑制や計画的な市債発行に努めたことにより、市債現在高は横ばいで推移しています。

また、2014(平成26)年度末における市民1人あたりの市債現在高は256,732円で、愛知県内の類似団体(以下「類似団体」という。)平均251,043円とほぼ同水準となっています。

【清須市の市債現在高と内訳の推移】



用語の解説

- **臨時財政対策債**…地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てることができる特例的な地方債で、地方公共団体の財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障する地方交付税制度を通じて発行可能額が算定される。
- **合併特例事業債**…合併市町村が市町村建設計画(合併旧法)や市町村基本計画(合併新法)に基づいて行う事業等に要する経費に充てることができる地方債。償還に係る経費は、地方交付税制度において有利な財政措置がされる。
- **類似団体**…総務省が毎年度作成している「類似団体別市町村財政指数表」における、人口と産業構造の2要素の組み合わせによる分類が同じ市町村。

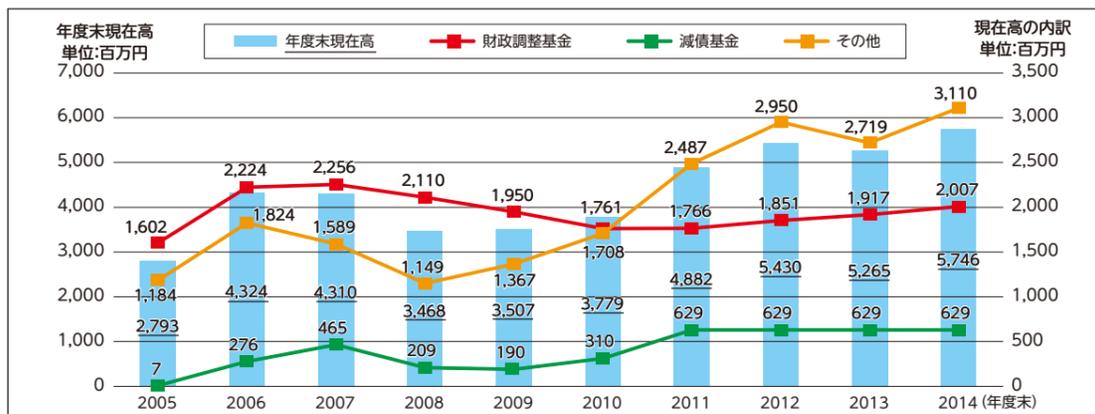
④ 基金の状況

清須市の2014(平成26)年度末における基金現在高は57億4,600万円となっており、その構成比は、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金が34.9%、市債の償還に必要な財源を確保するための減債基金が11.0%、庁舎や学校教育施設の整備等、その他特定目的のための基金が54.1%となっています。

財政調整基金の現在高は、一定規模を維持しており、経済の不況といった予測できない収入減少等に対する積立ができています。

その他特定目的のための基金の現在高は、2014(平成26)年度末には31億1,000万円となっており、2009(平成21)年度以降、計画的に大規模な施設整備事業に備えた積立を行ったことにより、過去最高の水準となっています。

【清須市の基金現在高と内訳の推移】



⑤ 主要な財政指標の状況

【財政力指数】

清須市の財政力指数は、2005(平成17)年の市制施行以降、1.00を上回っていましたが、世界的な金融危機の影響を受けて、2010(平成22)年度に単年度の財政力指数が1.00を下回りました。2014(平成26)年度は0.95で、全国市町村平均(東京都特別区を除く。)0.49、愛知県内の類似団体平均0.87を上回っています。

用語の解説 財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税制度に基づいて全国統一的な基準で算定した、基準財政収入額(標準的に収入しうる地方税等のうち、基準財政需要額に対応する部分の額)を、基準財政需要額(平均的水準の行政運営に係る財政需要額)で除して得た数値の3年間の平均値です。
財政力指数が高いほど、地方交付税制度における留保財源(標準的に収入しうる地方税等のうち、基準財政需要額に対応する部分以外の額)が大きいこととなるため、財源に余裕があると言えます。

【経常収支比率】

清須市の経常収支比率は、2005(平成17)年の市制施行以降、ほぼ横ばいで推移しており、2014(平成26)年度決算においては88.2%で、全国市町村平均(東京都特別区を除く。)91.3%を下回っているものの、愛知県内の類似団体平均87.4%を上回っています。

用語の解説 経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率で、地方税等の使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費や扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合です。
経常収支比率が低いほど、経常的経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいこととなるため、臨時の財政需要に対する余裕ができ、財政構造に弾力性があると言えます。

【実質公債費比率】

清須市の2014(平成26)年度決算に基づく実質公債費比率は2.9%となっており、早期健全化基準とともに、全国市町村平均8.0%、愛知県内の類似団体平均4.6%を下回っています。

用語の解説 実質公債費比率は、標準財政規模(地方公共団体の標準的な一般財源規模)に対する、地方公共団体が一般会計等において負担する公債費や公債費に準じる経費の比率の3年間の平均値です。
借入金(市債)の返済額と、これに準じる経費の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示しています。
2009(平成21)年に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という。)」においては、財政の早期健全化を促すための早期健全化基準(25%)と、財政の再生のための財政再生基準(35%)について規定されています。

【将来負担比率】

清須市の2014(平成26)年度決算に基づく将来負担比率は、将来負担額から控除する充当可能財源等(基金等)が将来負担額を上回っていることから「-」となり、早期健全化基準とともに、全国市町村平均45.8%、愛知県内の類似団体平均43.9%を下回っています。

用語の解説 将来負担比率は、標準財政規模に対する、土地開発公社等の地方公社や、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率です。
地方公共団体の一般会計等の借入金(市債)や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示しています。
実質公債費比率と同様、2009(平成21)年に全面施行された健全化法において、財政の早期健全化を促すための早期健全化基準(350%)について規定されています。

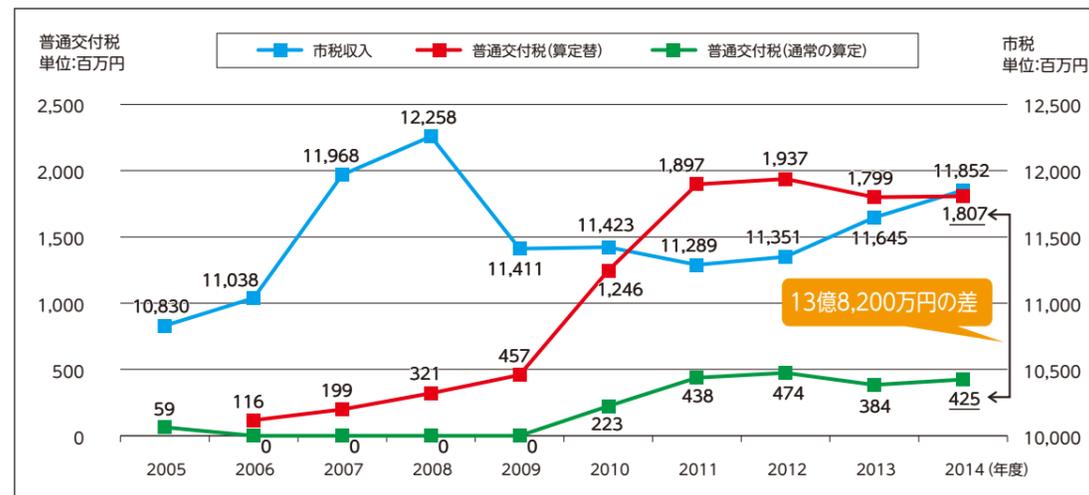
▼ 今後の見通し

現在の財政状況を踏まえて今後の清須市の財政状況を見通すと、合併団体特有の事情である、市町村合併に対する財政措置の終焉への対応が課題として挙げられます。

市町村合併に対する財政措置として、現在清須市では、合併後の財源不足に配慮した特例的な普通交付税の算定(以下「合併算定替」という。)を行っていますが、この合併算定替は2015(平成27)年度から段階的に縮減し、2020(平成32)年度をもって終了します。

地方交付税制度は地方公共団体の財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障するものであるため、地方財政全体の財源不足の状況や、市税収入の増減等といった清須市の財政状況に応じて交付額は変動しますが、2014(平成26)年度の普通交付税における通常の算定と合併算定替の差は13億8,200万円となっています。

【清須市の普通交付税額と市税収入の推移】



合併算定替に加えて、これまでは合併の際に策定した新市建設計画(西枇杷島町・清洲町・新川町)と新市基本計画(清須市・春日町)に基づいて行う事業に対して、地方交付税制度において有利な財政措置がされる合併特例事業債を活用して事業を進めてきましたが、その活用期限も2020(平成32)年度をもって終了します。

また、市町村合併に対する財政措置の終焉という大きな課題に加えて、今後高齢化の進展に伴って介護保険事業や後期高齢者医療事業に係る経費は確実に増加が見込まれるとともに、公共施設の老朽化に伴って必要となる経費の増加も見込まれます。

このような清須市をめぐる財政状況の変化に的確に対応するためには、清須市第2次総合計画を「目標の実現に向けた政策・施策・事業を最適に展開するための、行政運営マネジメントの基軸」と位置付け、政策と施策の体系的な整理に基づき、事務事業の効果を検証しながら継続的に見直しを行い、真に必要な分野に経営資源を重点的に配分するとともに、新たな財源確保や、長期的な視点に立った公共施設等の維持管理・更新に係る財政負担の軽減・平準化に取り組むなど、持続可能な財政運営を進める必要があります。

(6)リニア中央新幹線の開業による影響等(リニア・インパクト)

▼リニア中央新幹線をめぐる状況

① リニア中央新幹線整備事業の概要

整備計画では、リニア中央新幹線の東京-名古屋間開業は2027(平成39)年、全線営業は2045(平成57)年となっており、主要な経過地は、甲府市付近、赤石山脈(南アルプス)中南部、名古屋市付近、奈良市付近とされています。また、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の試算では、東京-大阪間の所要時間は航空機並みである一方、航空機に比べて大量の輸送能力を持つことから、優れた輸送機関であるとされています。



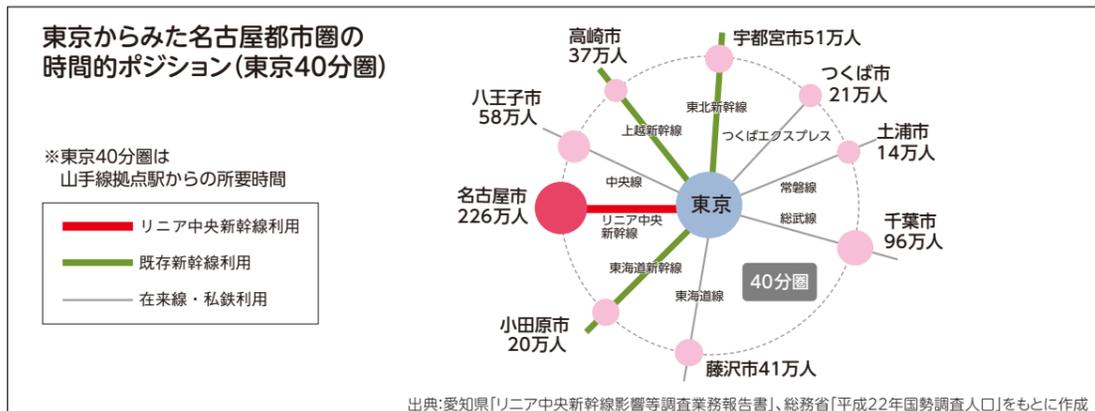
建設線	中央新幹線
区間	東京都-大阪市
走行方式	超電導磁気浮上方式
最高設計速度	505km/時
建設費用の概算額(車両費含む)	9兆300億円
主要な経過地	甲府市付近、赤石山脈(南アルプス)中南部、名古屋市付近、奈良市付近

出典:国土交通省「中央新幹線の整備計画の決定について(平成23年5月26日)」、JR東海「中央新幹線(東京都-名古屋間)計画段階環境配慮書」等をもとに作成

② 地域で期待される効果・影響と地域づくりの方向性

リニア中央新幹線の東京-名古屋間の開業により、東京-名古屋間の所要時間は40分となり、首都圏近郊の千葉市、高崎市、宇都宮市等と同程度の所要時間で、東京から名古屋を訪れることが可能になると見込まれます。

時間短縮による生活面での利便性向上に加えて、産業面でも地域のポテンシャル向上が見込まれる一方、地域外への流出というストロー効果も懸念されます。



出典:愛知県「リニア中央新幹線影響等調査業務報告書」、総務省「平成22年国勢調査人口」をもとに作成

また、愛知県の「リニア中央新幹線対応検討調査報告書」では、リニア・インパクトを生かした各地域の発展の方向性について、清須市を含む西尾張地域は次のとおり整理されています。

名古屋近郊の立地を生かした産業・物流機能と居住機能の集積を先導する地域	
産業	名古屋駅周辺地区とあまり変わらない首都圏との時間距離と、不動産価格等コスト面での優位性を生かし、創業期の企業のオフィス需要に応えていくことや、名二環南西部など道路整備の進展に合わせた物流拠点や航空宇宙産業など企業等の立地集積を図っていく。
居住環境	名古屋市内より好条件の居住地として、首都圏からの移住者増加も見据えた積極的な受入誘致の取組について検討を進めていく。
観光・交流	名古屋駅から短時間で行ける距離に、戦国武将ゆかりの地や水辺空間等の磨けば光る魅力的な観光資源があることを生かし、名古屋駅でのリニア乗換旅客や県外から来訪するビジネス客等をターゲットとしたショートトリップ観光を促進していく。

▼清須市で想定されるリニア・インパクト

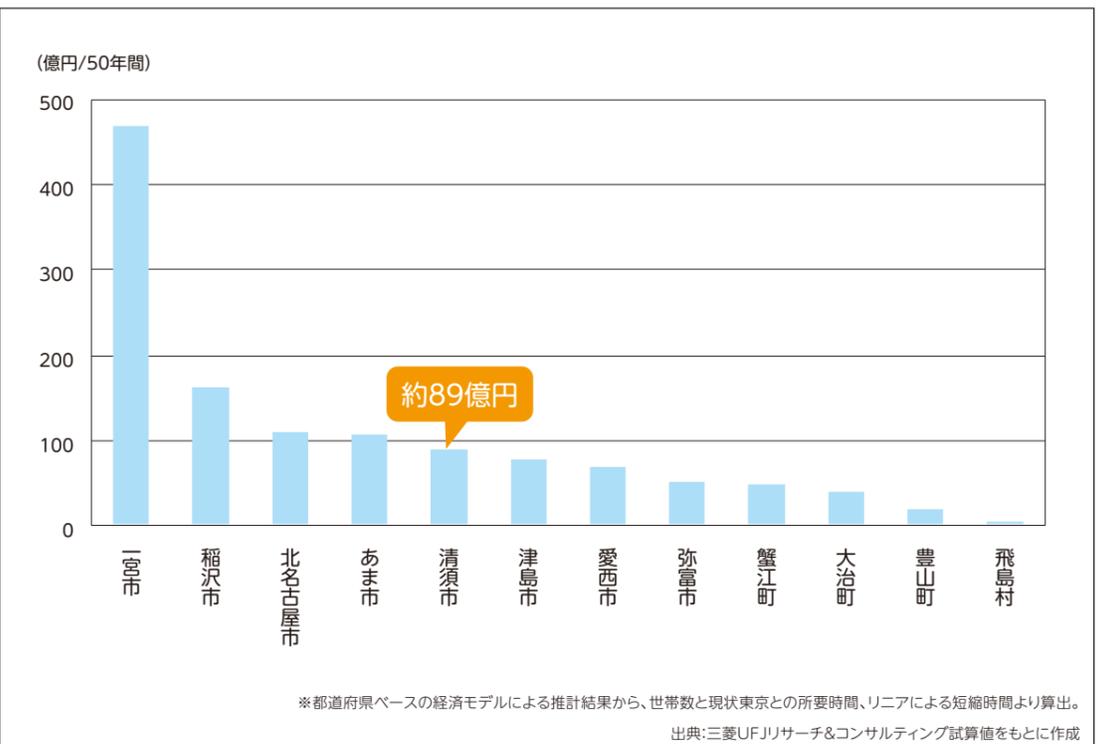
① 地域全般

清須市は、リニア開業によって東京の1時間圏となり、名古屋都市圏の中でも名古屋に次ぐ高い時間短縮率(47.8%)※が見込まれます。一方、時間短縮がもたらす経済効果(便益)の大きさは、「時間短縮率」のほかに「経済規模」や「首都圏との流動量」によって決まると考えられるため、名古屋都市圏では、名古屋市のほか岐阜市、一宮市、岡崎市並びに四日市市で、大きな経済効果が見込まれる一方、清須市においては近隣市と同等程度と見込まれます。

※品川駅を起点として、名古屋駅(あるいは豊橋駅、三河安城駅)を経由して各市町村の代表駅(乗車人員の最も多い駅)までの所要時間が、リニア中央新幹線の利用によって現状よりも短縮する割合。

出典:愛知県「リニア中央新幹線影響等調査業務報告書」

[西尾張地域の経済効果(便益)]



※都道府県ベースの経済モデルによる推計結果から、世帯数と現状東京との所要時間、リニアによる短縮時間より算出。

出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング試算値をもとに作成

② 産業

名駅エリアではオフィスビル等の再開発が進み、今後、より一層の都市機能の充実が見込まれます。また、名古屋都市圏としては、全国的にも強みを持つ産業・業種分野で、広域からの企業や産業を吸引する可能性があります。都市圏内の市町村においては、産業集積や競争力を有する業種でリニア・インパクトによる活性化が期待される一方、より一層便利になる名駅エリアや首都圏へのアクセス時間の短縮によって、産業や機能の一部が、市外へ流出するストロー効果の懸念もあります。

清須市においても、名古屋駅との至近性など、清須市の魅力を活かせば、リニア開業に伴い増加が見込まれる企業立地や就業者(居住者)の受皿となる可能性がある一方、特色の見られない産業分野等については、ストロー効果が懸念されます。

③ 居住環境

西尾張の鉄道沿線地域は、名古屋市(名駅エリア)に通勤至便な住宅地として、首都圏等からの移住者の受け入れが期待できます。また、名駅エリアの都市機能の充実や、首都圏へより早くアクセスできることで、市民への買物や余暇・レジャー面での恩恵も期待されます。

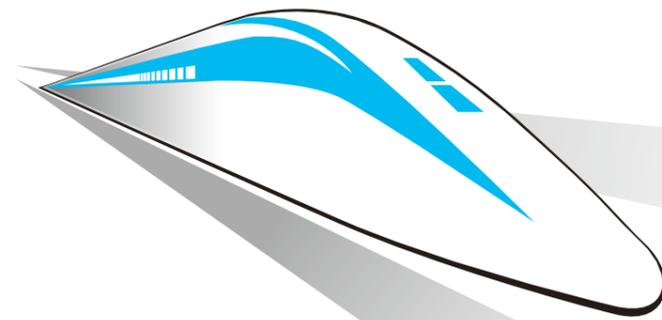
一方、名駅エリア等の商業施設へ市民の購買力が流出することで、地元の商業が衰退し、身近な買物場所が減少する懸念もあります。そのため、市内でも一定程度の定住人口を確保し、地域の購買力の維持・底上げを図ることが重要となります。

④ 観光・交流

リニア開通とともに、名古屋駅は、スーパーターミナルを標榜する広域観光・交流の玄関口となるほか、セントレアとの接続性向上も期待され、海外からのインバウンドも、より拡大する可能性があります。

観光・交流における都市圏レベルでのインパクトとしては、広域からの誘客拡大や昇龍道プロジェクトなど広域での観光拠点のルート化等が見込まれます。

首都圏から名古屋への来訪者では、日帰り客の占める割合が高まる可能性があります。そのため宿泊業等への影響も懸念されますが、ビジネス客など当地を訪れる旅客は確実に増加するため、ショートトリップなど日帰り観光需要の拡大が期待される一方、市外のスポット間との集客面での競合が見込まれます。



II 土地利用方針

清須市では、工業地区と住宅地区、さらに農用地が混在していますが、将来的な用途純化を基本として、広域的な交通利便性とゆとりある土地空間の有効活用を図り、職・住・レクリエーションの空間が共存する地域として整備する必要があります。

このため、リニア中央新幹線の開業も見据えて、JR枇杷島駅、名鉄新清洲駅・須ヶ口駅を中心として、商業等の都市機能が集積する交流拠点となる「拠点都市機能誘導ゾーン」を設定します。

また、都市化が進む中で貴重な緑地を守り、自然との共生を図るため、「都市緑地・農地ゾーン」を設定するとともに、市内を流れる庄内川・新川・五条川の流域を市民が憩う豊かな水辺空間として整備し、美濃路や清洲城、朝日遺跡などの歴史的資源及び五条川沿いの文化芸術施設などの活用とあわせて、市民が安らぎと知的な充足感を感じることができる「憩いの水辺保全・活用ゾーン」を設定します。これらの地域資源を活用するために、「地域資源(歴史・水辺)活用軸」で結び、地域の魅力の向上と文化的な発展を目指します。

各ゾーンを「広域幹線交通軸」と「地域内連絡幹線道路」で連結することにより、市内全域の均衡な発展と広域的な交流・連携を図り、清須市の総合力をより高めていきます。

今後、都市計画上の用途区分に応じた適切な土地利用を推進するとともに、その土地のポテンシャルを生かしたまちづくりを進め、地域全体の活力向上を目指します。



III 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

▼ 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

人口減少の克服や東京一極集中を是正するため、2014(平成26)年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、全国的に地方創生に向けた取り組みが進められています。

清須市においても、2016(平成28)年2月に「清須市人口ビジョン」及び「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、清須市の人口に関する特性や課題を踏まえて、次の4つの基本目標を設定し、具体的な施策を推進しています。

基本目標①	地域資源とシビックプライドを核として活力あるまちをつくる
清須市が有する地域資源を最大限に活用するとともに、シビックプライド（地域に誇りと愛着を持ち、当事者として考え行動する住民意識）の醸成と、その牽引役となる人材の育成や活躍を促進することにより、地域全体の活力を高め、交流人口の拡大、ひいては、定住人口の増加を目指していきます。	
基本目標②	若い世代が子育てしやすいまちをつくる
基本目標③	シニア世代が元気でアクティブに暮らせるまちをつくる
清須市においても進展する少子高齢化への積極的な対応として、若い世代とシニア世代へ焦点を当て、若い世代にとって子育てしやすいまちをつくるとともに、シニア世代が元気でアクティブに暮らせるまちをつくることにより、若い世代とシニア世代のそれぞれが有する活力を、地域全体の活力の向上につなげていきます。	
基本目標④	安全・安心で快適に暮らせるまちをつくる
地域全体の活力を支える基盤として、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの推進に、引き続き努めていきます。	

▼ 総合計画の「7つの政策」と総合戦略の「4つの基本目標・具体的な施策」の関係

総合計画	政策1	政策2	政策3
総合戦略	安全で安心に暮らせるまちをつくる	子育てのしやすいまちをつくる	誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる
基本目標① 地域資源とシビックプライドを核として活力あるまちをつくる		シビックプライドの醸成	第2次総合計画においても、従来の分野別整理(福祉・教育等)を改め、「子育て」の観点から分野横断的に整理し、総合戦略との一体的な推進を促進
基本目標② 若い世代が子育てしやすいまちをつくる		妊娠・出産支援 子育て支援サービスの充実 育児環境の整備 子育てに対する経済的な支援	
基本目標③ シニア世代が元気でアクティブに暮らせるまちをつくる		シニア世代の社会参加の促進	シニア世代の社会参加の促進 地域包括ケアシステムの構築 介護予防・健康づくりの推進
基本目標④ 安全・安心で快適に暮らせるまちをつくる	河川・排水対策の充実 地域防災の担い手の確保		

▼ 第2次総合計画との関係

清須市の行政運営の基本的な指針である第2次総合計画は、行政運営マネジメントの基軸として、目指す将来像の実現に向けて、清須市が取り組むまちづくり全般に渡る施策を分野別・体系的に整理する計画です。

一方、「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、清須市の人口に関する目指すべき将来の方向の実現に向けて必要となる施策を、分野横断的に整理する計画です。

まち・ひと・しごとの創生は、『国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること』（「まち・ひと・しごと創生法」より）であり、その実現は、地域経済や地域社会が抱える課題の解決につながることから、住民に最も身近な市町村においても、中長期的な視点に立って取り組むべき、重要な政策課題です。

そこで、第2次総合計画(基本計画)と「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間を合わせるとともに、第2次総合計画で掲げる7つの政策と「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる4つの基本目標の相乗的な実現を目指して、総合計画においては、総合戦略で定める具体的な施策を「重点的な取り組み」と位置付け、両計画の一体的な推進を図ります。

■ 基本計画と総合戦略の計画期間



政策4	政策5	政策6	政策7
便利で快適に暮らせるまちをつくる	魅力に満ちた活力のあるまちをつくる	豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる	つながりを大切にするまちをつくる
	地域資源の積極的な活用 シビックプライドの醸成 観光アクセスの充実 観光情報発信力の強化 創業支援の促進	地域資源の積極的な活用	地域資源の積極的な活用
	シニア世代の社会参加の促進	シニア世代の社会参加の促進	市民協働の推進
市街地整備等の推進 公共交通の充実			公共施設等の総合的・計画的な管理

IV 7つの政策の実現に向けた37の施策

(1) 政策体系

基本構想で掲げる7つの政策(施策の指針)のもとに、その実現に向けて清須市が中期的に取り組む施策(行政分野や組織の所掌事務を踏まえて、複数の事務事業をその目的により束ねるもの)を、以下のとおり体系的に整理します。

施策の単位については、施策の継続性を確保するために、第1次総合計画[改訂版]の施策項目(37項目)をベースとしつつ、現状の行政課題や組織体制を踏まえて、新たに37の施策を設定します。

政策1	安全で安心に暮らせるまちをつくる	
	施策101	治水対策の推進
	施策102	防災・減災対策の推進
	施策103	防犯・交通安全対策の推進
	施策104	消防・救急医療体制の充実
政策2	子育てのしやすいまちをつくる	
	施策201	母子保健の充実
	施策202	子育て支援の充実
	施策203	学校教育の充実
	施策204	ひとり親家庭への支援の充実
	施策205	青少年健全育成の推進
政策3	誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる	
	施策301	健康づくりの推進
	施策302	地域福祉の充実
	施策303	高齢者福祉の充実
	施策304	障害者(児)福祉の充実
	施策305	医療保険・年金制度の適正運営
	施策306	生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施
政策4	便利で快適に暮らせるまちをつくる	
	施策401	市街地整備の推進
	施策402	道路・橋梁の整備・適正管理の推進
	施策403	上水道の安定供給・下水道の充実
	施策404	水辺空間と緑地の充実
	施策405	公共交通の充実
	施策406	ごみの減量化と資源化の推進
	施策407	環境保全の推進
	施策408	斎苑施設の整備
政策5	魅力に満ちた活力のあるまちをつくる	
	施策501	観光の振興
	施策502	商業・工業の振興
	施策503	都市近郊農業の振興
	施策504	消費生活の擁護
政策6	豊かなこととからだをはぐむまちをつくる	
	施策601	生涯学習の充実
	施策602	文化・芸術活動の振興
	施策603	文化財保護の推進
	施策604	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	施策605	国際交流の振興
	施策606	男女共同参画社会の推進
政策7	つながりを大切にすまちをつくる	
	施策701	市民参加・市民協働の推進
	施策702	広報・広聴活動の充実
	施策703	自治・コミュニティ活動の振興
	施策704	市民ニーズに応える行政運営の推進

(2) 施策の概要

▼ 主担当課

施策単位で主担当課を設定し、主担当課が「施策の展開」ごとの担当課と連携を図りながら、施策の進行管理を実施します。

▼ 目指す姿

施策単位で、基本構想の終期である2024(平成36)年度を見据え、「施策がどう展開され、その結果、まちがどうなっているか」という視点から、施策の目標となる「目指す姿」を掲げます。

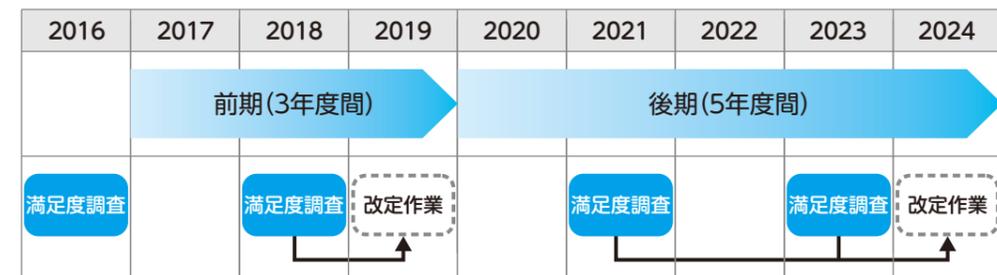
▼ 達成度指標

施策単位で、「目指す姿」にどこまで近づけているかを測るための指標として、「達成度指標」を設定します。「達成度指標」は原則として実現すべき成果に係る数値目標とします。
また、市民満足度調査における「施策の満足度」については、全施策共通の「達成度指標」として、計画期間中の上昇を目指します。

■ 市民満足度調査

市が取り組む施策に対して、市民が現在どの程度満足と感じているか、そして今後どれくらい重要と感じているかを統計的に整理し、市のまちづくりに反映することを目的として、2008(平成20)年度から実施しています。

第1次総合計画の期間中においては、隔年で実施してきましたが、第2次総合計画の期間中においては、計画の検証・見直し等の時期にあわせて、次のとおり実施を予定しています。



▼ 施策の展開

施策の「目指す姿」の達成に向けて、基本計画の計画期間(2017(平成29)年度から2019(平成31)年度まで)において、施策をどのような方向性で進めていくかを整理するものです。

「施策の展開」ごとに担当課を設定し、施策の主担当課と連携を図りながら、施策全体を推進します。また、「施策の展開」に即した具体的な事務事業については、実施計画(143・144ページ参照)において、毎年度整理します。

(3) 施策ページの見方

現状と課題

■国等の動向や、清須市におけるこれまでの取り組みを踏まえ、施策を取り巻く現状と課題を整理しています。

政策1 安全で安心に暮らせるまちをつくる

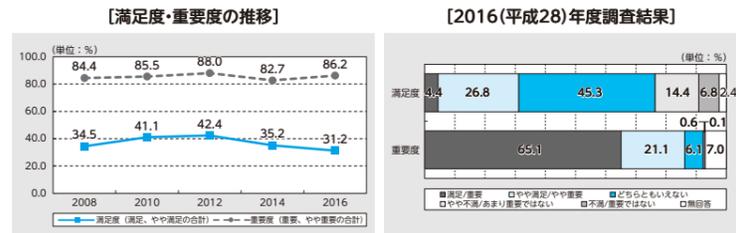
施策101 治水対策の推進

担当課：土木課

現状と課題

- 都市化の進行に伴って、雨水を貯留して地面に染み込ませる田畑の減少が進んでいることから、浸水被害の発生を防止する雨水貯留対策を推進する必要があります。
- 雨水を河川に放流するための排水ポンプ場について、老朽化に対応した計画的な施設の改修を進めています。
- 河川の流下能力の向上等を図るため、国や県と連携して庄内川特定構造物改築事業や河川整備事業などを進めています。
- 全国的にゲリラ豪雨や集中豪雨による浸水被害が多発しており、市民の治水に対する関心が高まっていることから、引き続き市民に分かりやすい水害対応情報の発信に努め、市民との情報共有を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度



満足度・重要度

■2008年度から実施している「市民満足度調査」における、施策に対する満足度・重要度の経年変化を整理するとともに、2016(平成28)年度の「市民満足度調査」の結果を掲載しています。

※比率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合があります。

目指す姿

■基本構想の終期である2024(平成36)年度を見据え、施策の目標として、『施策がどう展開され、その結果、まちがどうなっているか』を掲げています。

目指す姿

総合的な治水対策が着実に進展し、浸水被害の軽減が図られています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 (%) ㊦	31.2% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
大雨でも自宅の浸水の心配がないと思う市民の割合 (%) ㊦	29.0% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
床上浸水被害の発生件数	0件 (2015年度)	0件 (2019年度)	0件 (2024年度)

達成度指標

- 施策の「目指す姿」にどこまで近づいているかを測るための指標です。
- 計画期間終了時(原則として2019(平成31)年度)の目標値に加え、基本構想の終期である2024(平成36)年度を見据えた目標値(後期計画目標値)を設定しています。
- ㊦…「市民満足度調査」の結果を指標とするものです。「市民満足度調査における満足度」は、調査において、施策に対して「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合の合計です。
- ㊦…「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値目標又は重要業績評価指標(KPI)を指標とするものです。

施策の展開

- 施策の「目指す姿」の達成に向けて、計画期間(2017(平成29)年度から2019(平成31)年度まで)において、施策をどのような方向性で進めていくかを整理しています。
- 「施策の展開」に即した具体的な事業を、「実施計画」で毎年度整理します。
- 戦略…「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けている取り組みです。

施策の展開

- 1 雨水貯留施設の整備・管理【土木課】 戦略**
雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、雨水貯留施設の整備・管理を行います。
- 2 排水ポンプ場・雨水幹線等の整備・管理【上下水道課】 戦略**
雨水の河川放流により浸水被害を防止・軽減するため、排水ポンプ場や雨水幹線等の整備・管理を行います。
- 3 水害に強い安全な河川づくり【土木課・都市計画課】 戦略**
国や県と連携した河川改修事業等により、水害に強い安全な河川づくりに取り組みます。
- 4 民間雨水貯留浸透施設の設置支援【都市計画課】 戦略**
雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、民間の雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置に対する支援を行います。
- 5 市民に分かりやすい水害対応情報の発信【防災行政課】**
「水害対応ガイドブック」や「浸水想定区域図」等により、市民に分かりやすい水害対応情報を発信します。
- 6 水防施設の管理・運営【都市計画課】**
浸水被害発生時に適切な対応を行うため、庄内川水防センターを適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
新川圏域河川整備計画(愛知県)	幾多の水害経験を次世代に継承し、地域が連携して安全と安心をわちあい、うるおいのある暮らしを支えはぐむ川づくりを進めるための計画です。	河川法	2007(平成19)年からおおむね30年
新川流域水害対策計画(愛知県及び清須市など流域15市町)	河川管理者、下水道管理者、地方公共団体等の関係機関が連携して、浸水被害対策を推進するための計画です。	特定都市河川浸水被害対策法	2007(平成19)年からおおむね30年
公共下水道事業計画	公共下水道を整備する地区や工事の期間等を記載した事業計画です。	下水道法、都市計画法	2016(平成28)年度～2020(平成32)年度

関連する個別計画

■施策に関連する個別計画を記載しています。

(4) 37の施策



政策1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

施策101	治水対策の推進	64
施策102	防災・減災対策の推進	66
施策103	防犯・交通安全対策の推進	68
施策104	消防・救急医療体制の充実	70



政策2 子育てのしやすいまちをつくる

施策201	母子保健の充実	72
施策202	子育て支援の充実	74
施策203	学校教育の充実	76
施策204	ひとり親家庭への支援の充実	78
施策205	青少年健全育成の推進	80



政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策301	健康づくりの推進	82
施策302	地域福祉の充実	84
施策303	高齢者福祉の充実	86
施策304	障害者(児)福祉の充実	88
施策305	医療保険・年金制度の適正運営	90
施策306	生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施	92



政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策401	市街地整備の推進	94
施策402	道路・橋梁の整備・適正管理の推進	96
施策403	上水道の安定供給・下水道の充実	98
施策404	水辺空間と緑地の充実	100
施策405	公共交通の充実	102
施策406	ごみの減量化と資源化の推進	104
施策407	環境保全の推進	106
施策408	斎苑施設の整備	108



政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策501	観光の振興	110
施策502	商業・工業の振興	112
施策503	都市近郊農業の振興	114
施策504	消費生活の擁護	116

政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策601	生涯学習の充実	118
施策602	文化・芸術活動の振興	120
施策603	文化財保護の推進	122
施策604	スポーツ・レクリエーション活動の振興	124
施策605	国際交流の振興	126
施策606	男女共同参画社会の推進	128



政策7 つながりを大切にするまちをつくる

施策701	市民参加・市民協働の推進	130
施策702	広報・広聴活動の充実	132
施策703	自治・コミュニティ活動の振興	134
施策704	市民ニーズに応える行政運営の推進	136



政策1 安全で安心に暮らせるまちをつくる

施策101 治水対策の推進

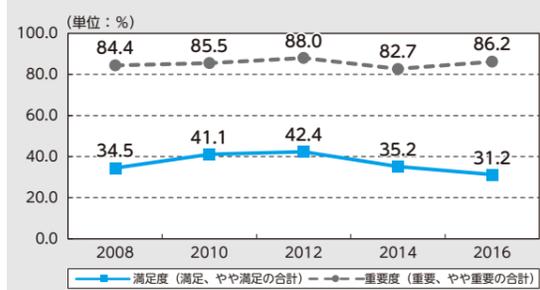
主担当課：土木課

現状と課題

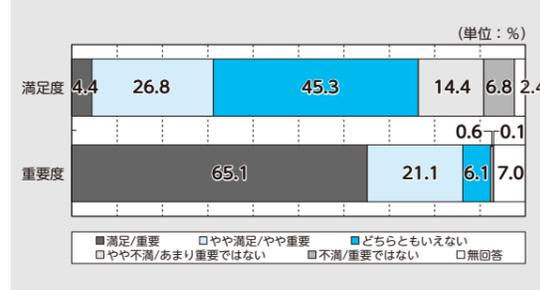
- 都市化の進行に伴って、雨水を貯留して地面に染み込ませる田畑の減少が進んでいることから、浸水被害の発生を防止する雨水貯留対策を推進する必要があります。
- 雨水を河川に放流するための排水ポンプ場について、老朽化に対応した計画的な施設の改修を進めています。
- 河川の流下能力の向上等を図るため、国や県と連携して庄内川特定構造物改築事業や河川整備事業などを進めています。
- 全国的にゲリラ豪雨や集中豪雨による浸水被害が多発しており、市民の治水に対する関心が高まっていることから、引き続き市民に分かりやすい水害対応情報の発信に努め、市民との情報共有を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

総合的な治水対策が着実に進展し、浸水被害の軽減が図られています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	31.2% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
大雨でも自宅の浸水の心配がないと思う市民の割合 ^②	29.0% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
床上浸水被害の発生件数	0件 (2015年度)	0件 (2019年度)	0件 (2024年度)

施策の展開

- ① 雨水貯留施設の整備・管理【土木課】 戦略
雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、雨水貯留施設の整備・管理を行います。
- ② 排水ポンプ場・雨水幹線等の整備・管理【上下水道課】 戦略
雨水の河川放流により浸水被害を防止・軽減するため、排水ポンプ場や雨水幹線等の整備・管理を行います。
- ③ 水害に強い安全な河川づくり【土木課・都市計画課】 戦略
国や県と連携した河川改修事業等により、水害に強い安全な河川づくりに取り組みます。
- ④ 民間雨水貯留浸透施設の設置支援【都市計画課】 戦略
雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、民間の雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置に対する支援を行います。
- ⑤ 市民に分かりやすい水害対応情報の発信【防災行政課】
「水害対応ガイドブック」や「浸水想定区域図」等により、市民に分かりやすい水害対応情報を発信します。
- ⑥ 水防施設の管理・運営【都市計画課】
浸水被害発生時に適切な対応を行うため、庄内川水防センターを適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
新川圏域河川整備計画 (愛知県)	幾多の水害経験を次世代に継承し、地域が連携して安全と安心をわかちあい、うるおいのある暮らしを支えはぐくむ川づくりを進めるための計画です。	河川法	2007 (平成19) 年からおおむね30年
新川流域水害対策計画 (愛知県及び清須市など流域15市町)	河川管理者、下水道管理者、地方公共団体等の関係機関が連携して、浸水被害対策を推進するための計画です。	特定都市河川浸水被害対策法	2007 (平成19) 年からおおむね30年
公共下水道事業計画	公共下水道を整備する地区や工事の期間等を記載した事業計画です。	下水道法、都市計画法	2016 (平成28) 年度～2020 (平成32) 年度

政策1 安全で安心に暮らせるまちをつくる

施策102 防災・減災対策の推進

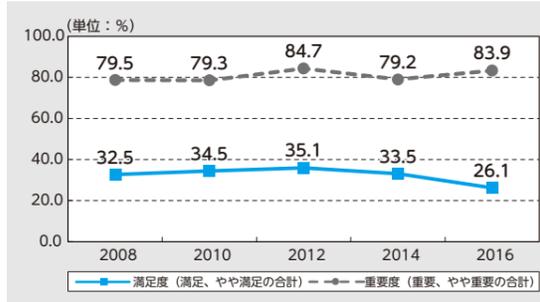
主担当課：防災行政課

現状と課題

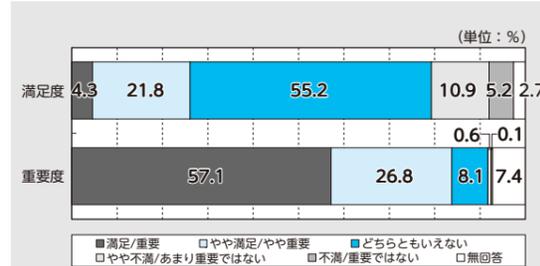
- 2016(平成28)年度に改訂予定の地域防災計画を踏まえて、災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめた業務継続計画(BCP)を策定する必要があります。
- 防災行政無線の空白地帯を解消するため、拡声器の見直しや新設など無線設備の充実を図るとともに、音声自動サービスの一層の周知を図る必要があります。
- 地域の防災活動を主導し、災害時にリーダーシップを発揮できる人材を増やすため、地域防災リーダーの養成を進めています。
- 住宅の耐震化率を上げるため、引き続き広報紙やホームページ等の媒体を通して、耐震化の啓発を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

「減災」の理念が行政・市民へ徹底され、災害への備えが充実しています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	26.1% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
日頃から災害への備えをしている市民の割合 ^②	41.2% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市内の住宅耐震化率	67% (2013年度末)	95% (2020年度末)	2020年度末値から上昇 (2024年度末)
地域防災リーダー数	86人 (2015年度末)	250人 (2019年度末)	450人 (2024年度末)
自主防災活動への参加者数	3,700人 (2015年度)	4,100人 (2019年度)	4,500人 (2024年度)

施策の展開

- 1 防災体制の強化【防災行政課】**
災害発生時に適切な機能を確認するため、業務継続計画(BCP)の策定や、防災資機材等の整備、災害対策本部機能の強化等により、防災体制の強化に取り組みます。
- 2 市民に分かりやすい防災情報の発信【防災行政課】**
市民と防災情報を共有するため、「地震防災ハザードマップ」や防災行政無線等を活用して、市民に分かりやすい防災情報を発信します。
- 3 地域防災リーダー養成講座の開催【防災行政課】**
災害発生時にリーダーシップを発揮することができる人材を育成するため、地域防災リーダー養成講座を行います。
- 4 市民が行う防災活動への支援【防災行政課】 戦略**
市民が自ら防災対策に取り組む意識を高めるため、市民が行う防災活動に対する支援を行います。
- 5 民間住宅耐震化の啓発・支援【防災行政課】**
民間住宅の耐震化を促進するため、耐震化の啓発を行うとともに、民間木造住宅の耐震診断や耐震改修工事等に対する支援を行います。
- 6 防災施設の管理・運営【防災行政課】**
災害発生時に適切な対応を行うため、新川ふれあい防災センター等を適正に管理・運営します。
- 7 避難行動要支援者名簿の管理等【社会福祉課】**
要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮の上、避難行動要支援者の要件を設定し、避難行動要支援者名簿の管理等を行います。
- 8 災害時支援の実施【社会福祉課】**
風水害等の災害をり災した市民の経済的負担を軽減するため、災害見舞金等の支給や災害援護資金貸付制度等の適正な運用を行います。
- 9 空家等対策の推進【防災行政課】**
防災等の観点から、適切な管理が行われていない空家等に関する対策を推進します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
地域防災計画	自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための計画です。	災害対策基本法	-
国民保護計画	武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法等に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するための計画です。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	-
耐震改修促進計画(改訂版)	住宅・特定建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、地震時の建築物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害を軽減するための計画です。	建築物の耐震改修の促進に関する法律	2015(平成27)年度～2020(平成32)年度

政策1 安全で安心に暮らせるまちをつくる

施策103 防犯・交通安全対策の推進

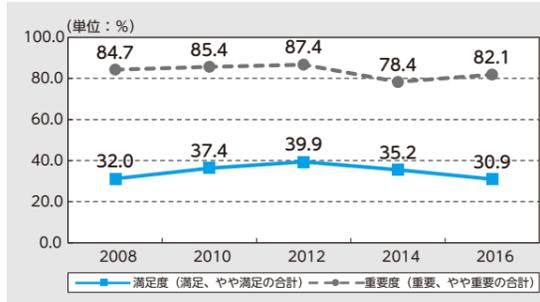
主担当課：防災行政課

現状と課題

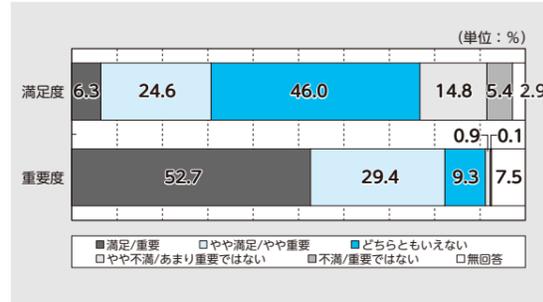
- 近年、西枇杷島警察署管内における侵入盗(住宅対象)の犯罪発生率が県内でワースト上位となっています。
- 防犯活動や交通安全活動を行っている各種団体においては、会員の高齢化が進行しており、若い人材が不足しています。
- 近年、市内の交通事故発生件数は横ばいとなっており、交通安全協会や県、西枇杷島警察署と連携して啓発を図る必要があります。
- 2016(平成28)年3月から、名鉄新清洲駅前において有料自転車等駐車場の運営を開始しました。「自転車等駐車対策基本方針」に基づき、JR枇杷島駅前とJR清洲駅前においても順次、有料自転車等駐車場の整備と自転車等放置禁止区域の指定を進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

関係機関との連携により総合的な防犯・交通安全対策が展開され、犯罪や交通事故が減少しています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	30.9% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
日頃から住宅侵入盗への備えをしている市民の割合 ^(満)	63.7% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
侵入盗(住宅対象)の認知件数	93件 (2015年)	基準値から減少 (2019年)	2019年値から減少 (2024年)
交通死亡事故発生件数	2件 (2015年)	0件 (2019年)	0件 (2024年)

施策の展開

- 1 街路灯(防犯灯)の整備・管理【土木課】**
夜間における犯罪や交通事故を抑止するため、街路灯(防犯灯)の整備・管理を行います。
- 2 見守りカメラの設置支援【防災行政課】**
地域が連携して防犯活動を行う意識を高めるため、ブロックが行う見守りカメラの設置に対する支援を行います。
- 3 防犯活動等を行う団体への支援【防災行政課】**
市民の防犯や非行防止に対する意識を高めるため、各種団体が行う防犯活動等への支援を行います。
- 4 交通安全活動の実施【防災行政課】**
児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、見守り活動や啓発活動等を行います。
- 5 放置自転車等防止対策の実施【防災行政課】**
鉄道駅周辺等における歩行者の安全を確保するため、放置自転車等の防止対策に取り組みます。
- 6 交通災害共済制度の周知【防災行政課】**
交通事故の被害者を経済的に支援するための交通災害共済制度について、市民への周知を行います。
- 7 交通安全活動を行う団体への支援【防災行政課】**
市民の交通安全に対する意識を高めるため、各種団体が行う交通安全活動への支援を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
自転車等駐車対策基本方針	安全で快適な自転車等駐車環境の確保を推進するための計画です。	-	2014(平成26)年度～2024(平成36)年度

政策1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

施策104 消防・救急医療体制の充実

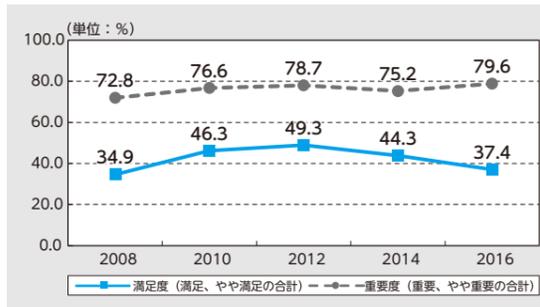
主担当課：防災行政課

現状と課題

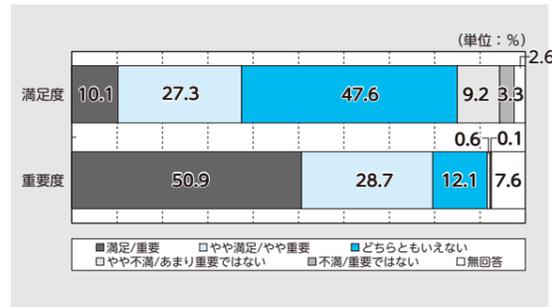
- 消防体制の充実強化を目的に、犬山市・江南市・小牧市・岩倉市・清須市・北名古屋市・豊山町・大口町・扶桑町の6市3町が連携して尾張中北消防指令センターを設置しました。2016(平成28)年4月から消防通信指令業務の共同運用(消防無線広域化共同運用)を行っています。
- 消防車両や消防団詰所等について、老朽化に対応した計画的な整備を進める必要があります。
- 地域防災活動の重要な役割を担う消防団の団員数は、定員を満たしていない状況です。このため、多様な方法により消防団員を確保する必要があります。
- 尾張中部医療圏の2次救急医療機関が行う医療機器の更新に対する支援など、引き続き広域的な連携により、救急医療体制を確保する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

広域的な連携が強化されるとともに、非常備消防力が安定的に確保され、市民が安心できる消防・救急医療体制が整っています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	37.4% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
火災発生件数	16件 (2015年)	0件 (2019年)	0件 (2024年)
救急車が到着するまでの平均所要時間	8.27分 (2015年)	基準値から短縮 (2019年)	2019年値から短縮 (2024年)
消防団員数 ^②	283人 (2015年度末)	293人 (2019年度末)	293人 (2024年度末)

施策の展開

- ① 常備消防力・救急機能の確保【防災行政課】
市民を火災等の災害から守り、傷病者を適切に医療機関へ搬送するため、広域的な連携により常備消防力・救急機能を確保します。
- ② 非常備消防力の確保【防災行政課】 戦略
地域に根ざした活動により市民を火災等の災害から守るため、消防団等の非常備消防力を確保します。
- ③ 防火の啓発【防災行政課】
市民の防火に対する意識を高めるため、啓発活動を行います。
- ④ 救急医療体制の確保【健康推進課】
市民が適切な救急医療を受けられるよう、広域的な連携による救急医療の運営や、市民に分かりやすい医療機関情報の発信により、救急医療体制を確保します。
- ⑤ 応急手当技能の普及【防災行政課】
救命講習の開催等を通して、応急手当技能の普及に取り組みます。

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

施策201 母子保健の充実

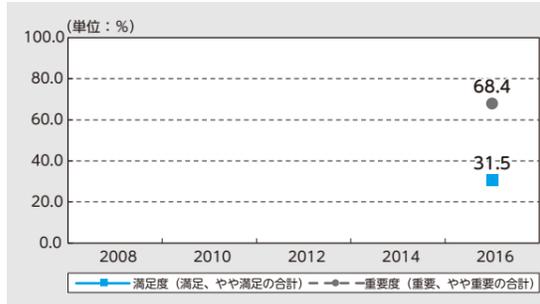
主担当課：健康推進課

現状と課題

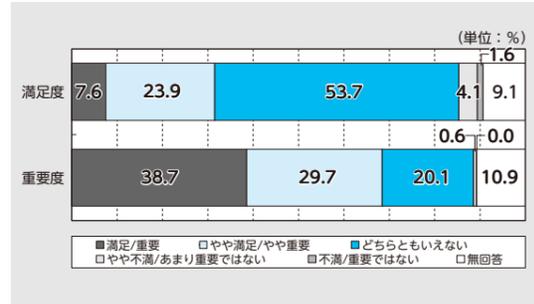
- 少子化や核家族化の進行など社会環境の変化を踏まえて、妊娠・出産期を安心して迎えることができる環境づくりを進める必要があります。
- 地域での母子保健活動を担う母子保健推進員や各種団体と連携して、身近な地域で育児不安を解消するための取り組みを進め、乳幼児の健やかな成長を支える必要があります。
- 妊娠期から始まる子育ての各ステージにおいて、市民が必要な支援を切れ目なく受けることができる体制づくりを進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

【満足度・重要度の推移】



【2016(平成28)年度調査結果】



目指す姿

各種母子保健事業が充実し、安心して妊娠・出産・育児ができる体制が整っています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	31.5% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
ゆったりとした気分で過ごせる時間がある3歳児の母親の割合 ^{※1}	69.5% (2015年度)	基準値から上昇 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)
母子保健推進員数	44人 (2016年4月1日)	60人 (2020年4月1日)	70人 (2025年4月1日)

※1 3歳児健診を受診した幼児の保護者を対象としたアンケート調査により測定。

施策の展開

- 1 妊婦等健診の実施【健康推進課】戦略
妊娠・出産期を健康に過ごすことができるよう、妊婦等健診を行います。
- 2 パパママ教室の開催【健康推進課】戦略
妊娠に伴う不安を解消し、安心して出産を迎えられるよう、パパママ教室を行います。
- 3 ホームヘルパーの派遣【子育て支援課】戦略
産前・産後の体調不良等により、家事や育児が困難な世帯を支援するため、ホームヘルパーの派遣を行います。
- 4 一般不妊治療への支援【健康推進課】戦略
不妊に悩む夫婦を対象とした、一般不妊治療への支援を行います。
- 5 乳幼児健診等の実施【健康推進課】
乳幼児が健康な生活を送ることができるよう、乳幼児健診等を行います。
- 6 乳幼児訪問指導等の実施【健康推進課】
低体重児等の母親の育児不安を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児訪問指導を行います。また、入院養育を要する未熟児に対する医療給付を行います。
- 7 母子の健康教育・健康相談の充実【健康推進課】
出産や育児についての正しい理解を深めるとともに、育児不安を軽減するため、離乳食講習会や乳幼児健康相談等により、母子の健康教育・健康相談の充実に取り組みます。
- 8 母子保健推進員との連携【健康推進課】
地域での母子保健活動の充実を図るため、母子保健推進員を養成するとともに、母子保健推進員と連携したこんにちは赤ちゃん訪問等を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
健康日本21清須計画(第2次)	健康づくり施策の進むべき方向と主要な取り組みを示し、健康寿命をさらに延伸させることを目指す計画です。	健康増進法	2015(平成27)年度～2023(平成35)年度
子ども・子育て支援事業計画	妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくための計画です。	子ども・子育て支援法	2015(平成27)年度～2019(平成31)年度

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

施策202 子育て支援の充実

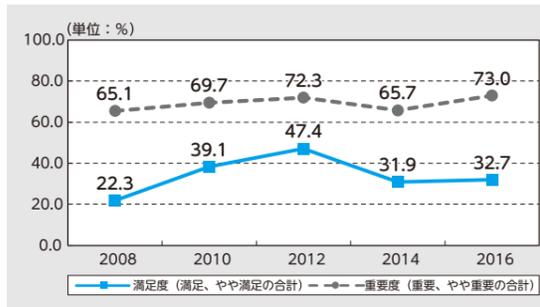
主担当課：子育て支援課

現状と課題

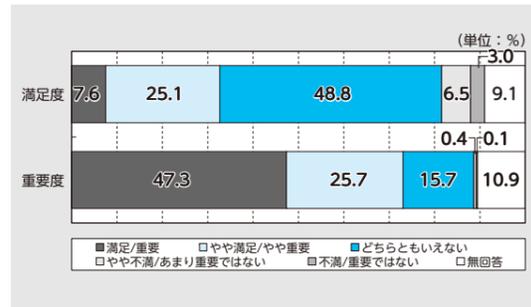
- 子ども・子育て支援法などに基づいて、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が2015(平成27)年4月から始まりました。
- 本市では、2016(平成28)年4月から芳野保育園、ゆめのもりこどもえん、新川児童センターを開設するとともに、保育園の耐震化整備や幼児室の空調整備など、保育環境の充実を進めています。
- 就労形態の変化や女性の社会進出に伴う保育ニーズの多様化に対応して、保育サービスの充実を図る必要があります。特に0歳～2歳の低年齢児に係る保育ニーズの増加が顕著となっており、その対応が必要です。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景として、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、子育て支援情報の発信や交流の場の提供などにより、地域で安心して子育てができる環境づくりを進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

【満足度・重要度の推移】



【2016(平成28)年度調査結果】



目指す姿

市民ニーズに応じた子育て支援が充実し、安心して子育てと仕事・社会活動が両立できるまちになっています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	32.7% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
公立保育園の利用者満足度 ^{※1}	90.8% (2016年度)	基準値から上昇 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)
公立幼稚園の利用者満足度 ^{※2}	85.0% (2016年度)	基準値から上昇 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)
保育園の入園待機児童数	0人 (2016年4月1日)	0人 (2020年4月1日)	0人 (2025年4月1日)

※1 市内公立保育園の児童の保護者を対象としたアンケート調査により測定。
 ※2 西枇杷島第1幼稚園の園児の保護者を対象としたアンケート調査により測定。

施策の展開

- 1 保育・幼児教育の充実【子育て支援課・学校教育課】戦略**
 安心して就労と子育ての両立ができる環境づくりを行うため、質の高い保育・幼児教育の提供や、低年齢児の保育ニーズの増加への対応、発達・発育の気になる子どもや障害のある子どもへの地域での支援体制の確保等により、保育・幼児教育の充実に取り組みます。
- 2 多様化する保育ニーズへの対応【子育て支援課・学校教育課】戦略**
 病児・病後時保育や一時預かり等により、多様化する保育ニーズへの対応に取り組みます。
- 3 子育て支援サービスの充実【子育て支援課】戦略**
 地域の中で安心して子育てができる環境づくりを行うため、児童館や子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの運営等により、子育て支援サービスの充実に取り組みます。
- 4 放課後等における活動の場の充実【子育て支援課・学校教育課】戦略**
 放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施により、放課後等における活動の場の充実に取り組みます。
- 5 子育て情報の発信【子育て支援課】戦略**
 「子育てガイドブック」や「子育てアプリ」を活用して、市民に分かりやすい子育て情報を発信します。
- 6 児童手当の支給【子育て支援課】戦略**
 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。
- 7 医療費助成の実施【保険年金課】戦略**
 子育て家庭の医療を受ける際の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行います。
- 8 私立幼稚園通園への支援【学校教育課】戦略**
 私立幼稚園を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、授業料に対する支援を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
子ども・子育て支援事業計画《再掲》	妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくための計画です。	子ども・子育て支援法	2015(平成27)年度～2019(平成31)年度

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

施策203 学校教育の充実

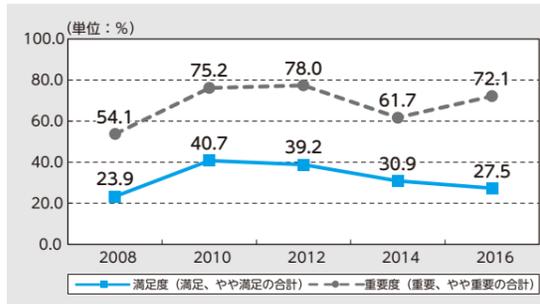
主担当課：学校教育課

現状と課題

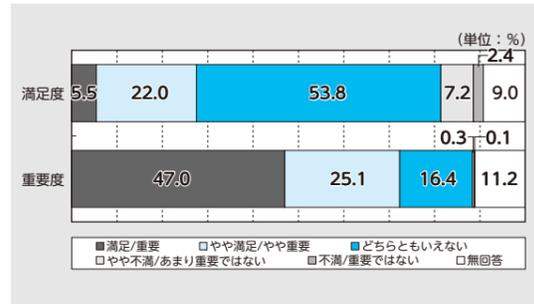
- 地方教育行政における責任の明確化や首長との連携の強化などを目的とした改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が2015(平成27)年4月から施行され、本市でも「総合教育会議」の設置などを進めています。
- 子どもの確かな学力や豊かな心、健やかな体をはぐくむため、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細やかな教育を推進するとともに、学校を核として地域が連携した教育環境づくりを推進する必要があります。
- いじめなど児童・生徒の問題行動を未然に防ぐため、関係機関との連携を強化する必要があります。
- 学校施設の経年劣化が進んでいることから、計画的な整備により、安全で快適な教育環境を確保する必要があります。
- 学校給食を通して地域とのつながりを知る機会を提供するため、学校給食での積極的な地場産物の提供に取り組む必要があります。
- 経済的な理由によって就学が困難な家庭が増加傾向にあることから、継続的に支援する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

学校教育が充実するとともに、学校施設の安全性が確保され、児童・生徒の生涯にわたっての成長の基盤を形づくり、自ら進んで学習に取り組む意欲を高める教育環境が構築されています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 [※]	27.5% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
学校生活を楽しんでいる児童・生徒の割合 ^{※1}	82.1% (2016年度)	基準値から上昇 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)
学校施設長寿命化計画に基づき改修を実施した小・中学校数	0校 (2015年度末)	7校 (2019年度末)	12校(全小中学校) (2024年度末)

※1 市内公立小・中学校の児童・生徒を対象としたアンケート調査により測定。

施策の展開

- ① **きめ細やかな学習指導【学校教育課】**
少人数学習や指導力を高めるための教員研修等により、きめ細やかな学習指導に取り組みます。
- ② **学校・家庭・地域の連携強化【学校教育課・生涯学習課】 戦略**
児童・生徒の健やかな成長をはぐくむため、学校づくりに多彩な地域の人材や資源を取り入れ、学校・家庭・地域の連携強化に取り組みます。
- ③ **外国語教育の充実【学校教育課】**
国際感覚を身につけた児童・生徒を育成するため、外国人英語講師の授業等による外国語教育の充実に取り組みます。
- ④ **相談支援体制の充実【学校教育課】**
児童・生徒や保護者の悩みや不安を軽減し、適切な支援を行うため、適応指導教室や青少年・家庭教育相談員等による相談支援体制の充実に取り組みます。
- ⑤ **特別支援体制の充実【学校教育課】**
学習や生活面で特別な支援が必要な児童・生徒に対して適切な支援を行うため、特別支援教育支援員等による特別支援体制の充実に取り組みます。
- ⑥ **いじめ問題への対策の実施【学校教育課】**
児童・生徒による重大な問題行動が発生しないよう、いじめ問題対策連絡協議会の設置等により、いじめ問題の対策に取り組みます。
- ⑦ **義務教育施設の整備・管理【学校教育課】**
児童・生徒が安全で快適な環境で教育を受けられるよう、学校施設長寿命化計画に基づいて、計画的な義務教育施設の整備・管理を行います。
- ⑧ **学校給食の充実【学校給食センター管理事務所】**
児童・生徒が安全・安心でおいしい給食を食べられるよう、適切な衛生管理のもと、地元産の農産物の積極的な使用等により、学校給食の充実に取り組みます。
- ⑨ **就学困難な児童・生徒への支援【学校教育課】**
経済的理由等により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、支援を行います。
- ⑩ **各種学校就学への支援【学校教育課】 戦略**
私立高等学校等を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、授業料等に対する支援を行います。
- ⑪ **入学祝品・卒業記念品の支給【学校教育課】**
児童・生徒の今後の学習意欲を高めるため、入学祝品・卒業記念品を支給します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
教育大綱	本市の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な指針です。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	2016(平成28)年度策定予定
学校施設長寿命化計画	学校施設を対象として、基本的な方針とそれに基づく実際の整備内容や時期、費用等を具体的に示した計画です。	-	2016(平成28)年度～2025(平成37)年度

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

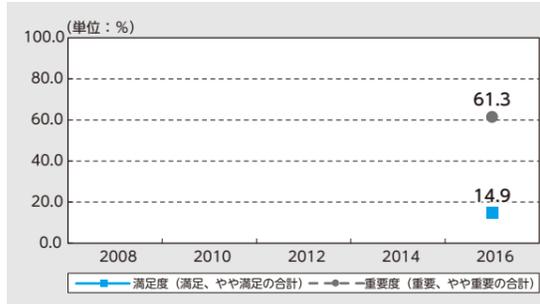
施策204 ひとり親家庭への支援の充実 主担当課：子育て支援課

現状と課題

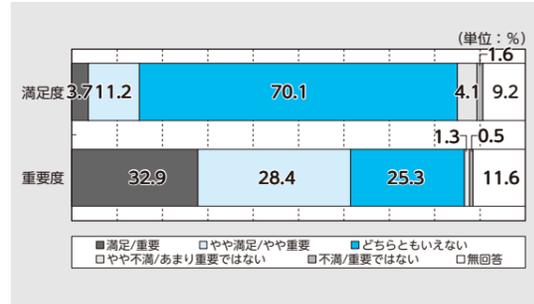
- 国は、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭などへの自立支援の充実と、児童虐待防止対策強化を目的として、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を進めています。
- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭に対して、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援などの総合的な支援の充実を図る必要があります。
- 悩みや不安を抱えるひとり親家庭に対して、一人ひとりに寄り添った支援を行うため、相談支援体制の充実を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

生活に不安を抱えるひとり親家庭への自立支援の体制が充実し、ひとり親家庭が安心して暮らすことができるまちになっています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	14.9% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
自立支援教育訓練・職業訓練給付金の活用件数	3件 (2015年度)	5件 (2019年度)	2019年度値を維持 (2024年度)
ひとり親家庭からの就労相談による就労者数	10人 (2015年度)	20人 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)

施策の展開

- 1 家庭生活支援員の派遣【子育て支援課】**
ひとり親家庭の居宅において、日常生活に支障が生じている場合等に生活を支援するため、家庭生活支援員の派遣を行います。
- 2 自立に向けた技能・資格取得への支援【子育て支援課】**
ひとり親家庭の自立を促進するため、技能や資格の取得を支援します。
- 3 相談支援体制の充実【子育て支援課】**
ひとり親家庭の悩みや不安を軽減し、適切な支援を行うため、母子・父子自立支援員等による相談支援体制の充実に取り組みます。
- 4 施設における保護等の実施【子育て支援課】**
保護が必要な母子の生活の安定のため、母子生活支援施設における保護等を行います。
- 5 各種手当の支給【子育て支援課】**
ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当を支給します。
- 6 医療費助成の実施【保険年金課】**
ひとり親家庭の医療を受ける際の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
子ども・子育て支援事業計画《再掲》	妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくための計画です。	子ども・子育て支援法	2015(平成27)年度～2019(平成31)年度

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

施策205 青少年健全育成の推進

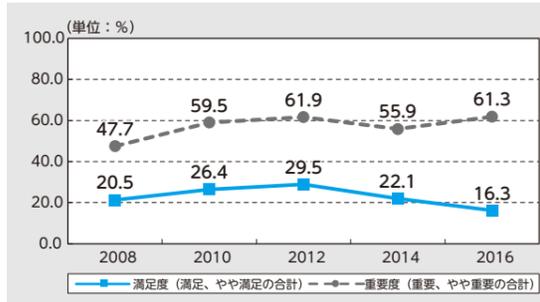
主担当課：生涯学習課

現状と課題

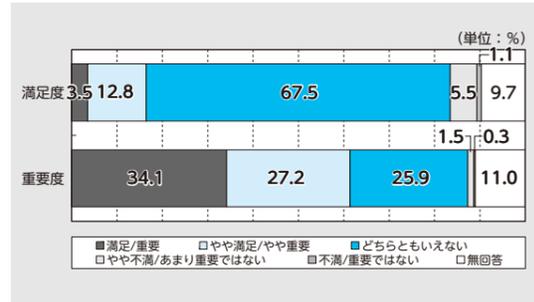
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に伴って、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進する環境づくりが難しくなっています。
- 地域で青少年健全育成や家庭教育支援に取り組む各種団体と連携して、青少年健全育成や家庭教育の啓発を図る必要があります。
- 本市では、成人式を新成人による実行委員会が企画運営しています。引き続き若者が自分たちの手で創る成人式を支援し、地域への愛着や仲間とのつながりを深める取り組みを推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

青少年健全育成の重要性について市民一人ひとりの認識が深まり、学校・地域・家庭のつながりを通じて、青少年の健全な育成が推進されています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	16.3% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
青少年が健全に成長していると思う保護者等の割合 ^(満)	62.3% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)

施策の展開

① 青少年健全育成・家庭教育の啓発【生涯学習課】

市民の青少年健全育成や家庭教育に対する意識を高めるため、青少年健全育成大会や家庭教育講演会、「家庭の日」推進事業等を通じて啓発活動を行います。

② 地域人材を活用した家庭教育支援【生涯学習課】

地域人材を活用して、子育て交流の場や親の学びの機会の提供等による家庭教育支援に取り組めます。

③ 成人式の開催【生涯学習課】

青少年の健やかな成長をはぐくみ、今後の地域の活性化につなげるため、成人式を行います。

④ 青少年健全育成活動を行う団体への支援【生涯学習課・スポーツ課】

地域における青少年の交流の場づくりを促進するため、青少年健全育成活動を行う各種団体への支援を行います。

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策301 健康づくりの推進

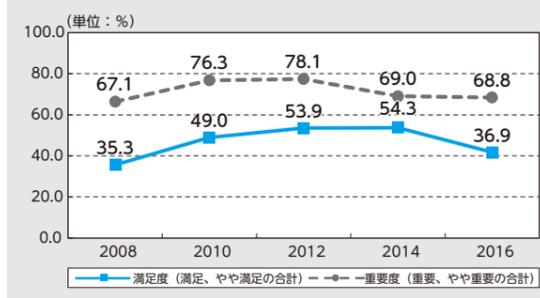
主担当課：健康推進課

現状と課題

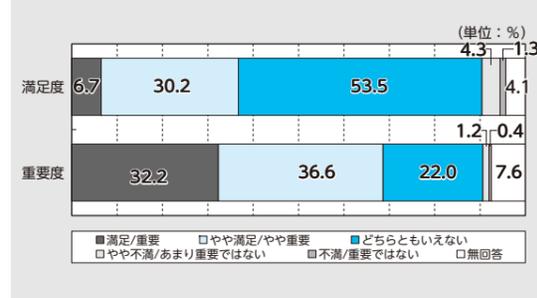
- 国は、生活習慣と社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じて、健やかに心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指した健康づくり運動(健康日本21(第2次))を進めています。
- 本市でも、国や県の方針を踏まえて、「こころもからだも元気なまち」を目指して、「健康的な生活習慣の確立」、「疾病の発症予防と重症化予防」、「地域で支え合う健康づくり」に取り組んでいます。
- 悪性新生物(がん)や心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病について、早期発見・治療のため、引き続き積極的に各種健(検)診の受診勧奨と受診機会の提供に努める必要があります。
- 市民の健康志向の高まりを受けて、食生活改善推進員や各種団体と連携して、身近な地域で、気軽に健康づくりができる環境づくりを進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

市民一人ひとりの生活習慣の改善と健康づくりが進み、こころもからだも元気なまちになっています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	36.9% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
健康的な生活習慣を心がけている市民の割合 ^②	70.1% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
睡眠による休養を十分とれていると思う市民の割合 ^③	55.3% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市民の喫煙率 ^④	15.2% (2016年度)	基準値から減少 (2018年度)	2018年度値から減少 (2023年度)

施策の展開

① 各種健(検)診の推進【健康推進課】

生活習慣病の予防や早期発見・治療のため、各種健(検)診の受診勧奨と受診機会の提供を行います。

② 健康教育・健康相談の充実【健康推進課】

健康づくりに対する意識を高めるとともに、健康についての不安を軽減するため、市民健康講座や市民健康相談等により、健康教育・健康相談の充実に取り組みます。

③ 心の健康相談体制の充実【健康推進課】

心の健康の保持・増進を図るため、心の悩みを抱える人をサポートするゲートキーパーの養成等により、心の健康相談体制の充実に取り組みます。

④ 食生活改善推進員との連携【健康推進課】

地域での食を通じた健康づくりを図るため、食生活改善推進員を養成するとともに、食生活改善推進員と連携した啓発活動を行います。

⑤ 感染症対策の実施【健康推進課】

予防接種等により、感染症の予防・蔓延防止に取り組みます。

⑥ 保健センターの管理・運営【健康推進課】

市民の健康の維持・増進を図るため、保健センターを適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
健康日本21 清須計画(第2次)《再掲》	健康づくり施策の進むべき方向と主要な取り組みを示し、健康寿命を更に延伸させることを目指す計画です。	健康増進法	2015(平成27)年度～2023(平成35)年度

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策302 地域福祉の充実

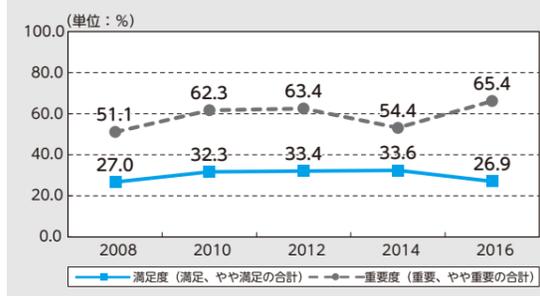
主担当課：社会福祉課

現状と課題

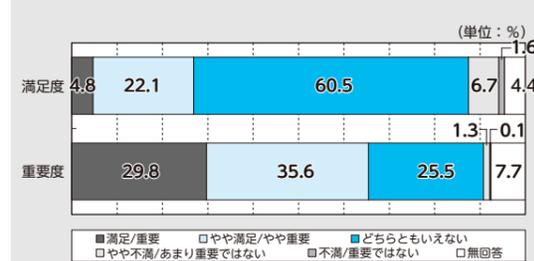
- 地域福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員や人権擁護委員について、高齢化の進行とともに、女性の社会進出や定年延長など社会環境の変化により、新しい担い手が不足しています。
- 地域のつながりが希薄化する中で、地域福祉活動の充実を図るためには、民生委員・児童委員や人権擁護委員、社会福祉協議会などとの連携を、これまで以上に強化する必要があります。
- 民生委員・児童委員や人権擁護委員の活動を積極的に市民に周知することにより、地域の中にもその活動内容を浸透させていく必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

【満足度・重要度の推移】



【2016(平成28)年度調査結果】



目指す姿

民生委員・児童委員や人権擁護委員、社会福祉協議会の活動が充実し、地域におけるつながりの中で、誰もが安心できるまちになっています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	26.9% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
民生委員・児童委員の地域での活動を知っている市民の割合 ^(満)	41.7% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
人権擁護委員の地域での活動を知っている市民の割合 ^(満)	15.4% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)

施策の展開

① 民生委員・児童委員との連携【社会福祉課】

きめ細やかに福祉ニーズに対応するため、地域で活動する民生委員・児童委員と連携した取り組みを進めます。

② 人権擁護委員との連携【社会福祉課】

市民の人権擁護に対する意識を高めるため、地域で活動する人権擁護委員と連携した取り組みを進めます。

③ 社会福祉協議会への支援【社会福祉課】

地域における助け合いや支え合いができる環境づくりを行うため、社会福祉協議会への支援を行います。

④ ボランティア活動への支援【社会福祉課】

社会福祉協議会と連携して、地域福祉の向上を担うボランティアに対する支援を行います。

⑤ 社会福祉施設の管理・運営【社会福祉課】

市民の充実した地域福祉活動の場を確保するため、社会福祉施設を適正に管理・運営します。

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策303 高齢者福祉の充実

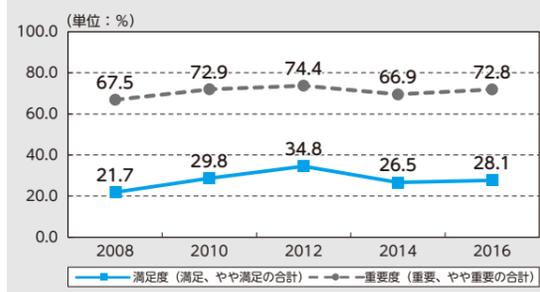
主担当課：高齢福祉課

現状と課題

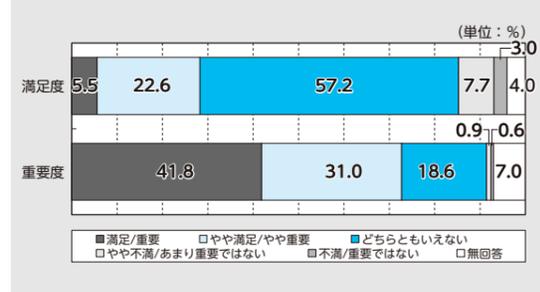
- 国は、団塊の世代が75歳以上になる2025(平成37)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を進めています。
- あわせて、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを進めるための取り組みとして、「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進しています。
- 本市でも、在宅医療・介護の連携や認知症施策、官学連携による介護予防施策、地域ケア会議、生活支援サービスの体制整備などの取り組みにより、地域で連携して高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を進めています。
- 一人暮らし高齢者など支援が必要な高齢者に対して、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、多様なニーズに対応したサービスの提供に努める必要があります。
- 今後も介護を必要とする人の増加が見込まれる中、高齢者が健康でいきいきとした生活ができるように、介護予防や認知症施策を推進する必要があります。
- 高齢者が知識や経験を生かして、生きがいを持って生活できるように、生きがいづくりや社会参加がしやすい環境づくりを進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

市民一人ひとりが支え合い、福祉の担い手になるような地域づくりにより、高齢者が生涯現役として働き、暮らしていける元気なまちになっています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	28.1% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
自分が元気であると思う65歳以上の市民の割合 ^(満)	73.5% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
介護保険の第1号被保険者に係る要支援・要介護認定率 ^(戦)	15.5% (2015年度末)	17.5%未満 (2019年度末)	20.0%未満 (2024年度末)

施策の展開

- 1 在宅生活への各種支援【高齢福祉課】 戦略**
高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、在宅生活への各種支援を行います。
- 2 介護予防・認知症施策の推進【高齢福祉課】 戦略**
高齢者が健康でいきいきとした生活ができるよう、介護予防や認知症施策を推進します。
- 3 地域包括ケアシステム構築の推進【高齢福祉課】 戦略**
地域で連携しながら、医療・介護・予防・生活支援・住まいが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 4 介護保険事業の安定的な運営【高齢福祉課】**
需給状況を的確に捕捉することにより、適正な介護保険料の設定に努めるとともに、介護保険事業の安定的な運営に取り組みます。
- 5 生きがいづくり・社会参加の推進【高齢福祉課】 戦略**
敬老事業やシルバー人材センターに対する支援により、高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進します。
- 6 医療費助成の実施【保険年金課】**
後期高齢者医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の医療を受ける際の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行います。
- 7 施設における保護等の実施【高齢福祉課】**
居宅での生活が困難な高齢者の生活の安定のため、養護老人ホームでの保護や、特別養護老人ホーム整備に対する支援を行います。
- 8 高齢者を対象とした各種教室・講座の開催【高齢福祉課】**
高齢者の健康の保持・増進や教養の向上、相互交流を図るため、高齢者を対象とした各種教室・講座を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画	介護保険及び高齢者福祉施策の持続可能性を高めることにより、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けることができるような地域社会の形成を目指す計画です。	老人福祉法、介護保険法	2015(平成27)年度～2017(平成29)年度

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策304 障害者(児)福祉の充実

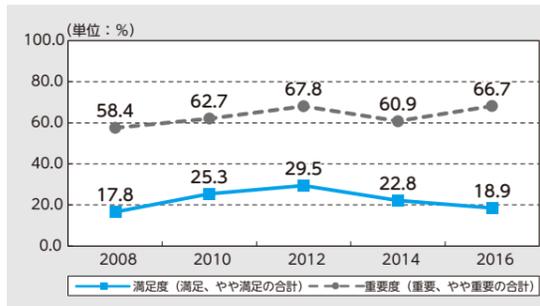
主担当課：社会福祉課

現状と課題

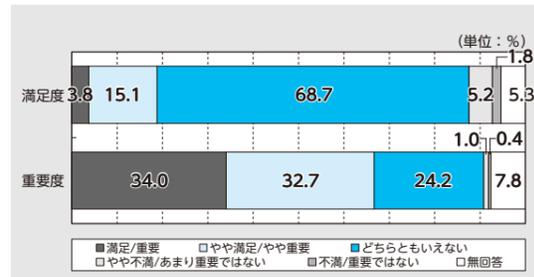
- 2012(平成24)年6月に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援することが求められています。
- さらには、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016(平成28)年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。
- 本市では、2015(平成27)年度から、障害者(児)やその家族に対する相談支援体制を強化するため、基幹相談支援センター(障がい者サポートセンター清須)を開設しました。
- 障害者(児)が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実や手話奉仕員の養成などにより、地域全体で障害者(児)を支える環境づくりを進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

障害者(児)福祉が充実し、障害者や障害のある児童が住み慣れた地域で自立して、積極的に社会参加しています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	18.9% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
基幹相談支援センターへの新規相談件数	93件 (2015年度)	基準値を維持 (2019年度)	基準値を維持 (2024年度)
手話奉仕員養成講座の延べ受講者数	63人 (2015年度末)	100人 (2019年度末)	150人 (2024年度末)

施策の展開

- ① **総合的な障害者支援【社会福祉課】**
障害者総合支援法等に基づいて、障害者が可能な限り身近な場所で安心して地域生活を送ることができるよう、総合的な障害者支援を行います。
- ② **障害のある児童への支援【社会福祉課・子育て支援課】**
障害のある児童の自立を促進するため、児童福祉法等に基づく療育支援を行います。
- ③ **相談支援体制の充実【社会福祉課】**
障害者(児)やその家族の悩みや不安を軽減し、適切な支援を行うため、基幹相談支援センター等による相談支援体制の充実に取り組みます。
- ④ **障害者支援施設の運営等への支援【社会福祉課】**
施設入所支援等を受けられる場を確保するため、広域的な連携により障害者支援施設の運営等に対する支援を行います。
- ⑤ **各種手当の支給【社会福祉課】**
障害者(児)の経済的負担を軽減するため、各種手当を支給します。
- ⑥ **各種助成の実施【社会福祉課】**
障害者(児)の通院の移動等による経済的負担を軽減するため、各種助成を行います。
- ⑦ **医療費助成の実施【保険年金課】**
障害者(児)の医療を受ける際の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
障害者基本計画	障害者福祉の向上とともに、新たな課題やニーズに対応した施策を推進するための計画です。	障害者基本法	2012(平成24)年度～2017(平成29)年度
第4期障害福祉計画	障害福祉サービス提供の仕組みづくりや、ニーズに応じた自立の実現、支援ネットワークを構築するための計画です。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	2015(平成27)年度～2017(平成29)年度

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策305 医療保険・年金制度の適正運営 主担当課：保険年金課

現状と課題

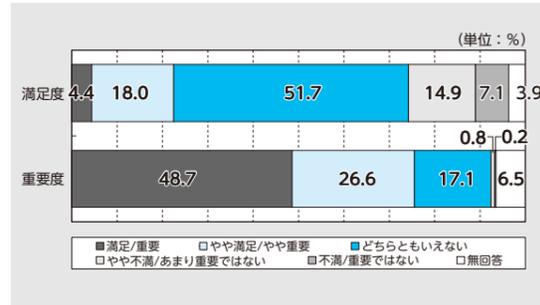
- 2015(平成27)年5月に「国民健康保険法」等の一部改正が行われ、国民健康保険制度について、国の財政支援の拡充による財政基盤の強化とともに、2018(平成30)年度から県が財政運営の責任主体となり、制度の安定化が図られることになりました。
- 本市では、将来にわたって国民健康保険の安定した運営を継続するため、2016(平成28)年度から国民健康保険税の税率を改定しました。また、「国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定し、生活習慣病対策をはじめとする健康増進や疾病予防の取り組みについて、健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業に取り組んでいます。
- 新しい国民健康保険制度が開始することを踏まえて、新制度に適切に対応するとともに、運営状況を定期的に検証し、安定的な財政運営や効率的な事業の推進を図っていく必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

【満足度・重要度の推移】



【2016(平成28)年度調査結果】



目指す姿

安定的な財政運営や医療費増加の抑制などにより、持続可能な制度運営が行われています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	22.4% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
国民健康保険税(現年度課税分)の徴収率	92.98% (2015年度)	基準値から上昇 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)
特定健康診査の実施率	48.9% (2014年度)	60.0%以上 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)
特定保健指導の実施率	21.1% (2014年度)	60.0%以上 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)
後期高齢者健康診査の実施率	31.5% (2015年度)	35.0%以上 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)

施策の展開

1 国民健康保険事業の安定的な運営【保険年金課】

2018(平成30)年度から県を単位とした新制度を開始することを踏まえて、受益者負担の適正化や医療費の増加抑制等により、国民健康保険事業の安定的な運営に取り組むとともに、県と連携して新制度への対応を行います。

2 国民健康保険税の適正確保【収納課】

国民健康保険税の適正確保を図るため、滞納者に対する納税指導に取り組めます。

3 国民健康保険加入者への保健事業の推進【保険年金課・健康推進課】

生活習慣病の発症と重症化を予防するため、国民健康保険加入者への特定健康診査・特定保健指導等の保健事業を推進します。

4 後期高齢者医療事業の安定的な運営【保険年金課】

高齢期医療の適正確保を図るため、広域的な連携により後期高齢者医療事業の安定的な運営に取り組めます。

5 後期高齢者医療保険加入者への健康診査の推進【健康推進課】

生活習慣病の発症と重症化を予防するため、後期高齢者医療保険加入者への健康診査を推進します。

6 国民年金制度の周知等【保険年金課】

国民年金制度の趣旨の理解を促進するため、制度の周知を図ります。また、日本年金機構との協力・連携により、適正な事務を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)	生活習慣病対策をはじめとする健康増進及び疾病予防の取り組みについて、健康や医療の情報を活用して、医療費適正化を図り、効果的・効率的な保健事業に取り組むための計画です。	国民健康保険法	2016(平成28)年度～2017(平成29)年度
第二期特定健康診査等実施計画	医療費適正化を図り、特定健康診査・保健指導の実施及び生活習慣病対策を推進するための計画です。	高齢者の医療の確保に関する法律	2013(平成25)年度～2017(平成29)年度

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

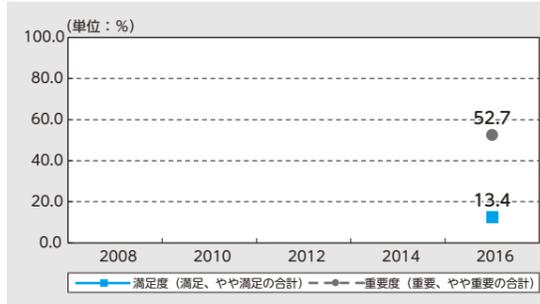
施策306 生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施 主担当課：社会福祉課

現状と課題

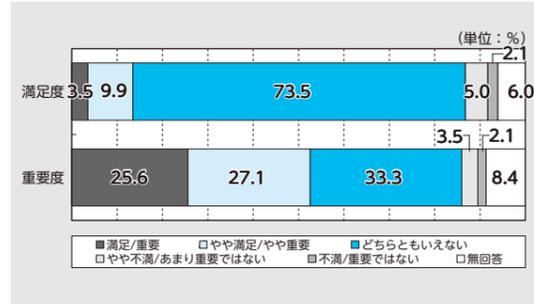
- 全国的な生活保護受給者数の動向は、2011(平成23)年に過去最高の生活保護受給者数となり、以降も増加傾向が続いています。
- 本市でも、生活保護受給者数は増加傾向にあります。特に高齢者世帯の増加が顕著となっています。
- 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることを目的として、2015(平成27)年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。
- 生活困窮者の自立を促進するため、関係機関と連携しながら、状況に応じて包括的・継続的に支援する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が適正に実施され、生活困窮者のセーフティネットが確立しています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	13.4% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
生活保護受給者のうち、就労支援による就労者数	12人 (2015年度)	20人 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)
自立相談支援事業により、生活保護に至らなかった自立者数	10人 (2015年度)	20人 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)

施策の展開

① 生活保護制度の適正な実施【社会福祉課】

国民の権利である生活保護の受給について、生活保護制度の適正な実施に取り組みます。

② 生活困窮者自立支援制度の適正な実施【社会福祉課】

生活保護に至る前の段階での早期支援と自立促進を図るため、生活困窮者に対しての自立相談支援や住居確保給付金の支給等、生活困窮者自立支援制度の適正な実施に取り組みます。

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策401 市街地整備の推進

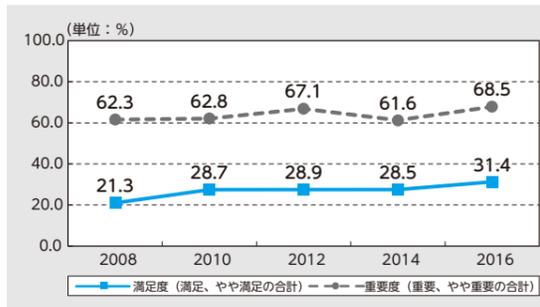
主担当課：地域開発課

現状と課題

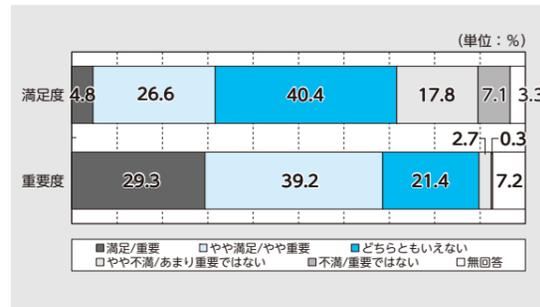
- 本市では、春日学校橋西、春日新橋西、新清洲駅北、清洲駅前で土地区画整理事業を進めており、市街化区域面積に対する、土地区画整理事業施行済・施行中面積の割合は、県内でも高い水準となっています。
- 10の鉄道駅があり、名古屋に至近の本市の特徴を生かして、市街地整備を進める必要があります。
- 名鉄新清洲駅の周辺整備について、名鉄名古屋本線の高架化に係る仮線用地の確保が必要なことから、地権者への意向聴取を行いながら事業を進める必要があります。
- JR清洲駅の周辺整備について、土地区画整理事業による建物移転が多く見込まれることから、住民との合意形成を図りながら事業を進める必要があります。
- 幅員の狭い道路の整備や低未利用地の解消を図るため、土地区画整理事業施行地区に隣接する地区などにおいても、土地区画整理事業との一体的な整備を検討する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

【満足度・重要度の推移】



【2016(平成28)年度調査結果】



目指す姿

駅周辺を中心とする市街地整備が着実に進展し、土地の有効利用が進み、安心して快適な生活基盤がつけられています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	31.4% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
新清洲駅北土地区画整理事業の推進 ^(戦)	事業計画決定 (2014年度)	事業の進捗 (2019年度)	換地処分等を除く 事業の完了 (2023年度)
清洲駅前土地区画整理事業の推進 ^(戦)	事業認可 (2015年度)	事業の進捗 (2019年度)	事業の完了 (2024年度)

施策の展開

- ① 名鉄新清洲駅周辺整備の推進【新清洲駅周辺まちづくり課】 戦略
名鉄新清洲駅周辺の都市拠点機能の充実と土地の有効利用を図るため、土地区画整理事業による市街地整備を推進します。
- ② JR清洲駅周辺整備の推進【地域開発課】 戦略
JR清洲駅周辺の都市機能の充実を図るため、土地区画整理組合に対する支援を行うとともに、都市計画道路や駅前広場の整備により、市街地整備を推進します。
- ③ 鉄道高架化整備の推進【都市計画課・新清洲駅周辺まちづくり課】 戦略
快適で良好な市街地形成を図るため、国・県等との連携により名鉄新清洲駅周辺の鉄道高架化整備を推進します。
- ④ 春日地区の市街地整備の推進【地域開発課】
春日学校橋西地区と春日新橋西地区における都市施設の充実と土地の有効利用を図るため、土地区画整理組合に対する支援により、市街地整備を推進します。
- ⑤ 地域に応じた市街地整備の検討【地域開発課】
狭あい道路や低未利用地を解消するため、地域に応じた市街地整備を検討します。
- ⑥ 地籍調査の実施【土木課】
正確な地籍図や地籍簿を作るため、地籍調査を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
新清洲駅北土地区画整理事業計画	新清洲駅北地区の土地区画整理事業を行うための計画です。	土地区画整理法	2014(平成26)年度～2040(平成52)年度
清洲駅前土地区画整理事業計画	清洲駅前地区の土地区画整理事業を行うための計画です。	土地区画整理法	2015(平成27)年度～2024(平成36)年度
春日学校橋西土地区画整理事業計画	春日学校橋西地区の土地区画整理事業を行うための計画です。	土地区画整理法	2010(平成22)年度～2019(平成31)年度
春日新橋西土地区画整理事業計画	春日新橋西地区の土地区画整理事業を行うための計画です。	土地区画整理法	2010(平成22)年度～2016(平成28)年度※

※延伸予定

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

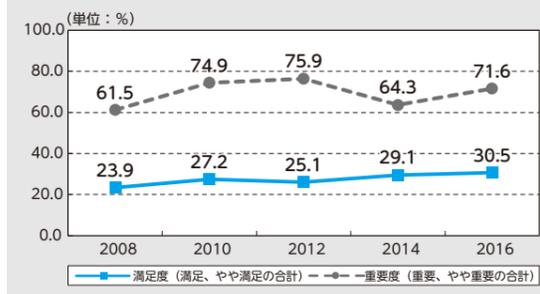
施策402 道路・橋梁の整備・適正管理の推進 主担当課：土木課

現状と課題

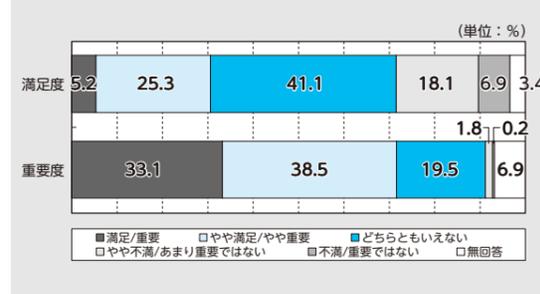
- 高度経済成長期に集中的に整備された道路の老朽化が進行していることを受けて、2013(平成25)年6月に「道路法」等が一部改正され、予防保全の観点も踏まえて、道路管理者が道路の点検を行うべきことが明確化されました。
- 国が定める基準(近接目視による5年に1回の点検)に即して行った点検に基づいて、2015(平成27)年3月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定して、予防的・計画的な橋梁の修繕を進めています。また、市道の舗装や道路附属物(道路標識、道路照明施設)についても、定期的な点検に基づいた修繕計画を策定して、計画的な修繕を進めています。
- 機能的な都市活動の基盤となる広域幹線道路や地域内連絡幹線道路については、2013(平成25)年12月に都市計画道路枇杷島小田井線アンダーパスが開通するなど県と連携した整備を進めていますが、引き続き整備を推進する必要があります。
- 交通量が多く幅員の狭い生活道路については、歩道の設置等により利用者の安全と快適な交通環境を確保する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

国や県と連携した道路網の整備と、道路・橋梁の計画的な修繕が着実に進展し、道路利用者の利便の増進と安全確保が図られています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	30.5% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市内の道路網が充実していると思う市民の割合 ^(満)	40.2% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
道路・橋梁の損傷や劣化に起因する事故発生件数	3件 (2015年度)	0件 (2019年度)	0件 (2024年度)

施策の展開

- 1 道路の適正な管理【土木課・都市計画課】
快適な交通環境を確保するため、道路を適正に管理します。
- 2 道路の計画的な修繕【土木課】
道路の舗装や照明、横断歩道橋等について安全を確保するとともに、整備コストを削減・平準化するため、点検に基づく計画的な修繕を行います。
- 3 広域幹線道路・地域内連絡幹線道路の整備【都市計画課】 戦略
県と連携して広域幹線道路や地域内連絡幹線道路の整備に取り組みます。
- 4 生活道路の整備【土木課】
利用者の安全と快適な交通環境を確保するため、歩道の設置など生活道路の整備を行います。
- 5 橋梁の予防的・計画的な修繕【土木課】
橋梁について安全を確保するとともに、整備コストを削減・平準化するため、点検に基づく予防的・計画的な修繕を行います。
- 6 橋梁の整備【土木課】
河川改修等に伴って必要となる橋梁の整備を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
舗装修繕計画	路面性状調査結果に基づき、道路の舗装修繕を効率的かつ計画的に実施するための計画です。	道路法	2016(平成28)年度～2020(平成32)年度 毎年度更新予定
道路附属物修繕計画	道路附属物(照明、横断歩道橋)の点検結果に基づき、道路附属物の修繕を効率的かつ計画的に実施するための計画です。	道路法	2016(平成28)年度～2020(平成32)年度 毎年度更新予定
橋梁長寿命化修繕計画	道路法の改正により、5年に1回の点検が義務付けられた橋梁の点検結果に基づき、市が管理する橋梁の効率的な維持管理を推進するための計画です。	道路法	2015(平成27)年度～2024(平成36)年度

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

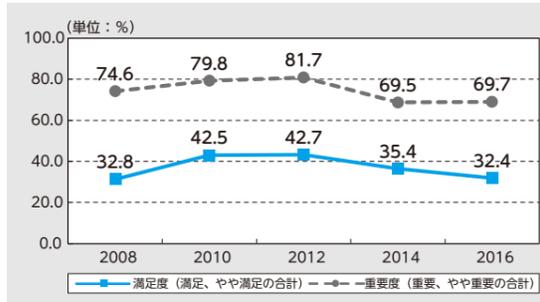
施策403 上水道の安定供給・下水道の充実 主担当課：上下水道課

現状と課題

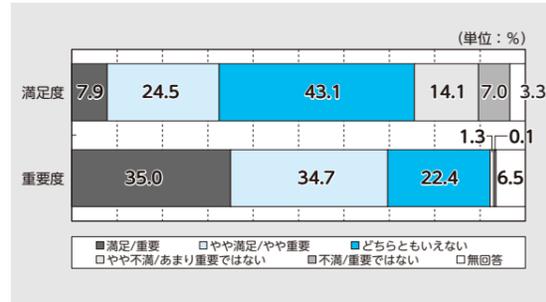
- 本市において、春日地区は市が給水を行っており、それ以外の地区は名古屋市から給水を受けています。
- 計画的な水道管の耐震化整備により、災害時にも水の安定的な供給を確保する必要があります。
- 生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図るため、2013(平成25)年3月に公共下水道事業の供用を開始しました。順次処理区域の拡大を進め、下水道の普及を促進しています。
- 国からは、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上などを目的として、2019(平成31)年度までに下水道事業に民間企業と同様の公営企業会計を適用することが求められています。
- 今後人口減少などによる料金収入の減少が見込まれる中、水道事業・下水道事業ともにサービスを将来にわたって安定的に供給するため、中長期的な視点に立って経営の効率化・健全化を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

【満足度・重要度の推移】



【2016(平成28)年度調査結果】



目指す姿

水道管の耐震化が着実に進展するとともに、水道事業が適正に運営され、水道水が安定的に供給されています。

下水道の計画的な整備が着実に進展し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全が図られています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	32.4% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
下水道普及率	20.3% (2015年度末)	36.2% (2019年度末)	54.3% (2024年度末)
水道管(清須市給水区域)の耐震化率	8.8% (2015年度末)	10.1% (2019年度末)	12.0% (2024年度末)

施策の展開

- 1 水の安定供給【上下水道課】**
広域的な連携も活用して、安全な水の安定供給に取り組みます。
- 2 水道管の耐震化整備【上下水道課】**
災害時にも水を安定的に供給できるよう、清須市給水区域における計画的な水道管の耐震化整備を行います。
- 3 下水道(汚水)の整備【上下水道課】**
衛生的で快適な生活環境を実現するため、「アクションプラン」に基づいた汚水管きよ等の整備を行います。
- 4 各種助成の実施【上下水道課】**
供用開始区域内の下水道接続を促進するため、各種助成を行います。
- 5 下水道事業への地方公営企業法適用【上下水道課】**
下水道事業の健全な経営を行うため、2019(平成31)年度からの運用を目指して、下水道事業への地方公営企業法の適用を行います。
- 6 流域下水道関連施設の管理・運営【上下水道課】**
市民が下水道についての理解を深め、あわせて市民交流の場を確保するため、水の交流ステーションや緑地を適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
春日地区配水管路等耐震化計画	重要なライフラインである水道本管の耐震化を行い、災害時などに水道管網が確立され、飲料水の確保を目指すための計画です。	水道法	2016(平成28)年度～2025(平成37)年度
汚水適正処理構想	市全域において、各種汚水処理施設の整備運営を適切な役割分担のもと計画的かつ効率的に実施するための方針です。また、今後10年で各種汚水処理施設のおおむねの整備完了を目指す計画(アクションプラン)も含まれています。	下水道法	2015(平成27)年度～2030(平成42)年度
公共下水道事業計画《再掲》	公共下水道を整備する地区や工事の期間等を記載した事業計画です。おおむね5年ごとに予定処理区域の拡大を行っています。	下水道法、都市計画法	2016(平成28)年度～2020(平成32)年度

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策404 水辺空間と緑地の充実

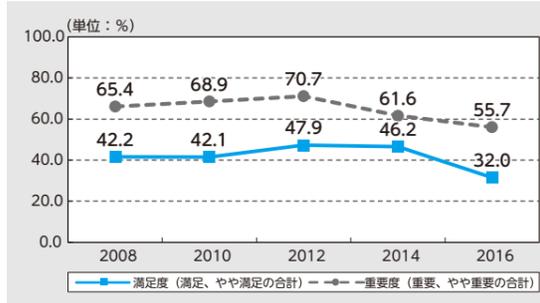
主担当課：都市計画課

現状と課題

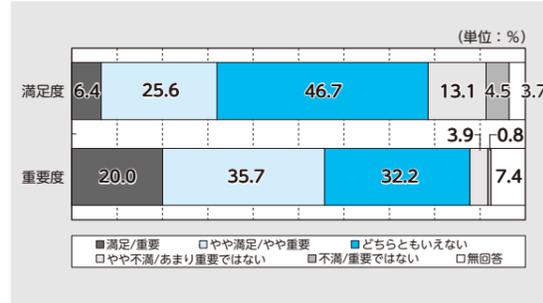
- 市では、市民の憩いの場所となる公園について、安全を確保するため、遊具施設等の老朽化に対応した計画的な改築更新を進めています。
- 市民の地元の公園等への愛着をはぐくむため、市民協働の取り組みとして、自治会等への除草・清掃管理委託や清須アダプト・プログラムを実施しています。
- 市の資源である庄内川、新川、五条川の水辺空間を活用した市民の憩いの場所づくりとして、水辺の散策路の整備などを進めています。
- より魅力的な水辺空間と緑地の形成のため、市民や事業者等との連携強化とともに、広域的な連携の強化を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

市民協働による河川環境美化や都市緑化が進展し、市民が水と緑を感じ、ふれあうことができる空間が形成されています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	32.0% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市内に良好な水辺空間が保たれていると思う市民の割合 ^②	36.9% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
都市公園の面積	255,614㎡ (2015年度末)	260,000㎡ (2019年度末)	264,000㎡ (2024年度末)

施策の展開

- 1 公園・緑地の整備・管理【都市計画課】**
緑があふれる市民の憩いの場所を確保するため、公園・緑地の整備・管理を行います。
- 2 遊具施設等の整備【都市計画課】**
公園を安心して利用できるよう、遊具施設等の計画的な改築更新を行います。
- 3 河川沿い歩道の整備・管理【土木課】**
市民の憩いの場所となる河川環境を確保するため、散策路等の整備・管理を行います。
- 4 河川環境美化活動への支援【生活環境課】**
河川環境を保全するため、市民が行う河川環境美化活動を支援します。
- 5 かわまちづくり事業の推進【都市計画課】**
市民との協働や広域的な連携により、にぎわいのある水辺空間づくりを推進します。
- 6 清須アダプト・プログラムの実施【企画政策課】**
市民の環境美化に対する意識を高めるため、市民と協働して、道路・公園等の清掃や植栽等を行います。
- 7 都市緑化への支援【都市計画課】**
身近な緑の質を高め、市全体の緑化の推進につなげるため、市民や事業者等が行う緑化の取り組みに対して支援を行います。
- 8 児童の緑化活動への支援【産業課】**
児童の緑化に対する意識を高めるため、みどりの少年団の活動に対する支援を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
公園施設長寿命化計画	公園施設について、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化と共に施設の長寿命化を図るための計画です。	都市公園法	2012(平成24)年度～2021(平成33)年度
緑の基本計画	市内における緑地、樹木の保全、公園等の整備、道路、河川、学校、住宅の緑化など、緑に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。	都市緑地法	2011(平成23)年度～2018(平成30)年度

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策405 公共交通の充実

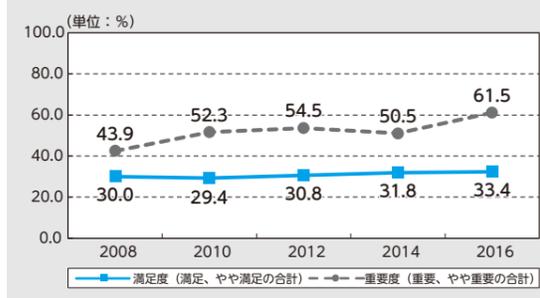
主担当課：企画政策課

現状と課題

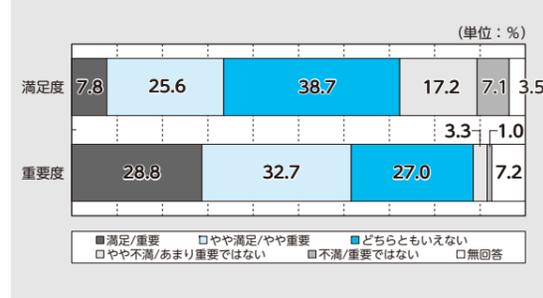
- 2014(平成26)年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正が行われ、人口減少社会において地域の活力を維持、強化するため、コンパクトなまちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが重要となっています。
- 2006(平成18)年10月に運行を開始したコミュニティバス「あしがるバス」は、本市の公共交通の核として、市民の日中の市内移動の利便性向上に重要な役割を果たしており、2012(平成24)年7月の大規模なルート・ダイヤ改正等を経て、順調に利用者数を伸ばしています。
- 市民のニーズに応じて、「あしがるバス」のルート・ダイヤの最適化や利用促進を図るとともに、福祉や観光など、様々な分野との連携を図りながら、更なる公共交通の充実を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2016(平成28)年度調査結果〕



目指す姿

「あしがるバス」を中心とした公共交通網が充実し、市内移動の利便性が向上しています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	33.4% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
「あしがるバス」を知っている市民の割合 ^②	97.1% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
「あしがるバス」の1便あたりの利用者数 ^③	オレンジ：5.2人 グリーン：4.9人 サクラ：5.5人 (2015年度)	オレンジ：5.6人 グリーン：5.7人 サクラ：6.2人 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)

施策の展開

- ① **コミュニティバスの運行【企画政策課】 戦略**
高齢者や主婦層等の日中の市内移動の利便性を高めるため、「あしがるバス」を運行します。
- ② **レンタサイクルの運営【企画政策課】 戦略**
市外来訪者の域内移動手段の確保や、「あしがるバス」を補完するため、「あしがるサイクル」を運営します。
- ③ **各種イベント等を通じた利用促進【企画政策課】 戦略**
「あしがるバス」や「あしがるサイクル」の認知度を高め、利用率を向上させるため、各種イベント等を通じた利用促進に取り組みます。
- ④ **ルート・ダイヤ等の見直し【企画政策課】 戦略**
市民ニーズに応じた「あしがるバス」の運行を行うため、定期的にルート・ダイヤ等の見直しを行います。
- ⑤ **福祉有償運送制度の運用【高齢福祉課】**
NPO法人等による福祉有償運送制度について、「清須市福祉有償運送運営協議会」において運送者への必要な助言や指導を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
地域公共交通網形成計画	市内移動の利便性向上に向けて、既設の鉄道網を活かした市内公共交通ネットワークを形成するための計画です。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	2015(平成27)年度～2019(平成31)年度

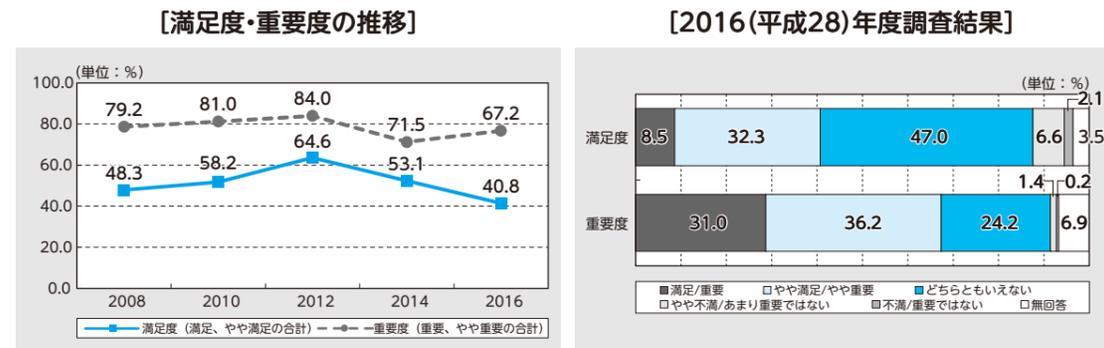
政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策406 ごみの減量化と資源化の推進 主担当課：生活環境課

現状と課題

- ごみ処理に係る市民の利便性向上のため、2014(平成26)年度から手提げ型のごみ袋を導入しました。
- 市民の利便性向上とともにごみ処理コストを削減するため、分別・収集・処理方法や費用負担のあり方などの定期的な検証を行う必要があります。
- ごみの減量化と資源化を促進するため、引き続き広報紙やホームページ等の媒体を通して、市民や事業者に対してごみに対する意識の啓発を図る必要があります。
- 市民・事業者・行政が一体となっごみの資源化を進めるため、市の資源回収ステーション運営や市民が行う資源回収活動などの、効率的かつ効果的な実施について検討を進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度



目指す姿

市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化と資源化の取り組みがより一層浸透し、循環型社会が構築されています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	40.8% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量	611g (2015年度)	583g (2019年度)	2019年度値から減少 (2024年度)
リサイクル率(ごみの資源化量/ごみの排出量)	18.1% (2015年度)	21.0% (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)

施策の展開

- 1 ごみの適正な処理【生活環境課】**
市民の利便性向上や処理コスト削減に努めながら、家庭や事業所から排出される一般廃棄物の適正な処理を行います。
- 2 ごみ減量化・再資源化の啓発【生活環境課】**
分別の徹底等、市民や事業者のごみ減量化・再資源化に対する意識を高めるため、啓発活動を行います。
- 3 資源回収活動への支援【生活環境課】**
ごみ減量化・再資源化を促進するため、市民が行う資源回収活動に対する支援を行います。
- 4 ごみ減量化活動への支援【生活環境課】**
生ごみの自家処理による減量化を図るため、生ごみ処理機等の購入に対する支援を行います。
- 5 資源回収施設の管理・運営【生活環境課】**
市民が身近な場所で資源回収できるよう、資源回収ステーション等を適正に管理・運営します。
- 6 し尿の適正な処理【生活環境課】**
衛生的で快適な生活環境を確保するため、広域的な連携によるし尿処理施設の運営等により、し尿の適正な処理に取り組みます。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	限りある資源の有効活用を図るため、ごみに対する市民の意識改革を図り、官民一体となってリサイクルシステムなどを確立し、ごみの減量化・資源としての再利用を図るための計画です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2016(平成28)年度～2020(平成32)年度
分別収集計画(第7期)	容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用、循環型社会の形成を図るための計画です。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	2014(平成26)年度～2018(平成30)年度

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策407 環境保全の推進

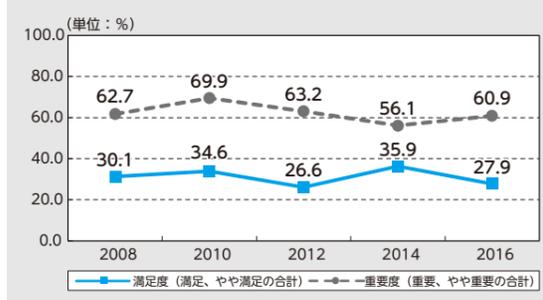
主担当課：生活環境課

現状と課題

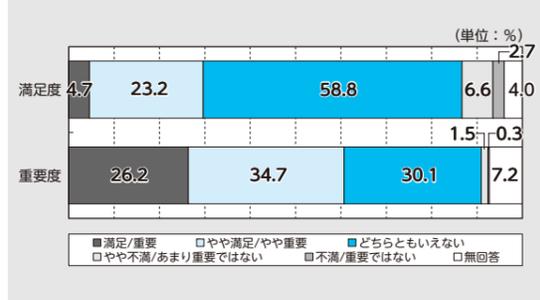
- 有害鳥獣の捕獲や定期的な公害調査の実施などにより、市民が快適に生活できる環境づくりに努めています。
- 市内学校での行政出前講座などにより、低年齢からの環境保全に対する意識の啓発を図る必要があります。
- 市庁舎への緑のカーテン設置や公共施設への太陽光発電の導入など、環境負荷低減対策を積極的に進めています。
- 市民の環境に対する意識が高まっている中、市民ニーズに対応した環境負荷低減対策への支援を検討する必要があります。
- 核家族化が進行する中、市民が安心して利用できる墓地を提供する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

環境の保全や公害の未然防止が図られ、市民にとって良好な生活環境が保たれています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	27.9% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
環境負荷の低減を心がけている市民の割合 ^②	66.0% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市内の公害発生件数	0件 (2015年度)	0件 (2019年度)	0件 (2024年度)

施策の展開

① 地域環境の保全【生活環境課】

快適に生活できる地域づくりを進めるため、有害鳥獣の捕獲や啓発活動により、地域環境の保全に取り組みます。

② 公害調査等の実施【生活環境課】

公害の発生を未然に防止するため、水質汚濁・悪臭・騒音等についての調査等を行います。

③ 浄化槽清掃への支援【生活環境課】

下水道未供用地区において、衛生的で快適な生活環境を確保するため、浄化槽の清掃に対する支援を行います。

④ 太陽光発電導入への支援【生活環境課】

市民の環境に対する意識を高め、温室効果ガスの排出量を削減するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対する支援を行います。

⑤ 環境負荷低減対策の実施【全庁(生活環境課)】

緑のカーテンの設置や公共施設の新・増改築時の太陽光発電の導入等により、環境負荷低減対策に取り組みます。

⑥ 墓地の管理・運営【生活環境課】

心安らかに墓地を訪れることができるよう、新川墓地を適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
一般廃棄物処理基本計画《再掲》	限りある資源の有効活用を図るため、ごみに対する市民の意識改革を図り、官民一体となってリサイクルシステムなどを確立し、ごみの減量化・資源としての再利用を図るための計画です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2016(平成28)年度～2020(平成32)年度
地球温暖化防止実行計画	市自らが事業者・消費者として、職員全員の参加で地球温暖化防止に向けた取り組みを計画的に実行することにより、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るための計画です。	地球温暖化対策の推進に関する法律	2016(平成28)年度改訂予定

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策408 斎苑施設の整備

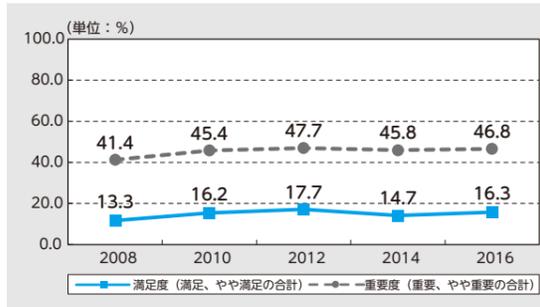
主担当課：生活環境課

現状と課題

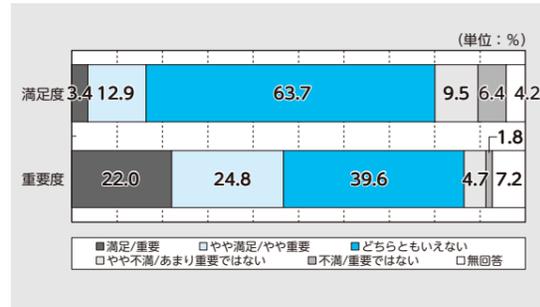
- 高齢化の進行に伴って、今後増加が見込まれる火葬の需要への対応が求められています。
- 住民説明会の開催などにより、斎苑施設整備予定地周辺住民との合意形成を図るとともに、環境に配慮しながら、整備を進める必要があります。
- 斎苑施設の整備に向けて、斎苑施設整備予定地の用地取得を円滑に進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

斎苑施設が整備され、市民が身近な場所で葬儀等を営むことができる環境が確保されています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	16.3% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
都市計画決定手続きの推進	都市計画決定に向けた調査等 (2015年度)	都市計画決定 (2017年度)	—
斎苑施設整備の推進	—	整備の進捗 (2019年度)	整備の完了 (2020年度)

施策の展開

① 斎苑施設の整備【生活環境課】

市民が身近な場所で葬儀等を営むことができるよう、広域的な連携により斎苑施設の整備を進めます。

② 周辺対策事業の実施【全庁(生活環境課)】

斎苑施設整備予定地周辺住民の生活環境の向上に向け、住民が要望する周辺対策事業に取り組みます。

政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策501 観光の振興

主担当課：産業課

現状と課題

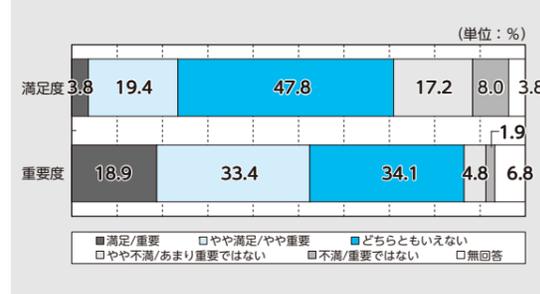
- 国では、観光立国の実現に向けて、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020(平成32)年に訪日外国人旅行者数4,000万人を目指す取り組みが進められており、県でも、2015(平成27)年を「あいち観光元年」として観光を新たな戦略産業と位置付けて取り組みを進めています。
- 国や県の取り組みの中でも武将観光は重要な要素であることから、本市でも清洲城などを活用して積極的な観光の振興を図る必要があります。
- 清洲城は映画公開などによる知名度の上昇に伴い、入場者数が増加していますが、一過性の傾向で終わることなく、インターネットやSNSを活用した情報発信などにより、継続的な誘客促進を図る必要があります。
- 清洲城を中心とした観光施設を訪れる観光客の増加を、地域経済の活性化につなげる必要があります。
- リニア中央新幹線の開業は、名古屋駅からのアクセスに優れる本市にとっては更なる観光客増加の機会となることから、その機会を最大限に生かすため、公共交通機関から観光施設へのアクセスの向上などを行う必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

地域資源を活用した観光の振興が図られ、地域の活力が醸成されるとともに、市外からの来訪者が増加しています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	23.2% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
休日の滞在人口率 ^②	1.91倍 (2015年)	2.2倍 (2019年)	2019年値から上昇 (2024年)
清洲城の入場者数 ^③	85,069人 (2015年度)	90,000人 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)

施策の展開

- 1 魅力あるまつりの開催【産業課】**
毎年開催されるまつりの魅力を市内外に向けて発信するとともに、幅広い市民の参加を促進するため、まつりの開催への支援を行います。
- 2 観光施設への誘客促進【産業課】 戦略**
市民協働による手作り甲冑試着や観光ガイド、武将隊のおもてなし等により、清洲城をはじめとする観光施設への誘客促進に取り組みます。
- 3 清洲ふるさとのやかたの活用【産業課】**
市内の企業や事業所と連携した観光事業を展開し、地域全体の活性化を促進するため、清洲ふるさとのやかたを活用して、市内生産のお土産品の情報発信や販売等を行います。
- 4 観光等を担う地域人材の育成・活用【生涯学習課】 戦略**
清洲城や朝日遺跡など市が有する歴史・自然を中心とする地域資源の魅力を高め、情報の発信を活性化するため、観光等を担う地域人材の育成・活用を行います。
- 5 観光アクセスの充実【企画政策課】 戦略**
「あしがるバス」や「あしがるサイクル」等を活用して、観光における面的なアクセス手段の充実に取り組みます。
- 6 観光情報発信力の強化【産業課】 戦略**
訪日外国人等を含む市外からの積極的な観光誘客を促進するため、「Kiyosu Free Wi-Fi」サービス提供エリアの拡大や、海外向けプロモーション映像の配信等により、観光情報発信力の強化に取り組みます。
- 7 観光活動を行う団体への支援【産業課】**
個々の観光資源の魅力を相乗的に高め、地域全体の魅力ある観光を展開するため、各種団体が行う観光活動への支援を行います。
- 8 地域間交流・連携の推進【企画政策課・産業課】**
観光誘客の促進に向けた取り組みの効果を相乗的に高めるため、歴史・文化的な関わりがある地域との交流・連携を推進します。

政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策502 商業・工業の振興

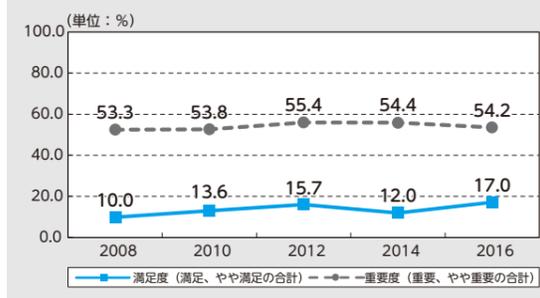
主担当課：産業課

現状と課題

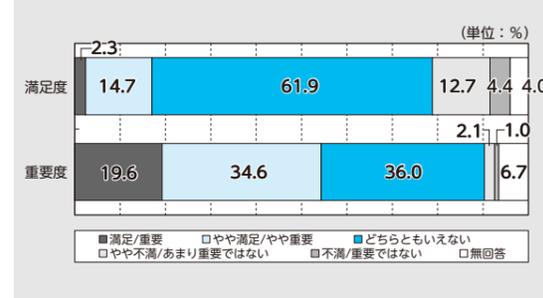
- 景気低迷による売上の減少や高齢化の進行による後継者不足などにより、本市商工会の会員数は減少傾向にあります。
- 中小事業者の経営基盤の強化を図るため、経営相談や資金融資などの支援に取り組んでいます。
- 名古屋から至近の立地や高速道路のインターチェンジを有するなどの特徴を生かして、企業の誘致を推進する必要があります。
- 清洲城など市が有する観光資源を積極的に活かして、市内商工業の魅力高める取り組みを進める必要があります。
- 若い世代の新規創業など、地域での雇用創出を積極的に支援する体制づくりを進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

商業・工業の振興と安定が図られ、中小事業者をはじめとする市内の商工業者がいきいきと活動しています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^満	17.0% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市内の民営事業所数	2,636事業所 (2014年7月1日)	基準値を維持 (2019年度)	基準値を維持 (2024年度)
市内の民営事業所の従業者数	28,609人 (2014年7月1日)	基準値から上昇 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)
創業支援事業による創業件数 (北名古屋市、豊山町等の窓口を含む。)	計画に基づく事業開始 (2016年度)	30件 (2020年度)	2020年度値から上昇 (2024年度)

施策の展開

① 商工会等への支援【産業課】

市内の商工業者がいきいきと経営できる環境づくりを行うため、経営相談等の経営改善や地域商工業の魅力発信等に取り組む商工会等への支援を行います。

② 高度先端産業立地の推進【産業課】

地域の活性化や雇用の拡大、市の産業構造の高度化を図るため、高度先端分野における工場等の新增設に対する支援により、高度先端産業の立地を推進します。

③ 企業の再投資への支援【産業課】

地域の経済・雇用の基盤を支える商工業者の活性化を図るため、企業の再投資に対する支援を行います。

④ 資金融資制度の利用促進【産業課】

商工業者の経営安定化を図るため、信用保証料に対する助成等により、商工業振興資金融資制度の利用促進に取り組みます。

⑤ 商工業の魅力発信【産業課】

一休庵と飴茶庵を活用して、美濃路の賑わいづくりを促進するとともに、アンテナショップとして市内の商工業製品の魅力を発信します。

⑥ 創業者への支援体制の構築【産業課】 戦略

地域での創業を促進し、地域経済の活力を高めるため、広域的な連携により、地域資源を活用する創業や、地域雇用に結びつく新たな創業を支援する体制の構築に取り組みます。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
創業支援事業計画	清須市、北名古屋市、豊山町、各市町の商工会、金融機関が連携し、創業希望者に対する資金や事業計画の相談、起業や創業に関するセミナー等を開催するなど、創業を支援するための計画です。	産業競争力強化法	2016(平成28)年度～2020(平成32)年度

政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策503 都市近郊農業の振興

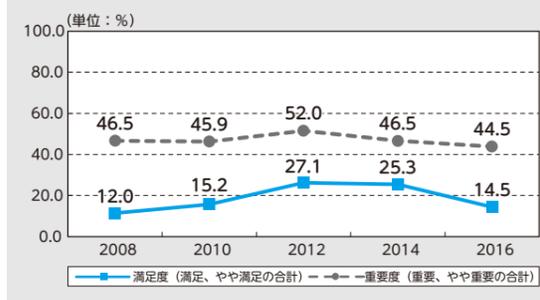
主担当課：産業課

現状と課題

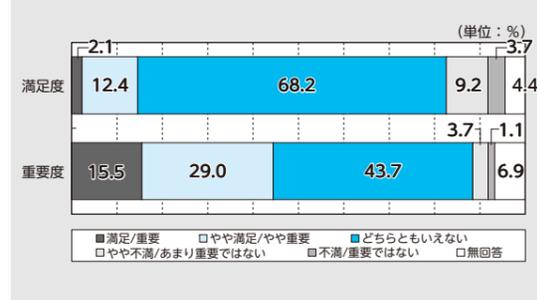
- 2016(平成28)年4月に改正「農業委員会等に関する法律」が施行され、農業委員会の重点業務が農地利用の最適化の推進であることが明確化されました。また、2015(平成27)年4月に「都市農業振興基本法」が施行され、都市農業の安定的な継続などが求められています。
- 本市では、農業者の高齢化が進行する中、新たな担い手が不足しており、適正に保全されていない耕作放棄地が増加しつつあります。
- 新規就農者に対する支援など新たな担い手の育成とともに、農地バンクや農地中間管理機構制度等の活用により、耕作放棄地の減少や農地の流動化・集約化を推進する必要があります。
- 「土田かぼちゃ」や「宮重大根」といった市の伝統野菜を生産する農家への支援や、伝統野菜を活用した特産物の開発等を通じて農業の振興を図る必要があります。
- 食に対する市民の関心が高まっている中、食育の推進に取り組む必要があります。
- 用排水路など土地改良施設の経年劣化による排水能力不足を解消するため、計画的な整備を進める必要があります。
- 都市における緑の保全や防災機能など、農地の多面的機能を生かして良好な都市環境の形成を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

【満足度・重要度の推移】



【2016(平成28)年度調査結果】



目指す姿

農地の多面的機能を生かして、都市開発と均衡の取れた農業の振興が図られ、農家だけでなく市民全体がその利益を享受しています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	14.5% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
地産地消を心がけている市民の割合 ^(満)	36.9% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市内の耕作放棄地面積	20,165㎡ (2015年度末)	18,000㎡ (2019年度末)	16,000㎡ (2024年度末)

施策の展開

① 生産農家等への支援【産業課】

多面的な機能を持つ農地を適切に保全するとともに、営農者がいきいきと農業に従事できる環境づくりを行うため、生産農家や新規就農者に対する支援を行います。

② 耕作放棄地対策の実施【産業課】

農用地の保全や利用の効率化・高度化を図るため、農地バンクや農地中間管理機構制度等による耕作放棄地対策に取り組みます。

③ 農業体験の機会提供【産業課】

体験を通じて食の知識の向上を図るとともに、新規就農のきっかけづくりとするため、農業体験塾や市民農園の貸し出しを行います。

④ 食育の推進【産業課】

市民一人ひとりの食に対する正しい理解を深めるとともに、食を通して地域の連携を深めるため、食育まつりの開催や食育レポートの発行等により、食育を推進します。

⑤ 農業用施設の整備【土木課】

充実した農業環境を確保するため、用排水路や農道等の整備を行います。

⑥ 農地等保全活動への支援【土木課】

農地等を適切に保全し、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域の組織が行う農地等保全活動に対する支援を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
農業振興地域整備計画	次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備するとともに、優良農地の保全を図るための計画です。	農業振興地域の整備に関する法律	2013(平成25)年度～2023(平成35)年度
第2次食育推進計画	食を通して、心身の健康づくり、地域づくりを推進する計画です。	食育基本法	2014(平成26)年度～2018(平成30)年度
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	農業振興地域において農用地の保全を推進する取り組みを行うことにより、農地の有する多面的機能の発揮の促進を図るための計画です。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	2015(平成27)年度～2018(平成30)年度

政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策504 消費生活の擁護

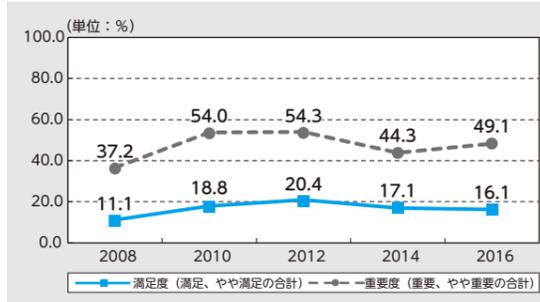
主担当課：産業課

現状と課題

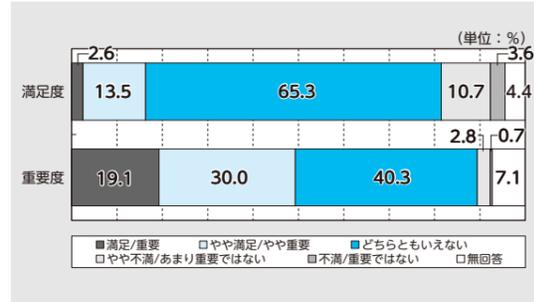
- 国では、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目的として、相談体制の空白地域の解消や相談体制の質の向上などの「地方消費者行政強化作戦」を進めています。
- 本市の消費生活相談窓口の相談者数は増加傾向にあります。
- 本市では、2017(平成29)年度から消費生活センターを開設する準備を進めていますが、開設について市民への周知に努める必要があります。
- 複雑化・多様化する相談に対して、社会福祉協議会が主催する弁護士相談や不動産に関する相談との連携を図る必要があります。
- 消費生活出前講座の開催などにより、市民の消費生活に対する意識の啓発を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

市民が利用しやすい消費生活相談体制を通じて消費生活の擁護が図られ、市民が安心して豊かな消費生活を営むことができます。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(調)	16.1% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市の消費生活相談窓口を知っている市民の割合 ^(調)	33.9% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
消費生活相談窓口の年間開設日数	69日 (2015年度)	200日以上 (2019年度)	2019年度値を維持 (2024年度)

施策の展開

① 相談支援体制の充実【産業課】

消費生活センター開設による消費生活相談窓口事業の拡充や、高齢者等の特定世代について、トラブルを未然に防止するための関係機関との緊密な連絡体制づくり等により、相談支援体制の充実に取り組みます。

② 消費者問題の啓発【産業課】

多様化する消費者問題に対する市民の意識を高めるため、消費生活出前講座等を通じた啓発活動を行います。

③ 金融信用貸付制度の利用促進【産業課】

市民生活の改善向上を図るため、保険保証料に対する助成等により、金融信用貸付制度の利用促進に取り組みます。

政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策601 生涯学習の充実

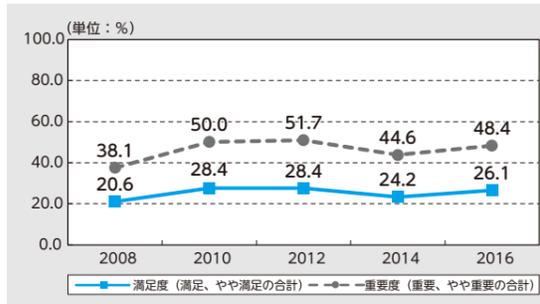
主担当課：生涯学習課

現状と課題

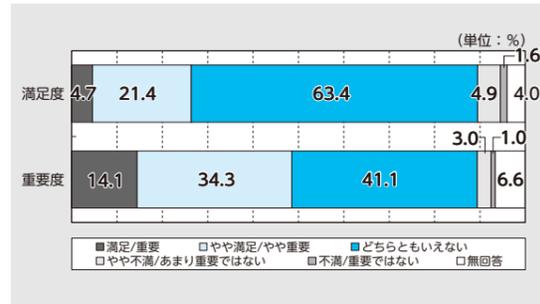
- 社会の成熟に伴って、生涯学習に対するニーズが高まっていることから、子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに対応した、多様な学習機会の提供が求められています。
- 生涯学習講座など、市民が身近な場所で学ぶよこびや生きがいを感じる場づくりとともに、生涯学習の成果を様々な形で地域に還元する仕組みづくりを進める必要があります。
- 2012(平成24)年7月に市立図書館を開館しました。また、市内にサービスポイントを設置して、遠方の方も気軽に読書を楽しめる環境づくりを進めてきました。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代の市民が、気軽に読書を楽しむことができる、利用しやすい図書館づくりを進める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

生涯学習に関する講座と情報発信が充実し、学びを通じて広く市民によるよこびや生きがいが増え、まわってまいります。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	26.1% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
生涯学習講座の参加者満足度※1	93.0% (2015年度)	95.0% (2019年度)	2019年度値を維持 (2024年度)
図書館の来館者数	175,800人 (2015年度)	200,000人 (2019年度)	2019年度値から増加 (2024年度)

※1 生涯学習講座の受講者を対象としたアンケート調査により測定。

施策の展開

- 1 生涯学習講座の開催【生涯学習課】 戦略
市民が生涯にわたって充実した学習活動を行う場を提供するため、各種生涯学習講座を行います。
- 2 サタデーキッズクラブの開催【生涯学習課】
子どもが郷土文化を理解するとともに、社会での生きる力をはぐくむ場を提供するため、サタデーキッズクラブを行います。
- 3 生涯学習を担う地域人材の育成・活用【生涯学習課】 戦略
市民と協働して多種多様な分野の講座や教室等を行うため、生涯学習講座等を通じて生涯学習を担う地域人材の育成・活用を行います。
- 4 平和学習の機会提供【社会福祉課・生涯学習課】
平和の尊さについての認識を深めるため、平和祈念式や平和推進派遣研修を行います。
- 5 公民館等の管理・運営【生涯学習課】
市民の生涯学習活動や文化・芸術活動等の場を確保するため、公民館等を適正に管理・運営します。
- 6 利用しやすい図書館づくり【生涯学習課】
市民の図書館利用を促進するため、蔵書の充実や趣向を凝らした展示・企画等の実施により、気軽に読書を楽しむことができる、利用しやすい図書館づくりに取り組めます。

政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策602 文化・芸術活動の振興

主担当課：生涯学習課

現状と課題

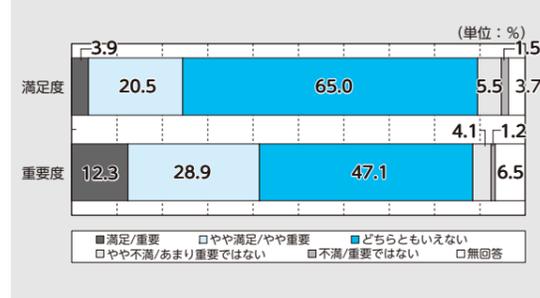
- 市民が良質な文化・芸術を鑑賞できる機会を提供するため、「芸術劇場」を毎年開催しています。
- 文化・芸術活動を行う各種団体においては、会員の高齢化が進行していることから、若い世代が文化・芸術にふれる機会づくりを積極的に行うことにより、文化・芸術活動を担う若い人材を育てる必要があります。
- はるひ美術館では、地域で活動する作家の展覧会の開催や、ボランティアのアートサポーターとの連携強化により、地域に根ざした芸術活動の拠点として、魅力ある美術館づくりを進めるとともに、その魅力を積極的に発信する必要があります。
- はるひ美術館では、全国公募の絵画展「はるひ絵画トリエンナーレ」をこれまでに8回開催し、国内でも広く知られる絵画展となっています。引き続き内容や規模を検討しながら「はるひ絵画トリエンナーレ」を開催し、はるひ美術館の特色を生かして文化・芸術活動の振興を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

文化や芸術にふれる機会が充実し、明るく、楽しく、健康で豊かな生活が創造されています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	24.4% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
美術館の来館者数	16,782人 (2015年度)	18,000人 (2019年度)	2019年度値から増加 (2024年度)

施策の展開

- 1 芸術劇場等の開催【生涯学習課】**
市民が文化・芸術にふれる機会を提供するため、芸術劇場や芸能発表会等を行います。
- 2 地域の歴史・文化の啓発【生涯学習課】**
地域の歴史・文化に対する市民の理解を深めるため、啓発活動を行います。
- 3 文化・芸術活動を行う団体への支援【生涯学習課】**
市民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、各種団体が行う活動への支援を行います。
- 4 魅力ある美術館づくり【生涯学習課】**
市民が身近な場所で芸術にふれる機会を提供するため、趣向を凝らした企画展・特別展等の実施により、魅力ある美術館づくりに取り組みます。
- 5 絵画トリエンナーレの開催【生涯学習課】**
次代を担う作家を育成するとともに、市民が優れた絵画にふれる機会を提供するため、絵画トリエンナーレを行います。

政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策603 文化財保護の推進

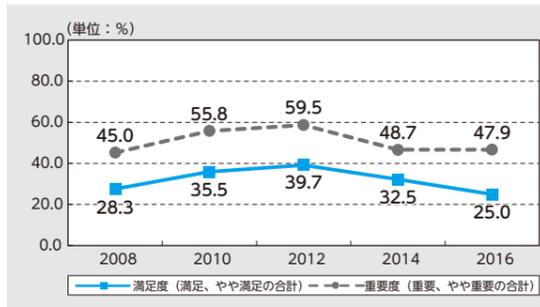
主担当課：生涯学習課

現状と課題

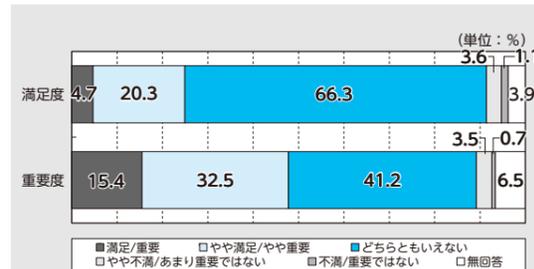
- 市内に数多く存在する文化財の価値の周知とともに、文化財保護に対する意識の啓発を図る必要があります。
- 毎年開催している文化財講座や文化財講演会においては、一定の参加者があり、地域の文化財や歴史・文化資源に対する関心は高い状況にあります。
- 市立図書館の開館にあわせて、図書館内に歴史資料展示室を開設し、多様な企画展示により、市民が文化財にふれる機会づくりを行っています。
- 高齢化の進行などにより、山車をはじめとする文化財を後世に継承する担い手が不足しています。
- 県は、朝日遺跡の価値・魅力の発信や文化活動、地域連携の拠点とするため、2016(平成28)年3月に「愛知県清洲貝殻山貝塚資料館拡充整備基本構想」を策定し、2020(平成32)年度の資料館リニューアルに向けた取り組みを進めています。
- 朝日遺跡や清須城跡(清洲城下町遺跡)をはじめとする文化財について、県や各種団体と連携して、一層の活用を図る必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

【満足度・重要度の推移】



【2016(平成28)年度調査結果】



目指す姿

市内に存在する文化財の保存と活用が適切に行われ、地域の歴史・文化が継承・発信されています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	25.0% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
歴史資料展示室の来場者数	14,998人 (2015年度)	20,000人 (2019年度)	2019年度値から増加 (2024年度)

施策の展開

- ① 文化財の適切な保護【生涯学習課】
市内の文化財についての調査や情報収集等により、文化財の適切な保護に取り組みます。
- ② 文化財保護の啓発【生涯学習課】
市民の文化財保護に対する意識を高めるため、文化財講演会等を通じた啓発活動を行います。
- ③ 歴史資料の公開・展示【生涯学習課】
市民が文化財にふれる機会を提供するため、歴史資料展示室や西枇杷島問屋記念館での歴史資料の公開・展示を行います。
- ④ 指定文化財の修理等への支援【生涯学習課】
指定文化財を後世に継承するため、指定文化財の所有者が行う修理等に対する支援を行います。
- ⑤ 朝日遺跡の活用【企画政策課・産業課・生涯学習課】 戦略
県との連携により、朝日遺跡の普及啓発や清洲貝殻山貝塚資料館のにぎわい創出に取り組みます。

政策6 豊かなこころとからだをはぐくむまちをつくる

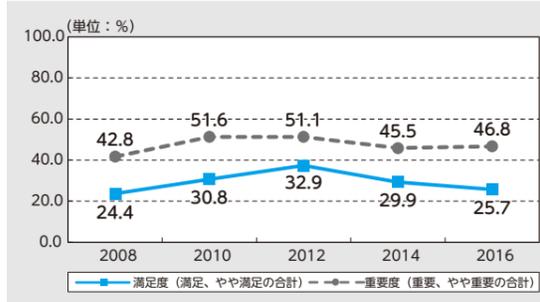
施策604 スポーツ・レクリエーション活動の振興 主担当課：スポーツ課

現状と課題

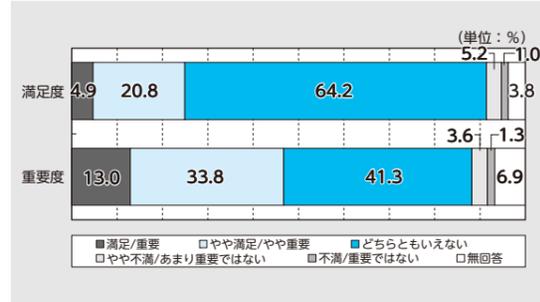
- 健康志向の高まりや、2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定などにより、スポーツ・レクリエーションへの関心が高まっています。
- ウォーキングを通じて、歴史・文化・自然環境等といった市の魅力を体感できる清須ウォークについて、各種団体との連携により、魅力の向上に努める必要があります。
- 市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進する必要があります。
- 地域におけるスポーツ活動の拠点と地域住民の交流の場づくりを進めるため、総合型地域スポーツクラブの育成を支援しています。2013(平成25)年4月から総合型地域スポーツクラブ「きよすスポーツクラブ」の運営が開始されており、会員数は増加傾向にあります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2016(平成28)年度調査結果〕



目指す姿

スポーツ・レクリエーションの普及と振興を通じて、健康で豊かな市民生活がはぐくまれています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	25.7% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
週1回以上スポーツ・レクリエーション活動を行っている市民の割合 ^②	23.7% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
総合型地域スポーツクラブの会員数	340人 (2015年度末)	450人以上 (2019年度末)	2019年度値から上昇 (2024年度)

施策の展開

- ① 市民体育祭等の開催【スポーツ課】
スポーツを通じた幅広い層の市民の交流や、市民の健康づくりを促進するため、市民体育祭等を行います。
- ② 清須ウォークの実施【スポーツ課】
ウォーキングを通じて、幅広い方に歴史・文化・自然環境等の清須市の魅力を体感できる場を提供するため、清須ウォークを行います。
- ③ スポーツ活動を行う団体への支援【スポーツ課】
市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、各種団体が行う活動への支援を行います。
- ④ 総合型地域スポーツクラブの育成【スポーツ課】
地域におけるスポーツ活動や市民交流の場を確保するため、総合型地域スポーツクラブの育成を行います。
- ⑤ スポーツ・レクリエーション施設の管理・運営【スポーツ課】
市民の健康増進・体力向上や交流の場を提供するため、スポーツ・レクリエーション施設を適正に管理・運営します。

政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策605 国際交流の振興

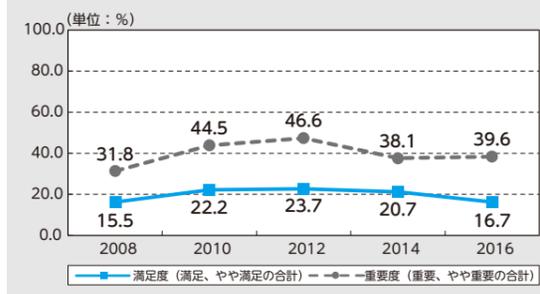
主担当課：生涯学習課

現状と課題

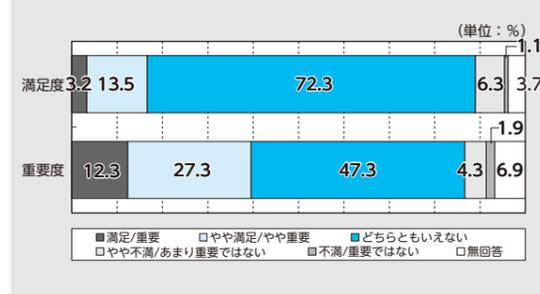
- 訪日外国人旅行者や外国人労働者が増加する中、国際理解の一層の促進が求められています。
- 本市では、スペイン・ヘレス市との間で、子どもたちによる絵画交換など、友好姉妹都市交流を行ってきましたが、今後の交流は内容を検討しながら進める必要があります。
- 市民の国際理解を深めるため、各種団体と連携して、各種講座やイベントの開催などを通じた啓発とともに、国際交流員による学校での授業や海外派遣研修に取り組む必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

市民参加による国際交流が進展し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層において国際理解に対する関心が高まっています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 (満)	16.7% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市や市国際交流協会が実施する 国際交流に関する講座・イベント等を知っている市民の割合 (満)	27.6% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)

施策の展開

① 友好姉妹都市との交流【生涯学習課】

国際交流の振興を図るため、スペインの文化を紹介する行事・展示等を通じた友好姉妹都市(スペイン・ヘレス市)との交流を行います。

② 国際理解の啓発【生涯学習課】

市民の国際理解を深めるため、国際理解を目的とした講座等を通じた啓発活動を行います。

③ 中学生の海外への派遣【生涯学習課】

広い視野と国際感覚を備えた人材を育成するため、中学生の海外派遣研修を行います。

④ 国際交流活動を行う団体への支援【生涯学習課】

市民の自主的な国際交流活動を促進するため、各種団体が行う活動への支援を行います。

政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策606 男女共同参画社会の推進

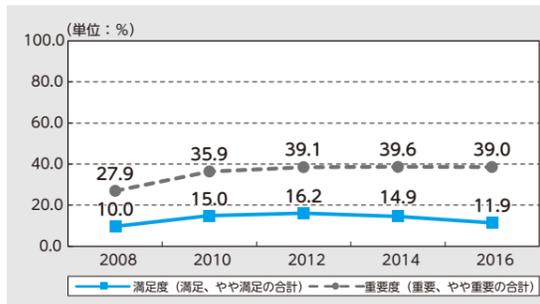
主担当課：生涯学習課

現状と課題

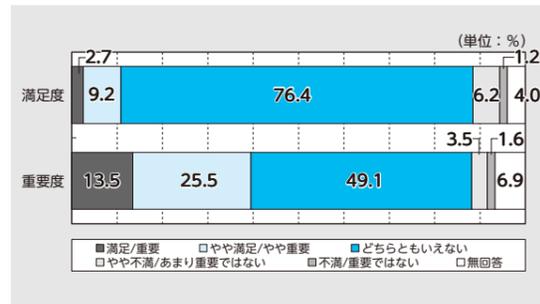
- 少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化する中、多様性に富んだ活力ある社会を形成していくためには、職場や家庭、地域などそれぞれの場面において男女がその個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現が重要となっています。
- また、2015(平成27)年8月に「女性活躍推進法」が制定され、女性が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会の実現が求められています。
- 本市でも、2009(平成21)年3月に「男女共同参画プラン」を策定して、様々な取り組みを進めてきましたが、依然として性別役割分担意識が根強く残っている状況であることから、引き続き市民の男女共同参画に対する意識を高めるため、男女共同参画講演会等を通じて啓発を図る必要があります。
- 2015(平成27)年度から、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、男女共同参画推進懇話会を設置しています。
- 市の委員会や附属機関等における女性委員の割合が低い状況であることから、政策や方針の決定過程への男女共同参画の拡大を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

男女共同参画社会の重要性について市民一人ひとりの理解が深まり、社会のあらゆる分野において男女が互いに理解し、個人としての個性と能力を発揮できる環境が整っています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	11.9% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
社会全体で男女が平等であると思う市民の割合 ^(満)	23.9% (2016年度)	基準値を維持 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市の委員会・附属機関等における女性委員の割合	30.0% (2016年4月1日)	30.0%以上 (2020年4月1日)	2020年4月1日値から上昇 (2025年4月1日)

施策の展開

1 男女共同参画社会の啓発【生涯学習課】

市民の男女共同参画社会に対する意識を高めるため、男女共同参画講演会等を通じた啓発活動を行います。

2 推進体制の構築【生涯学習課】

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、男女共同参画推進懇話会の設置等による推進体制の構築に取り組みます。

3 女性の社会参加等を推進する団体への支援【生涯学習課】

女性の社会参加等を推進するため、各種団体の活動への支援を行います。

4 委員会・附属機関等への女性の登用促進【全庁(生涯学習課)】

あらゆる分野で多様な価値観や新しい発想を取り入れるため、市の委員会・附属機関等への女性の登用を促進します。

5 特定事業主行動計画の推進【全庁(人事秘書課)】

市の組織において、継続的に女性職員の活躍を推進するため、特定事業主行動計画に基づいて、雇用環境の整備等に取り組みます。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
男女共同参画プラン【中間見直し版】	「みんなが認め合う、男女共同参画社会をめざして」を基本理念として、男女が互いに理解し、個人としての個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す計画です。	男女共同参画社会基本法	2014(平成26)年度～2018(平成30)年度
女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画	市の組織全体で取り組む、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組目標や取組内容、その実施時期を定めた計画です。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	2016(平成28)年度～2019(平成31)年度

政策7 つながりを大切にすまちをつくる

施策701 市民参加・市民協働の推進

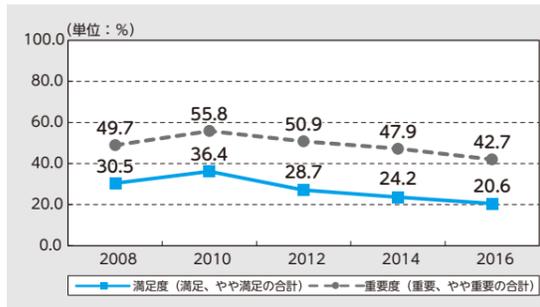
主担当課：企画政策課

現状と課題

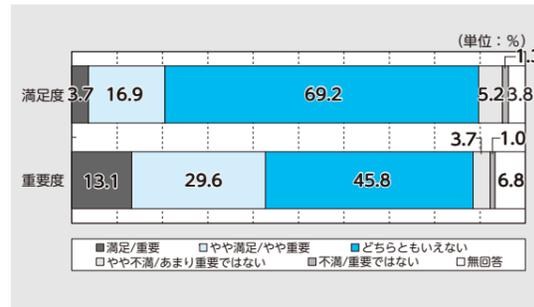
- 本市では、これまで様々な行政分野において、様々な形で市民との協働によるまちづくりを進めるとともに、2015(平成27)年1月には「市民協働指針」を策定するなど、市民協働を推進してきました。
- 市民ニーズの多様化・高度化や、地域のつながりが希薄化する中、行政又は市民だけでは解決できない地域社会の課題へ適切に対応するため、市民参加・市民協働の取り組みを一層推進する必要があります。
- 市民参加・市民協働の一層の推進に向けては、市民参加を促すためのきっかけづくりや、行政と市民の情報共有や交流を積極的に行う必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

〔満足度・重要度の推移〕



〔2016(平成28)年度調査結果〕



目指す姿

多様な機会・場所を通じて市民が積極的に市政に参加できる環境づくりや市民協働の取り組みが進み、市民と市の交流が活性化しています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	20.6% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
ボランティアや会議等を通じて、市の取り組みに参加したことがある市民の割合 ^(満)	25.1% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から増加 (2023年度)

施策の展開

- ① 市民ワークショップ等の開催【全庁(企画政策課)】
市の施策についての計画を策定する際に、市民と意識の共有を図りながら計画策定を進めるため、積極的に市民ワークショップ等を開催します。
- ② 市民協働による事業実施の検討【全庁(企画政策課)】
新規事業の開始時だけでなく、既存の事業も含めて、市民協働による事業の実施について検討を進めます。
- ③ 市民参加・市民協働に係る情報発信力の強化【企画政策課】 戦略
市民の積極的な市政への参加や、市民協働についての理解を促進するため、積極的な情報発信や、情報の集約・一元化により、市民参加・市民協働に係る情報発信力の強化に取り組みます。
- ④ 交流拠点づくりの推進【企画政策課】 戦略
市民等と市の情報共有や交流を促進するため、交流の拠点づくりを推進します。
- ⑤ 市民協働推進体制の構築【企画政策課】 戦略
「市民協働指針」を踏まえて、市民協働を発展的に展開するための推進体制の構築に取り組みます。
- ⑥ 行政出前講座の開催【全庁(企画政策課)】
市民の市政に対する関心を高め、市民参加のきっかけを作るため、行政出前講座を行います。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
市民協働指針	市民団体等と市が、それぞれの役割と責任を自覚し、共通の地域社会の課題を解決するために補完・協力し合う活動(市民協働)に取り組む際の基本的な考え方を整理した指針です。	-	-

政策7 つながりを大切にすまちをつくる

施策702 広報・広聴活動の充実

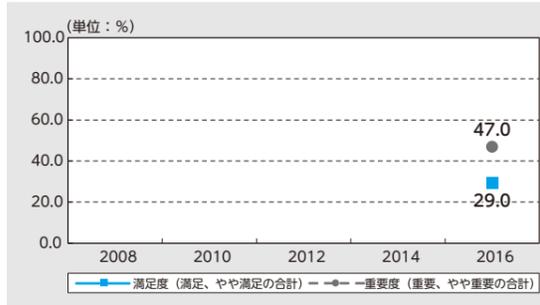
主担当課：人事秘書課

現状と課題

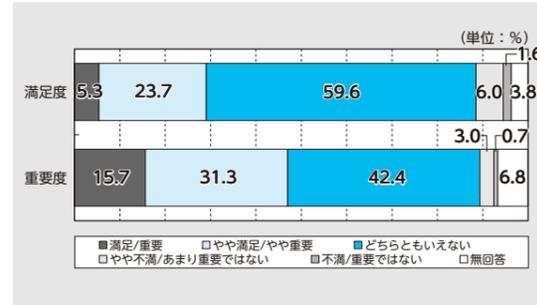
- 2015(平成27)年4月号からの広報紙面のカラー化の本格実施や、公募の市民記者による広報紙面の作成、2014(平成26)年からの市ホームページリニューアルなどにより、各種媒体を通じた積極的な情報の発信に取り組んでいます。
- メディア多様化の中で、「活字離れ」の現状があるものの、依然として、活字情報のもつ信頼性、保存性、情報の一覧性、容易性などから、広報紙という活字メディアは重要な役割を果たしています。
- 高齢者や視覚障害者をはじめ、誰でも市のホームページを快適に利用することができるよう、ウェブアクセシビリティ(利用のしやすさ)の維持・向上を図る必要があります。
- 市のイメージキャラクター「きよ丸」と「うるるん」の積極的な活用や、ふるさと納税制度等を通じて、市のPRを推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

多様な広報媒体を通じて、市民に市政情報が届けられ、アクセシビリティも向上し、市民の市政に対する関心や参加の意識が高まっています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	29.0% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
広報清須の紙面が読みやすいと思う市民の割合 ^②	54.4% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市ホームページのアクセス件数	587,863件 (2015年度)	基準値から上昇 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)
ふるさと納税による寄附件数 ^③	925件 (2015年度)	2,700件 (2019年度)	2019年度値から上昇 (2024年度)

施策の展開

- ① **市民が必要とする情報の積極的な発信【全庁(人事秘書課)】**
各種媒体を通じて、市民が必要とする情報の積極的な発信に取り組みます。
- ② **市民が読みやすい広報づくり【人事秘書課】**
内容を充実させるとともに、市民が読みやすい広報づくりに取り組みます。
- ③ **広聴活動の充実【全庁(人事秘書課)】**
声のポストやご意見メール、パブリック・コメント等の適正な運用を通じて、広聴活動の充実に取り組みます。
- ④ **市民満足度調査の実施【企画政策課】**
市政に関する市民の意向を把握し、まちづくりに反映させることを目的として、市民満足度調査を行います。
- ⑤ **「きよ丸」と「うるるん」の積極的な活用【全庁(企画政策課)】**
市の魅力や個性を広く発信するため、市のイメージキャラクター「きよ丸」と「うるるん」を積極的に活用します。
- ⑥ **ふるさと納税制度を通じたPRの推進【企画政策課】 戦略**
ふるさと納税制度を通じて市を応援していただいた方に対して、市の特産品等を返礼品として贈呈することにより、市と市の特産品のPRを推進します。

政策7 つながりを大切にすまちをつくる

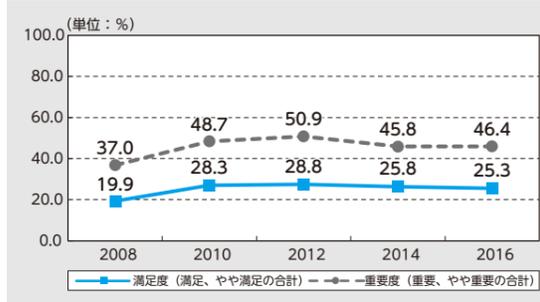
施策703 自治・コミュニティ活動の振興 主担当課：防災行政課

現状と課題

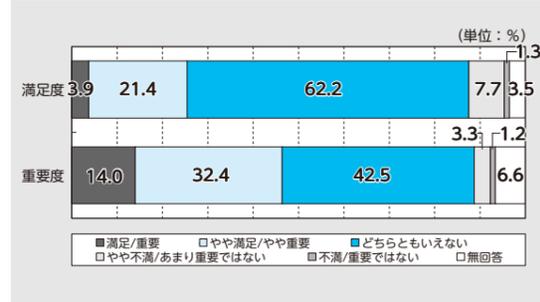
- 本市には、38のブロック(複数の自治会等で構成する組織)と93の自治会等があり、自治・コミュニティ活動を支援しています。
- 活動組織の基盤強化を図り、地域の問題を地域自らが解決できる仕組みづくりを行うため、自治会等を単位として行っていた従前の自治・コミュニティ活動について、2010(平成22)年度からは、ブロックを単位とした活動促進への支援に取り組んできました。今後も、引き続き地域住民が連携する取り組みに対して支援を行う必要があります。
- 自治会等の高齢化や加入率の低下に対応し、自治・コミュニティ活動の活発化を図るため、若い世代にも自治・コミュニティ活動への関心を高める必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

[満足度・重要度の推移]



[2016(平成28)年度調査結果]



目指す姿

自治・コミュニティ活動が活発化し、住民自治の促進と地域住民の融和が図られています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^(満)	25.3% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
ブロックや自治会等の活動に参加している市民の割合 ^(満)	37.5% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
自治会等への加入率	88.4% (2015年度末)	基準値から上昇 (2019年度末)	2019年度末値から上昇 (2024年度)

施策の展開

- ① 自治・コミュニティ活動への支援【防災行政課】
地域福祉や防災対策等、地域住民が連携する取り組みの活性化を図るため、ブロックの自治・コミュニティ活動に対する支援を行います。
- ② 自治・コミュニティ意識の啓発【防災行政課】
市民の自治・コミュニティ活動に積極的に関わる意識を高めるため、啓発活動を行います。
- ③ 地区集会所整備への支援【防災行政課】
自治・コミュニティ活動の場の充実を図るため、地区集会所の整備に対する支援を行います。

政策7 つながりをお大切にするまちをつくる

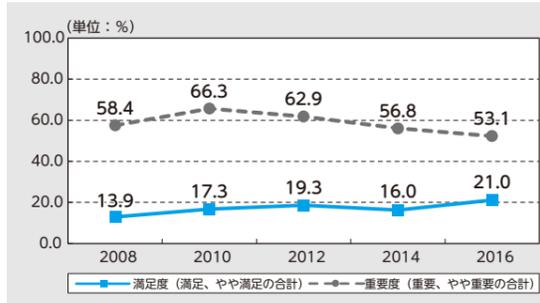
施策704 市民ニーズに応える行政運営の推進 主担当課：企画政策課

現状と課題

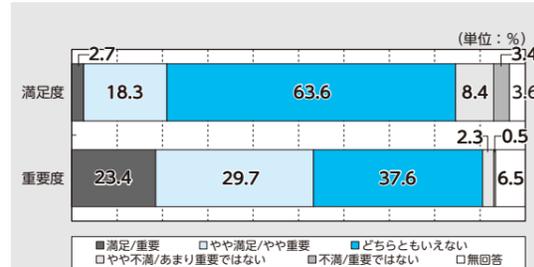
- 市町村合併により誕生した本市では、市町村合併に対する財政措置を活用するとともに、組織のスリム化や公共施設の利便性・効率性向上といった行政組織の再構築を進めることにより、新しい清須市としての行政運営の確立に取り組んできました。
- これまでの取り組みにより市の行政運営の基盤は形作られてきましたが、今後市町村合併に対する財政措置の終焉に加えて、高齢化の進行に伴って社会保障関係費などに係る負担増加が見込まれ、市の行政運営を取り巻く状況は厳しさを増すことが予想されます。
- 国からは、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に対応し、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するために、ICT(情報通信技術)の徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が求められています。
- 基本構想の行政運営の方針で定める「総合計画に基づく行政運営の推進」「持続可能な財政運営の推進」を踏まえて、行政サービスの質を高めるとともに、経営資源の効率的・効果的な配分を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

【満足度・重要度の推移】



【2016(平成28)年度調査結果】



目指す姿

市民のニーズにきめ細やかに対応しながら、計画的・効率的な行政運営と持続可能な財政運営が行われ、市民サービスの質が向上しています。

達成度指標

指標	基準値	前期計画目標値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 ^①	21.0% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
市の施策全般について、事業効果を高める工夫や、効率的な事業実施の工夫ができていると思う市民の割合 ^②	22.4% (2016年度)	基準値から上昇 (2018年度)	2018年度値から上昇 (2023年度)
公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定 ^③	-	順次策定 (2019年度)	全公共施設等で策定 (2020年度)

施策の展開

- 電子自治体の推進【全庁(企画政策課)】**
ICTを活用して市民の利便性を向上させるため、マイナンバー等について市民が利用しやすい環境整備を推進します。
- 行政改革の推進【全庁(企画政策課)】**
行政サービスの質を高め、市民満足度の向上を目指すとともに、経営資源を効率的・効果的に配分するため、行政改革を推進します。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理【全庁(財政課)】 戦略**
財政負担の軽減・平準化を図るため、計画的な改修による公共施設等の長寿命化や適切な維持管理・修繕を実施するとともに、配置等の適正化に取り組みます。
- 職員の育成【全庁(人事秘書課)】**
職員の問題解決能力等を高めるとともに、その能力を十分に発揮することで組織力を強化するため、総合的な人材育成型人事管理や人が育つ職場管理、人が伸びる職員研修に取り組みます。
- 市民が利用しやすい市役所づくりの推進【全庁(財政課)】**
庁舎の機能を最大限に活用して、市民が利用しやすい市役所づくりを推進します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
行政情報化基本計画	中長期的な情報化施策の推進の方向性を示した計画です。	-	2013(平成25)年度～2017(平成29)年度
第3次行政改革大綱(仮称)	行政改革に取り組むための総合的な指針です。	-	2016(平成28)年度策定予定
第3次定員適正化計画	市の特色及び事業・施策の展開を勘案し、定員適正化を図るための計画です。	-	2014(平成26)年度～2019(平成31)年度
公共施設等総合管理計画	市の公共施設等の管理についての基本的な考え方を整理した計画です。	-	2016(平成28)年度策定予定
人材育成基本方針	市が求める職員像を示すとともに、人事制度の方向性を示した指針です。	-	-

(5)7つの政策の実現に向けた市民の声

第2次総合計画の策定過程において実施した「市民参画会議」、「市政推進委員アンケート」、「市民説明会」等において、市民の皆様からいただいた今後の清須市のまちづくりに対するご意見・ご提案を、7つの政策と37の施策に分類して整理しました。

今後、37の施策を展開していくにあたり、これらのご意見・ご提案を十分に踏まえながら、7つの政策の実現を目指してまいります。

政策1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

施策101 治水対策の推進

- 庄内川・新川・五条川、3本の河川に囲まれたまちなので、堤防が決壊することがないように、国・県と連携してしっかりと河川の改修を進めてほしい。
- 雨水を貯留する田畑が減少している中で、基盤整備だけではなく、雨水貯留対策を市民とともに進めていく工夫が必要。

施策102 防災・減災対策の推進

- 手作り防災マップなど、自主防災活動が具体的な形になると地域の中での関心も高まるので、市からの積極的な働きかけをお願いしたい。
- 子どもから高齢者まで全ての世代の方を巻き込んで、何度も災害発生時を想定した訓練を実施することが必要。
- 家具の転倒防止など、身近にできる防災対策情報を積極的に発信してほしい。

施策103 防犯・交通安全対策の推進

- 防犯力の向上には地域のコミュニケーションやつながりの強化が必要。
- ウォーキングをしながらパトロールをするなど、地域の活動を促進することが必要。
- 清須市は名古屋市に近接しており、朝夕の時間帯には交通量が多いことから、危険な箇所には通行規制などを検討してほしい。

施策104 消防・救急医療体制の充実

- 地域での防災・防犯活動を活性化するため、消防団に入団する地域の若い世代が増えることが大事。
- 救急医療体制の充実を進めてほしい。

政策2 子育てのしやすいまちをつくる

施策201 母子保健の充実

- 親になるための学習の場を充実してほしい。
- 子どもと一緒に楽しみながら親も成長できる場が必要。

施策202 子育て支援の充実

- 希望どおりに保育園や幼稚園に入園できる環境づくりを進めてほしい。
- 市が行っている様々な子育て支援事業について、もっと積極的に市民に情報を発信すべき。

施策203 学校教育の充実

- 教育を通じて、清須が好き、清須市民である事を誇りに思う子どもが増えてほしい。
- 地域のボランティアと学校との交流をもっと活性化すべき。

施策205 青少年健全育成の推進

- 青少年の健全育成と高齢者のいきがいづくりなど、施策間で連携した取り組みを推進することが必要。
- 青少年健全育成について学習する機会をたくさん作ってほしい。

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策301 健康づくりの推進

- 予防的観点から、市民一人ひとりが健康に過ごせる施策を充実すべき。
- 健康増進につながるイベントを、遊び心を交えて実施してほしい。

施策302 地域福祉の充実

- 市民と行政が一体となって、充実した地域福祉の実現に向けた仕組みづくりを進めてほしい。
- 健康ではない人でも、助け合って幸せであれば、このまちに住んで良かったと思えるのではないか。

施策303 高齢者福祉の充実

- 一人暮らしの高齢者をどのように地域で見守るのが大切。
- シニアの活躍の場が、コミュニティ活動、学校支援活動、市民参加など、たくさんあるといい。

施策304 障害者(児)福祉の充実

- 障害児が気軽に、楽しく遊べる公園や遊び場があると良い。
- 市内の障害者(児)施設が少ない。

施策306 生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施

- 生活困窮者への支援が不足していると感じる。

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

施策401 市街地整備の推進

- 駅の近くの市街地整備が必要。
- 市街地整備も大切だが、町並みの保全も大切。
- 名古屋に近くて便利なので、生活するには適度な田舎具合があって住みやすい。

施策402 道路・橋梁の整備・適正管理の推進

- 歩道が広がった道路は安全に、ゆっくりと歩くことができ非常に良い。歩道が狭い道路の整備を進めてほしい。
- 市内には良い道も悪い道もあるが、良い道が増えれば観光目的の来訪者が増えるなど好循環が生まれるのではないかと。

施策403 上水道の安定供給・下水道の充実

- 下水道の整備が近隣の自治体と比べて遅れている。

施策404 水辺空間と緑地の充実

- 公園や緑地は、災害時の避難場所や雨水貯留場所など、色々な想定をして整備してほしい。
- 魅力的な河川沿いの遊歩道になるように整備を進めてほしい。
- 庄内川、新川、五条川の自然を大切に、自然との調和を図ることが必要。

施策405 公共交通の充実

- 高齢者が自動車を使わずに、公共交通で移動できるまちづくりを進めてほしい。
- 「あしがるバス」の利用がもっと増えると、旧町間の交流が進むと思う。

施策407 環境保全の推進

- 市民一人ひとりの環境に対する意識を高めることが必要。また、意識を高めるためには啓発などのソフト事業が重要。

施策408 斎苑施設の整備

- 斎苑は必要な施設だと思うので、早期の整備を実現してほしい。

政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

施策501 観光の振興

- 清洲城や美濃路などの歴史資源を活用するため、周辺道路の整備やアクセスの向上などを進めてほしい。
- 清洲城と信長の観光地として栄えて、休日に観光客が訪れるまちになってほしい。

施策502 商業・工業の振興

- 今ある企業が活性化して、地元で働けるようにしてほしい。
- 名古屋に近いので、食事や遊びに行く時は名古屋に行ってしまう。地元のお店を地元のお客が育てていけるようになると良い。
- 名古屋市に近くベッドタウン化が進んでいるので、快適に生活できるようにスーパーなどの商業施設を誘致してほしい。

施策503 都市近郊農業の振興

- 耕作放棄地を市民農園として活用できると良い。
- 市民農園を高齢者の生きがいづくりの場として活用できると良い。

施策504 消費生活の擁護

- 高齢化が進行する中で、増加する消費生活相談への対応をお願いしたい。
- 消費生活相談を行っていることをもっと周知すべき。

政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

施策601 生涯学習の充実

- 高齢者が生きがいを持って生活できるように、高齢者向けの学習の場を充実してほしい。

施策602 文化・芸術活動の振興

- 今までの文化や芸術を守るだけでなく、清須独自の文化を創造していくことが必要。

施策603 文化財保護の推進

- 市の歴史や文化財は全国的に見ても優れているものがたくさんあるので、その素晴らしさをもっと積極的に発信すべき。
- 市民がもっと清須市の歴史を知らなくてはいけないと思う。

施策604 スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 市民の一体感を醸成するためには、スポーツを通じた取り組みが有効だと思うので、スポーツ振興に取り組むべき。
- 運動ができる場所を増やしてほしい。
- スポーツで子どもとお年寄りの交流があると良い。

施策605 国際交流の振興

- 海外で活躍できる人材を育てるために、子どもの頃から積極的に国際交流を行うことが必要。

施策606 男女共同参画社会の推進
 ■男女共同参画について、誰もが分かりやすい内容の学習機会があると良い。

政策7 つながり大切にすまちをつくる

施策701 市民参加・市民協働の推進
 ■市民と行政がもっとフランクに話し合いができる場ができて、風通しの良い関係になることが必要。
 ■以前は市民と行政の壁があったと思うが、これからの社会は壁があってはうまくいかない。市民も行政に関心を持たなければいけないし、行政も市民が参加できる仕組みづくりをしないとイケない。
 ■ネットでの意見募集だけでなく、市民と市職員の連携を具体化してほしい。
 ■行政やその施策に関心のない人に対して、連携をどのようにしていくのか、具体的な対策を実現してほしい。

施策702 広報・広聴活動の充実
 ■若い方への市政情報の発信には、SNSなどをもっと積極的に活用してほしい。
 ■情報の「見える化」を進めるなど、行政からの発信をもう少し市民に訴えてほしい。
 ■「市民満足度の向上」という大きな指標を設定し、その向上を目指して計画を推進するという方向性が分かりやすく、市民の理解を得られやすいと思う。また、市民の議論の「ものさし」としても活用できるなど、様々なメリットがあると感じる。
 ■事業実施の透明化の推進と、情報の開示が必要。

施策703 自治・コミュニティ活動の振興
 ■自治会活動に参加する人が減少していることに危機感を感じる。
 ■新しい住民層が参加しやすい自治会づくりを進めることが必要。

施策704 市民ニーズに応える行政運営の推進
 ■行政職員一人ひとりの気持ちや改革心・改善心を大切にしつつ、組織として連携できると良い。
 ■行政はもっと市民の立場を考えて、仕事を進めることが必要。
 ■市民満足度の活かし方以前の問題で、ES(職員の満足度)はどうか。
 ■介護や健康保険など、市独自で解決できない問題が多いので、国・県への提言が必要。

V 基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行

(1)三層構造の計画体系の構築

▼ 実施計画の作成

基本計画で掲げる37の施策ごとに、施策の方向性に即した具体的な事務事業について、向こう3年度間の事業費の見込み、事業計画及び活動指標(行政活動そのものの結果に係る数値目標)等を定める「第2次総合計画(実施計画)」を作成します。

実施計画の計画期間については3年度間とし、予算編成にあわせて毎年度作成(ローリング)することにより、予算編成と連動を図りながら、事務事業の進捗を適切に管理します。



▼ 三層構造の計画体系

行政運営マネジメントの基軸として、第2次総合計画を構成する基本構想(政策)・基本計画(施策)・実施計画(事務事業)の3つの計画について、目的と手段の関係が連鎖的につながる三層構造の計画体系を構築します。



(2) 計画体系に即した行政評価の実施

▼ 施策評価(基本計画)

37の施策単位で、前年度の施策の取り組み内容について、事務事業評価の結果と達成度指標の状況を踏まえた評価を実施し、施策の今後の方向性を整理します。評価結果については、新規事業の立案や、事業間の優先順位づけ等に活用します。

また、評価の妥当性・客観性を確保するため、外部の視点からの評価を実施します。

▼ 事務事業評価(実施計画)

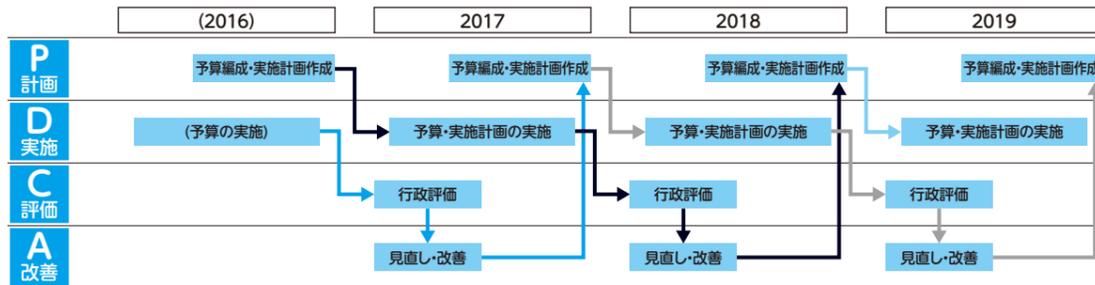
実施計画掲載事業を対象として、前年度実施した事務事業について、活動指標や必要性・効率性、施策への寄与度を検証し、施策に対する手段である事務事業を評価します。

一般的に行政評価とは、「政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの」(※)とされており、清須市においては、事後評価を基本とします。
※「地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果」(平成26年3月25日付け総務省報道資料)より

(3) マネジメントサイクル

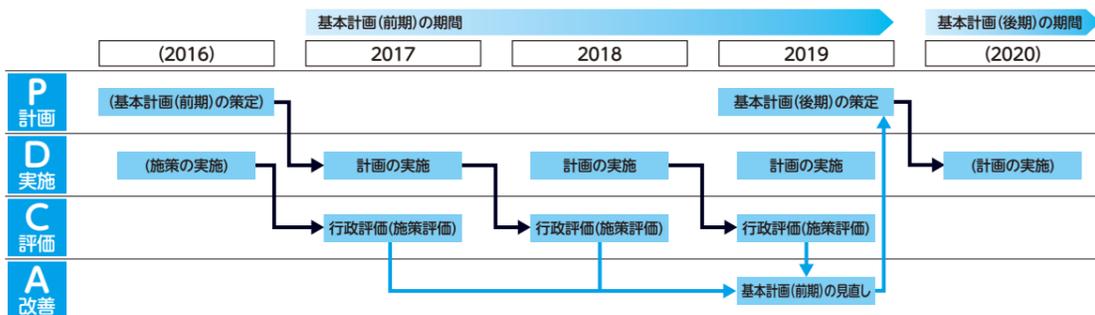
▼ 事務事業単位

実施計画をベースとして、第2次総合計画の進捗管理と予算編成作業との連動を図るとともに、行政評価を活用して、事務事業単位の見直し・改善に係るPDCAサイクルを構築します。



▼ 計画全体

毎年度の施策評価の結果の蓄積を活かして、計画全体(基本計画)の見直しを実施します。



清須市第2次総合計画

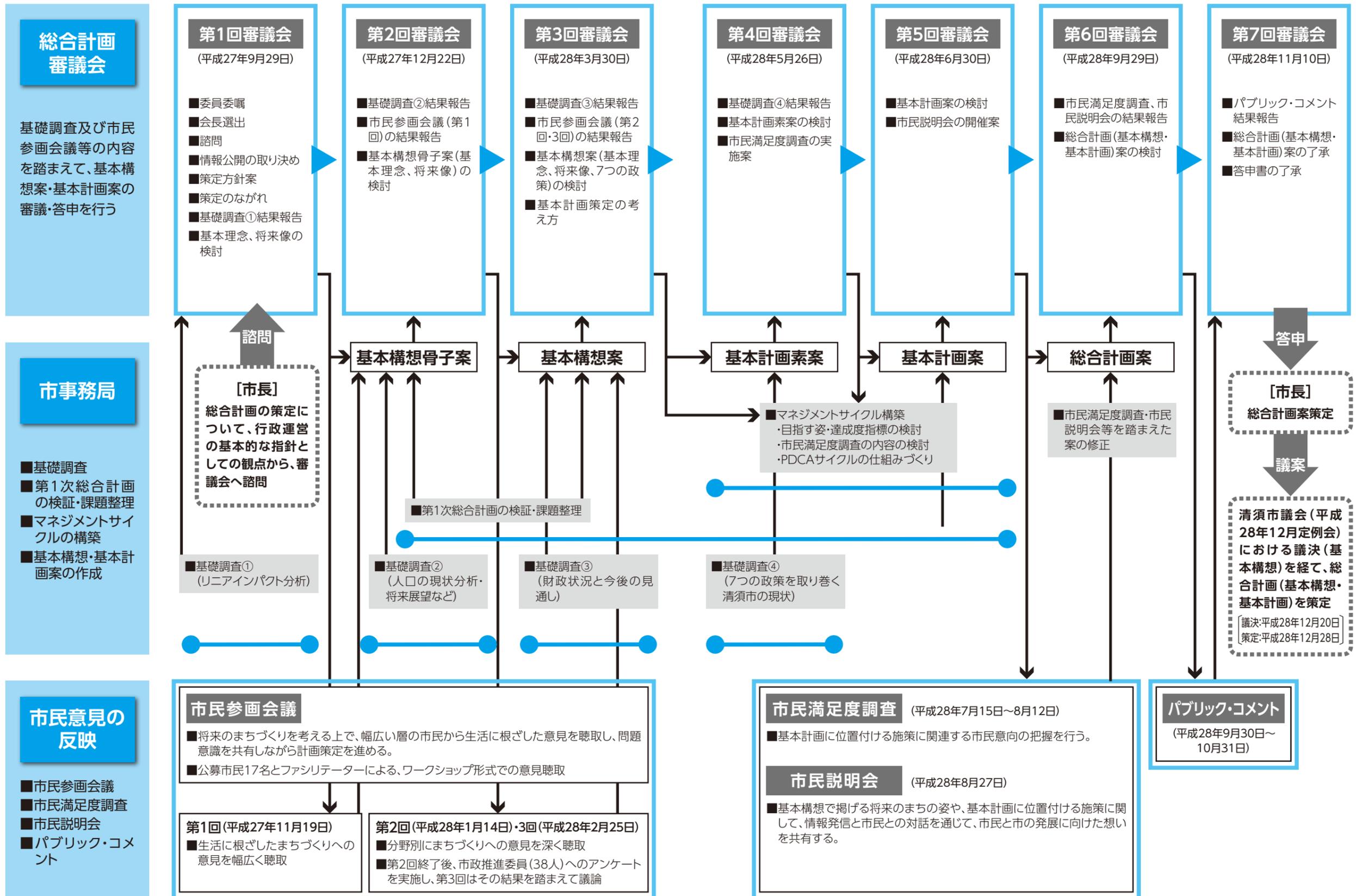
資料

1. 清須市第2次総合計画の策定のながれ— 146
2. 清須市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例— 148
3. 清須市総合計画審議会設置条例 — 148
4. 清須市総合計画審議会委員名簿 — 150
5. 清須市総合計画審議会開催状況 — 151
6. 清須市第2次総合計画の策定について(諮問) — 155
7. 市民参画会議の開催概要 — 156
8. 市民満足度調査の結果概要 — 158
9. 清須市第2次総合計画市民説明会の開催概要 — 187
10. パブリック・コメントの結果概要 — 192
11. 清須市第2次総合計画の策定について(答申) — 198



清須市本庁舎増築・改修工事 絵画コンテスト
テーマ「あなたが思い描く清須市」 中学生の部・佳作

1. 清須市第2次総合計画の策定のながれ



2. 清須市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例 (平成23年12月27日条例第25号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 清須市総合計画審議会設置条例 (平成17年9月30日条例第156号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、清須市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市内の公共的団体の役員又は職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(参与)

第7条 審議会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、国又は県の行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 参与は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月29日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則(平成20年3月28日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

4. 清須市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	職名	氏名	ふりがな	備考
1号	教育委員会 委員長	福田 一子	ふくだかずこ	
2号	農業委員会 会長	浅井 尊弘	あさいたかひろ	
3号	体育協会 会長	伊東 隆夫	いとうたかお	
	社会福祉協議会 会長	小川 禎一	おがわていいち	
	観光協会 会長	加藤 康夫	かとうやすお	
	商工会 会長	堀田 忠彦	ほったただひこ	
	女性の会 会長	堀尾 育子	ほりおいくこ	
	寿会連合会 会長	渡邊 英明	わたなべひであき	第1回～第3回
		富田 義信	とみだよしのぶ	第4回～第7回
手をつなぐ親の会 会長	渡辺 玲子	わたなべれいこ		
4号	愛知大学地域政策学部教授	野田 遊	のだゆう	会長
	パブリック・ハーツ株式会社代表取締役	水谷 香織	みずたにかおり	副会長
5号	災害ボランティアコーディネーター連絡会会長	天野 金明	あまのかねあき	
	都市計画審議会職務代理者	小川 興児	おがわこうじ	
	消防団消防団長	齋藤 雅美	さいとうまさみ	
	子ども・子育て審議会副会長	高村 恵子	たかむらけいこ	
	平成27年成人式実行委員会委員長	福西 未来	ふくにしみらい	
	地域公共交通会議会長	前田 繁一	まえだしげいち	
	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員	山田 功	やまだいさお	
	行政改革推進委員会委員	山田 康博	やまだやすひろ	
	市民参画会議代表	堀田 俊雅	ほったとしまさ	第2回から参加

※職名は委嘱時点の役職等で整理している。

5. 清須市総合計画審議会開催状況

第1回審議会 (平成27年9月29日(火)午前9時30分～ 本庁舎3階大会議室)

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 会長あいさつ
- 6 諮問
- 7 副会長選任
- 8 清須市総合計画審議会の公開等(案)について
- 9 議事
 - (1) 清須市第2次総合計画の策定方針(案)について
 - (2) 清須市第2次総合計画の策定のながれについて
 - (3) 清須市の基本理念、将来像の検討について
- 10 閉会

[会議資料]

- 資料1 清須市総合計画審議会設置条例・清須市総合計画審議会の公開等(案)
- 資料2 清須市第2次総合計画の策定方針(案)
- 資料3 清須市第2次総合計画の策定のながれ
- 資料4 清須市第1次総合計画の計画期間における取り組み
- 資料5 基礎調査報告(リニア・インパクトの分析)

第2回審議会 (平成27年12月22日(火)午後1時30分～ 本庁舎3階大会議室)

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 清須市第2次総合計画 基本構想(骨子案)について
 - (2) 清須市第2次総合計画 基本構想における政策の指針について
- 4 閉会

[会議資料]

- 資料1 清須市第2次総合計画の策定のながれ
- 資料2 清須市第2次総合計画 基本構想(骨子案)
- 資料3 第1回総合計画審議会における主な意見等
- 資料4 第1回市民参画会議の結果報告
- 資料5 基礎調査報告(リニア・インパクトの分析)

- 資料6 清須市人口ビジョン(素案)概要・清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案)概要
- 資料7 清須市第2次総合計画 基本構想における政策の指針について
- 資料8 清須市第1次総合計画[改訂版]施策項目の検証

第3回審議会 (平成28年3月30日(水)午後1時30分～ 本庁舎3階大会議室)

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 清須市第2次総合計画 基本構想(案)・政策体系(案)について
 - (2) 清須市第2次総合計画 基本計画策定の考え方について
- 4 閉会

[会議資料]

- 資料1 清須市第2次総合計画の策定のながれ
- 資料2 清須市第2次総合計画 基本構想(案)
- 資料3 清須市第2次総合計画の政策体系(案)
- 資料4 第2回総合計画審議会における主な意見等
- 資料5 第2回市民参画会議の結果報告
- 資料6 第3回市民参画会議の結果報告
- 資料7 清須市第2次総合計画策定に係る市政推進委員アンケート調査結果
- 資料8 基礎調査報告(清須市の財政状況と今後の見通し)
- 資料9 清須市人口ビジョン概要
- 資料10 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略概要
- 資料11 清須市第2次総合計画 基本計画策定の考え方
- 資料12 清須市第2次総合計画 基本計画(施策単位)のレイアウトについて

第4回審議会 (平成28年5月26日(木)午後1時30分～ 本庁舎3階大会議室)

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 清須市第2次総合計画 基本構想(案)について
 - (2) 清須市第2次総合計画 基本計画(素案)について
- 4 閉会

[会議資料]

- 資料1 清須市第2次総合計画の策定のながれ
- 資料2 第3回総合計画審議会における主な意見等
- 資料3 清須市第2次総合計画 基本構想(案)
- 資料4-1 清須市第2次総合計画 基本計画(素案)
- 資料4-2 別紙(37の施策)
- 資料5 施策の「目指す姿」及び「達成度指標」一覧
- 資料6 「市民満足度調査」の実施について

第5回審議会 (平成28年6月30日(木)午後1時30分～ 清洲総合福祉センター2階第1会議室)

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 清須市第2次総合計画 基本計画(案)について
- 4 閉会

[会議資料]

- 資料1 清須市第2次総合計画の策定のながれ
- 資料2 第4回総合計画審議会における主な意見等
- 資料3 清須市第2次総合計画 基本計画(案)
- 資料4 第4回総合計画審議会での意見等を踏まえた基本計画の修正(案)について
- 資料5 施策の「目指す姿」及び「達成度指標」一覧
- 資料6 市民説明会の開催について

第6回審議会 (平成28年9月29日(木)午後1時30分～ 本庁舎3階大会議室)

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 清須市第2次総合計画(案)について
- 4 閉会

[会議資料]

- 資料1 清須市第2次総合計画の策定のながれ
- 資料2 第5回総合計画審議会における主な意見等

- 資料3 第5回(平成28年度)市民満足度調査報告書(中間まとめ)
- 資料4 清須市第2次総合計画市民説明会の開催報告
- 資料5 清須市第2次総合計画 序論(案)
- 資料6 清須市第2次総合計画 基本構想(案)
- 資料7 清須市第2次総合計画 基本計画(案)
- 資料8 清須市第2次総合計画(案)の概要
- 資料9 第5回総合計画審議会での意見等を踏まえた主な修正点
- 資料10 パブリック・コメントの実施について
- 資料11 清須市第2次総合計画 実施計画のイメージ

第7回審議会(平成28年11月10日(木)午前9時30分～ 本庁舎3階大会議室)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 清須市第2次総合計画(案)について
 - (2) 清須市第2次総合計画の策定に関する答申(案)について
- 3 答申
- 4 清須市第2次総合計画の推進に向けて
- 5 市長あいさつ
- 6 閉会

[会議資料]

- 資料1 清須市第2次総合計画の策定のながれ
- 資料2 第6回総合計画審議会における主な意見等
- 資料3 清須市第2次総合計画(案)に係るパブリック・コメントの実施結果
- 資料4 第6回総合計画審議会での意見等を踏まえた主な修正点
- 資料5 清須市第2次総合計画 序論(案)
- 資料6 清須市第2次総合計画 基本構想(案)
- 資料7 清須市第2次総合計画 基本計画(案)
- 資料8 清須市第2次総合計画の策定に関する答申(案)

6. 清須市第2次総合計画の策定について(諮問)

27清須企第112号
平成27年9月29日

清須市総合計画審議会
会長 野田遊様

清須市長 加藤静治

清須市第2次総合計画の策定について(諮問)

清須市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画の策定について、行政運営の基本的な指針として、長期的な視点に立ち、本市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定める観点から、清須市総合計画審議会設置条例(平成17年清須市条例第156号)第2条の規定に基づき、調査審議を求める。

7. 市民参画会議の開催概要

I 市民参画会議委員名簿(公募市民)

(敬称略・順不同)

氏名	ふりがな	氏名	ふりがな
堀田 俊雅	ほったとしまさ	渡辺 美里	わたなべみさと
小島 竹雄	こじまたけお	岡山 和弘	おかやまかずひろ
横井 秀則	よこいひでのり	串 尚樹	くしなおき
福井 直樹	ふくいなおき	山田 美幸	やまだみゆき
花井 富士郎	はないふじお	山田 美紀子	やまだみきこ
安藤 秀夫	あんどうひでお	法月 由紀子	のりづきゆきこ
水谷 義和	みずたによしかず	園田 幸子	そのださちこ
入山 八三郎	いりやまはちさぶろう	鳥谷 裕輔	とりたにゆうすけ
濱田 法子	はまだのりこ		

※ファシリテーター:パブリック・ハーツ株式会社 3名

II 各回の開催状況

第1回市民参画会議 (平成27年11月19日(木)午後6時30分～ 本庁舎3階大会議室)

テーマ「10年後の清須市はどんなまち？」

- 開会 (挨拶・ウォーミングアップ・情報提供)
- グループ討議
 - 年齢、性別のバランスを考慮して「き」「よ」「す」の3つのグループを作り、各グループに分かれて討議を進行。自己紹介後、各参加者が色の異なる付箋に次の3種類の意見を記入。
 - 今の清須市について気になっていること
 - 成り行き10年後の清須市はこうなっていそう
 - 理想的な10年後の清須市はこうなっている
 - その後、それぞれの付箋を紹介しあい、各グループのファシリテーターが整理しながら意見交換を実施。
 - 最後に、「私たちが一番大切にしたいこと」を取りまとめ。
- 全体共有
 - 全員が輪になって座り、各グループの代表が、付箋が貼られた模造紙を見せながら出た意見を発表し、それを受けて、全体での討議を実施。

第2回市民参画会議 (平成28年1月14日(木)午後6時30分～ 本庁舎3階大会議室)

テーマ「テーマ(分野)ごとに、これからのまちづくりを考えよう」

- 開会 (挨拶・ウォーミングアップ・情報提供)
- グループ討議
 - 年齢、性別のバランスを考慮して「き」「よ」「す」の3つのグループを作り、各グループに分かれて討議を進行。自己紹介後、配付資料に即して、まちづくりに関する6つのテーマ(分野)ごとに、各参加者が具体的なまちづくりの取り組みに関する意見を付箋に記入。
 - その後、それぞれの付箋を紹介しあい、各グループのファシリテーターが整理しながら意見交換を実施。
 - 最後に、テーマ(分野)ごとに、まちづくりの方向性を示す「キャッチフレーズ」を提案
- 全体共有
 - 全員が輪になって座り、各グループの代表が、付箋が貼られた模造紙を見せながら出た意見を発表し、それを受けて、全体での討議を実施。また、「シール投票」を行い、一人ひとりが、模造紙の上の賛同する意見のところへシールを貼付。

第3回市民参画会議 (平成28年2月25日(木)午後6時30分～ 新川ふれあい防災センター2階集会室I)

テーマ「これからの清須市について語り尽くそう!!」

- 開会 (挨拶・ウォーミングアップ・情報提供)
 - 市政推進委員へのアンケート(※)結果を紹介。
- グループ討議
 - 年齢、性別のバランスを考慮して「き」「よ」「す」の3つのグループを作り、各グループに分かれて討議を進行。自己紹介後、各参加者が「総合計画の実施に際して必ず反映して欲しいこと、重要視すること」に関する意見を付箋に記入。
 - その後、それぞれの付箋を紹介しあい、各グループのファシリテーターが整理しながら意見交換を実施。
- 全体共有
 - 全員が輪になって座り、各グループの代表が、付箋が貼られた模造紙を見せながら出た意見を発表し、それを受けて、全体での討議を実施。また、最後に一人ずつ全3回の感想を発表。

※清須市第2次総合計画策定に係る市政推進委員アンケート

今後のまちづくりを考える上で、地域の実情に精通した市政推進委員の皆様の意見を聴取し、問題意識を共有しながら計画策定を進めることを目的として、市政推進委員38名の方に調査票を郵送して、平成28年1月22日から2月3日までを調査期間として実施。

8. 市民満足度調査の結果概要

I 調査概要

1. 調査の背景と目的

清須市が取り組む施策に対して、市民の皆様が現在どの程度満足と感じているか、そして今後どれくらい重要と感じているかを統計的に整理することにより、今後のまちづくりに活かしていくことを目的に実施するものである。

2. 調査の方法

本調査は、以下の仕様・方法により実施した。

●調査地域	清須市全域
●調査対象	市内に居住する満20歳以上の個人(平成28年6月1日現在)
●発送数	3,000人
●抽出方法	住民基本台帳による単純無作為抽出法
●調査方法	郵送調査票法(郵送配布・郵送回収)
●調査期間	平成28年7月15日から8月12日

3. 調査項目

本調査では、以下の項目に関して調査を行った。

(1) 回答者の属性

性別、年齢、居住地域、職業、家族構成、居住年数

(2) 市の施策に関する満足度・重要度

「清須市第2次総合計画(案)」に位置付ける予定の施策(37項目。159ページ参照)に関する「現状の満足度」と「今後の重要度」を5段階で評価。

現状の満足度

満足/やや満足/どちらとも言えない/やや不満/不満

今後の重要度

重要/やや重要/どちらとも言えない/あまり重要ではない/重要ではない

(3) 市の施策に関連する市民の生活実感・行動実態・認知度等

「清須市第2次総合計画(案)」において、施策の達成度指標として設定する予定の市民の生活実感・行動実態・認知度等を調査。

■政策と施策(37項目)

政策※1	施策※1	(参考)第1次総合計画[改訂版]における対応施策※2
1 安全で安心に暮らせるまちをつくる	1 治水対策の推進	河川・排水対策の充実
	2 防災・減災対策の推進	防災対策の充実
	3 防犯・交通安全対策の推進	防犯・交通安全対策の充実
	4 消防・救急医療体制の充実	消防・救急体制の充実
2 子育てのしやすいまちをつくる	5 母子保健の充実	-
	6 子育て支援の充実	少子化対策・児童福祉・母子(父子)福祉の充実
	7 学校教育の充実	学校教育の充実
	8 ひとり親家庭への支援の充実	-
	9 青少年健全育成の推進	青少年の健全育成
3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる	10 健康づくりの推進	医療体制・健康づくり環境の充実
	11 地域福祉の充実	地域福祉の充実
	12 高齢者福祉の充実	高齢者福祉の充実
	13 障害者(児)福祉の充実	障害者(児)福祉の充実
	14 医療保険・年金制度の適正運営	社会保障の機能強化
	15 生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施	-
4 便利で快適に暮らせるまちをつくる	16 市街地整備の推進	市街地整備の推進
	17 道路・橋梁の整備・適正管理の推進	道路・橋りょうの充実
	18 上水道の安定供給・下水道の充実	上水道・下水道の充実
	19 水辺空間と緑地の充実	公園・緑地の充実
	20 公共交通の充実	公共交通の充実
	21 ごみの減量化と資源化の推進	ごみ処理体制の充実
	22 環境保全の推進	環境保全・資源循環型まちづくりの推進
	23 斎苑施設の整備	斎苑施設の整備推進
5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる	24 観光の振興	観光の振興
	25 商業・工業の振興	商業・工業の振興
	26 都市近郊農業の振興	都市近郊農業の振興
	27 消費生活の擁護	消費者利益の擁護・増進
6 豊かなことからだをはぐくむまちをつくる	28 生涯学習の充実	生涯学習の充実
	29 文化・芸術活動の振興	文化・芸術活動の振興
	30 文化財保護の推進	文化財保護の推進
	31 スポーツ・レクリエーション活動の振興	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	32 国際交流の振興	地域間・国際交流の振興
	33 男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の推進
7 つながり大切に大にするまちをつくる	34 市民参加・市民協働の推進	市民参加の推進
	35 広報・広聴活動の充実	-
	36 自治・コミュニティ活動の振興	自治・コミュニティ活動の振興
	37 市民ニーズに応える行政運営の推進	行政運営の合理化

※1 第2次総合計画(案)の政策体系における政策と施策。

※2 第1次総合計画[改訂版]の施策のうち、第2次総合計画(案)に対応する施策がない場合は「-」と表示している。

■設問内容

あなたの市の施策に対する満足度・重要度についてお尋ねします。

問10 以下の37の施策の「目指す姿」と「具体的な取り組み」をお読みいただき、各施策の「現状の満足度」と「今後の重要度」について、あなたのお考えに最も近いものをそれぞれ1つずつ選び、回答用紙の番号を○で囲んでください。

また、お答えいただいた理由や施策に関する要望等がありましたら、どのようなことでも構いませんので、回答用紙の回答理由欄にご記入ください。

《回答用紙の記入例》

各施策の回答欄で、「現状の満足度」「今後の重要度」のそれぞれに1つ○印

施策	現状の満足度					今後の重要度				
	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要ではない	重要ではない
1 治水対策	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2 防災・減災対策	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3 防犯・交通安全対策	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4 消防・救急医療体制	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

【上記施策に対する回答理由欄】 満足度等の具体的な理由や、施策への要望がありましたらご記入下さい。

施策番号
3 防犯・交通安全対策については、...

回答理由・要望があれば、該当する施策の番号とともに記入

○過去(第1~4回)の調査内容

◆調査実施時期

過去の調査の実施時期は以下のとおりである。

- ・第1回：平成20年11月
- ・第2回：平成22年6~7月
- ・第3回：平成24年6~7月
- ・第4回：平成26年7月

◆調査項目

調査項目は経年での満足度・重要度の変化を捉えるため、同じ項目としているが、平成23年度の第1次総合計画の改訂を踏まえ、第3回より、1項目の追加と施策分野の変更を行っている。

第5回は、第2次総合計画を策定中に調査を行うため、新たな政策・施策の枠組みに沿った項目の見直しを行っている。

◆調査対象(発送数)

調査票の発送数は、第1回調査は4,000人であったが、平成21年10月の春日町との合併を踏まえ、第2回~4回は4,500人に増加し発送を行った。第5回調査は、3,000人を対象として発送を行った。

○百分率について

比率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。

4. 発送・回収状況

アンケートの性別・年齢別発送・回収状況は以下のとおりである。全体の回収率は、第1回から前回と比較し、上昇している。

回収率は男性よりも女性の方が高く、これは過去の調査と同様である。また、年齢別には総じて年齢が低くなるにつれて回収率も低下しており、20歳代の回収率が最も低い。これも、過去の調査と同様である。

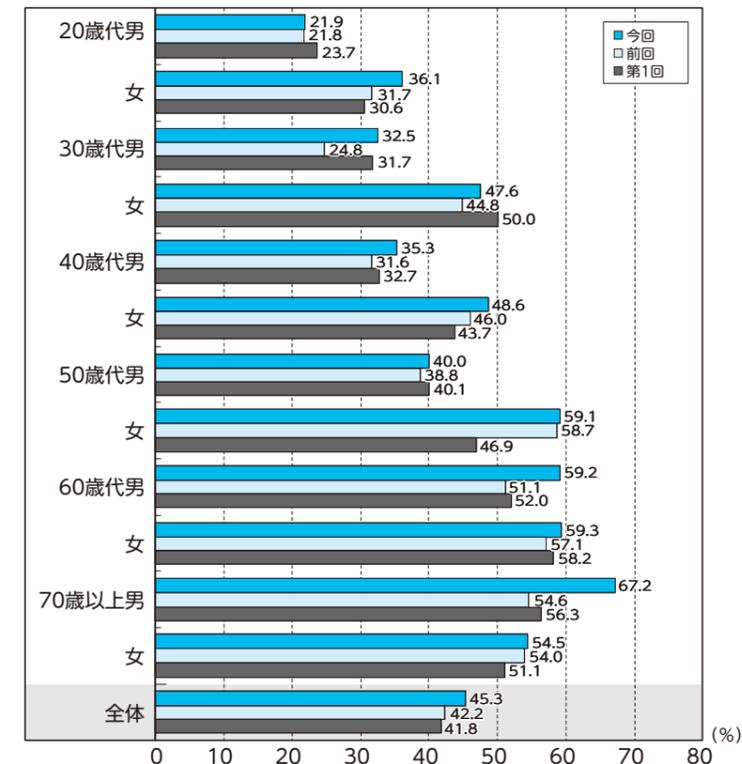
また、前回と比較して、いずれの年代、性別の回収率も上昇している。

【性別・年齢別発送・回収状況】

年代	今回			前回			第1回		
	発送数	回収数	回収率	発送数	回収数	回収率	発送数	回収数	回収率
20歳代 男	297	65	21.9%	476	104	21.8%	465	110	23.7%
20歳代 女	285	103	36.1%	479	152	31.7%	500	153	30.6%
30歳代 男	295	96	32.5%	391	97	24.8%	357	113	31.7%
30歳代 女	271	129	47.6%	395	177	44.8%	386	193	50.0%
40歳代 男	306	108	35.3%	373	118	31.6%	257	84	32.7%
40歳代 女	276	134	48.6%	378	174	46.0%	279	122	43.7%
50歳代 男	210	84	40.0%	273	106	38.8%	309	124	40.1%
50歳代 女	198	117	59.1%	276	162	58.7%	335	157	46.9%
60歳代 男	191	113	59.2%	325	166	51.1%	273	142	52.0%
60歳代 女	194	115	59.3%	331	189	57.1%	294	171	58.2%
70歳以上 男	198	133	67.2%	399	218	54.6%	263	148	56.3%
70歳以上 女	279	152	54.5%	404	218	54.0%	282	144	51.1%
属性不明		4			13			11	
合計	3,000	1,353	45.3%	4,500	1,894	42.2%	4,000	1,672	41.8%

※今回の回収率(45.3%)は、転居先不明等により調査票が返送された11人を除いて算出した。

【性別・年齢別回収率】



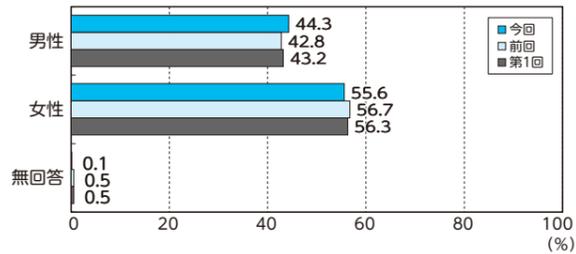
II 調査結果

1. 回答者の属性

(1) 性別

回答者は女性が多く、55.6%を占めている。これは、過去の調査と同様である。

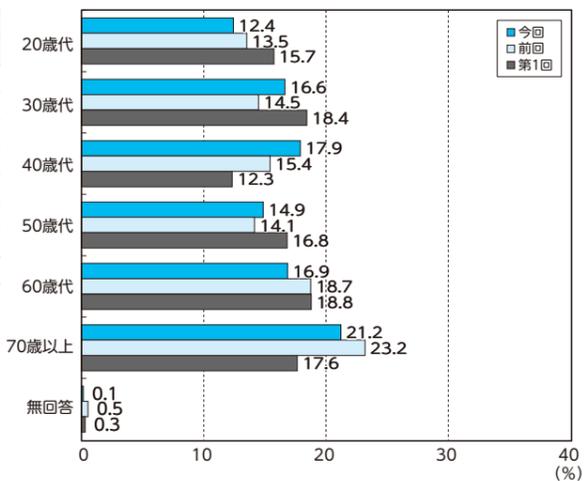
区分	構成比(%)		
	今回	前回	第1回
男性	44.3	42.8	43.2
女性	55.6	56.7	56.3
無回答	0.1	0.5	0.5
計	100.0	100.0	100.0



(2) 年齢

回答者は、60歳以上の高齢の方が多く、これは、過去の調査と同様である。また、30歳代、40歳代、50歳代が占める割合は、前回よりもやや増加している。

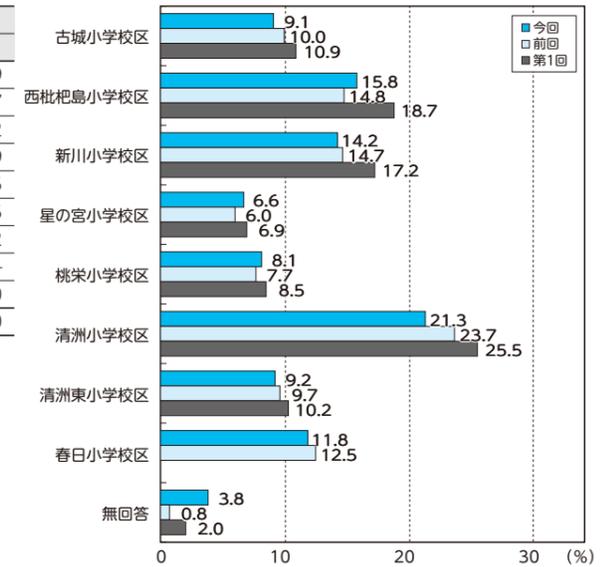
区分	構成比(%)		
	今回	前回	第1回
20歳代	12.4	13.5	15.7
30歳代	16.6	14.5	18.4
40歳代	17.9	15.4	12.3
50歳代	14.9	14.1	16.8
60歳代	16.9	18.7	18.8
70歳以上	21.2	23.2	17.6
無回答	0.1	0.5	0.3
計	100.0	100.0	100.0



(3) 居住地域

回答者の居住地域は、概ね学区内の人口に応じた、回答者数の割合となっている。

区分	構成比(%)		
	今回	前回	第1回
古城小学校区	9.1	10.0	10.9
西枇杷島小学校区	15.8	14.8	18.7
新川小学校区	14.2	14.7	17.2
星の宮小学校区	6.6	6.0	6.9
桃栄小学校区	8.1	7.7	8.5
清洲小学校区	21.3	23.7	25.5
春日小学校区	11.8	12.5	—
無回答	3.8	0.8	2.0
計	100.0	100.0	100.0

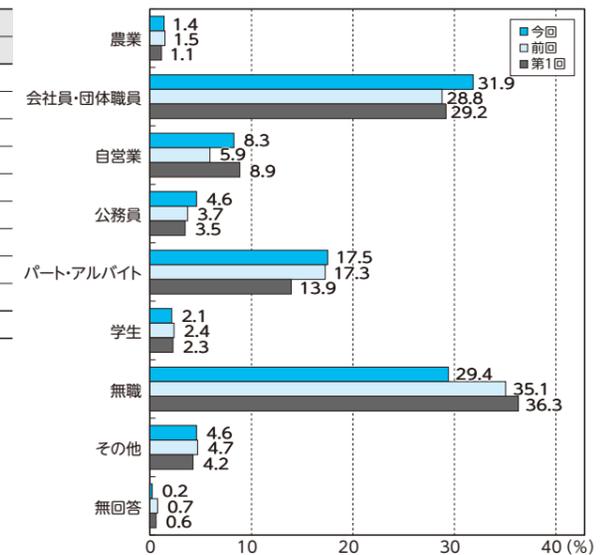


(4) 職業

回答者の職業は、会社員・団体職員の割合が最も高く、次いで無職となっている。両区分の割合が高いのは、過去の調査と同様である。

また、前回と比較して、会社員・団体職員の割合は3.1%、自営業の割合は2.4%、公務員の割合は0.9%、パート・アルバイトの割合は0.2%増加している。また、無職の割合は5.7%、学生の割合は0.3%、農業の割合は、0.1%減少している。

区分	構成比(%)		
	今回	前回	第1回
農業	1.4	1.5	1.1
会社員・団体職員	31.9	28.8	29.2
自営業	8.3	5.9	8.9
公務員	4.6	3.7	3.5
パート・アルバイト	17.5	17.3	13.9
学生	2.1	2.4	2.3
無職	29.4	35.1	36.3
その他	4.6	4.7	4.2
無回答	0.2	0.7	0.6
計	100.0	100.0	100.0

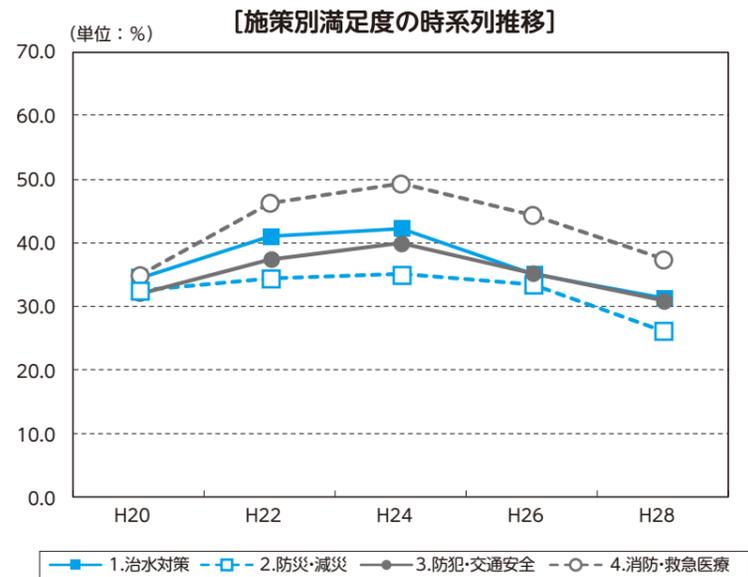


政策別にみた満足度の結果グラフ

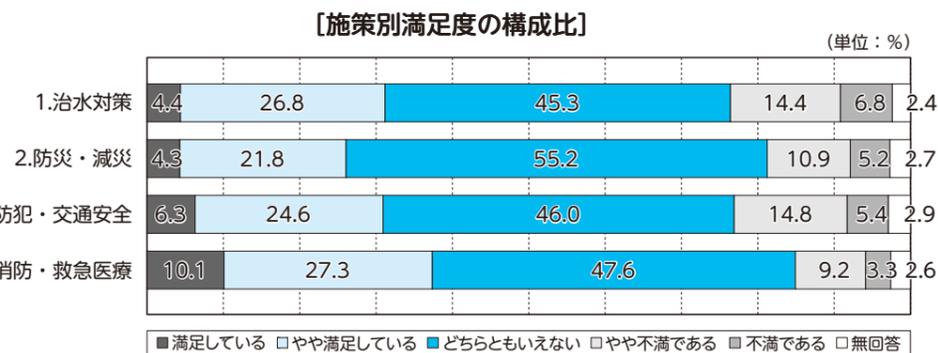
1 安全で安心して暮らせるまちをつくる(安全・安心)

今回の調査で「満足している」、「やや満足している」と回答した割合が最も高い施策は、「消防・救急医療体制の充実」で、37.4%となっており、次いで「治水対策の推進」(31.2%)、「防犯・交通安全対策の推進」(30.9%)がほぼ同程度の割合となっている。

前回との比較では、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合が、全ての施策において低下している。



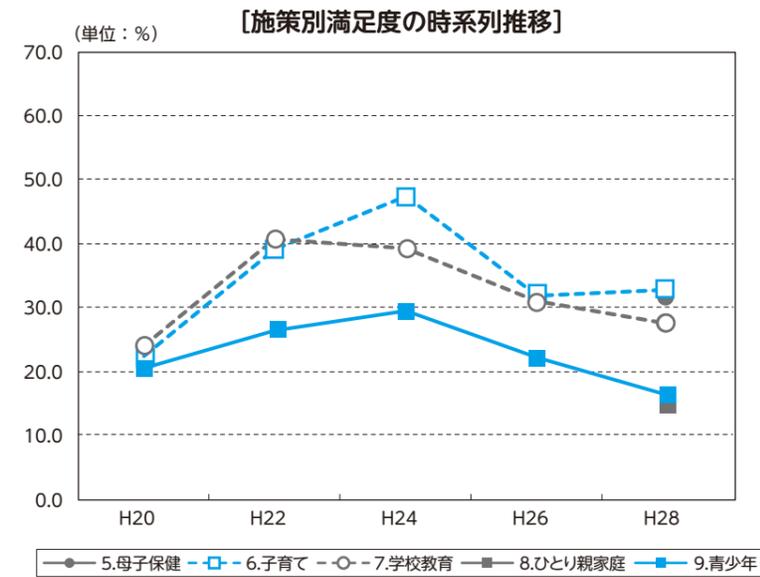
※「満足」と「やや満足」の割合の合計値で計算。



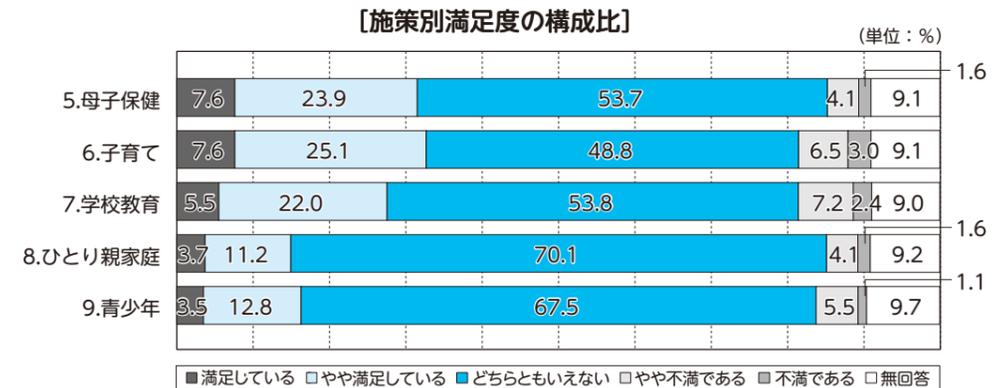
2 子育てのしやすいまちをつくる(子育て)

今回の調査で「満足している」、「やや満足している」と回答した割合が最も高い施策は、「子育て支援の充実」で、32.7%となっており、次いで「母子保健の充実」(31.5%)、「学校教育の充実」(27.5%)が続いている。「青少年健全育成の推進」(16.3%)、「ひとり親家庭への支援の充実」(14.9%)は、他の施策に比べて満足度が低い。

新規項目を除く前回との比較では、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合が、「子育て支援の充実」で上昇しているが、「学校教育の充実」、「青少年健全育成の推進」で低下している。



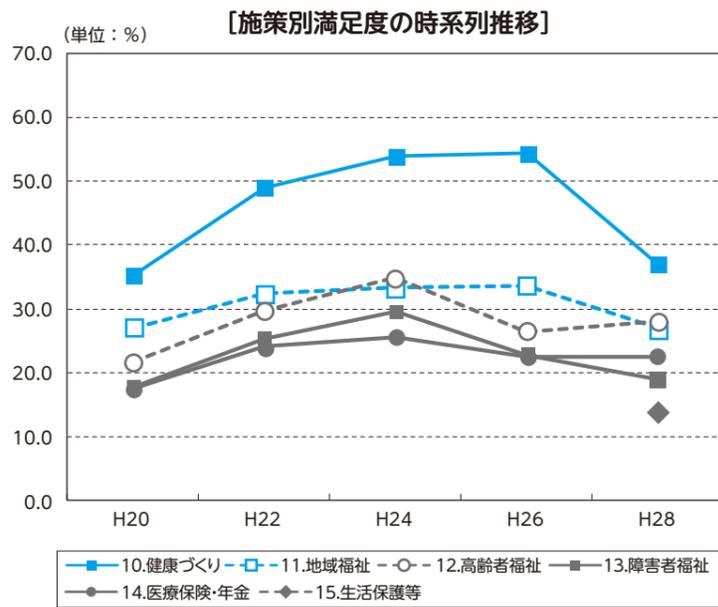
※「満足」と「やや満足」の割合の合計値で計算。



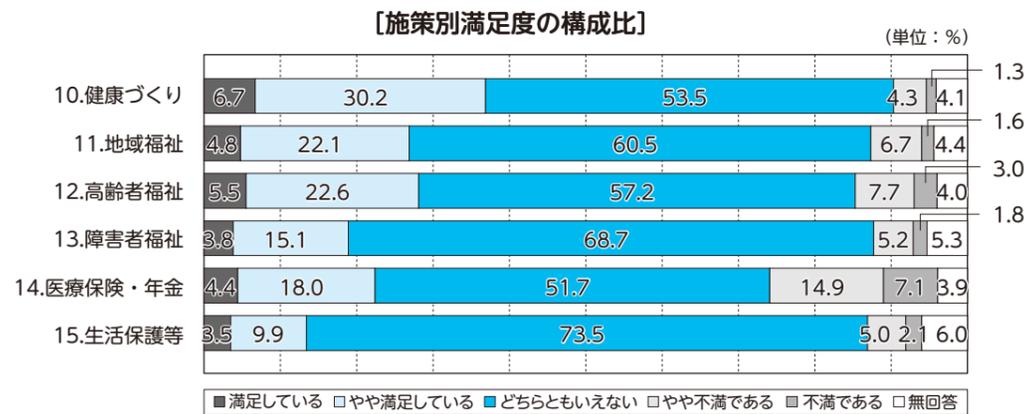
3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる(健やか)

今回の調査で「満足している」、「やや満足している」と回答した割合が最も高い施策は、「健康づくりの推進」で、36.9%となっており、次いで「高齢者福祉の充実」(28.1%)、「地域福祉の充実」(26.9%)がほぼ同程度の割合となっている。「生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施」(13.4%)は、他の施策に比べて満足度が低くなっている。また、「医療保険・年金制度の適正運営」は、「不満」、「やや不満」の割合が他の施策に比べて高い。

新規項目を除く前回との比較では、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合が、「高齢者福祉の充実」で上昇しているが、「健康づくりの推進」で大幅に低下しており、「地域福祉の充実」、「障害者(児)福祉の充実」「医療保険・年金制度の適正運営」でも低下している。



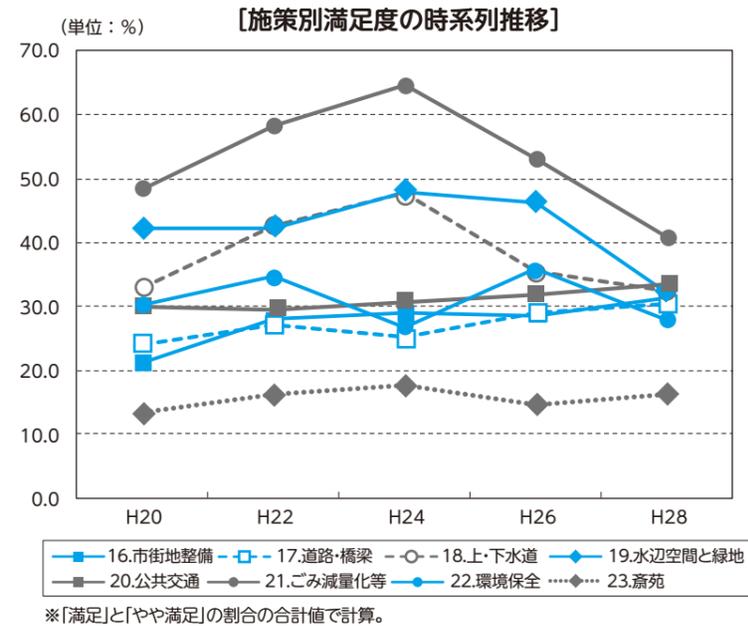
※「満足」と「やや満足」の割合の合計値で計算。



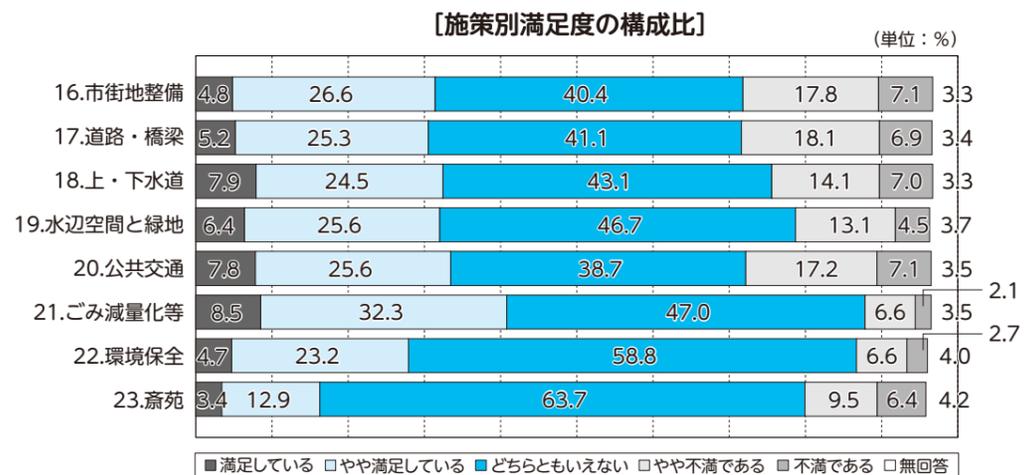
4 便利で快適に暮らせるまちをつくる(便利・快適)

今回の調査で「満足している」、「やや満足している」と回答した割合が最も高い施策は、「ごみの減量化と資源化の推進」で、40.8%となっている。一方、「斎苑施設の整備」(16.3%)は、他の施策に比べて満足度が低くなっている。その他の施策については、概ね30%前後で同程度の満足度となっている。

前回との比較では、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合が、「市街地整備の推進」、「道路・橋梁の整備・適正管理の推進」、「公共交通の充実」、「斎苑施設の整備」で上昇しているが、「水辺空間と緑地の充実」、「ごみの減量化と資源化の推進」で大幅に低下しており、「上水道の安定供給・下水道の充実」、「環境保全の推進」でも低下している。



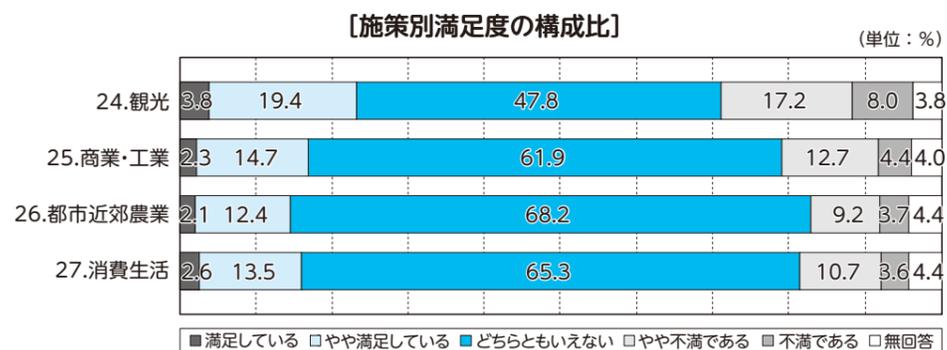
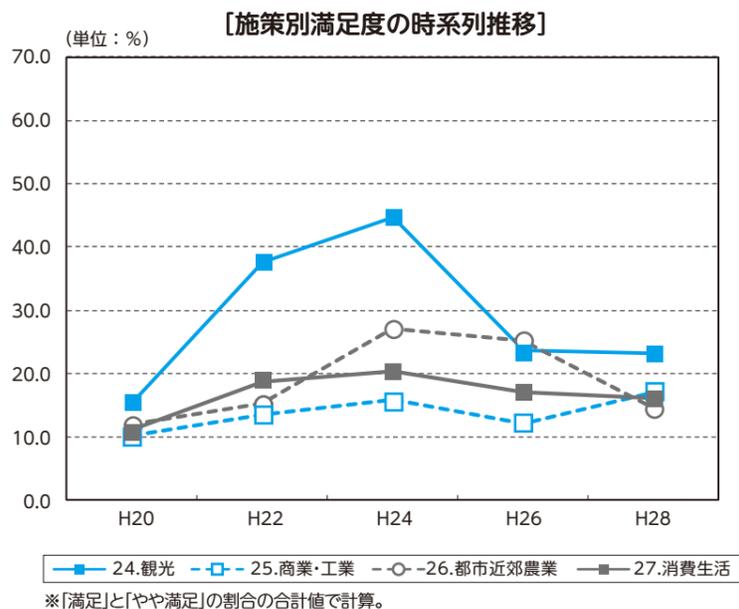
※「満足」と「やや満足」の割合の合計値で計算。



5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる(魅力・活力)

今回の調査で「満足している」、「やや満足している」と回答した割合が最も高い施策は、「観光の振興」で、23.2%となっている。「商業・工業の振興」(17.0%)、「消費生活の擁護」(16.1%)、「都市近郊農業の振興」(14.5%)については、ほぼ同程度の満足度となっている。

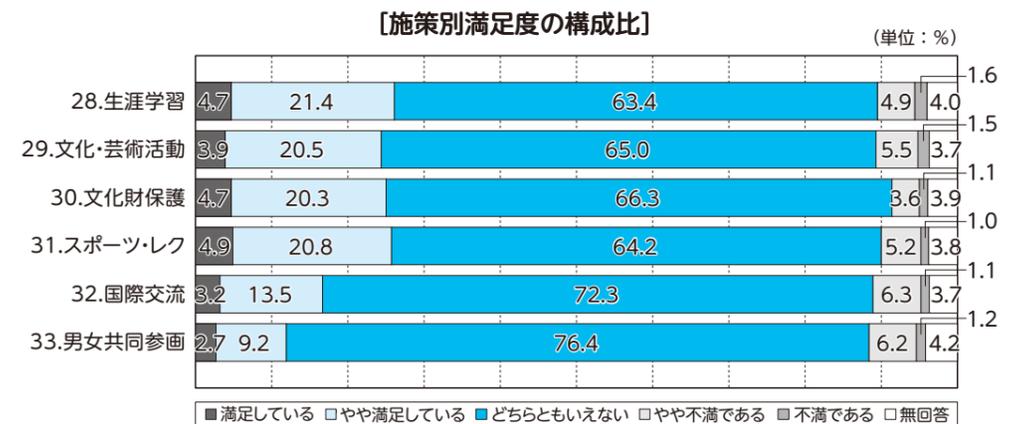
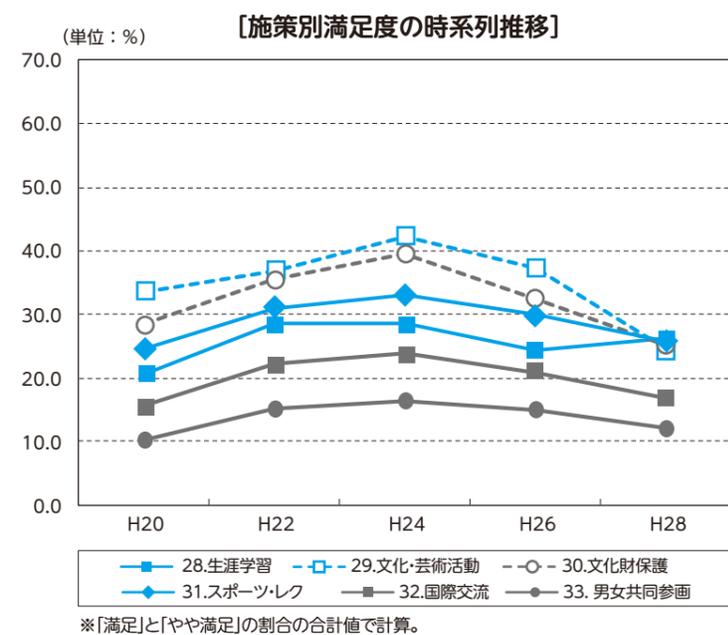
前回との比較では、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合が、「商業・工業の振興」で上昇しているが、「都市近郊農業の振興」で大幅に低下するなど、それ以外の施策においては低下している。



6 豊かなことろからだをはぐくむまちをつくる(豊かなことろからだ)

今回の調査で「満足している」、「やや満足している」と回答した割合が高い施策としては、「生涯学習の充実」(26.1%)、「スポーツ・レクリエーション活動の振興」(25.7%)、「文化財保護の推進」(25.0%)、「文化・芸術活動の振興」(24.4%)が、ほぼ同程度で並んでいる。

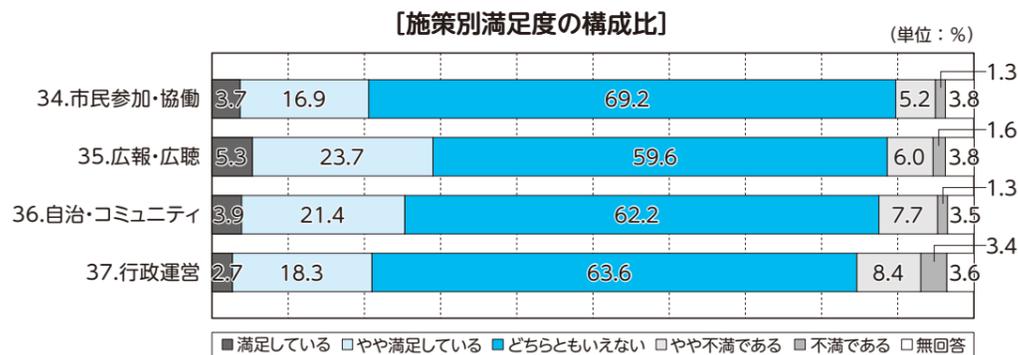
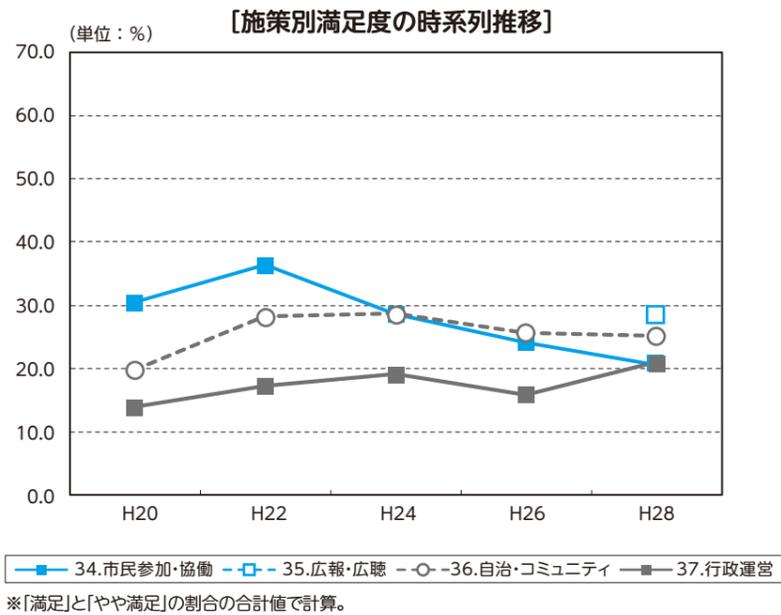
前回との比較では、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合が、「生涯学習の充実」で上昇しているが、「文化・芸術活動の振興」で大幅に低下するなど、それ以外の施策においては低下している。



7 つながりを大切にするまちをつくる(つながり)

今回の調査で「満足している」、「やや満足している」と回答した割合が最も高い施策は、「広報・広聴活動の充実」で、29.0%となっている。次いで、「自治・コミュニティ活動の振興」(25.3%)と続き、「市民ニーズに応える行政運営の推進」(21.0%)、「市民参加・市民協働の推進」(20.6%)については、ほぼ同程度の満足度となっている。

新規項目を除く前回との比較では、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合が、「市民ニーズに応える行政運営の推進」で上昇しているが、「市民参加・市民協働の推進」、「自治・コミュニティ活動の振興」で低下している。



②重要度

施策別の重要度の集計結果は以下のとおりである。

(単位:%)

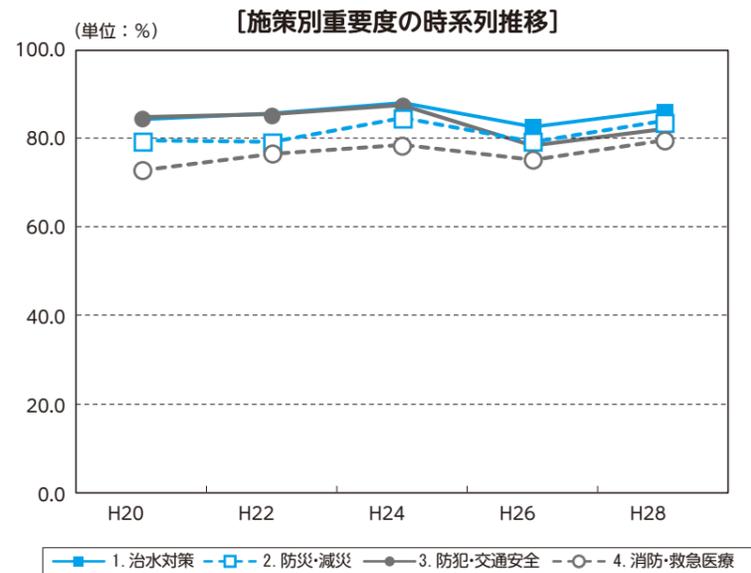
政策	施策	重要である					やや重要である					どちらともいえない					あまり重要ではない					重要ではない					無回答				
		今回	第4回	第3回	第2回	第1回	今回	第4回	第3回	第2回	第1回	今回	第4回	第3回	第2回	第1回	今回	第4回	第3回	第2回	第1回	今回	第4回	第3回	第2回	第1回	今回	第4回	第3回	第2回	第1回
1 安全安心	1 治水対策の推進	65.1	67.0	74.3	69.8	57.0	21.1	15.7	13.6	15.7	27.4	6.1	5.3	6.9	8.6	8.0	0.6	0.5	0.4	0.5	1.0	0.1	0.1	0.2	0.4	0.2	7.0	11.4	4.6	5.0	6.4
	2 防災・減災対策の推進	57.1	57.4	66.5	59.2	46.7	26.8	21.8	18.3	20.1	32.8	8.1	8.2	10.5	14.6	12.8	0.6	0.3	0.7	0.5	1.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	7.4	12.2	3.9	5.3	6.3
	3 防犯・交通安全対策の推進	52.7	54.5	64.1	65.6	53.3	29.4	23.9	23.3	19.8	31.4	9.3	8.7	8.0	8.7	8.4	0.9	0.6	0.4	0.3	0.6	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	7.5	12.2	4.0	5.4	6.0
	4 消防・救急医療体制の充実	50.9	51.1	56.7	56.4	39.5	28.7	24.1	22.0	20.2	33.3	12.1	11.7	15.8	15.8	19.6	0.6	0.4	0.6	0.3	0.7	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	7.6	12.7	4.6	7.1	6.6
2 子育て	5 母子保健の充実	38.7				29.7					20.1					0.6					0.0					10.9					
	6 子育て支援の充実	47.3	43.4	51.6	51.2	37.0	25.7	22.3	20.7	18.5	28.1	15.7	19.5	19.8	20.6	26.5	0.4	1.0	1.4	1.3	1.1	0.1	0.3	1.0	0.7	0.4	10.9	13.6	5.5	7.7	6.9
	7 学校教育の充実	47.0	38.3	57.3	53.0	25.7	25.1	23.4	20.7	22.2	28.4	16.4	22.5	16.7	18.2	36.8	0.3	1.1	0.4	0.6	1.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.7	11.2	14.5	4.7	5.7	7.2
	8 ひとり親家庭への支援の充実	32.9				28.4					25.3					1.3					0.5					11.6					
	9 青少年健全育成の推進	34.1	29.6	34.8	33.9	17.4	27.2	26.3	27.2	25.6	30.3	25.9	28.1	30.3	30.6	39.7	1.5	1.9	2.0	1.8	4.5	0.3	0.3	0.7	0.9	1.6	11.0	13.8	5.0	7.2	6.5
3 健やか	10 健康づくりの推進	32.2	38.6	51.5	51.7	31.6	36.6	30.4	26.6	24.6	35.4	22.0	16.3	17.8	17.8	25.0	1.2	1.1	0.4	0.7	1.1	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	7.6	13.4	3.5	5.0	6.5
	11 地域福祉の充実	29.8	26.3	39.1	37.7	19.3	35.6	28.1	24.3	24.6	31.8	25.5	29.0	30.6	29.5	37.5	1.3	2.0	1.6	1.2	3.4	0.1	0.6	0.5	0.6	1.3	7.7	14.1	3.9	6.4	6.7
	12 高齢者福祉の充実	41.8	42.3	50.6	52.5	36.0	31.0	24.6	23.9	20.4	31.5	18.6	18.8	20.9	20.1	25.0	0.9	0.9	0.7	0.6	1.2	0.6	0.2	0.2	0.4	0.6	7.0	13.1	3.8	6.0	5.7
	13 障害者(児)福祉の充実	34.0	35.2	43.8	42.6	29.5	32.7	25.7	24.0	20.1	28.9	24.2	24.4	26.1	28.5	33.6	1.0	0.9	0.8	0.6	1.2	0.4	0.2	0.3	0.5	0.6	7.8	13.6	5.0	7.7	6.2
	14 医療保険・年金制度の適正運営	48.7	34.4	39.3	42.0	36.5	26.6	25.7	22.8	20.6	29.3	17.1	24.5	31.6	29.5	26.9	0.8	1.4	1.4	1.2	0.7	0.2	0.6	0.8	0.6	0.5	6.5	13.4	4.1	6.2	6.0
	15 生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施	25.6				27.1					33.3					3.5					2.1					8.4					
	16 市街地整備の推進	29.3	32.4	36.8	34.5	28.3	39.2	29.2	30.3	28.3	34.0	21.4	21.5	24.6	26.4	26.3	2.7	2.0	2.7	2.6	3.8	0.3	0.8	1.0	1.5	1.6	7.2	14.1	4.6	6.6	6.1
4 便利快適	17 道路・橋梁の整備・適正管理の推進	33.1	30.9	44.9	46.6	24.4	38.5	33.4	31.0	28.3	37.1	19.5	20.4	17.7	17.4	29.3	1.8	1.1	1.1	1.5	2.5	0.2	0.3	0.1	0.4	0.8	6.9	13.9	5.2	5.8	5.9
	18 上下水道の安定供給・下水道の充実	35.0	41.0	58.5	58.4	40.6	34.7	28.5	23.2	21.4	34.0	22.4	16.1	13.8	13.4	17.5	1.3	1.9	0.8	0.7	1.7	0.1	0.5	0.2	0.2	0.5	6.5	12.1	3.5	5.9	5.8
	19 水辺空間と緑地の充実	20.0	26.2	34.2	34.2	22.0	35.7	35.4	36.6	34.7	43.4	32.2	21.3	22.1	21.3	25.1	3.9	2.3	2.6	2.7	2.7	0.8	0.3	0.5	0.9	1.0	7.4	14.5	4.1	6.1	5.9
	20 公共交通の充実	28.8	23.9	29.3	28.3	14.8	32.7	26.6	25.2	24.0	29.1	27.0	28.9	31.6	33.4	37.9	3.3	4.8	6.4	5.8	8.3	1.0	2.5	3.1	3.4	4.4	7.2	13.3	4.3	5.1	5.4
	21 ごみの減量化と資源化の推進	31.0	39.7	53.5	52.7	42.6	36.2	31.8	30.4	28.3	36.5	24.2	14.7	11.0	12.1	14.0	1.4	1.2	0.7	0.6	0.8	0.2	0.2	0.1	0.3	0.4	6.9	12.5	4.2	6.0	5.6
	22 環境保全の推進	26.2	23.6	33.4	37.1	21.6	34.7	32.5	29.8	32.8	41.1	30.1	26.5	29.0	21.7	27.5	1.5	1.8	2.1	1.3	2.3	0.3	0.6	0.5	0.6	0.7	7.2	15.0	5.2	6.5	6.8
	23 斎苑施設の整備	22.0	24.6	28.4	26.5	19.0	24.8	21.2	19.3	18.9	22.4	39.6	35.0	41.9	42.7	44.1	4.7	4.6	3.9	3.7	4.8	1.8	2.3	1.4	2.0	2.8	7.2	12.3	5.1	6.1	6.9
5 魅力活力	24 観光の振興	18.9	25.1	31.5	29.0	13.5	33.4	25.6	29.6	28.8	25.4	34.1	29.7	29.4	31.1	45.5	4.8	4.0	3.4	4.0	5.9	1.9	1.8	0.9	1.8	3.1	6.8	13.8	5.3	5.3	6.6
	25 商業・工業の振興	19.6	26.1	28.5	29.0	20.2	34.6	28.3	26.9	24.8	33.1	36.0	28.6	36.8	35.7	36.1	2.1	2.5	1.8	2.5	2.8	1.0	0.7	0.4	1.1	1.4	6.7	13.8	5.5	6.9	6.4
	26 都市近郊農業の振興	15.5	21.9	25.7	23.7	17.4	29.0	24.6	26.2	22.2	29.1	43.7	34.3	37.8	42.0	42.6	3.7	2.5	3.5	2.9	2.9	1.1	1.2	1.0	1.7	1.4	6.9	15.5	5.7	7.6	6.7
	27 消費生活の擁護	19.1	18.5	30.8	28.9	12.5	30.0	25.8	23.6	25.1	24.7	40.3	38.2	37.1	35.8	50.1	2.8	2.8	3.1	2.3	3.7	0.7	0.8	0.5	0.7	1.6	7.1	13.9	4.9	7.4	7.4
	28 生涯学習の充実	14.1	18.4	23.8	23.1	10.4	34.3	26.2	27.9	26.9	27.6	41.1	37.5	37.9	38.3	49.6	3.0	2.5	3.9	4.1	4.4	1.0	1.1	1.1	1.3	1.3	6.6	14.4	5.4	6.2	6.6
29 文化・芸術活動の振興	12.3	18.6	26.9	25.3	11.1	28.9	28.8	30.3	28.1	29.7	47.1	33.4	33.0	35.3	45.0	4.1	3.2	3.8	4.5	5.8	1.2	1.5	1.1	1.3	2.5	6.5	14.4	4.9	5.5	5.9	
30 文化財保護の推進	15.4	23.0	29.0	29.3	15.9	32.5	25.7	30.5	26.5	29.1	41.2	33.8	31.6	33.9	43.6	3.5	2.3	3.1	3.4	3.3	0.7	0.8	0.6	1.4	2.0	6.5	14.4	5.2	5.5	6.2	
6 豊かなことごとからだ	31 スポーツ・レクリエーション活動の振興	13.0	17.1	23.4	23.1	13.0	33.8	28.4	27.7	28.5	29.8	41.3	36.3	40.2	36.4	45.0	3.6	2.6	2.9	4.1	4.0	1.3	1.1	0.7	1.7	1.9	6.9	14.5	5.1	6.3	6.3
	32 国際交流の振興	12.3	15.8	21.8	21.6	8.7	27.3	22.3	24.8	22.9	23.1	47.3	40.3	41.1	41.0	51.1	4.3	5.2	4.7	5.3	7.2	1.9	2.0	2.4	2.8	3.8	6.9	14.3	5.3	6.4	6.1
	33 男女共同参画社会の推進	13.5	17.1	20.2	18.3	9.6	25.5	22.5	18.8	17.6	18.4	49.1	41.6	49.8	50.1	56.7	3.5	3.9	3.7	3.9	5.6	1.6	1.2	1.4	1.8	2.9	6.9	13.8	6.1	8.5	6.9
	34 市民参加・市民協働の推進	13.1	19.2	25.1	28.6	15.7	29.6	28.7	25.8	27.2	34.0	45.8	33.6	39.2	33.0	39.4	3.7	2.4	1.9	2.4	3.4	1.0	0.7	0.8	0.8	1.3	6.8	15.4	7.3	8.0	6.2
7 つながり	35 広報・広聴活動の充実	15.7				31.3					42.4					3.0					0.7					6.8					
	36 自治・コミュニティ活動の振興	14.0	19.7	25.4	23.9	11.3	32.4	26.1	25.6	24.8	25.7	42.5	36.0	39.1	38.6	49.2	3.3	3.5	3.7	4.0	5.1	1.2	1.0	1.3	1.8	1.7	6.6	13.7	5.0	6.9	7.0
	37 市民ニーズに応える行政運営の推進	23.4	32.8	41.8	46.7	32.5	29.7	24.0	21.1	19.6	26.0	37.6	26.2	28.9	24.4	33.9	2.3	1.3	1.1	1.5	1.3	0.5	0.4	0.2	0.4	0.6	6.5	15.3	6.9	7.4	5.8

政策別にみた重要度の結果グラフ

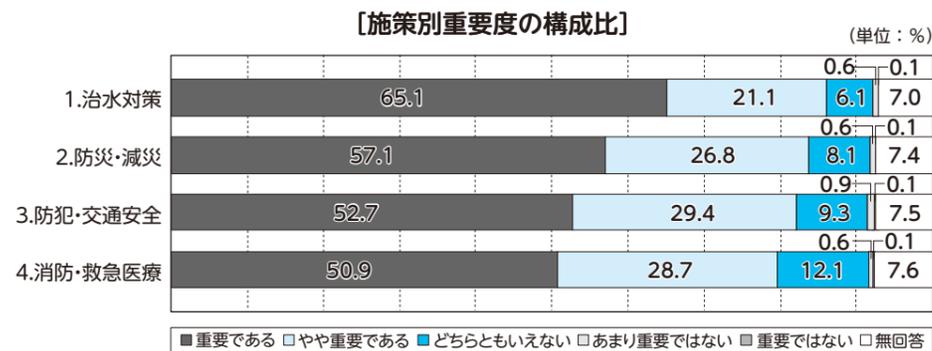
1 安全で安心して暮らせるまちをつくる(安全・安心)

今回の調査で「重要である」、「やや重要である」と回答した割合が最も高い施策は、「治水対策の推進」の86.2%であるが、他の施策においても、「防災・減災対策の推進」(83.9%)、「防犯・交通安全対策の推進」(82.1%)、「消防・救急医療体制の充実」(79.6%)と、概ね80%以上の高い割合となっている。

前回との比較では、「重要」、「やや重要」と回答した人の割合が、全ての施策において上昇している。



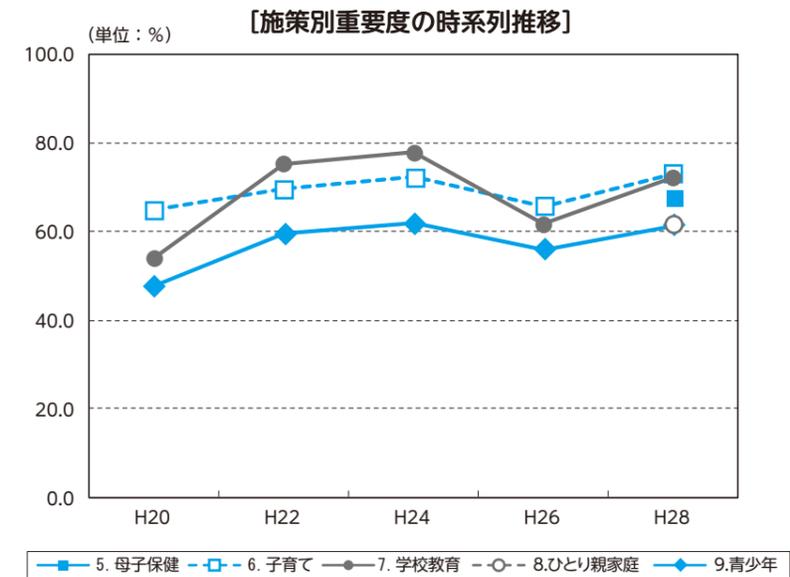
※「重要」と「やや重要」の割合の合計値で計算。



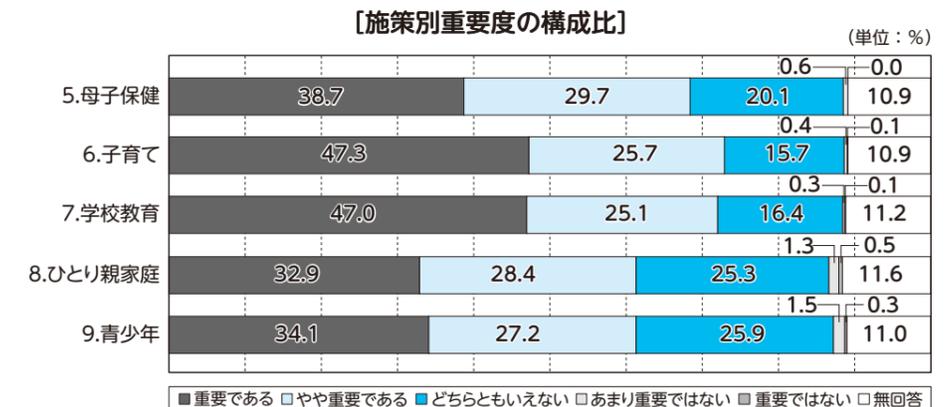
2 子育てのしやすいまちをつくる(子育て)

今回の調査で「重要である」、「やや重要である」と回答した割合が最も高い施策は、「子育て支援の充実」の73.0%となっており、次いで「学校教育の充実」(72.1%)、「母子保健の充実」(68.4%)と続いている。「青少年健全育成の推進」、「ひとり親家庭への支援の充実」はともに61.3%と、他の施策に比べてやや低くなっている。

新規項目を除く前回との比較では、「重要」、「やや重要」と回答した人の割合が、全ての施策において上昇している。



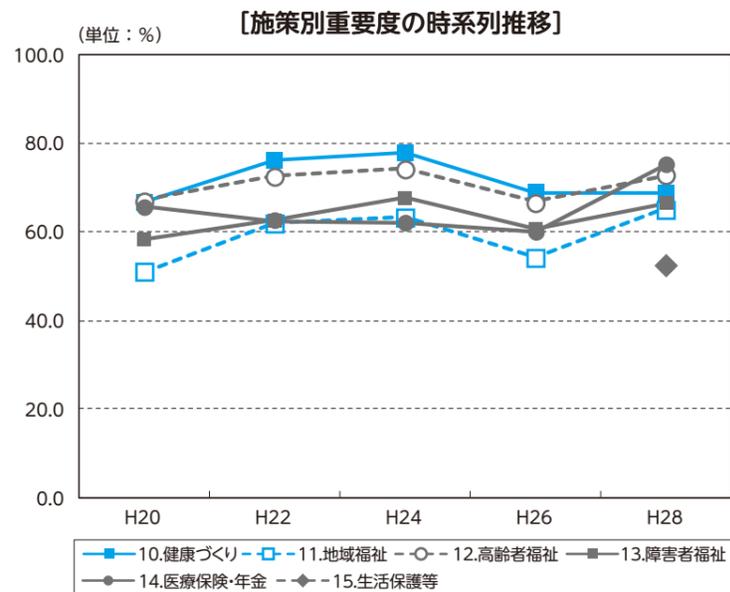
※「重要」と「やや重要」の割合の合計値で計算。



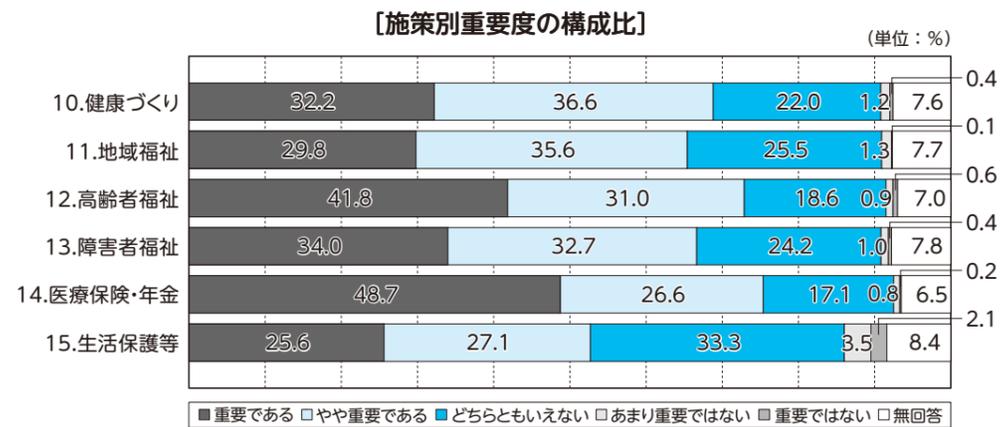
3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる(健やか)

今回の調査で「重要である」、「やや重要である」と回答した割合が最も高い施策は、「医療保険・年金制度の適正運営」(75.3%)となっており、次いで「高齢者福祉の充実」(72.8%)が続いている。一方、「生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施」(52.7%)は、他の施策に比べて重要度が低くなっている。

新規項目を除く前回との比較では、「重要」、「やや重要」と回答した人の割合が、「健康づくりの推進」を除く全ての施策において上昇している。



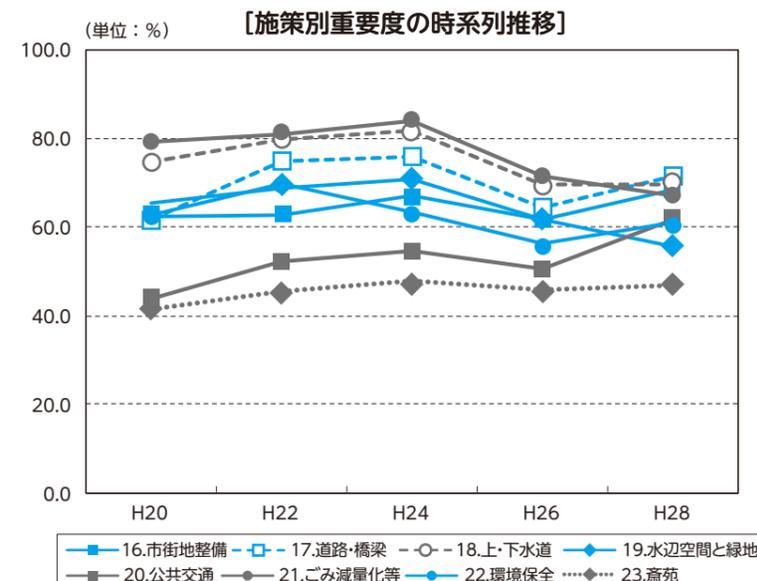
※「重要」と「やや重要」の割合の合計値で計算。



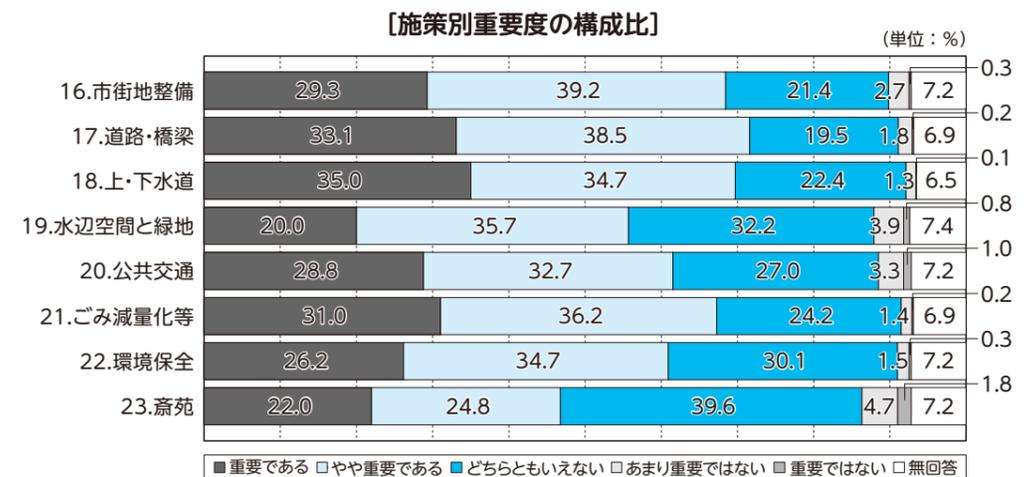
4 便利で快適に暮らせるまちをつくる(便利・快適)

今回の調査で「重要である」、「やや重要である」と回答した割合が最も高い施策は、「道路・橋梁の整備・適正管理」で、71.6%となっており、次いで「上水道の安定供給・下水道の充実」(69.7%)、「市街地整備の推進」(68.5%)が続いている。一方、「斎苑施設の整備」(46.8%)は、他の施策に比べて重要度が低くなっている。その他の施策については、概ね60%前後で同程度の重要度となっている。

前回との比較では、「重要」、「やや重要」と回答した人の割合が、「水辺空間と緑地の充実」、「ごみの減量化と資源化の推進」を除く全ての施策において上昇している。



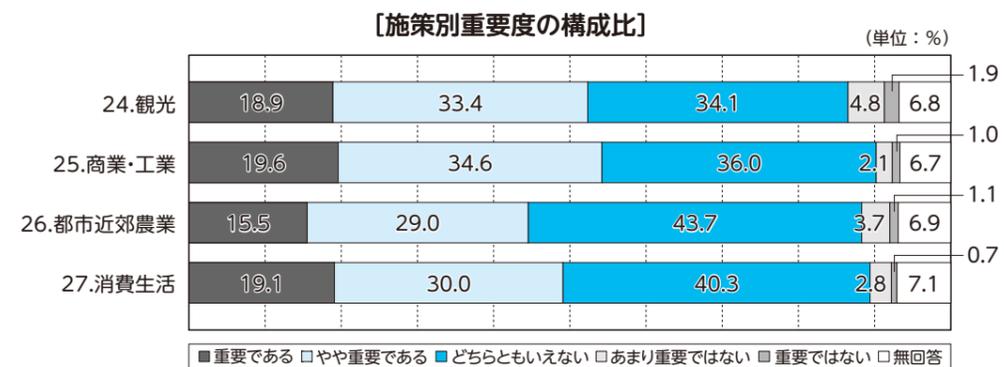
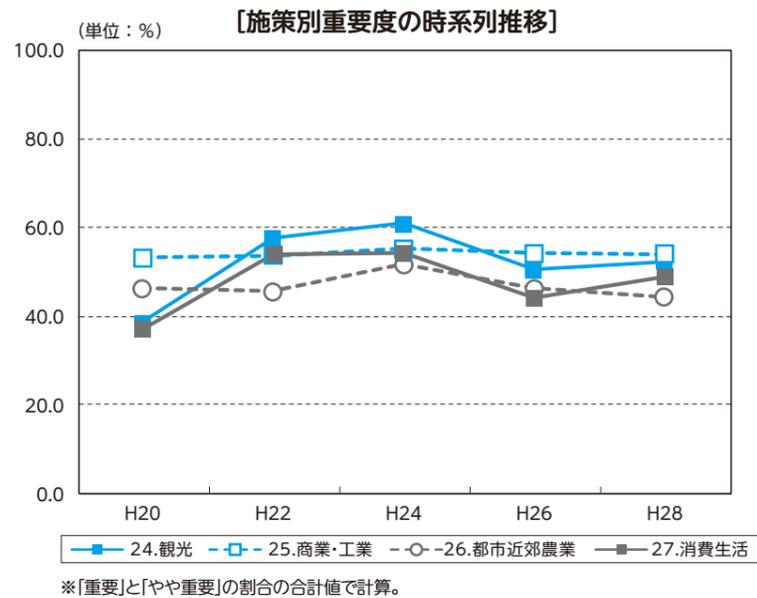
※「重要」と「やや重要」の割合の合計値で計算。



5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる(魅力・活力)

今回の調査で「重要である」、「やや重要である」と回答した割合が最も高い施策は、「商業・工業の振興」で、54.2%となっている。「観光の振興」(52.3%)、「消費生活の擁護」(49.1%)、「都市近郊農業の振興」(44.5%)についても、ほぼ同程度の重要度となっている。

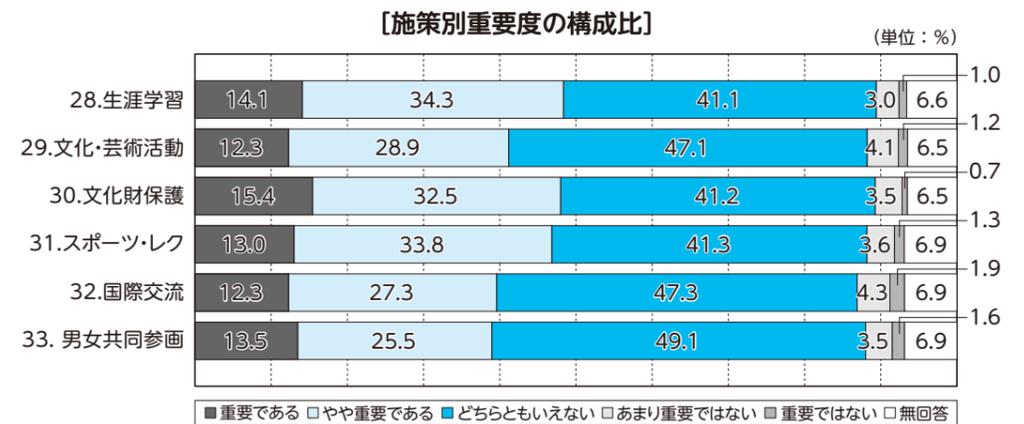
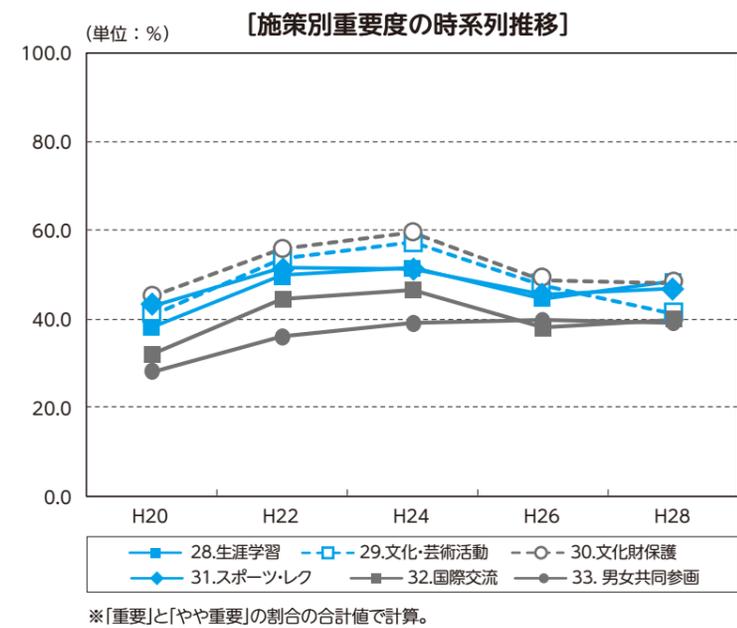
前回との比較では、「重要」、「やや重要」と回答した人の割合が、「観光の振興」、「消費生活の擁護」で上昇しているが、「商業・工業の振興」、「都市近郊農業の振興」で低下している。



6 豊かなこととからだをはぐくむまちをつくる(豊かなこととからだ)

今回の調査で「重要である」、「やや重要である」と回答した割合は、「生涯学習の充実」(48.4%)、「文化財保護の推進」(47.9%)、「スポーツ・レクリエーション活動の振興」(46.8%)が高いが、他の施策も概ね40%程度となっており、ほぼ同程度で並んでいる。

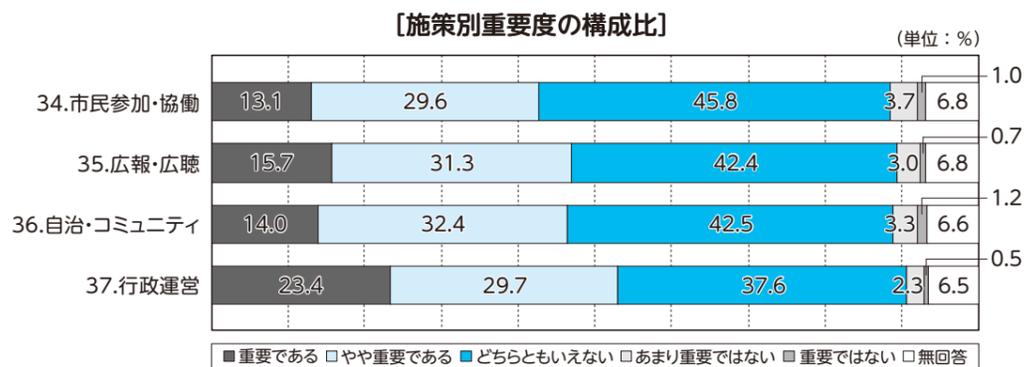
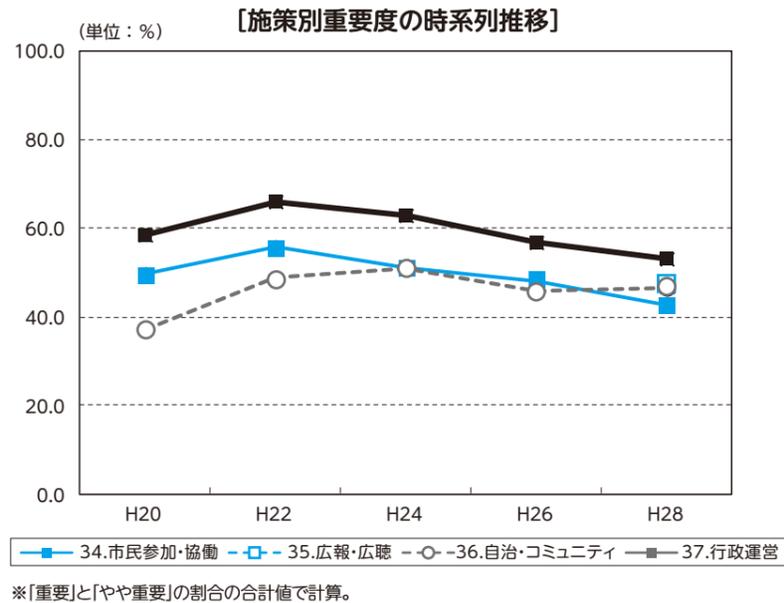
前回との比較では、「重要」、「やや重要」と回答した人の割合が、「生涯学習の充実」、「スポーツ・レクリエーション活動の振興」、「国際交流の振興」で上昇しているが、「文化・芸術活動の振興」、「文化財保護の推進」、「男女共同参画社会の推進」で低下している。



7 つながりを大切にすまちをつくる(つながり)

今回の調査で「重要である」、「やや重要である」と回答した割合が最も高い施策は、「市民ニーズに応える行政運営の推進」(53.1%)となっている。次いで、「広報・広聴活動の充実」(47.0%)、「自治・コミュニティ活動の振興」(46.4%)が同程度の重要度となっている。

新規項目を除く前回との比較では、「重要」、「やや重要」と回答した人の割合が、「自治・コミュニティ活動の振興」で上昇しているが、「市民参加・市民協働の推進」、「市民ニーズに応える行政運営の推進」で低下している。

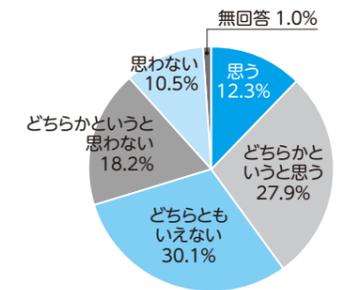


(2) 市の施策に関連する市民の生活実感・行動実態・認知度等

①市民の生活実感

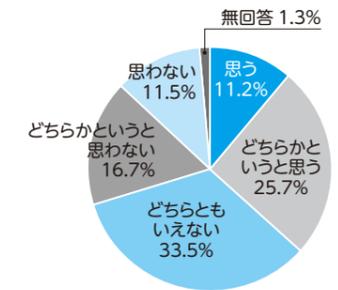
1 市内の道路網が充実

市内の道路網が充実していると思う回答者は12.3%で、どちらかというと思う(27.9%)と合わせた割合は、40.2%を占めている。



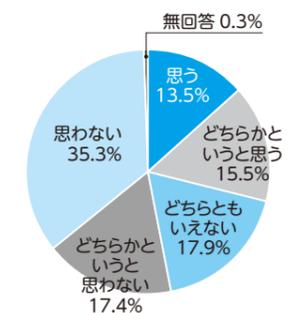
2 良好な水辺空間が保全

市内には良好な水辺空間が保たれていると思う回答者は11.2%で、どちらかというと思う(25.7%)と合わせた割合は、36.9%を占めている。



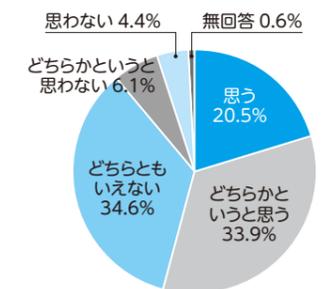
3 大雨による浸水の心配なし

大雨でも自宅には浸水の心配がないと思う回答者は13.5%で、どちらかというと思う(15.5%)と合わせた割合は、29.0%を占めている。



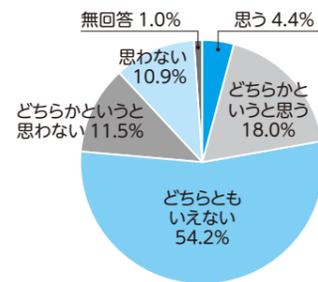
4 広報清須が読みやすい

「広報清須」の紙面は読みやすいと思う回答者は20.5%で、どちらかというと思う(33.9%)と合わせた割合は、54.4%を占めている。



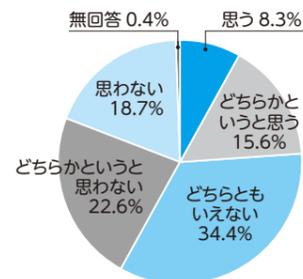
5 市の施策が工夫できている

市の施策全般について、事業効果を高める工夫や、効率的な事業実施の工夫ができていると思う回答者は4.4%で、どちらかというと思う(18.0%)と合わせた割合は、22.4%を占めている。



6 社会全体で男女が平等

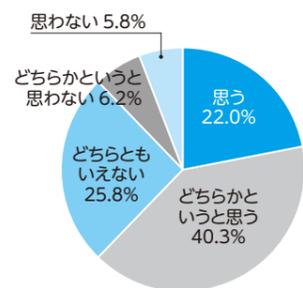
社会全体で男女が平等であると思う回答者は8.3%で、どちらかというと思う(15.6%)と合わせた割合は、23.9%を占めている。



7 青少年が健全に成長

同一世帯に20歳未満の子どもがいる方で、身近にいる20歳未満の子どもが健全に成長していると思う回答者は22.0%で、どちらかというと思う(40.3%)と合わせた割合は、62.3%を占めている。

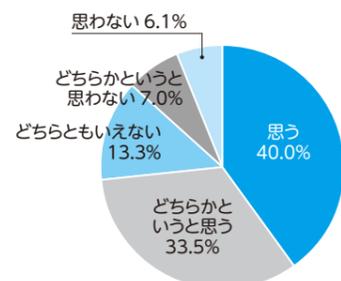
※回答割合は、全回答数(1,353)から無回答の数(802)を除いた値を分母として算出。



8 ご自身が元気である

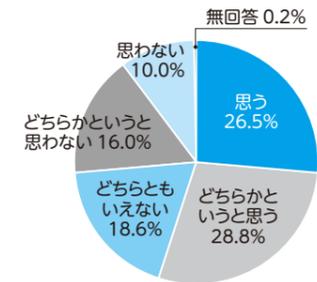
65歳以上の方で、自身が元気であると思う回答者は40.0%で、どちらかというと思う(33.5%)と合わせた割合は、73.5%を占めている。

※回答割合は、全回答数(1,353)から無回答の数(798)を除いた値を分母として算出。



9 睡眠による休養が十分

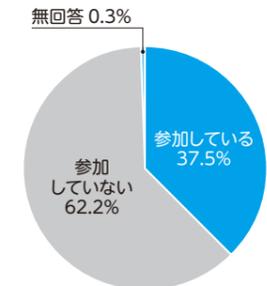
ふだんから睡眠による休養が十分にとれていると思う回答者は26.5%で、どちらかというと思う(28.8%)と合わせた割合は、55.3%を占めている。



②市民の行動実態

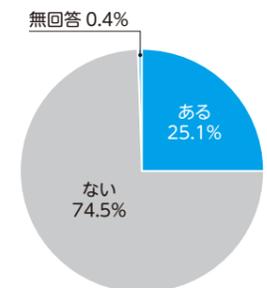
1 ブロック・自治会活動への参加

住んでいる地域でのブロックや自治会等の活動に参加している回答者は37.5%となっている。



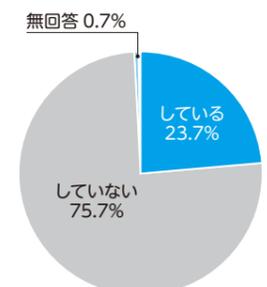
2 市の取り組みへの参加

これまでボランティアや会議等を通じて、市の取り組みに参加したことがある回答者は25.1%となっている。



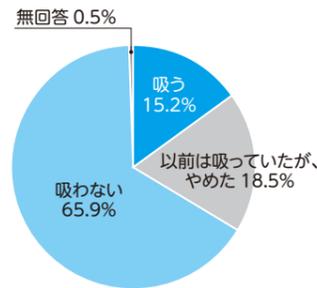
3 スポーツ・レクリエーション活動

週に1回以上のスポーツ・レクリエーション活動をしている回答者は23.7%となっている



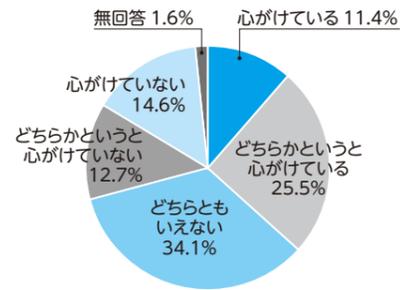
4 たばこ

たばこを吸う回答者は15.2%となっている。



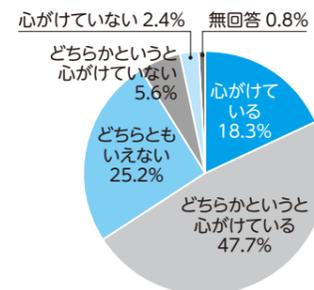
5 地産地消

地産地消を心がけている回答者は11.4%で、どちらかという心がけている(25.5%)と合わせた割合は、36.9%を占めている。



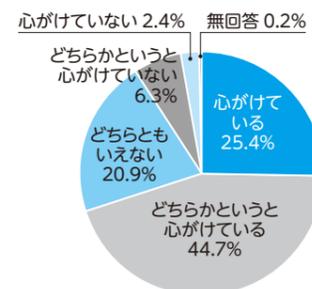
6 地球環境への負担軽減

地球環境に負担をかけないように心がけている回答者は18.3%で、どちらかという心がけている(47.7%)と合わせた割合は、66.0%を占めている。



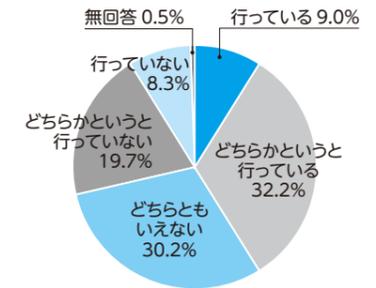
7 健康的な生活習慣

ふだんから健康的な生活習慣を心がけている回答者は25.4%で、どちらかという心がけている(44.7%)と合わせた割合は、70.1%を占めている。



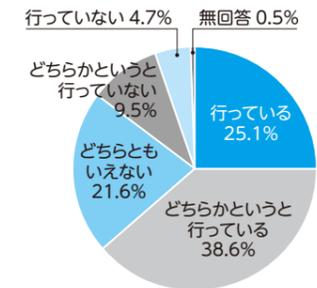
8 災害への備え

日ごろから災害への備えを行っている回答者は9.0%で、どちらかという行っている(32.2%)と合わせた割合は、41.2%を占めている。



9 住宅侵入盗への備え

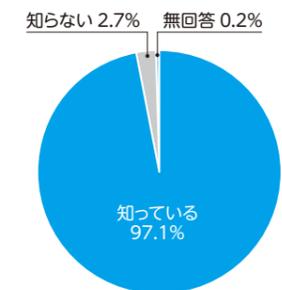
日ごろから住宅侵入盗への備えを行っている回答者は25.1%で、どちらかという行っている(38.6%)と合わせた割合は、63.7%を占めている。



③市民の認知度

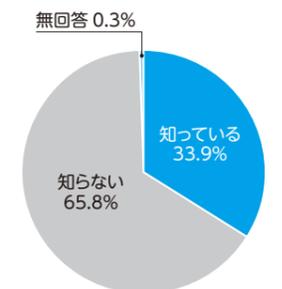
1 きよす あしがるバス

「きよす あしがるバス」を知っている回答者の割合は、97.1%となっている。



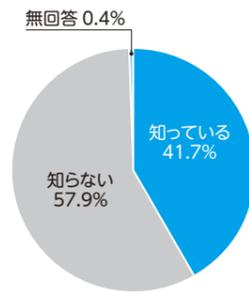
2 市の消費生活相談窓口

市の消費生活相談窓口を知っている回答者の割合は、33.9%となっている。



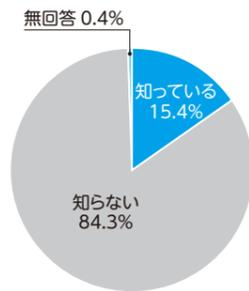
3 民生委員・児童委員の活動

住んでいる地域での民生委員や児童委員の活動を知っている回答者の割合は、41.7%となっている。



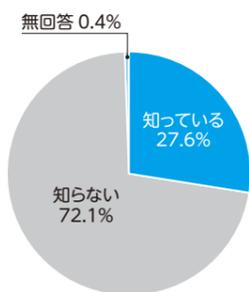
4 人権擁護委員の活動

住んでいる地域での人権擁護委員の活動を知っている回答者の割合は、15.4%となっている。



5 国際交流の講座・イベント

市や国際交流協会が実施する国際交流に関する講座・イベント等を知っている回答者の割合は、27.6%となっている。



9. 「清須市第2次総合計画市民説明会～新たなステージのまちづくり～」の開催概要

I 開催内容

(1) 日時・場所

平成 28 年8月 27 日（土）午後1時～
春日公民館大ホール

(2) 目的

清須市の誕生から11年目を迎える現在、これまで築き上げてきたまちづくりの基盤を活かしながら、未来に向かって更なる前進を図っていくため、市では「清須市第2次総合計画」の策定作業を進めている。

その一環として、清須市を取り巻く現状を踏まえ、「清須市第2次総合計画」で描く将来のまちの姿や、その実現に向けて今後展開していく市の施策について、情報発信と市民の皆様との対話を通じて、今後の市の発展に向けた想いを市民の皆様と共有していくため、市民説明会を開催する。

(3) 参加者数

191人
一般：112人、市政推進委員・総合計画審議会委員・市議会議員：29人、
職員（他市町の職員を含む）：50人

(4) プログラム

午後1時	開会
午後1時～午後1時12分	あいさつ(加藤市長)
午後1時12分～午後1時25分	映像で振り返るこれまでのまちづくり
午後1時25分～午後1時53分	記念講演 テーマ：行政運営への市民満足度の活かし方 講師：愛知大学地域政策学部教授(清須市総合計画審議会会長) 野田 遊 氏
午後1時53分～午後2時25分	清須市第2次総合計画(案)の説明 テーマ：新たなステージのまちづくりについて 説明者：清須市長 加藤 静治
午後2時25分～午後2時55分	質疑応答
午後2時55分	閉会

II 主な質疑応答の内容

Q1

市民が行政に対する関心と理解を深める上では、行政が適切な機会を捉えて情報発信することが一番重要ではないか。

A1(野田教授)

行政が適切なタイミングで、適切な情報を提供することは非常に重要である。

あわせて、市民が判断できる情報ということが重要であるため、市民も普段から関心を持って学んでいくということが必要である。

Q2

大規模なイベントを開催できる大きな施設がないため、国や県レベルの交流を見据えて、大きな施設を作ることも必要だと思うが、どのように考えているか。

A2(加藤市長)

合併により誕生した清須市では、その効果を生かすため、市内の各種公共施設を、できる限り市民の皆様が共同で使っていただくことにより、維持管理等に係るコストを抑えながら、進展する高齢社会に備えて財源を回していくことに取り組んできたところである。

一例として、新川体育館も、その利用者が、他施設の利用が可能かどうかを十分に調査した上で、廃止したところである。

県レベルの大規模なイベントでは、会場が不足することがあるかもしれないが、今ある施設を活用して、近隣市町の方々などとは、様々な面で、できる限り交流活動をしていただきたいと考えている。

Q3

2027年のリニア中央新幹線の開業を、具体的にはどのように、まちづくりに生かしていくのか。

A3(加藤市長)

リニア中央新幹線の開業による効果を最大限に取り込むため、交通利便性の良さや、他にはない清洲城、朝日遺跡といった歴史的資源を生かしていくことに加え、観光分野では特に「連携」を重視して、行政や一部の市民だけではなく、様々な主体が連携して、相乗的な効果が発揮できるような仕組みづくりを進めたいと考えている。

現在できあがりつつあるボランティアによる武将隊など、皆様から知恵をいただきながら、今ある清須市の魅力に磨きをかけるとともに、商工会や観光協会といった様々な団体と連携して、見る、食べる、体験するなど様々な要素を組み合わせ、観光に磨きをかけていくことが、2027年を見据えて、人を呼び込むことにつながると考えている。

新しいハード事業ではなく、今ある清須市の魅力を、市民の皆様協力をいただきながら、さらに磨きをかけていくことが必要である。

Q4

清須市では新1年生にランドセルを支給しているが、辞退される方や使用していない方、6年間使用している方の割合はどれくらいか。辞退される方や使用していない方が多い場合、見直しは考えていないか。

A4(加藤市長)

ランドセルの支給については、合併の際に様々な面から協議を行っており、現在まで支給を続けている。辞退される方や使用していない方は少ないと認識しており、定着していると考えている。

Q5

農地の無秩序な開発が見られるが、農地の保全をどのように考えているか。

A5(加藤市長)

市街化調整区域の中にも、様々な用途が混在している状況ではあるが、将来的にはその土地にふさわしい土地利用を進めていく必要がある。

清須市において農地は限られた緑地であり、豊かな自然としてはもちろん、防災上の観点などから、大切に保全をしていかなければならないと考えている。

Q6

人口の減少局面を迎える中で、清須市が特に力を入れるべきことは何か。

A6(野田教授)

これから担っていく若い方たちが、清須市に定着することが重要であり、そのためには子育て支援と教育が非常に重要な政策分野だと考えている。

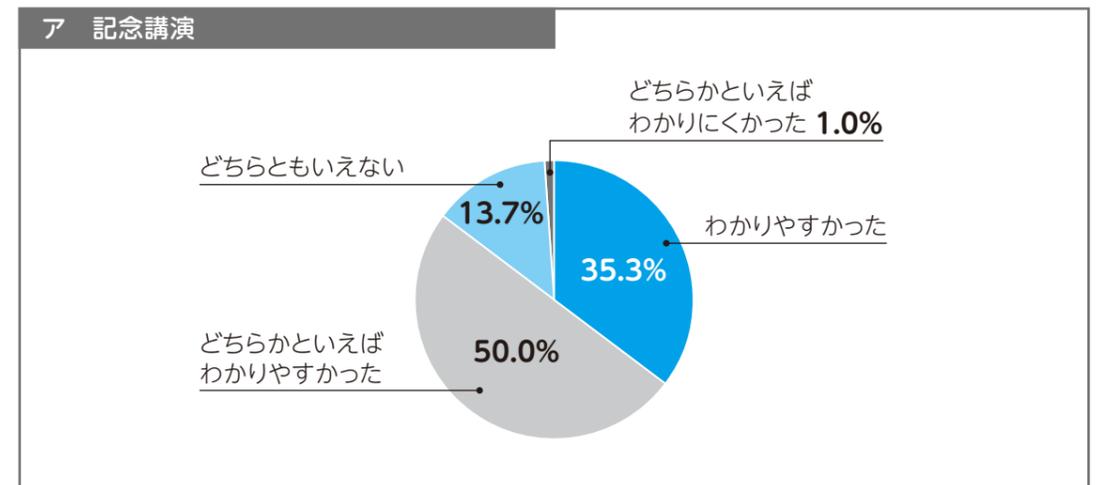
とりわけ子育て支援にしっかりと取り組むことで、若い方たちが他都市から流入するような地域にしていける必要がある。

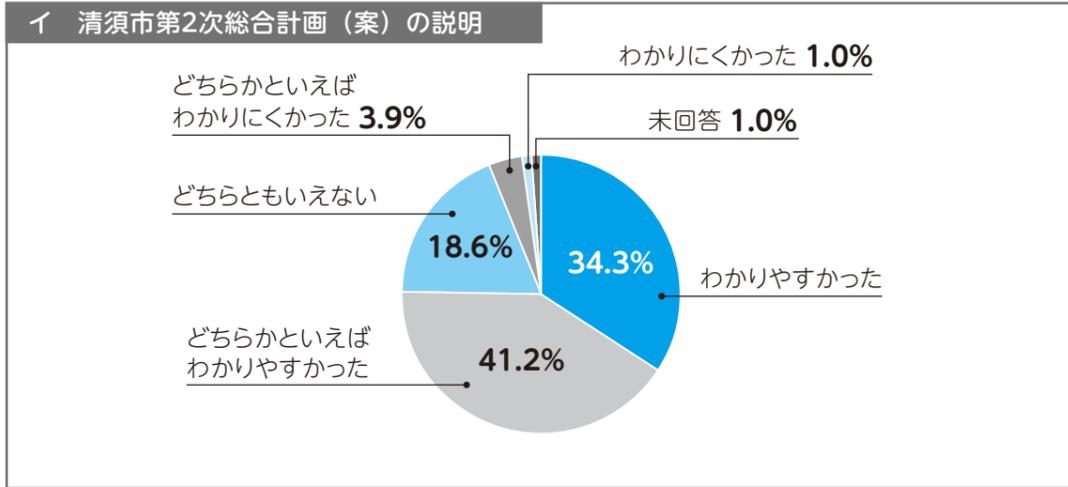
清須市は非常に恵まれた環境にあり、モデルになるような地域であるため、先進的な取り組みを期待したい。

Ⅲ 参加者へのアンケート

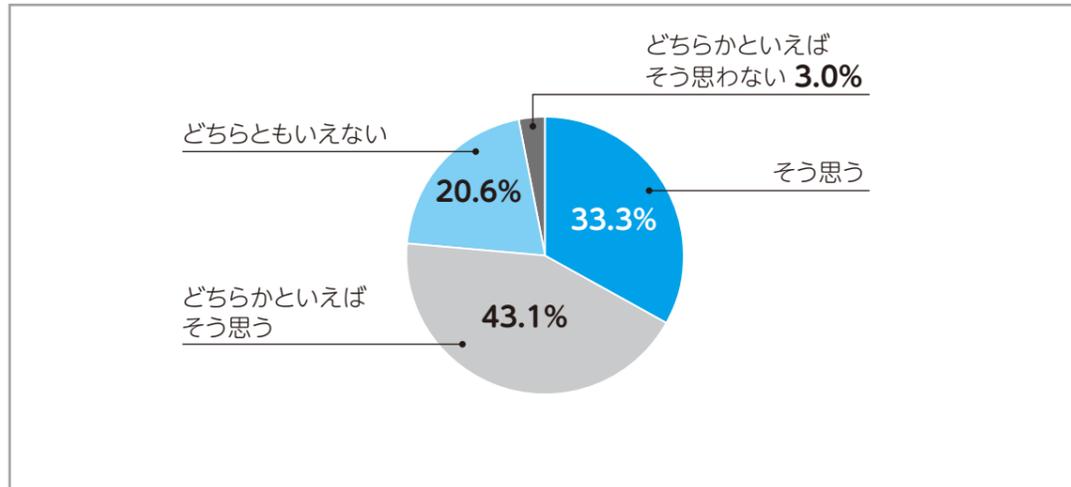
- (1) 回収数
102通
- (2) 集計結果

① 市民説明会の内容は、わかりやすかったですか。

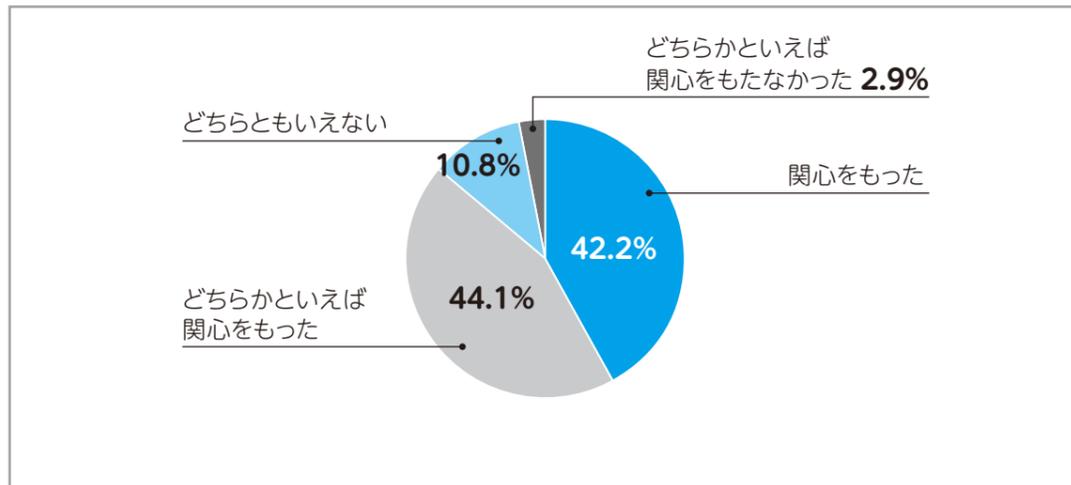




② 清須市第2次総合計画（案）は、共感できる内容だと思いますか。



③ 市民説明会を聞いて、清須市の行政運営に関心を持ちましたか。



(3) 清須市第2次総合計画（案）や市民説明会の内容などについての主な意見

[清須市第2次総合計画（案）関係]

- 市民満足度の活かし方以前の問題で、ES（職員の満足度）はどうでしょうか。
- 「市民満足度の向上」という大きな指標を設定し、その向上を目指して計画を推進するという方向性が分かりやすく、市民の理解を得られやすいと思う。また、市民の議論の「ものさし」としても活用できるなど、様々なメリットが感じられた。
- 市民と市職員の連携を具体化してください。ネットでの意見募集で済みと考えるまい。
- 介護や健康保険など、市独自で解決できない問題が多い。国・県への提言が必要だと思います。
- 市民がもっと清須市の歴史を知らなくてはいけないと思う。
- 事業実施の透明化の推進と、情報の開示をお願いします。
- 行政やその施策に関心のない人に対して、連携をどのようにしていくのか。具体的な対策の実現を望みます。

[市民説明会関係]

- 質疑応答が市民対行政という構図になってしまっていて、「連携」の可能性が感じられなかった。
- 総合計画について市民に向けた説明会を開催することで、「市民との協働・連携」を目指した市の姿勢が感じられた。
- このような機会が今後もあった方が良くと思います。

10. パブリック・コメントの結果概要

I 実施期間

平成28年9月30日（金）から10月31日（月）まで（32日間）

II 意見提出通数

提出通数		7通
提出方法	窓 口	1通
	投函箱	3通
	郵 送	0通
	ファクシミリ	3通
	電子メール	0通

III 意見総数

意見総数		37件
内 容	(1) まちづくりの方向性	12件
	(2) 防災・減災対策	1件
	(3) 防犯・交通安全対策	4件
	(4) 高齢者福祉	7件
	(5) 生活保護・生活困窮者自立支援制度	1件
	(6) 道路・橋梁の整備・適正管理	2件
	(7) 公共交通	4件
	(8) 水辺空間と緑地	1件
	(9) 環境保全	2件
	(10) 観光	1件
	(11) 都市近郊農業	1件
	(12) 自治・コミュニティ活動	1件

IV 意見の内容とそれに対する市の対応

(1) まちづくりの方向性

番号	意見	意見に対する市の対応
1	リニアが開通すると、清須市は東京1時間圏内となるが、市内に9か所ある鉄道駅周辺は閑散としており、活気がないので、交通至便の観点から、具体的な計画を示すべきではないか。	第2次総合計画で掲げる、新たな目指す将来像「水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市」は、リニア中央新幹線の開業を契機として、更なる活性化が期待される名古屋大都市圏の中で、豊かな水辺空間を生かして、自然と調和した安心・快適な暮らしを基盤としつつ、地域全体に活気が満ち溢れ、市民のみならず訪れる全ての人が元気なまちの姿を表しています。
2	リニア中央新幹線整備事業について、環境・自然破壊が懸念されるのに、利便性のみが強調されているように思う。	合併から10年間で築き上げてきたまちづくりの成果を基盤としながら、更なる発展を遂げるため、目指す将来像の実現に向けた取り組みを進めてまいります。
3	第2次総合計画は、これから2024年までのもので、名古屋市との合併を検討しないことは当然です。新市庁舎も完成間近です。伝統を生かした、新しい清須をつくりましょう。	

4	一人でも多くの方が、清須市に住んで良かったと思える都市になってほしい。	
5	他の都市に住む友人、知人に自慢できる都市になってほしい。	
6	計画の進捗を数値や指標で表すのは分かりやすいが、目標値が良い事項は上昇、悪い事項は減少とするのは当然で、それが達成できれば良いというわけではない。また、満足度が良かった、悪かったというだけでは市民としては満足できない。	第2次総合計画では、基本構想で掲げる7つの政策(施策の指針)のもとに、その実現に向けて清須市が中期的に取り組む施策を体系的に整理し、施策単位で目標となる「目指す姿」を設定しています。 その上で、「目指す姿」にどこまで近づいているかを測るための指標である「達成度指標」を設定して、着実にその進捗を図りたいと考えており、指標の中でも市民満足度は、施策に対する市民の評価を客観的に把握するための重要な指標であると考えています。 指標を基軸として、施策の進捗状況をより分かりやすい形で情報発信することにより、数値の変化だけではなく、市民の皆様にもまちづくりの成果を実感していただけるように努めてまいります。
7	市民の声をもとに市政を進めてください。国や県の政策との矛盾が出てくることもあるでしょうが、市民とともに第2次総合計画を進めてください。	第2次総合計画は、市民参画会議や市民説明会など、市民意見の反映に努めながら策定を進めてきました。 幅広い層の市民の皆様からご意見をいただき、問題意識を共有する中で、清須市の新たな基本理念として「連携」を加えています。 これに基づいて、世代や地域、官民の枠を超えて、幅広い層の市民・企業との交流や連携、協働を促進し、市の総合力を高めるまちづくりを進めてまいります。
8	基本計画の37の施策全てにコメントすることは無理ですが、計画の実施にあたっては、市民の声をもとに進めてください。あわせて、地域・世代ごとなどで、市民との懇談会をどんどん開いていただきたい。	
9	清須市が誕生して10年余、新庁舎の完成が近づいている中、市民本位の市政を望みます。名古屋市との合併は望んでいません。	
10	市職員と一般市民が知恵を出し合える関係の構築を具体化してほしい。	
11	国の言いなりではなく、国政に対してしっかりとものを言う努力をしてほしい。	国の制度等に関しては、市長会などを通じて、国に対して必要な働きかけを行ってまいります。
12	税収について、固定資産税のウェイトが大きいのはなぜか。	平成26年度の全国市町村の普通会計決算においては、市税のうち固定資産税の占める割合は41.6%となっており、清須市においては大規模な企業が立地していることなどから、46.1%と若干高い割合となっています。

(2) 防災・減災対策

番号	意見	意見に対する市の対応
13	西枇杷島地域では、10数年前の東海豪雨のことを忘れることはありません。今、この地域の人々は、どこに避難すべきか明確にしてほしい。	平成12年9月に東海豪雨を経験した本市においては、「安全で安心に暮らせるまちをつくる」ことを目指して、災害に強いまちづくりを進めていますが、近年の気候変動などにより、再び自然災害が起こらないとは限りません。 このため、第2次総合計画では、東海豪雨の記憶を風化させることなく、「減災」の理念が行政・市民に徹底され、災害への備えが充実することを旨として、取り組みを進めたいと考えています。 市が定める避難所等については、「水害対応ガイドブック」等により、より分かりやすい形での情報発信に努めてまいります。

(3) 防犯・交通安全対策

番号	意見	意見に対する市の対応
14	駐輪場の有料化はやめるべきです。住民サービスが低下します。	自転車等駐車場の有料化は、自転車等駐車場の維持管理を公共サービスとして行うことで、利用者と非利用者間で不公平感が生じていたことなどから、利用者にとって一定程度の受益負担をお願いするものです。 また、有料化と放置禁止区域の設定を一体的に行うことで、鉄道駅周辺等における安全で快適な環境が確保できると考えています。
15	JR枇杷島駅に有料の自転車駐車を新設する計画だと聞いたが、有料化しても市民の負担が増えて、市の財政が潤うわけではなく、東京の業者が儲かるだけで、計画を中止すべき。	
16	政策4「便利で快適に暮らせるまちをつくる」はそれぞれが大切ですが、駅前から自前の自転車駐輪場を撤去して、業者の思いどおりの有料駐輪場にするのが、「便利で快適に暮らせるまちをつくる」こととはどうしても思えません。	
17	JR枇杷島駅の自転車駐輪場は立派なものです。これを壊して有料の駐輪場にするのは考えられません。再考をお願いします。	

(4) 高齢者福祉

番号	意見	意見に対する市の対応
18	介護保険料の段階を、名古屋市や岡崎市のように10段階から14段階にしてほしい。	介護保険の第1号被保険者の保険料は、低所得者等に配慮し、負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて、標準的には9段階の段階別設定とされています。 本市では、平成27年度から平成29年度までの「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」において、10段階の保険料段階を設定しており、負担能力に応じた公平な保険料設定であると考えています。
19	清須市の事業ではありませんが、介護保険の改悪は許せません。介護保険の改悪で、要支援切り捨て、要介護1・2の家事支援切り捨てや、福祉用具の保険ははずしが言われています。施策303「高齢者福祉の充実」は、市民の不利益にならないよう、強力に進めてください。また、医療・福祉の改悪をやめるよう、国に声をあげてください。	清須市においても、2015(平成27)年に高齢化率が23.0%となるなど、超高齢社会を迎えています。 その中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築するなど、高齢者福祉の充実に努めてまいります。 また、市長会などを通じて、国に対して必要な働きかけを行ってまいります。
20	市内巡回バスの料金を75歳以上は無料にしてほしい。	現時点では、コミュニティバス「あしがるバス」の75歳以上の無料化や敬老パスの実施、敬老無料自転車駐輪場の設置は考えておりません。 第2次総合計画に基づいて、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる」ことを目指して、在宅生活への各種支援などを通じて、高齢者福祉の充実に努めてまいります。
21	名古屋市の「敬老パス」に相当する制度を作してほしい。	
22	名鉄新清洲駅に「敬老無料自転車駐輪場」を作してほしい。	
23	北名古屋市には高齢者にタクシーチケットを支給する制度があるが、清須市は名古屋市と合併をしなくても、高齢者が喜ぶ制度を作してほしい。そして、高齢者が「清須に住みたい」と憧れるような第2次総合計画を作してほしい。	
24	高齢福祉について、健康寿命を維持するための施策が見えない。	施策303「高齢者福祉の充実」では、高齢者が生涯現役として働き、暮らしていける元気なまちの実現を目指しています。 その実現に向けて、官学連携による介護予防のための取り組みなどにより、介護予防・認知症施策を推進してまいります。 また、シルバー人材センターへの支援などにより、生きがいづくり・社会参加の推進を図ってまいります。

(5) 生活保護・生活困窮者自立支援制度

番号	意見	意見に対する市の対応
25	生活保護の増加が気になるが、具体的な施策は。	全国的に生活保護受給者数は増加傾向にあり、本市においても増加傾向で、特に高齢者世帯の増加が顕著となっています。 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度を適正に実施し、生活困窮者のセーフティネットの確立に努めてまいります。

(6) 道路・橋梁の整備・適正管理

番号	意見	意見に対する市の対応
26	清須市内を自転車で回りますと、まず自転車専用道がありません。専用道を計画的に作ることを希望します。また、歩道の段差が多いことが目立ちますので、整備をお願いします。	現時点では、自転車専用道の整備は考えておりませんが、危険箇所への歩道の設置など、歩行者が安全に歩道を通行できるような環境整備を進めるとともに、自転車の交通ルールの徹底などに努めてまいります。
27	車歩道の整備、特に自転車対策が必要ではないか。	

(7) 公共交通

番号	意見	意見に対する市の対応
28	市内巡回バスの料金を乗車1回100円から、1日乗車100円にしてほしい。	コミュニティバス「あしがるバス」については、ワンコインという利用のしやすさ・わかりやすさや、受益と負担の公平性を図る観点から、乗車1回100円の料金をお願いしているところです。 現時点では、1日乗車100円の実施は考えておりませんが、平成28年4月からは、利用者の利用状況に応じた利便性を高めるため、一日乗車券(200円)を導入したところであり、引き続き、多くの市民の方に利用していただけるような取り組みを進めてまいります。
29	「あしがるバス」の運行について、せめて1時間に1本の運行をしてほしい。	コミュニティバス「あしがるバス」の運行経費については、その大部分を市の一般財源で賄っていることから、持続可能な運営にも配慮しながら、引き続きルート・ダイヤの最適化に努めてまいります。
30	買い物難民の対策を考えてほしい。	第2次総合計画では、コミュニティバス「あしがるバス」を中心とした公共交通網の充実により、市内移動の利便性を高めていくことを目指しています。
31	住民の、特に高齢者の買い物をどう保障していくかの施策がほしい。	引き続き、「あしがるバス」が買い物を含む日中の市内移動に係る交通手段としての役割を果たせるように努めてまいります。

(8) 水辺空間と緑地

番号	意見	意見に対する市の対応
32	5月と9月の美化デーの際に、公園や河川の草取りをしますが、草に土がついたままごみ袋に入れる人がいます。 経費節減のためにも、そのような草は出さないか、肥料として公園に置いておくのかを徹底してほしい。	経費節減を意識しながら、河川環境美化活動に取り組んでまいります。

(9) 環境保全

番号	意見	意見に対する市の対応
33	施策407「環境保全の推進」は、外町地区の在住者にとって、特に悪臭対策の強化をしてください。	モニター調査などにより臭気の把握に努め、関係機関との連携を強化しながら、悪臭対策に取り組んでまいります。
34	太陽光発電導入への支援はあるが、耐久年数を過ぎた時の廃棄処理はどうなるのか。	太陽光発電設備の廃棄については、他の廃棄物と同様、法令に基づいた適正な廃棄をお願いしています。市としても国の動向などを注視して、適切な対応に努めてまいります。

(10) 観光

番号	意見	意見に対する市の対応
35	観光施策が弱いと思います。清洲城のみではなく、一休庵、飴茶庵、みずとびあ庄内、夢の森公園などの充実とPRや、新たなスポットが必要ではないか。	リニア中央新幹線の開業を更なる観光客増加の機会と捉えて、個々の観光資源の魅力を相乗的に高め、地域全体として魅力ある観光の振興に取り組んでまいります。

(11) 都市近郊農業

番号	意見	意見に対する市の対応
36	農業人口、耕地面積の減少に対して、対策が必要ではないか。	新規就農者への支援や農業体験塾の開催などにより、農業の新たな担い手の育成と耕作放棄地対策に取り組んでまいります。

(12) 自治・コミュニティ活動

番号	意見	意見に対する市の対応
37	コミュニティの現状がよく分からないので、住民にコミュニティ組織の周知が必要ではないか。	自治・コミュニティ活動の活発化を図るためにも、市民の皆様が自治・コミュニティ活動に対して関心を持っていただけるよう、積極的に情報発信を行ってまいります。

11. 清須市第2次総合計画の策定について(答申)

平成28年11月10日

清須市長 加藤 静 治 様

清須市総合計画審議会
会長 野 田 遊

清須市第2次総合計画の策定について(答申)

平成27年9月27日付け27清須企第112号で諮問のありました、清須市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画の策定について、行政運営の基本的な指針として、長期的な視点に立ち、本市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定める観点から、当審議会において慎重に調査審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本答申とあわせて、清須市の新たな基本理念として定める「魅力」及び「連携」のもとに、名古屋大都市圏に位置する恵まれた立地と歴史的資源を活かして、真に「魅力」あるまちづくりを進めるとともに、計画の策定過程において実施した「市民参画会議」や「市民満足度調査」等における市民の意見等を十分参考にするなど、市民とのつながりを大切にした市政運営に努められるよう希望します。



発行／清須市
愛知県清須市須ヶ口1238番地
編集／清須市企画部企画政策課
